

中部地方整備局

公共事業における 色彩・デザイン指針

【第1版】



国土交通省
中部地方整備局
《平成27年12月》

【目次】

序章	改善とは機能的で優美であること	0-1
第1章	中部地方整備局の景観検討における指針の位置づけ	1-1
第2章	未来を拓く中部の景観づくり「実践編」 ～中部地方整備局所管公共事業における景観検討の実施要領～	2-1
	中部地方整備局が策定するものであり、景観に配慮した社会資本整備による中部地方の良好な公共空間の形成に向けて、適切な景観検討を実施するための具体的な手順、手法および参考となる知見等を示すものである。	
第3章	新設・改築における色彩・デザイン指針 ～あるべきものが あるべきところに あるべき色彩で～	3-1
	新設・改築における公共事業において、少なくとも間違った色彩の選定を回避し、景観全体のレベルアップを図ることを目的とするものである。	
第4章	小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針 ～あるべきものが あるべきところに あるべき色彩で～	4-1
	日常的に生じる維持管理をはじめ、今後想定される構造物のメンテナンス、災害において生じる被害に対し、効率的かつ迅速に修繕や復旧を行うなかで、対象地域の景観の維持、向上を図ることを目的とするものである。	
参考資料		参考-1





序 章

改善とは機能的で優美であること



はじめに

景観デザインの基本は「風土と伝統を活かして未来をつくる」ことにある。景観はその国の民度を現し、美しい環境・景観は幸せな暮らしの基盤となる社会的共有資産であり、次世代へ引き継がれていくものである。

わが国の景観の現状は、ここに至った様々な経緯と問題があり、その解決には大きく二つの課題がある。先ずわが国に相応しい目指すべき大景観のビジョンを明確に示すこと、次にそのビジョンに法って身近な暮らしの景観を具体的に改善することである。その要素は広く公共の空間を構成する対象と、民間の空間を構成する建築物・付属物がある。だが景観は人の視覚範囲の全てであり、本来は行政区画も何の境界もなく、領域分野を超え連携し、両者を総合的に一体として捉えることが前提になる。

中部地方整備局では、平成6年「公共空間のデザイン」、平成8年「シビックデザイン」の出版をはじめ、その後も幾つかの節目となる景観対策を段階的に続け、景観の向上を目指してきた。この度は「デザイン・色彩」について、景観アドバイザー会議で議論を重ね、基本となるあり方を、より具体的に提示したものである。

わが国の景観の現状は、都市的環境と田園・自然環境が無秩序に広がる混乱した状態にあり、暮らし環境の乱雑な景観、街並み・電柱や看板などの雑然とした状況は、文化国家として、観光立国としても改善すべき大きな課題である。

わが国の文化は古来自然と共存の調和を旨とし、基底となる縄文文化の上に弥生文化が、さらに大陸文化の影響を受けながら、室町時代には、わが国独自の簡素・抽象的で深遠な造形文化に到達した。世界に先駆けたその造形文化は、江戸期まで都市・田園・造園・橋梁・建築・地域産業・芸術全般に行き渡り、世界から賞賛され、多くの影響をも与えてきた。しかしその美意識は明治の近代化、殖産興業、人口増加による野放図な大地の利用により著しく変貌し、伝統文化の拠り所も希薄になり、景観においても混迷の度合いを深めて来た。

景観デザインには物理的機能と同時に、人の生理的・心理的・哲学的側面を満たす機能がある。それは幸せな社会生活に必要不可欠なものであり、今後の取り組みの基本は、まさに「改善とは機能的で優美であること」に尽きる。

国土交通省関連の事業は、わが国の景観に範を示す役割があり、省庁分野の枠を超え、景観デザインの総合的な取り組みが一層進展することを期待したい。

中部地方整備局 景観施策アドバイザー会議 座長 林 英光

色彩・デザイン

景観を構成する社会資本の色彩・デザインに取り組むにあたり、幾つかの要点を述べる。景観デザインは、取り巻く環境全体を俯瞰し、対象の位置づけを確認することから始まる。デザインは単に色彩や形態のことではなく、まず思想や機能の根拠を元に最終成果が環境全体と調和することにある。

公共環境の色彩・デザインは中庸の調和を追求することである。中庸のデザインとは無難・平凡ではなく、高度な感性を要するデザインの真髄である。

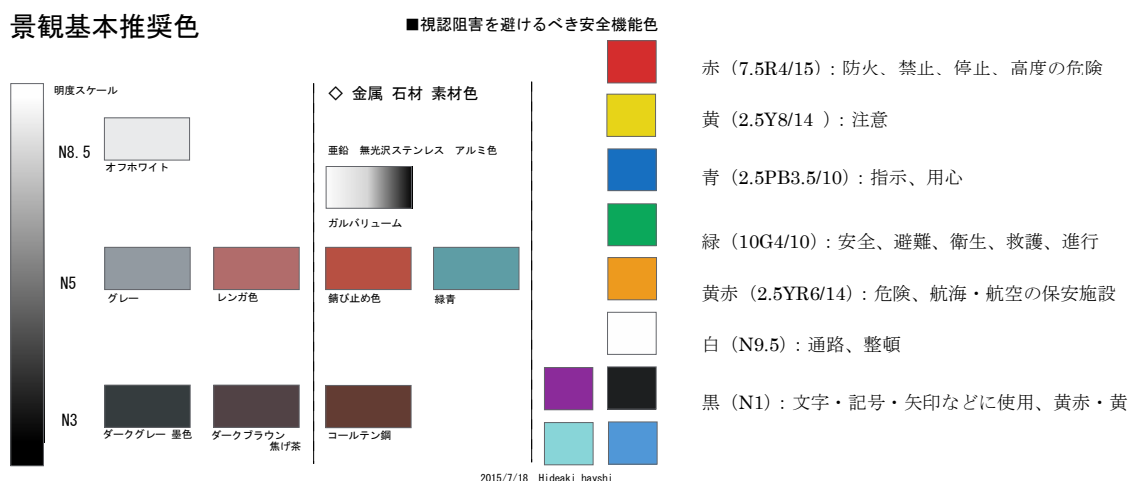
わが国の景観は古より風土と調和し、歴史と伝統に磨かれた白・黒・グレー・自然素材色を主体とする「色彩・デザイン」が基本である。それは江戸末期から明治初頭にかけて、わが国が世界に影響を与えた造形美術文化の特質を踏まえ、現代の思想・技術・工法・素材を用い、景観デザインを進めることである。白黒のモノトーンの概略デッサンから始め、構図・構成・造形を練り色彩が加わる。それは身の回りの室内から屋外へ、公共環境に及び、白黒グレー自然素材色の簡素で豊かな、優れた日本の伝統的ものづくりの継承につながる。



風土・伝統と安全機能の色彩

戦後の日本の景観は、世界で最も混乱した悲惨な状態にあり、私達はその状況に慣れ、さほどに思わないのが実態である。この状況を糺していくには、自国の風土と伝統文化の原点に立ち戻り、公共環境のインフラのあり方をデザイン・色彩においても明確な大元をシンプルに示し、そこから民地の街並み建築物・付属物のあるべき姿を再構築することが順序になるであろう。

先ず伝統的な素材と色彩と金属等の自然発色素材と、JIS の安全機能色を阻害しないことが基本になる。世界の公共環境は、アスファルトの黒に、白・黄橙の線が基本であり、次に標識の赤・黄・緑・青・白、信号機の赤黄青など、暮らしの安全を守る機能色がある。現代の社会では安全機能の視認性を阻害しないことは最優先であり、色彩をむやみに増やすことは、視覚情報の判断要素を複雑にすることになる。色弱者にとっても白黒黄橙が明度差ともに視認しやすい色彩であり、アスファルトの黒は経時変化で自然石の骨材が現れ、環境に馴染み、補修後の変化もむしろ美しい。亜鉛メッキやコンクリートの舗装や縁石、法面ブロックも同様である。無彩色のインフラは、街並みや背景となる空の青と水辺の青、山並みや植物の緑、四季の自然の変化を阻害せず人間活動に美しく調和し引き立てる。道路・歩道環境の過剰なカラー舗装・設備等の色彩は、良好な街並みや景観形成を阻害する。そして四季の自然、イベントや人々の姿が美しく映える景観は、街並み・建築物・看板・付属物等が視覚判断を阻害しないように、JIS 安全機能色の近似の色相・彩度を避けることが基本になる。



伝統的素材色と金属等自然発色素材と暮らし環境を守る安全機能色

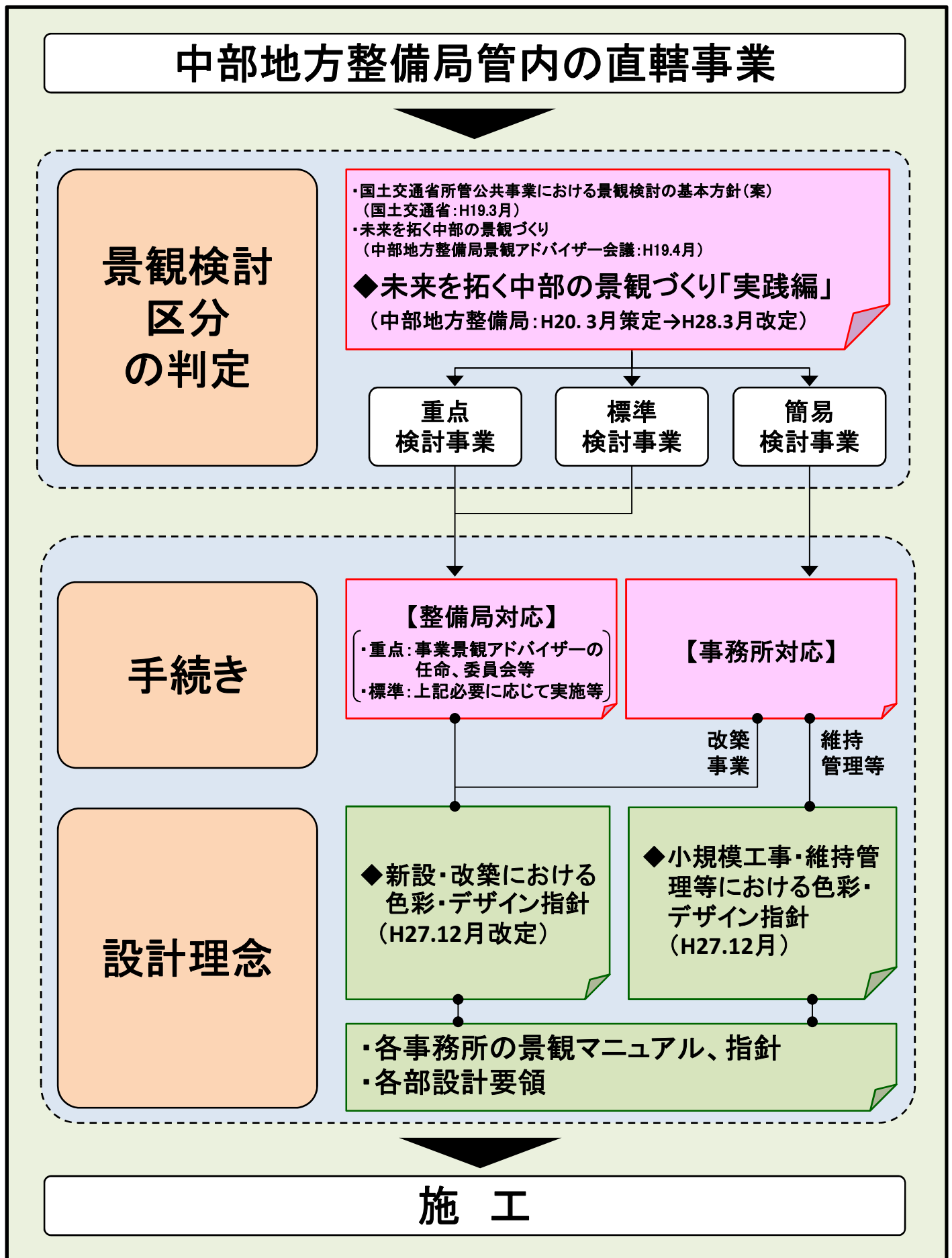


第1章

中部地方整備局の景観検討における指針の位置づけ



中部地方整備局の景観検討における指針の位置づけ





第2章

未来を拓く中部の景観づくり「実践編」

～中部地方整備局所管公共事業における景観検討の実施要領～



目次

1. はじめに	2-1
2. 基本的事項	2-3
2-1 目的	2-3
2-2 本要領の位置づけ	2-3
2-3 景観検討の流れ	2-3
3. 対象事業	2-5
3-1 景観検討の対象事業	2-5
3-2 検討開始時期	2-5
4. 景観検討区分の判断	2-8
4-1 景観検討区分について	2-8
4-2 景観検討区分の決定手順	2-9
4-3 景観検討を行う事業の実施単位	2-10
4-4 重点検討事業の選定	2-10
4-5 標準検討事業の選定	2-11
4-6 簡易検討事業の選定	2-11
4-7 景観検討区分の見直し	2-11
4-8 官庁営繕事業の取扱い	2-11
5. 景観検討の実施体制	2-12
5-1 事務所等	2-12
5-1-1 重点検討事業における体制	2-12
5-1-2 標準検討事業における体制	2-12
5-2 本局	2-13
5-2-1 景観検討の運用に関する総合的な窓口	2-13
5-2-2 景観検討委員会	2-13
5-2-3 景観施策アドバイザー	2-13
5-2-4 景観検討の事例の蓄積	2-13
6. 景観検討の手順	2-14
6-1 景観検討の実施主体	2-14
6-2 景観検討の開始時期	2-14
6-3 景観検討シートの継承と更新	2-14
6-4 事業の細分化に伴う景観検討シートの新規作成	2-14
6-5 本局への報告	2-15

6-6	景観検討の公開	2-15
6-7	景観検討シートの記載事項	2-15
7.	留意事項	2-19
参考 1	景観検討区分ごとの景観検討の流れ	2-20
1.	重点検討事業の検討フロー	2-20
2.	標準検討事業の検討フロー	2-20
3.	簡易検討事業の検討フロー	2-20
参考 2	景観検討区分チェックシートの作成例	2-24
1.	各設問の記入要領	2-24
2.	記入例	2-24
参考 3	景観検討シートの作成例	2-30
参考 4	様式集	2-51
付録 1	「未来を拓く中部の景観づくり」のポイント	2-60
付録 2	景観形成ガイドラインの概要	2-61
付録 3	法規制等の指定状況について	2-71
付録 4	国土交通省所管公共事業における 景観検討の基本方針（案）	2-75

1. はじめに

あるべきものを あるべきところに あるべきすがたで

社会資本の整備にあたっては、地域のニーズを的確に把握し、その機能、目的を達成することはもとより、地域の風土や生活に溶け込むものとし、将来においても、地域の風景や環境に馴染んだ風格のあるものとなることを目指すことが重要である。

中部地方整備局では、平成元年より全国に先駆けて社会資本整備におけるデザインのあり方を検討し、シビックデザインの理念、手法等を確立した。そして、これに基づく取り組みを進めてきたところであるが、いまだシビックデザインの考え方が十分に浸透したとは言い難い状況にある。

そのような中、平成19年4月には中部地方整備局景観アドバイザー会議によって「自然・歴史・文化を大切に 中部の魅力の継承と創造」を基本理念とする提言「未来を拓く中部の景観づくり」が取りまとめられ、地域の風景や環境に馴染んだ風格ある社会資本の整備を進めることが求められている。

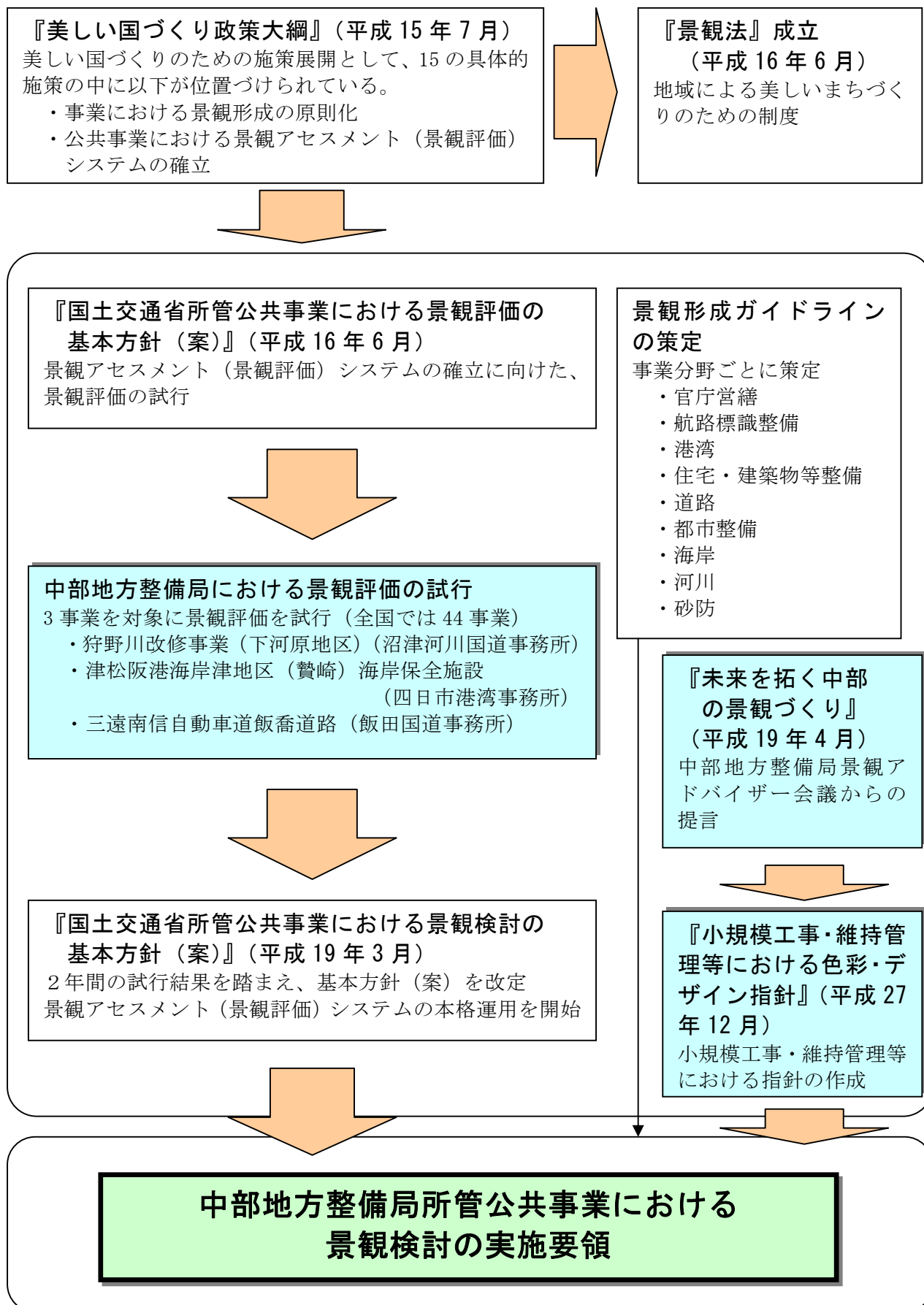
また、平成19年3月には「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」が取りまとめられ、公共事業における景観検討の枠組みが示されている。

本要領は、このような背景を踏まえて、中部地方整備局所管公共事業について適切に景観検討を進めるための手順等を定めるとともに、効率的に実効性の高い景観検討を支援するために参考となる情報等を提供するものである。

私たち公共事業に携わる中部地方整備局の職員は、我が国を代表する山岳や海浜等の自然、多くの人々が行き交った歴史、活発なものづくり産業等によって形成されている中部地方の豊かな景観を、将来に伝え残していくために、景観を担う一員としての自覚を持ち、時には「おおらかに 大胆に そして繊細に」景観に配慮しながら、将来に向けた景観づくりを進めていかなければならない。

なお、維持管理・災害復旧等の比較的規模の小さい工事における公共施設については、「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針：平成27年12月」に基づき対応するものとする。

中部地方整備局における景観検討の経緯（美しい国づくり政策大綱策定後）



2. 基本的事項

2-1 目的

本要領は、平成19年3月30日付け国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）（以下、「本省基本方針」という。）を受けて、中部地方整備局の本局と各事務所等が連携して景観検討に取り組むための手順等を示すことを目的として作成するものである。

【参考】本省基本方針（案） 第1章 目的

- (1) 景観に配慮した社会資本整備により形成される良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべきものである。
- (2) 社会資本整備に当たっては、良好な景観の保全、地域の潜在的価値発掘による魅力ある景観形成、また、それら保全・形成された景観の継承のために、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の景観保全・形成（以下、「景観形成」という）に携わる関係者が協力することが不可欠である。そのためには、景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができるように、できるだけ客観的、論理的に景観に関する評価を行う必要がある。
- (3) 本基本方針（案）は、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者（以下、「住民等」という）や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めるものである。

2-2 本要領の位置づけ

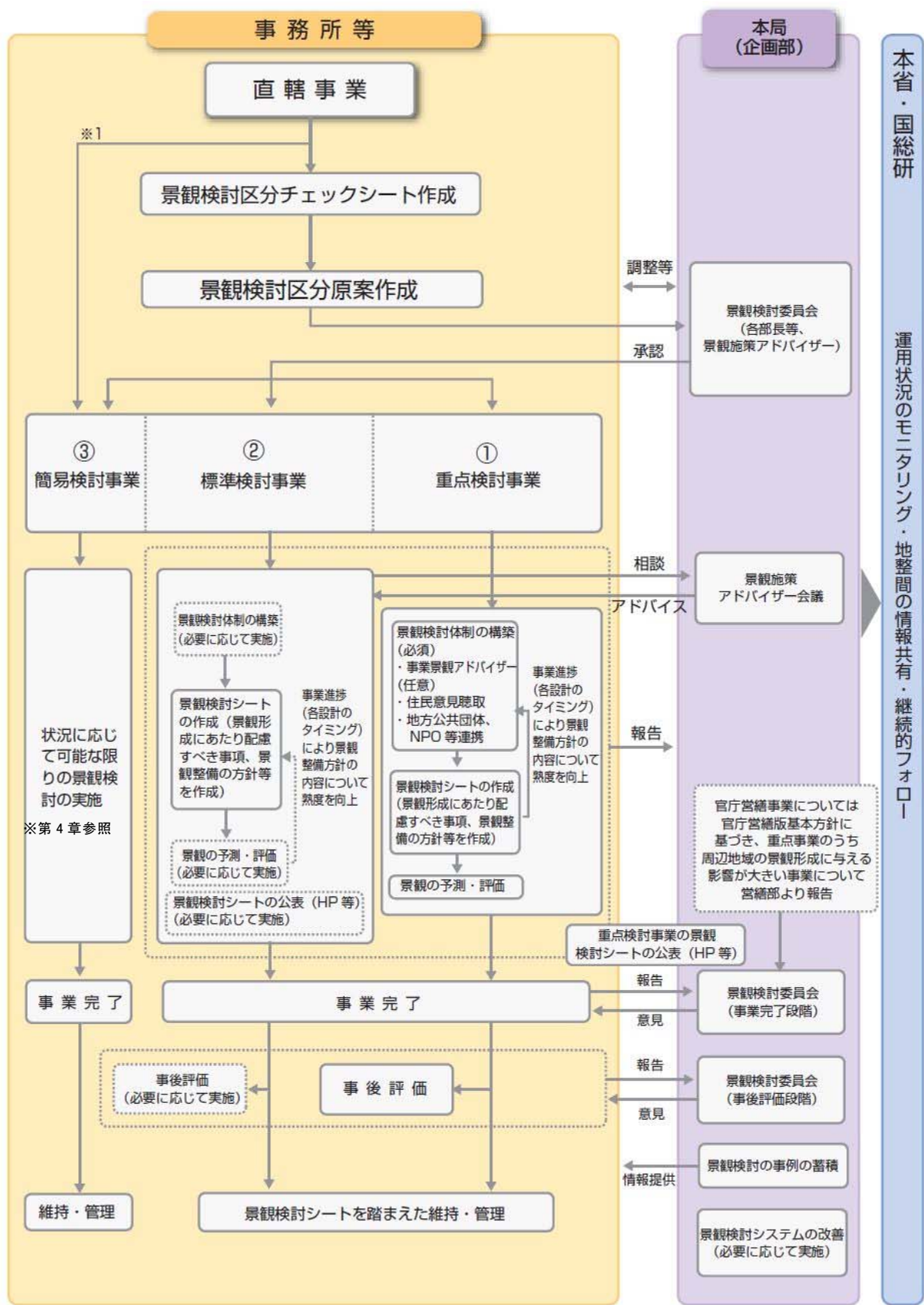
本省基本方針第3章（2）に基づき、中部地方整備局が策定するものであり、景観に配慮した社会資本整備による中部地方の良好な公共空間の形成に向けて、適切な景観検討を実施するための具体的な手順、手法及び参考となる知見等を示すものである。

【参考】本省基本方針（案） 第3章 基本方針（案）の位置づけ

- (2) 整備局等は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて実施要領等を策定し、景観検討を行うことができる。

2-3 景観検討の流れ

景観検討の流れは、次図の通りとする。



※1：「3-2 景観検討区分の決定手順」において「景観検討の手続き等を簡略化できる事業」の①から③のいずれかに該当する事業（事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業等）

■景観検討の流れ

3. 対象事業

3-1 景観検討の対象事業

景観検討は、中部地方整備局所管の全ての直轄事業を対象として実施するものとする。

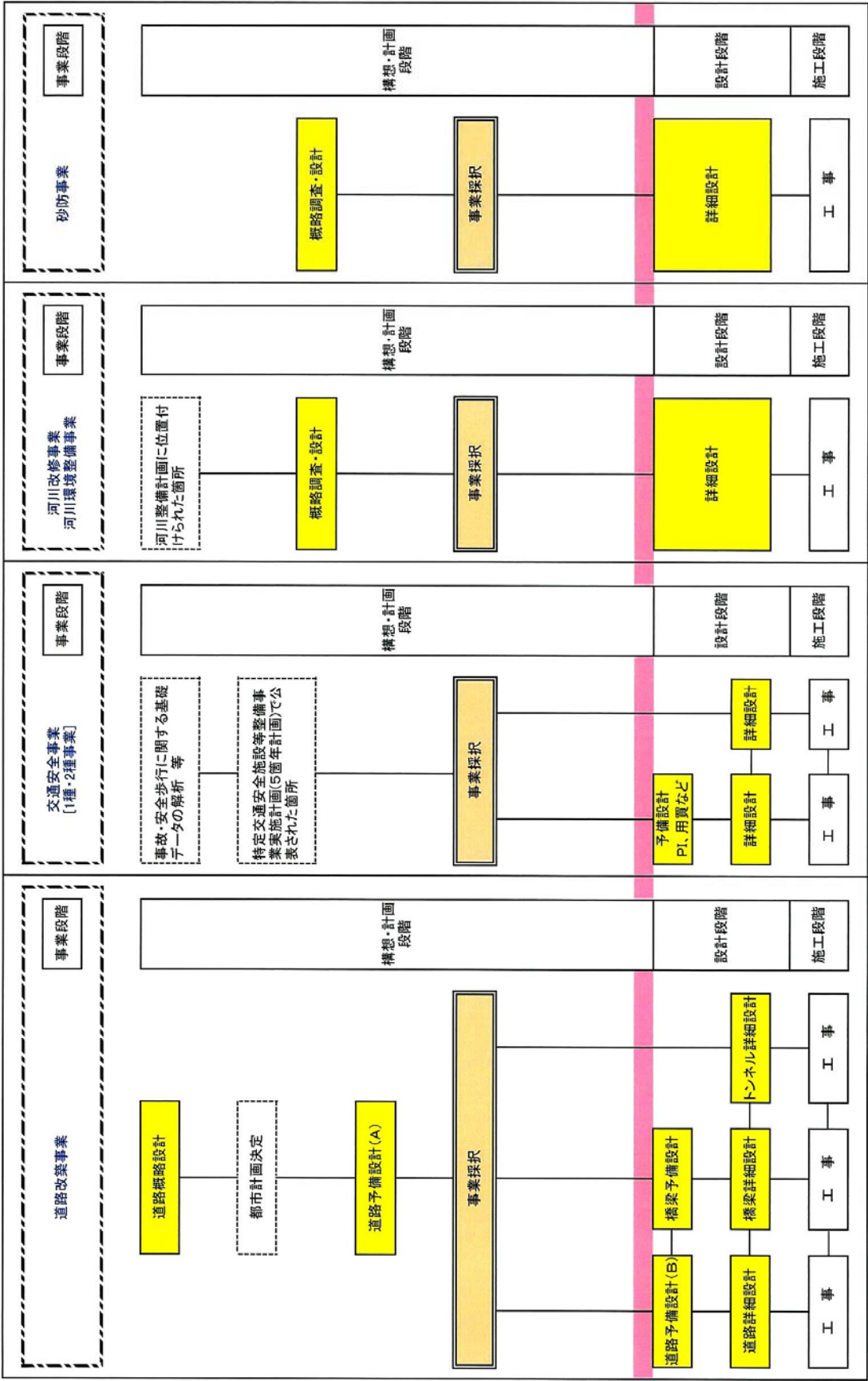
3-2 検討開始時期

事業がある程度進んだ時点で景観検討を行った場合、十分な景観配慮を行うためには、既定の計画や設計を見直す必要が生じる可能性がある。このような事態を回避するためには、事業として公表するプロセス（P I、環境影響評価、都市計画決定等）を踏まえて、次図を参考にしつつ、事業のなるべく早い段階から取り組むことが望ましい。

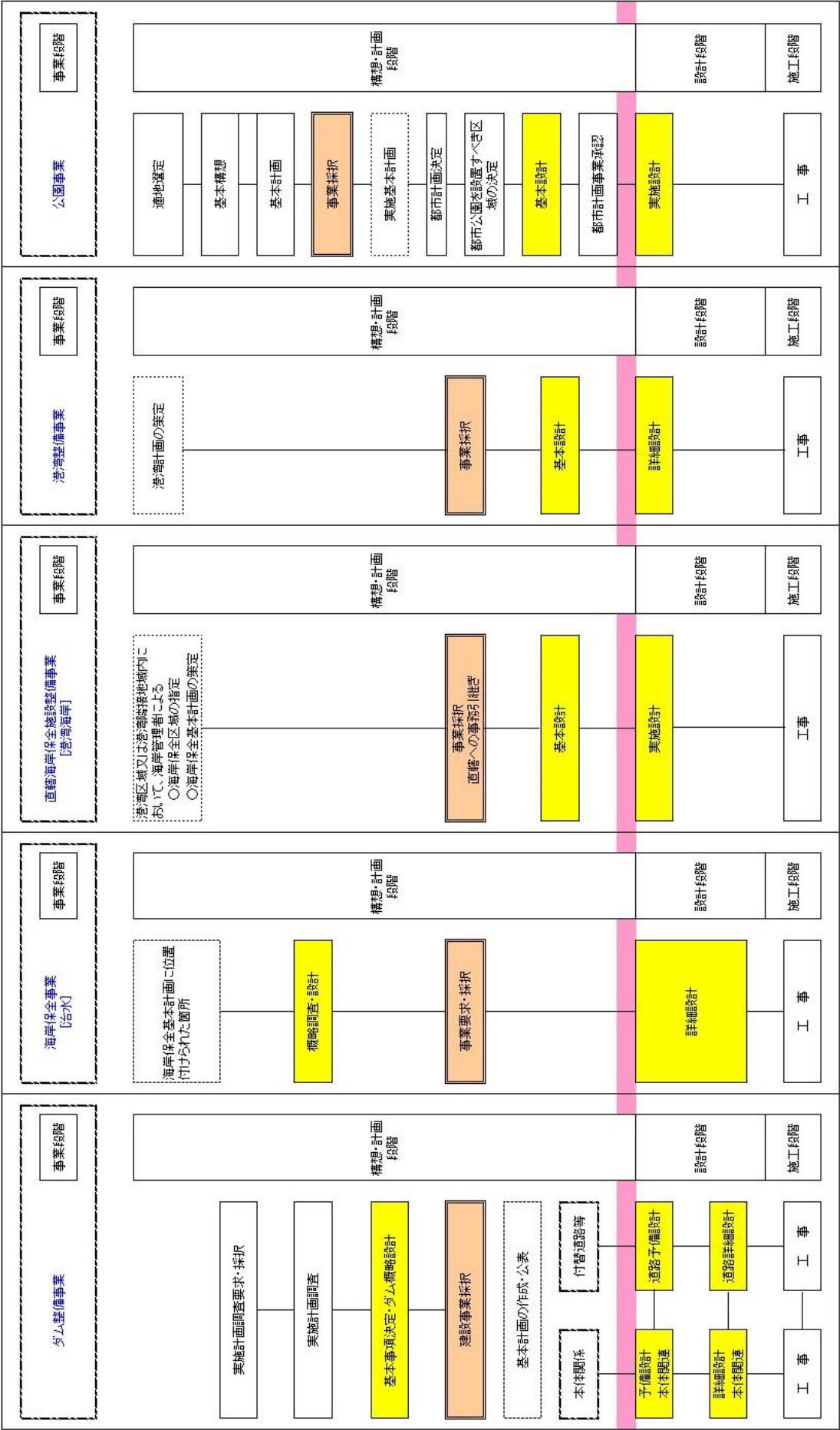
また、既に設計が完了した事業であっても見直しが必要と判断されるものについては、再検討を行うなど積極的な対応に努めるものとする。

■ 各種事業の流れと景観検討実施のタイミング (1/2)

黄色着色部分は、事業全体を対象として『景観検討シート』を策定または修正できると考えられる時点を例示したものである。



■各種事業の流れと景観検討実施のタイミング（2/2）



4. 景観検討区分の判断

4-1 景観検討区分について

事業特性に応じて効率的に景観検討を行うため、事業の初期段階で景観検討区分を設定する。

景観検討区分は次の3区分とする。重点検討事業は、学識経験者等の参加を得るなど重点的に景観検討を行う事業である。また、標準検討事業や簡易検討事業についても、事業や地域特性を踏まえて、重点検討事業に準じた景観への配慮を行うよう努めるものとする。

■景観検討区分の概要

区分	概要
重点検討事業	・優れた景観を有する地域で行う事業 ・事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業 ・事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業
標準検討事業	・重点検討事業及び簡易検討事業以外の事業
簡易検討事業	・事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業等（「3-2」参照） ・地下構造物等周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業

■事務所等における景観検討の実施内容

実施内容	重点検討事業	標準検討事業	簡易検討事業
景観検討の実施体制			
・事業景観アドバイザーの任命	○	△	△
・住民・NPO等の参加	△	△	△
・他省庁や地方公共団体等との連携	△	△	△
景観検討シートの作成			
・景観形成にあたり配慮すべき事項	○	○	△
・景観形成の目標像、基本的な考え方	○	○	△
・具体的な景観整備の留意点と方針	○	○	△
・景観の予測・評価	○	△	△
・施工段階、維持管理の留意点	○	○	△
・完成報告	○	○	△
・事後評価	○	△	△
本局（企画部）との関わり			
・構想・計画段階、設計段階の報告	○	○	△
・景観検討に関する相談	△	△	△
・事業完了の報告	○	○	△
・事後評価の報告	○	△	△

○・・・必須 △・・・必要に応じて実施

4-2 景観検討区分の決定手順

事務所等において、景観検討の「実施単位」ごとに景観検討区分チェックシートを作成し、景観検討区分案を検討する。

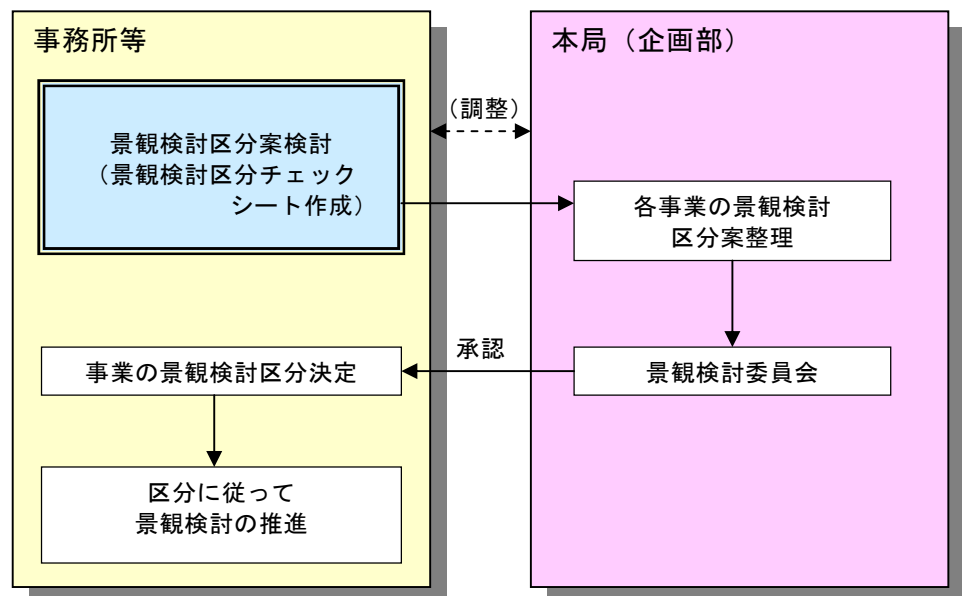
企画部は、事務所等によって検討された景観検討区分案を整理し、景観検討委員会に諮り承認を受けることにより、景観検討区分を決定する。

なお、以下に該当する事業については、事務所等の判断により「3-1」に示した簡易検討事業としてあつかうことができるものとし、景観検討区分チェックシートの作成や景観検討委員会による承認は省略できるものとする。ただしその場合であっても、事務所等は各事業の状況に応じて本要領に準じた景観検討の実施に努めるものとする。

【景観検討区分の決定手続き等を簡略化できる事業】

- ①事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業（事業の採択から工事着手まで1年以内となる緊急工事等）
- ②既に詳細設計が完了している等、施設・空間の規模・形状・配置等が決定し、景観検討の手続きを行うことが困難な事業

なお、維持管理・災害復旧等の比較的規模の小さい工事における公共施設については、「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針：平成27年12月」に基づき対応するものとする。



■景観検討区分の決定に向けた手順

4-3 景観検討を行う事業の実施単位

景観検討区分チェックシートは、「実施単位」ごとに作成する。

（下表を基本にして、地域特性等に応じて最適な単位となるよう分割したり、設計段階以降のものは設計単位や関連設計区間をまとめて1単位としても良い。）

■実施単位

事業種別		基本となる実施単位
道路	道路改築事業	採択事業単位
	交通安全事業	路線単位または実施箇所単位
河川	河川改修事業	一連区間
	河川環境整備事業	一連区間
	砂防事業	一連区間
	ダム整備事業	採択事業単位
	海岸保全事業（治水）	一連区間
港湾	直轄海岸保全施設整備事業〔港湾海岸〕	港湾海岸単位
	港湾整備事業	採択事業単位
公園	公園事業	一定のゾーン単位

4-4 重点検討事業の選定

以下の①～③のいずれかに該当する事業は、重点検討事業とする。

①優れた景観を有する地域で行う事業

- ・下記の法令等に基づく地域・地区等で行う事業

■「優れた景観を有する地域」に該当する地域・地区等

根拠法等	対象地区等
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	・重点区域
景観法	・景観計画区域（景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木に係る場合に限る） ・景観地区 ・準景観地区 ・地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）
都市計画法	・風致地区
自然公園法	・自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内の特別地域
文化財保護法	・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観
都市緑地法	・特別緑地保全地区
景観条例	・地方公共団体の条例により定められた指定地区
世界遺産条約	・世界遺産

②事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業

- ・①の指定地区等に隣接または近接する事業であり、事業により当該指定地区等の景観が、大きく変化する可能性が考えられる場合
- ・事業規模が大きいなどにより地域の景観が大きく変化する可能性がある事業のうち、地域住民等に日常的に施設内外から、当該施設を含んだ一帯の景観が眺められる場合

③事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

- ・地域の景観形成を誘導したり、良好な景観資源としての整備を図る等、景観を重視した計画、設計等を行おうとする事業

4-5 標準検討事業の選定

重点検討事業及び簡易検討事業に該当しない事業は全て、標準検討事業とする。

4-6 簡易検討事業の選定

地下構造物等周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業とする。

4-7 景観検討区分の見直し

事業の過程において景観検討区分の判断に係る要素に変化が生じ、景観検討区分を変更する必要がある場合は、事務所等において景観検討区分の見直し案を作成し、企画部と調整の上で、再度、景観検討委員会に諮るものとする。

4-8 官庁営繕事業の取扱い

官庁営繕事業に関する景観検討の事務は営繕部にて行い、必要に応じて景観検討委員会に報告するものとする。

5. 景観検討の実施体制

5-1 事務所等

5-1-1 重点検討事業における体制

重点検討事業については、事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やNPO、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。

①事業景観アドバイザー

重点検討事業においては、事業ごとに「事業景観アドバイザー」を、地域の実情に精通した公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命し、計画、設計等について指導・助言を得るものとする。

②住民・NPO等の参加

当該事業における景観検討の内容や各施設の具体的な規模・形状・配置等に係る情報について、必要に応じて住民・NPO等に提供し、意見や提案を聴取する。

なお、意見等の聴取の際は、事務所等のホームページを通じた情報提供、住民や関係者へのアンケート・ワークショップ等、状況に応じて適切な手法をとるようにする。

③他省庁や地方公共団体等との連携

景観検討の実施に当たって、事務所等は必要に応じて地方公共団体等から意見聴取する。また、当該事業が周辺地域と一体となって良好な景観形成を図るためには、関係自治体等の景観施策や関連事業に対する配慮が重要となることから、関係自治体等と連携して、景観配慮の考え方やスケジュール等について十分な調整を行うよう努めるものとする。

特に、当該事業が景観計画区域に存在する場合、地方公共団体と連携して景観計画に即した配慮を行うものとする。

5-1-2 標準検討事業における体制

標準検討事業については、景観検討の実施にあたり検討体制の構築は必須とはしないが、学識経験者等の助言や地域住民、地方公共団体等の意見に配慮することは極めて重要であることから、積極的にこれら各主体からの助言や意見等を得るよう努める。

5-2 本局

5-2-1 景観検討の運用に関する総合的な窓口

景観検討の円滑で効果的な推進に向けた総合的な窓口として、企画部を位置づける。

5-2-2 景観検討委員会

企画部は、各事業担当部の部長等から構成される「景観検討委員会」を設置し、定期的を開催する。

景観検討委員会は、以下について報告を受け、助言等を行う。

■景観検討委員会における検討事項

- ・ 中部地方整備局管内の景観形成に係る方針に関すること。
- ・ 所管直轄公共事業における景観検討区分の承認等の景観検討に関すること。
- ・ その他、中部地方整備局管内の景観の向上に関すること。

5-2-3 景観施策アドバイザー

企画部は、中部地方整備局管内の実情に精通した、公平な立場にある、景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから「景観施策アドバイザー」を任命するとともに、必要に応じて景観検討委員会への出席を求め、中部地方整備局管内の地域における景観形成の方向性の設定等に関し、指導・助言を得ることとする。

また、景観施策アドバイザーによる景観施策アドバイザー会議を開催し、個別事業の景観検討に関する助言等を得ることができる。

5-2-4 景観検討の事例の蓄積

企画部は、事務所等における景観検討の実施状況について情報収集して取りまとめ、事例のデータを蓄積するとともに、職員間の情報共有を進めるために、景観検討シートのデータベース化を行う。

6. 景観検討の手順

6-1 景観検討の実施主体

景観検討は、対象事業を所管する事務所等により、「景観検討シート」の作成を通じて進めるものとする。

6-2 景観検討の開始時期

事務所等から対象事業の景観検討区分案が提出された場合、本局の景観検討委員会において景観検討区分を承認する。これを受けて、景観検討シートの作成を行うものとする。

なお、承認を受ける前であっても、個々の事業の進捗に応じて、事務所等によって率先的に景観検討を進められることが望ましい。

6-3 景観検討シートの継承と更新

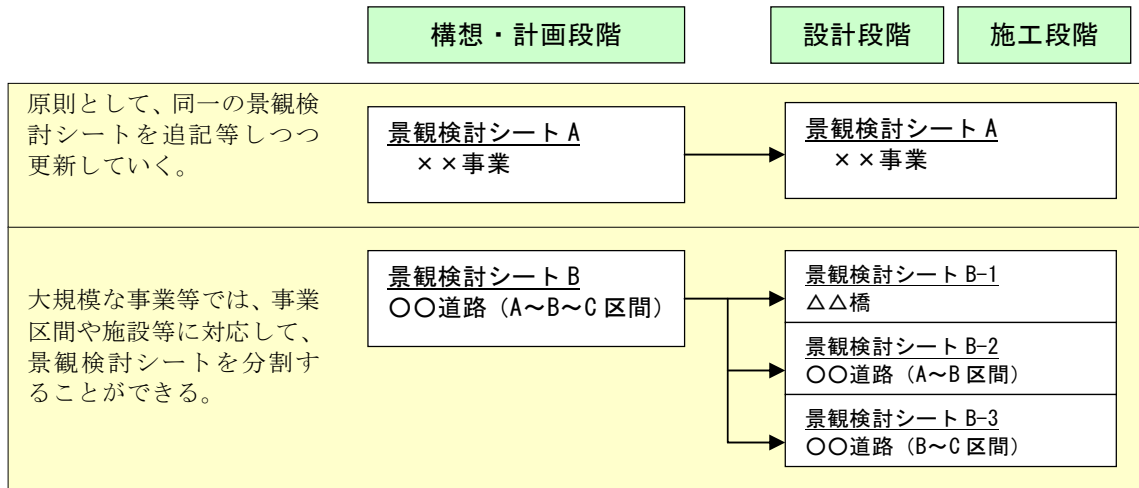
景観検討シートは、事務所等において構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へと継承していくものとする。

また、事業の段階に応じて検討可能な範囲が異なることを踏まえ、景観検討シートは、事業の進捗に応じて熟度を向上させていくものとする。

なお、景観検討シートの見直しは、図「■各種事業の流れと景観検討実施のタイミング」（前出）の黄色着色部分の時点を目安として、各事業の実態に即して随時行うものとする。

6-4 事業の細分化に伴う景観検討シートの新規作成

事業の進捗に伴って設計区間等が細分化していった場合、当初作成した景観検討シートへの追記、修正等が困難になる場合が想定される。このような場合は、景観検討シートを分割することができる。



■景観検討シートの新規作成の考え方

6-5 本局への報告

重点検討事業及び標準検討事業については、事務所等は、計画の完了した時点、設計の完了した時点、事業が完了した時点及び事後評価を実施した時点において、景観検討シート及び計画・設計等の内容を企画部に報告する。

企画部では、完了及び事後評価の結果を整理し、景観検討委員会に報告する。

また、事務所等は、企画部からの要請がある場合は、要請を受けた時点の景観検討シート等を提出するものとする。

6-6 景観検討の公開

企画部は、重点検討事業については、事務所等から報告された景観検討シート等をインターネット等により公表するものとする。

6-7 景観検討シートの記載事項

景観検討シートは、景観検討の内容や経緯等を継続的に記録していくものである。従って、当該事業にふさわしい配慮事項等を十分に検討した上で記入することが重要である。既存の事例から一般的な景観配慮事項を安易に抜粋して示すようなことがあってはならない。

なお、景観検討シートの記載項目及び記入する事業段階の目安は以下のとおりとする。（具体的な記入方法は、参考3を参照）

1. 事業概要

事業の諸元等を記入する。

2. 景観形成にあたり配慮すべき事項

当該事業周辺の景観や土地利用状況、地域景観の目標像、景観に関する規制等を把握、抽出して記入する。

3. 景観形成の目標像

当該事業の景観形成における目標像を記入する。単なるキャッチフレーズを掲げるだけでなく、具体的に目指す姿をイメージできるような記述となるよう留意する。

4. 景観形成に関する基本的な考え方

当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係等について、景観形成に関する基本的な考え方や方向性等を記入する。事務所等が景観検討を進めていく上で一貫して引き継いでいくべき基本となる考え方である。

5. 具体的な景観整備の留意点と方針

設計にあたり留意すべき事項やデザインの具体的な方針を記入する。

6. 景観配慮の内容

景観整備の留意点と方針に基づいて適切に景観デザインがなされるよう、設計において景観への配慮を行う必要がある。ここでは、設計段階で採用した景観配慮の具体的な内容を記入する。

また、景観の予測・評価を行った場合はその内容を記入する。

7. 施工段階の留意点

設計段階までの検討を踏まえて、施工段階に申し送るべき留意点を記入する。また、施工時に実際に行った景観配慮の内容を記入する。

8. 維持管理の留意点

景観配慮の内容を踏まえた適切な維持管理を行うための方針を記入する。

9. 完成報告

事業が完成した時点で、当該事業により整備した施設や空間の状況を記入する。現況写真を添付するとともに、景観配慮が適切になされたかを評価する。

10. 事後評価の方針と結果（標準検討事業は必要に応じて記入）

事後評価が適切に実施されるよう、実施時期や評価項目、手法について記入する。また、これを踏まえて事後評価を行った際、事後評価結果

及びこれを踏まえた当該事業における改善措置について記入する。

なお、本項の記入にあたっては、「中部地方整備局における景観整備の事後評価ガイドライン(案)」を参照することができる。

11. 景観検討の体制（標準検討事業は必要に応じて記入）

重点検討事業では、景観検討の体制を構築し、ある程度一貫した体制を維持しつつ、事業の進捗に応じて体制を変化させていくことになる。このような検討体制の概要や変化を一貫して記録する。

12. 景観検討の経緯

事務所が設置した委員会や事業景観アドバイザーへのヒアリング等、景観検討の経緯を記録する。また、景観法第16条に基づいて景観行政団体に通知した場合は、その結果を記録する。

13. 事業の進捗状況の経緯

景観検討を継続的に一貫して進めていくために、設計や工事等の発注等に関する事項を記録する。

■景観検討シートの記載事項と記入時期の目安

項目	記入する事業段階* 1				
	構想	計画	設計	施工	完了後
1. 事業概要	●			→	
2. 景観形成にあたり配慮すべき事項					
2-1 当該事業周辺の景観や土地利用状況	●			→	
2-2 関連する計画等					
3. 景観形成の目標像	●			→	
4. 景観形成に関する基本的な考え方					
4-1 施設や空間自体の景観配慮の考え方					
4-2 自然環境との調和の考え方	●			→	
4-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方					
4-4 関係自治体等に伝えるべき考え方					
4-5 その他					
5. 具体的な景観整備の留意点と方針					
5-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方					
5-2 細部設計、材料等選定の考え方			●	→	
5-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方					
5-4 その他					
6. 景観配慮の内容					
6-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定					
6-2 細部設計、材料等選定			●	→	
6-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備					
6-4 その他					
7. 施工段階の留意点					
7-1 設計段階での申し送り事項				●	→
7-2 施工時の景観配慮の内容					
8. 維持管理の留意点				●	→
9. 完成報告					●
10. 事後評価の方針と結果* 2					
10-1 事後評価の方針				●	→
10-2 事後評価の結果					
11. 景観検討の体制* 2	←	←	←	←	→
12. 景観検討の経緯					
12-1 景観法第 16 条第 5 項に基づく通知等	←	←	←	←	→
12-2 その他、景観検討の経緯					
13. 事業の進捗状況の経緯	←	←	←	←	→

注)「3.」「4.」及び「5.」は、本省基本方針の「景観整備方針」に相当する部分

* 1 : ● 記入する事業段階 (可能な限り早い段階から作成する)

→ 必要に応じて、記載内容を追加

← 継続的に記載内容を追加・更新

* 2 : 重点検討事業のみ記入 (標準検討事業は必要に応じて記入)

7. 留意事項

景観検討の実施にあたって、本要領の参考1～4及び付録1～5を適宜参照されたい。

参考1	景観検討区分ごとの景観検討の流れ
参考2	景観検討区分チェックシートの作成例
参考3	景観検討シートの作成例
参考4	様式集
付録1	「未来を拓く中部の景観づくり」のポイント
付録2	景観形成ガイドラインの概要
付録3	法規制等の指定状況について
付録4	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）

景観検討の手順について、補足説明として「参考1」を示した。

本編「3-2」に示した景観検討区分チェックシート、本編「5-7」に示した景観検討シートについて、作成方法の解説を「参考2」及び「参考3」に示した。

「付録1」は、平成19年4月に取りまとめられた景観アドバイザーからの提言「未来を拓く中部の景観づくり」の概要であり、景観検討に携わる全ての職員に認識していただきたい事項である。

また、景観形成の考え方等を示した景観形成ガイドラインが事業種ごとに作成されており、その概要を「付録2」に整理した。景観検討シートの作成にあたり、景観形成ガイドラインの本編とあわせて適宜参照されたい。

「付録3」は、景観検討区分の判断基準の一つである法規制等の指定状況についての解説である。また、「付録4」として本省の景観検討の基本方針（案）を掲載した。

参考 1 景観検討区分ごとの景観検討の流れ

1. 重点検討事業の検討フロー

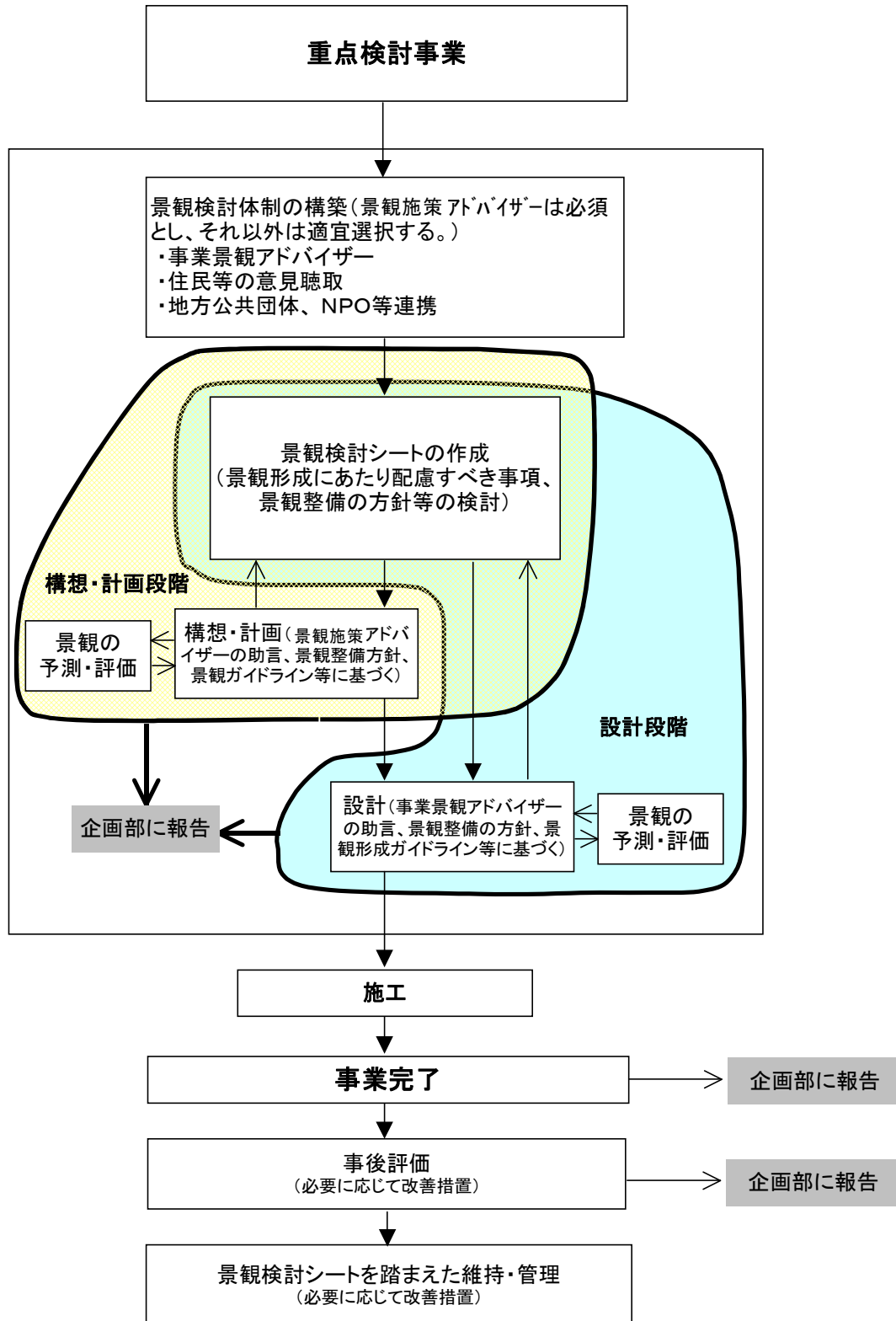
- ・重点検討事業における事務所等の景観検討の流れは、図「①重点検討事業における事務所等の景観検討フロー」の通りである。
 - ①景観検討体制を構築する。(景観施策アドバイザーの任命は必須)
 - ②既存資料や、景観施策アドバイザーの提言、住民等の意見等を踏まえて、「景観形成にあたり配慮すべき事項」「景観整備の方針」等を検討し、景観検討シートを作成する。
 - ③景観の予測・評価を行い、景観整備方針に適合するように事業の計画、設計を行う。
 - ④事業完了後も、維持・管理段階の景観配慮に留意し、一定期間経過後に事後評価を行う。結果に応じて改善措置を検討する。

2. 標準検討事業の検討フロー

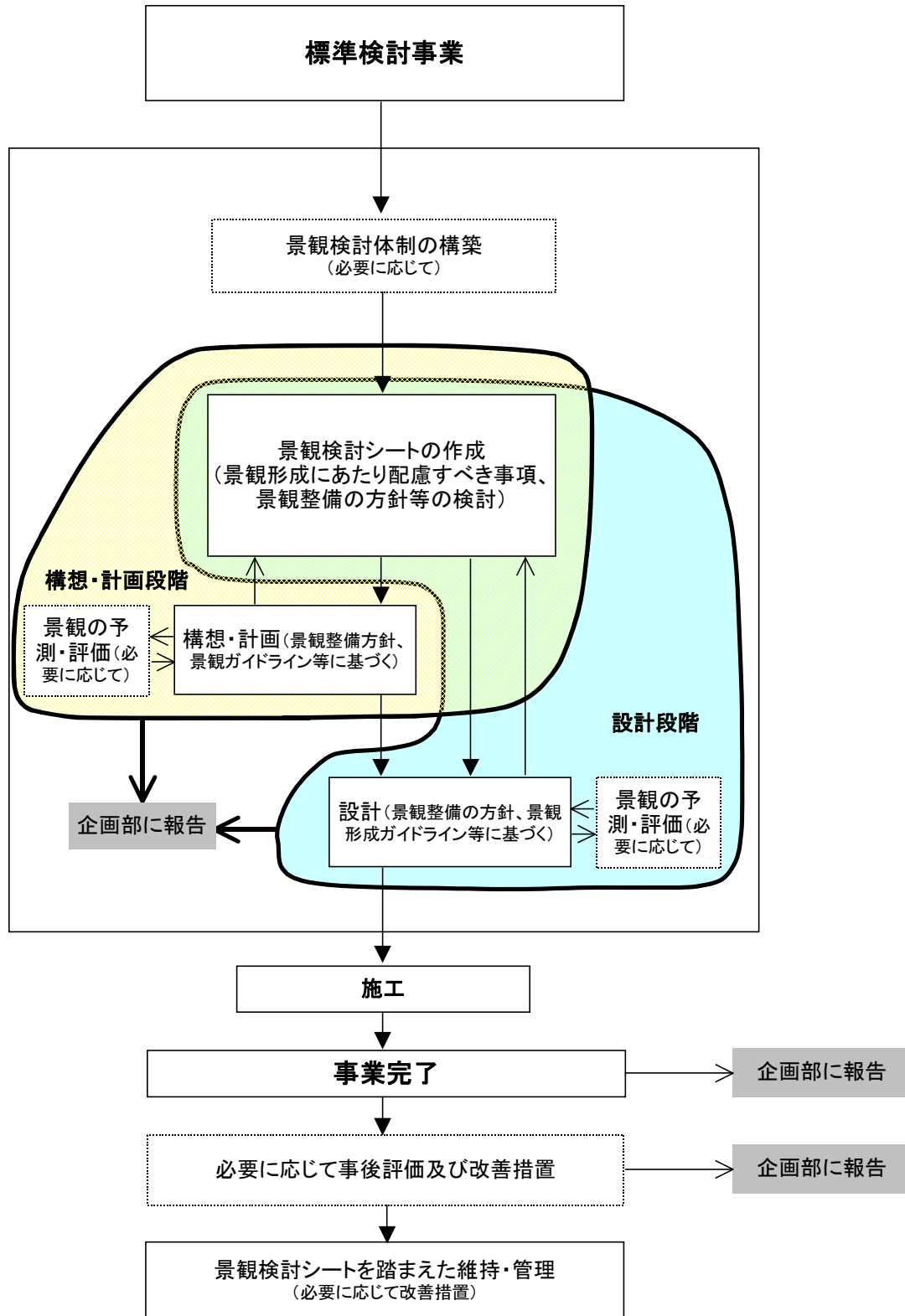
- ・標準検討事業における事務所等の景観検討の流れは、図「②標準検討事業における事務所等の景観検討フロー」の通りである。
- ・基本的には、重点検討事業と同様に積極的な景観検討を行うよう努めるものとする。
 - ①標準検討事業であっても、比較的景観配慮が重要と考えられる事業については事業景観アドバイザーを任命するなど、景観検討体制を構築すべきである。
 - ②「景観形成にあたり配慮すべき事項」「景観整備の方針」等を検討し、景観検討シートを作成する。
 - ③必要に応じて景観の予測・評価を行い、事業に反映させる。
 - ④事業完了後は、維持・管理段階の景観配慮に留意する。また必要に応じて、一定期間経過後に事後評価を行う。

3. 簡易検討事業の検討フロー

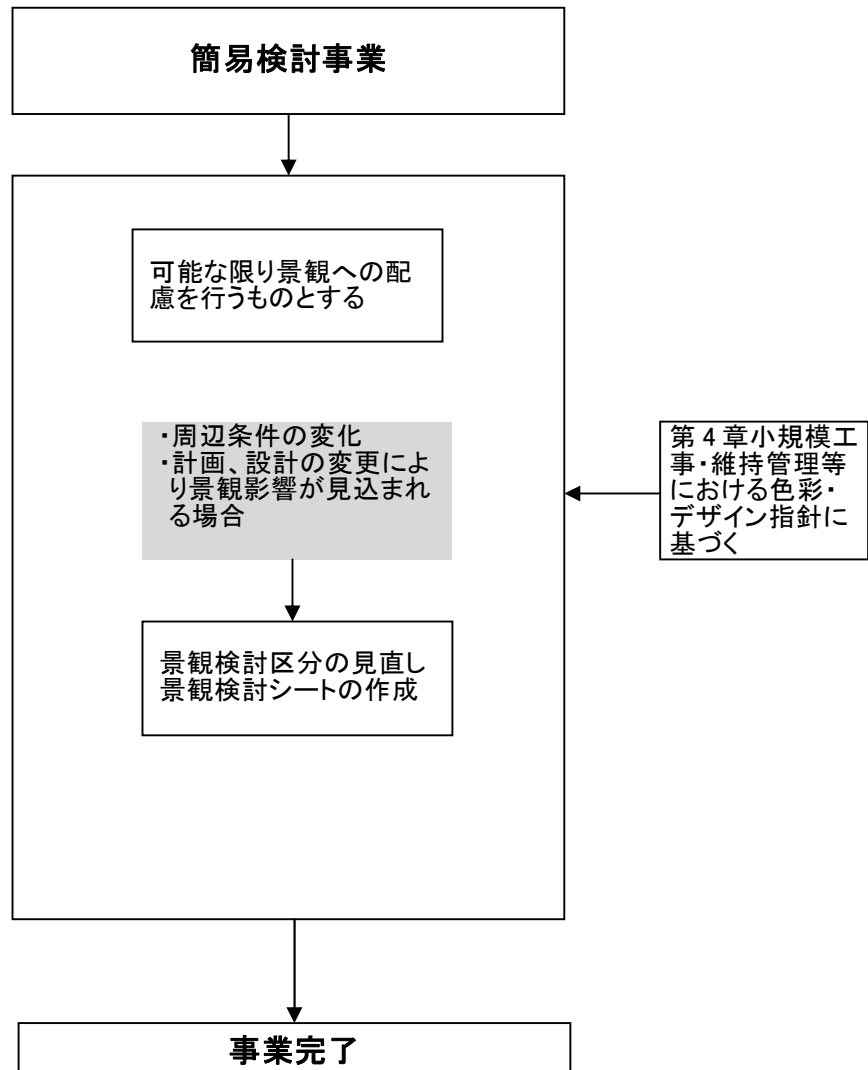
- ・簡易検討事業は、地下構造物等、通常市民の目にふれることのない事業が対象となるものであり、景観への影響は小さいと考えられるため、景観検討シートの作成は省略することができる。但し、設計時点においては、第4章を参照すること。
- ・周辺条件の変化や計画・設計の変更によって景観への影響が生ずることが見込まれるようになった場合には、景観検討区分を変更し、適切な景観検討を行うものとする。



■ ①重点検討事業における事務所等の景観検討フロー



■ ②標準検討事業における事務所等の景観検討フロー



■ ③簡易検討事業の景観検討フロー

参考2 景観検討区分チェックシートの作成例

1. 各設問の記入要領

I 事業概要

- ・各設問への記入とあわせて、事業概要を説明している資料を、提出してください。（実施計画説明資料等の既存資料で結構です。）

1. 事業種別 ・事業内容	「事業種別」は、「本編 3-3 景観検討を行う事業の実施単位」に示した表を参考に、選択してください。 「事業内容」は、事業の目的や実施地域等、詳しく記入してください。
2. 事業規模	事業化区間延長、道路幅員、建築物敷地面積等、事業の諸元を記入してください。
3. 事業段階	記入時点での事業段階を選択してください。 選択に当たって、「本編 2-2 検討開始時期」に示した「■各種事業の流れと景観検討実施のタイミング」を参照してください。
4. 工期	設計、施工の工期について、実施済みの事業については実績を記入してください。 未実施の事業については、予定を記入してください。未定の場合は、空欄で結構です。
5. 所在地	事業地域の住所を市町村名（可能なら大字程度まで）までを記入してください。

II 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況

- ・当該事業が、各種法規制区域等で行う事業かどうかをお答え下さい。
- ・法規制区域等にかかる部分が事業地域の一部のみであっても、「事業地域内にある」を選択してください。

III 事業地域や周辺の景観

1. 種別	事業地域及び周辺地域の景観について、地形や土地利用等を踏まえて見た場合、最も支配的であるとお考えになるものを、1つだけ選択してください。
2. 近傍の 関連事業	事業地域から見える範囲、かつ事業地域から約 500m以内で実施されている他省庁や地方公共団体の公共事業あるいは民間の大規模開発等のうち、景観に配慮している、あるいは配慮していると考えられる事業（環境影響評価の対象事業等）がある場合は、「ある」を選択し、事業名等を記入してください。

3. 配慮要素	事業地域の周辺において、当該事業の施設配置や設計、施工等にあたって配慮すべき景観要素や施設等の有無をお答え下さい。ある場合は施設名等（多数の場合は、代表的なもの数例）を記入して下さい。 なお、配慮すべき景観要素や施設は、以下を参考にご検討下さい。 自然的景観要素：山、高原、河川、湖沼、海岸等 文化的景観要素：里山風景、農山漁村景観、観光施設や景勝地、霊山等信仰対象地等 歴史的景観要素：神社仏閣等歴史的建造物、史跡、近代土木遺産、歴史的な街並み等 都市的景観要素：地域の代表的な建築物・産業施設・ランドマーク等
4. 質	事業地域のほぼ全域にわたって良好な景観が形成されている場合は「1」を、一部に良好な景観が形成されている場合は「2」を、特に良好な景観がない場合は「3」を選択してください。 「良好な景観」は、以下を参考にご検討下さい。 ・「Ⅱ」で記入いただいた、法令等に基づいて指定された地域 ・上記「3. 配慮要素」で記入いただいた「配慮すべき景観要素や施設」

Ⅳ 事業の景観的影響

1. 外部景観	外部景観とは、当該施設の外部にある視点場に立って、当該施設を含む周辺風景を見たときの景観をイメージしています。視点場の有無や位置、利用状況等を把握した上で、お答え下さい。（視点場が複数ある場合は、複数記入下さい。） なお、この場合の「視点場」とは、一般市民が立ち入り、当該施設の眺望を得ることができる場所とします。以下を参考にご検討下さい。 ・展望施設、高層建築物 ・高台等にある展望が得られる地域等 ・公園、道路等、多数の人が利用する場所
2. 内部景観	内部景観とは、一般市民が施設利用者として当該施設内の視点に立ち、当該施設を含む周辺風景を見たときの景観をイメージしています。（例：道路走行中に見える、道路を含んだ周辺景観） 施設利用者の施設内部からの視点の有無、及び施設利用の頻度や利用者数等を考慮し、お答え下さい。
3. 影響の大きさ	事業規模や事業特性等を考慮して、事業による景観影響の大きさを検討し、お答え下さい。 景観に影響を与える要素としては、以下を参考にご検討下さい。 ・盛土、切土等による地形の改変 ・構造物の設置による眺望景観の変化や分断、土地利用の変化

V 景観検討区分

1. 配慮の 必要性	Ⅱ．～Ⅳ．の記入事項を踏まえ、景観に配慮した設計が必要と思われる事項、箇所等を検討し、お答え下さい。
2. 景観検討 区分	景観検討区分の判断は、以下を参考に、各事業の特性等を考慮した上でお答え下さい。 <重点検討事業> - 以下の1～3のいずれかに該当する事業 (ただし、「簡易検討事業」に該当する場合は除く。) - 優れた景観を有する地域で行う事業 「Ⅱ 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況」のいずれかの指定区域等が、事業地域内にある場合 - 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業 「Ⅳ」について、 「1. 外部景観」で、「1. 日常的に見られる」 「2. 内部景観」で「1. ある」 「3. 影響の大きさ」で「1. 景観が大きく変わる見込みが強い」 の全てを満たす事業であり、かつ「Ⅲ.」の各設問から、事業地域周辺への景観配慮が重要と考えられる事業 - 事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業 - 地域の景観形成を誘導したり、良好な景観地域を結ぶ等、景観を重視した計画、設計等を行おうとする事業 <標準検討事業> - 重点検討事業及び簡易検討事業に該当しない全ての事業 <簡易検討事業> - 地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業

VI 検討体制等

・「V 2.」で重点検討事業または標準検討事業とした事業のみお答え下さい。

1. 検討体制 ・方針	景観検討体制、地方公共団体等との調整方法、住民からの意見聴取方法について、現時点でのお考えを記入してください。
2. 設計業務の 発注方式	設計段階での業務の発注方式について、発注済の事業については実績を、未発注の事業については、現時点での予定を記入してください。

2. 記入例

(様式1)景観検討区分チェックシート

黄色のセル:選択肢の中から該当するものの番号を選んで、「回答欄」にご記入ください。

緑色のセル:必要事項を記入してください。

回答する事業の数だけ、本シートをコピーしてお使い下さい。

		記入年月日	平成19年9月14日
事業名	●●自動車道 ××道路		
事務所名	●●国道事務所	作成者(連絡先)	企画課 事業景観係長 保庭正人(M85-

I 事業概要

以下の回答とあわせて、事業概要がわかる資料を提出して下さい。

1.事業種別	1. 道路 2. 河川 3. 港湾 4. 公園 5. その他	回答欄	1
事業内容	●●ICと△△を結ぶ高規格幹線道路。 地域間交流の促進、災害時の緊急輸送路の確保等を目的として整備する。		
2.事業規模	事業化区間=10.3km、幅員=22m		
3.事業段階 (現時点)	1. 構想・計画段階 2. 設計段階	回答欄	1
4.工期	設計:(予備) 平成20年4月~21年3月 (詳細) 平成21年~ 施工:未定		
5.所在地	愛知県名古屋市中区〇〇町~守山区△△町		

II 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況

各制度について、次から選択 1. 事業地域内にある 2. 事業地域周辺(約500m以内)にある 3. ない

1.景観法	当該地域の景観行政団体(担当窓口) 名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観 景観行政団体の景観計画策定状況 策定済み(平成19年3月)		
	景観重要公共施設、同建造物、同樹木	回答欄	3
	景観地区/準景観地区	回答欄	3
	地区計画の区域(景観法に基づく地区計画等形態 意匠条例が定められたものに限る)	回答欄	3
2.都市計画法	風致地区	回答欄	2
3.自然公園法	特別地域(国立公園、国定公園、県立自然公園)	回答欄	3
4.文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	回答欄	3
	重要文化的景観	回答欄	3
5.都市緑地法	特別緑地保全地区	回答欄	1
6.景観条例	地方公共団体条例による指定地区	回答欄	3
7.世界遺産条約	世界遺産	回答欄	3
(1~7のいずれかが「ある・周辺にある」場合)具体的に記入 特別緑地保全地区:竜泉寺、風致地区:名古屋城			
備考:水色着色の指定地区等が「事業地域内にある」場合は重点検討事業になります。(V 2.)			

III 事業地域や周辺の景観

1.種別	1. 自然風景(山林・海岸) 2. 田園風景 3. 郊外風景(宅地) 4. 郊外風景(商工業) 5. 市街地景観 6. その他(具体的に:	回答欄	5
2.近傍の関連事業 近傍で計画・設計・施工中の公共事業について	1. ある 2. ない └(ある場合)具体的な事業名 市道■号線 事業主体 名古屋市 事業スケジュール 現在、詳細設計実施中(施工時期は不明)	回答欄	1
3.配慮要素 周辺に存在する 配慮すべき景観 要素や施設	遠景(2km以上) 1. ある 2. ない 中景(500m~2km) 1. ある 2. ない 近景(500m以内) 1. ある 2. ない (ある場合)具体的に記入 近景:竜泉寺、庄内川、中景:小幡緑地、名古屋城	回答欄	2 1 1
4.質	1. 全般的に良好な景観 2. 部分的に良好な景観 3. 特に良好な景観なし (特記事項があれば記入) 風致地区、特別緑地保全地区の区域については、緑豊かな 都市景観を形成している。その他の区域は典型的な市街地の 景観である。	回答欄	2

IV 事業の景観的影響

1.外部景観 施設外部にある 視点場	当該施設は施設外部から住民・利用者等に 1. 日常的に見られる 2. 見られることがある 3. ほとんど見られない 回答欄 1 (ある場合)視点から施設までの距離は 1. 2km以上 2. 2km～500m 3. 500m～100m 4. 100m～0m 回答欄 3、4 視点場(具体的に) 全区間、沿道の市街地や交差する道路等が視点場となる。 特に、名古屋城および竜泉寺からの眺望に留意する必要がある。 主な視点利用者 周辺住民、交差する道路の利用者、名古屋城等の観光客
2.内部景観 施設内部からの 視点	1. ある 2. ない 回答欄 1 └(ある場合)利用者等に 1. 日常的に見られる 回答欄 1 2. ほとんど見られない
3.影響の大きさ	1. 当該事業により周辺も含めた景観が大きく変わる見込みが強い 2. 当該事業により周辺も含めた景観が変わる可能性がある 回答欄 1 3. 当該事業による周辺景観への影響は小さい 理由(具体的に) ほぼ全区間、高架構造物を新設するため。

V 景観検討区分

1.配慮の必要性	当該事業に景観に配慮した設計が必要と思われる事項・箇所が 1. ある 2. ない 3. 現段階では判断できない 回答欄 1 事項又は理由(具体的に) 庄内川、竜泉寺と接する区間における、川や緑地との調和 名古屋市内の他の高架構造物のデザインとの統一感
2.景観検討区分	事務所が判断する当該事業の景観検討区分 1. 重点検討事業 2. 標準検討事業 3. 簡易検討事業 回答欄 1 回答理由(必ず記入してください) 竜泉寺特別緑地保全地区を通過する。 い) 事業規模が大きく、高架構造の為、外部からの多数の視点 場があり、都市景観上周辺に与える影響が非常に大きい。

VI 検討体制等

「V 2.」で重点検討事業または標準検討事業とした事業のみお答え下さい。

1.検討体制・方針	景観検討体制 1. 事業景観アドバイザーを含めた委員会等で検討 2. 事業景観アドバイザーの助言・指導を受け検討 3. 景観形成ガイドライン等を参考に事務所内で検討 回答欄 1 4. その他 5. 未定 (具体的に記述) ○○道路景観検討委員会を設置予定で事業景観アドバイザーの選定中 当該事業における地方公共団体等との調整方法 1. 委員会等 2. 協議の場を設置 3. 必要に応じて説明 回答欄 1 4. 特になし 5. その他 6. 未定 (具体的に記述) 委員会への県・市の参画を予定 当該事業における住民からの意見聴取方法 1. 委員会等 2. 住民ワークショップ等 3. 住民説明会 4. アンケート 5. パブリックコメント 6. 特になし 回答欄 1 7. その他 8. 未定 (具体的に記述) 委員会への住民代表の参画を予定
2.設計業務の 発注方式	予備設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定 回答欄 1 実施設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定 回答欄 4

事業地域及び周辺の景観を写した写真(画像を添付してください。)

左:春日井市から見た竜泉寺の事業予定地付近

右:風致地区に隣接して道路が通過する地点



本欄は企画部が記入します

景観検討委員会の検討結果

☐承認 承認年月日:

景観検討番号:

景観検討番号について

30-07-01-01

- 事業を分割した場合の枝番号(2桁) ※分割毎に枝番号(一〇〇)を追加
- 事務所毎の年度別事業連番号(2桁)
- 景観検討区分の承認年度(西暦下2桁)
- 事務所番号(メールアドレスの頭番号)

事務所名	番号	事務所名	番号
多治見砂防国道事務所	30	木曽下流河川事務所	61
木曽川上流河川事務所	31	紀勢国道事務所	64
越美山系砂防事務所	32	北勢国道事務所	65
岐阜国道事務所	33	天竜川上流河川事務所	70
高山国道事務所	34	飯田国道事務所	71
新丸子ダム工事事務所	35	三峰川総合開発工事事務所	72
横山ダム工事事務所	37	天竜川ダム統合管理事務所	75
静岡河川事務所	40	丸山ダム管理所	76
静岡国道事務所	41	矢作ダム管理所	78
沼津河川国道事務所	42	蓮ダム管理所	79
富士砂防事務所	43	長島ダム管理所	80
浜松河川国道事務所	44	小里川ダム管理所	81
庄内川河川事務所	50	中部技術事務所	85
豊橋河川事務所	51	名古屋港湾空港技術調査事務所	90
名古屋国道事務所	52	清水港湾事務所	91
愛知国道事務所	53	名古屋港湾事務所	92
名四国道事務所	54	三河港湾事務所	93
設楽ダム工事事務所	57	四日市港湾事務所	94
三重河川国道事務所	60		

参考3 景観検討シートの作成例

景観検討シートは、景観検討の内容や経緯等を継続的に記録していくものである。従って、当該事業にふさわしい配慮事項等を十分に検討した上で記入するものとする。

景観検討シート（様式2）	
【景観検討番号】 30-07-01 【事務所名】 ●●河川事務所 【施設名】 △△水系〇〇川 【事業種別】 河川事業（河川改修事業） 【事業名】 〇〇河川〇〇川水系河川改修事業 【個別事業名】 〇〇地区河川改修事業（H20 設計完了） ▲▲地区河川改修事業（H20 事業完了） 【事業区分】 重点検討事業 標準検討事業 【更新履歴】 平成 20 年 3 月 20 日（担当者名：〇〇課××） ・ 1～5 を新たに記入 平成 21 年 2 月 25 日（担当者名：〇〇課××） ・ 5 を加筆、6 及び 7 を新たに記入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成 29 年 5 月 1 日（担当者名：〇〇課△△） ・ 10-2 事後評価の結果を記入	【注】 景観検討委員会において景観検討区分の承認後、企画部より景観検討番号を発行する。 【注】 一連の事業の場合、一連事業名の後に、景観検討シートに整理する個別事業名を記載 【注】 一連の事業の場合、同じ景観方針である一覽事業のすべての個別事業名を列記し、それぞれの事業段階を（ ）で記載 【注】 該当する事業区分を選択 【注】 本シートに加筆、修正等を行うごとに、更新年月日と景観検討に主体的に携わった担当者名及び主な更新事項を記入する。
1. 事業概要 2. 景観形成にあたり配慮すべき事項 3. 景観形成の目標像 4. 景観形成に関する基本的な考え方 5. 具体的な景観整備の留意点と方針 6. 景観配慮の内容 7. 施工段階の留意点 8. 維持管理の留意点 9. 完成報告 10. 事後評価の方針と結果 11. 景観検討の体制 12. 景観検討の経緯 13. 事業の進捗状況の経緯	

1. 事業概要（構想・計画段階で記入）

事業区間は・・・・・・のため十分な流下能力を有していない。
このため、・・・・・・に基づいて整備を行う。

【注】

事業の全体像や特徴を記載する。
景観検討区分チェックシートのⅠをふまえ、さらに具体的に記載すること。
事業内容が具体化した場合や変更があった場合などは、これに応じて修正、加筆等を行う。

事業目的：洪水被害の発生防止、治水安全度の向上

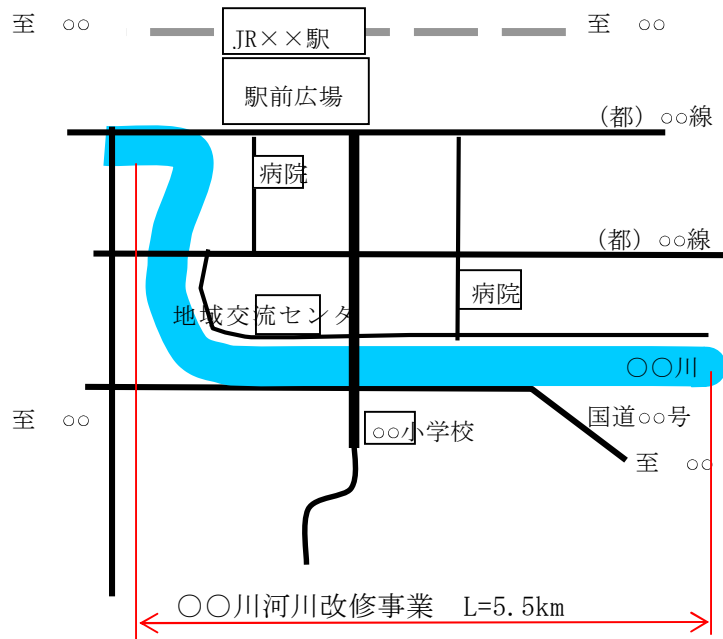
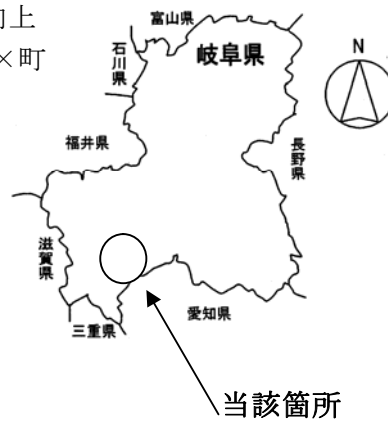
所在地：××県××市××～××県××郡××町

延長等：L=5.5km

事業年度：平成16年度～平成24年度

【注】

事業の目的、所在地、諸元等を記載する。



【注】

事業の位置や周辺の状況がわかるように、広域の位置図や事業実施地域の図等を添付する。

2. 景観形成にあたり配慮すべき事項（構想・計画段階で記入）

【注】

既存文献や資料に基づき、とりまとめる。
景観検討区分チェックシートのⅡ、Ⅲ、Ⅳをふまえ、さらに具体的に記載すること。
配慮すべき事項が新たに見つかった場合は、追記する。

2-1 当該事業周辺の景観や土地利用状況

- ・××市の中心部を通過している区間では、JR××駅や××市役所、商業地域が近接している。川沿いの遊歩道は、多くの市民にウォーキング等の場として利用されている。
- ・××市△△から××郡××町の区間は、田園地帯が広がる平坦な地形であり、集落が点在している。
- ・水郷めぐりの観光船の発着場（△△橋付近）、◇◇親水公園（◇◇地区）

写真



××市中心部

写真



△△橋付近の観光船の発着場

【注】

事業周辺の景観資源や土地利用の特性について、当該事業が配慮すべき事項を記載する。具体的なイメージが伝わるよう、写真や分布図等を用いて説明する。
また、周辺地域で他の公共事業が行われており、景観形成上、連携が必要な場合は、同事業の概要を記載する。

2-2 関連する計画等

××市景観形成計画：「水辺と親しめるまちづくり」を目標の一つに掲げている。また、××橋から〇〇橋までの区間は、景観まちづくりゾーンに含まれる。

風致地区：××市△△は、風致地区に指定されている。

【注】

事業地域における法規制等の状況を記載する。
また、市町村等により景観に関する計画等が定められている場合は、記載内容のうち、地域景観の目標像や当該事業に関わりのある部分を抜粋するなどして記載する。

3. 景観形成の目標像（構想・計画段階で記入）

【注】

事業全体の景観形成に関する目標像を記載する。

「①当該事業において整備する施設や空間そのものに関する景観形成の目標像」と、「②施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係を包括した景観形成の目標像」の視点から検討する。

本項は、基本的には事業の途中で変更しないが、事業内容の変更など合理的な理由が発生した場合は修正を行う。

田園風景や街並みと人々の暮らしが調和する〇〇川

【解説】

- ・ 田園地帯と河川、あるいは市街地と河川の連続性を確保し、田園風景や街並みと河川空間が一体となって良好な景観を形成する。
- ・ 市民や観光客の利用に配慮し、地域の象徴的な河川空間の形成を図る。

【注】

目指すべき景観をわかりやすくキャッチフレーズとして表現するだけでなく、具体的な景観が伝わるような文章で解説・捕捉しておくことが望ましい。

市町村等により、当該地域の景観形成の目標等が定められている場合には、この目標等との整合性に配慮する必要がある。

4. 景観形成に関する基本的な考え方（構想・計画段階で記入）

【注】

事業の全ての段階にわたって継承することを前提とした、景観形成に関する基本的な考え方や方向性を記載する。

計画や設計段階で具体的な景観デザインを行うための適度なしぼりとなるよう留意する。

「3. 景観形成の目標像」と同様に、基本的には事業の途中で変更しないが、事業内容の変更など合理的な理由が発生した場合は修正を行う。

4-1 当該施設や空間自体の景観配慮の考え方

- ・ 沿川のまちづくりの動向（計画や事業）を踏まえながら検討する。
- ・ 地域特有の景観を損なわないようなデザインを検討する。
- ・ 堤防から高水敷、水面にいたるなめらかに連続するアースデザインを行う。
- ・ 明治時代に造られた△△堰（△△地区）を保存する。

【注】

「整備する施設や空間自体のデザインのコンセプト」及び「周辺の景観等との関係の中で当該事業のデザインをどのように配慮するか」という視点から、基本的な考え方を記載する。

具体的な記載項目例

- ・ 工区、区間等の連続性
- ・ 外部からの当該施設や空間の眺め
- ・ 当該施設や空間からの周辺への眺め
- ・ 自然景観や歴史文化的景観

4-2 自然環境との調和の考え方

- ・ 生態系に配慮した、自然豊かな河川空間を形成する。

【注】

自然環境を極力保全しつつ、当該事業との調和を図るための考え方等を記載する。

4-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方

- ・ 市街地内を流れる区間では、親水性の高い水辺空間整備を行う。
- ・ 中心市街地から階段護岸へのアクセスが容易になるよう留意する。

【注】

施設や空間の利用のされ方に関する考え方を記載する。

4-4 関係自治体等に伝えるべき考え方

- ・ 当該区間に架かる他の管理主体の橋梁については、新設や維持管理、補修等の際に、河川空間との一体的な景観形成がなされるよう、協議を行う。
- ・ 河川景観の向上のため、沿川の市街地における建築物の高さ規制等の対策が望まれる。
- ・ 中心市街地から階段護岸へのアクセスが容易になるよう留意する。

【注】

周辺地域と一体となって良好な景観形成を図るため、関係自治体等に伝えるべき考え方や要望などを記入する。

4-5 その他

5. 具体的な景観整備の留意点と方針（計画段階、設計段階で記入）

【注】

設計にあたり留意すべき事項や、デザインの方針を記載する。
計画段階から設計段階への事業の進捗に伴って、検討可能な範囲や熟度が向上するため、本項目はこまめに修正、加筆等を行い、徐々に具体性の高い記載となるよう留意する。

5-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

【具体的方針】

項目	区分	具体的方針
堤防	形状	・周辺の市街地や田園風景に配慮し、できるだけ圧迫感を与えないような形状や色彩を採用する。 ・密集市街地に隣接している区間では、コンクリート壁による圧迫感を軽減するため、傾斜壁構造とする。
	配置	・治水安全度を確保しつつ、近接家屋等への影響が生じない位置に堤防法線を計画する。
高水敷	規模	・水辺の歩行空間を確保するために、連続した4m程度以上の平場を設置する。
	形状	・水辺の緑の連続性を確保するとともに、単調な線形とならないように水際の多様性を確保する。 ・水際は蛇籠護岸により、水生生物の生息環境の影響低減を図る。
	配置	・安全性と快適性を備えた水辺の歩行空間を確保する。 ・全区間にわたって、右岸側に幅1.5mの遊歩道を設置する。

【注】

施設ごとに、規模、形状、配置などの視点から景観整備の方針を検討する。

【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	評価尺度
堤防	形状	・水辺の利用者に圧迫感を与えていないか ・堤防の高さ、水辺の歩行者空間の大きさ等のバランスはよいのか
	配置	・騒音・振動等の問題が生じないか ・近隣家屋に圧迫感を与えていないか
高水敷	規模	・水辺の歩行者空間としての安全性・快適性を備えているか
	形状	・水際の多様性が確保できたか ・堤防から高水敷、水面への連続性が確保されているか ・地域の生態系の特性を考慮に入れた配慮がなされているか
	配置	・歩行者や自転車など利用形態を想定した遊歩道の評価 ・遊歩道からの河川や周辺の眺めの評価 ・利用者にとっての居心地よさの評価

【注】

重点検討事業では、「具体的方針」に沿って設計を行う際の「評価の項目・尺度」及び「予測・評価手法」を記載する。（標準検討事業では必要に応じて記載する。）

「具体的方針」で項目を分けて記載した場合は、当該項目との対応がわかるように記載すること。

【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	予測・評価手法
堤防	形状	・イメージスケッチやCGにより、見え方の確認・予測を行う。 ・景観の専門家を交えた検討委員会で評価する。
	配置	・施工性を考慮した堤防構造を検討する。 ・近隣家屋の住民の意見を反映する。
高水敷	規模	・利用者の安全性・快適性について、既往事例等をもとに分析する。 ・市民代表を交えた検討委員会で評価する。
	形状	・生態系の専門家にヒアリングを行い、評価する。
	配置	・CG、簡易VRにより、遊歩道からの景観を確認する。

5-2 細部設計、材料等選定の考え方

【具体的方針】

項目	区分	具体的方針
堤防	植栽	・周辺の植生に配慮した緑化を行う。（田園地域）
	表面処理	・堤防壁面や歩道部分の舗装は、周囲の市街地との連続性を持たせた修景等を行う。 ・市街地部分のコンクリート壁は白色度を抑え、原則として付加的な装飾は行わない。
高水敷	植栽	・もともと河川敷に育っていた樹木は極力保存する。 ・樹高5m以上の樹木は全て保存する。 ・新規植栽は、河川敷にもともと見られる樹種（○○ヤナギ等）を選定する。
	アースデザイン	・地形に微妙な高低差をつける、既存樹木を残すなど、自然に近い状態にする。
	歩道	・高水敷内の歩行空間は、人工物を原則として配置しない。

【注】

施設ごとに、植栽、材料、色彩などの視点から景観整備の方針を検討する。

【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	評価尺度
堤防	植栽	・周辺地域との一体感が出ているか ・地域の生態系への影響がないか
	表面処理	・色彩、質感等に関する、周囲の市街地や田園風景との一体感があるか
高水敷	植栽	・在来種を使用しているか ・周辺からの高水敷内の眺めを考慮に入れた高木の配置となっているか
	アースデザイン	・利用者にとって適度な地形の変化があるか ・もともとの河川敷の形状と整合性があるか
	歩道	・利用者の安全性、快適性は確保されているか

【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	予測・評価手法
堤防	植栽、表面処理	・ 専門家へのヒアリングを行う。 ・ 施工時に、植栽の位置や材料の見え方等を、現場で確認する。
高水敷	植栽、アースデザイン	・ 模型により、細部の勾配や見え方等の検討を行う。
	歩道	・ 住民参加のワークショップにより、具体的な材料等を検討する。 ・ 住民や関連自治体との意見交換により、デザインを評価する。

5-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方**【具体的方針】**

- ・ 高水敷については、可能な限り、現場にある材料等を活用
- ・ 堤防の修景については、デザインとコストのバランスについて自治体と協議

【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入）

- ・ 上記の景観整備方針等に著しい不合理が生じないか。

【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）

- ・ 事業目的や効果と照らして、コストの妥当性を判断

5-4 その他

6. 景観配慮の内容（設計段階、施工段階で記入）

【注】

重点検討事業では、「5. 具体的な景観整備の留意点と方針」に沿って景観の予測・評価を行い、その結果を設計に反映する必要がある。また、標準検討事業でも、「5.」に沿って、景観に配慮した設計を行う必要がある。

本項では、このような景観配慮の内容を記載することにより、「5.」の内容と実際の設計との整合がとれているか確認する。「このため、「5.」の記載事項に対応してどのように設計したかがわかるように記載する。

また、景観の予測・評価を行った場合は、その内容についても記載する。

6-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定

- ・水際部のヨシ群落を保存しつつ、遊歩道の整備計画を作成した。
- ・水際部の護岸は半練りの石積みを採用する。



半練石積のイメージ

遊歩道整備計画（図）

- ・近隣家屋に配慮した堤防の形状、配置

堤防の現況（図）

C G（図）

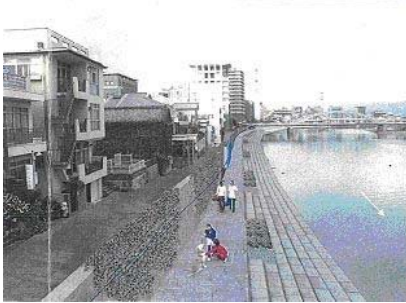


【注】

C Gや模型等を作成した場合は、これらを活用して視覚的にわかりやすく示す。

6-2 細部設計、材料等選定

- ・ツタ類や植栽ポット等により、堤体構造への影響を回避しながら緑化する。



堤体の緑化イメージ

- ・パラペット壁面に縦長の凸面を作ることによって分節化し、単調な壁面にリズム感を与える。
- ・低水護岸の一部に、水際植生の導入スペースを確保する。



堤体の緑化と、低水護岸への植生の導入イメージ

- ・河川敷内の高木○本を現状のまま保存。

整備計画と保存する樹木位置図



6-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備

- ・護岸の石材は、上流の浚渫工事で発生したものを使用する。

6-4 その他

7. 施工段階の留意点（設計段階、施工段階で記入）

【注】

着実に施工段階で景観配慮が実施されるために、施工段階への
申し送り事項や、景観配慮の内容を記載する。

参考：施工段階の配慮

土木事業においては、施工時の材料選定や現場での判断等、施工段階で決定する事項も多く、これらが最終的な公共施設や空間のデザインに大きな影響を及ぼすことになる。設計段階までの景観検討の成果を施工段階に着実に引き継ぎ、一貫性のあるデザインを実現するためには、施工段階における景観への配慮が極めて重要である。

（１）それまでの景観検討の経緯を踏まえる

施工時の担当職員は、それまでの当該事業の景観検討シートに記載された内容を十分に理解するとともに、施工段階におけるデザインの変更は原則として避けるべきである。

また、施工段階でデザインを変更せざるを得ない場合は、それまでの景観検討の経緯を十分に理解したうえで判断を行わなければならない。特に、事業景観アドバイザー等からの助言を過去に得ているデザインを変更する場合には、改めて相談するなどの対応が必要である。

（２）現場に立って考える

整備する施設等のスケール感や周辺景観との調和などを、常に現場に立って考えることが重要である。また、現場の状況が設計段階から大きく変化していた場合などは、改めて景観に関する検討を行うなどの適切な対応が望ましい。

（３）各種景観形成ガイドラインを参考にする

施工時の留意事項についても、「付録２」に示すように、各種景観形成ガイドラインを参考にすること。

7-1 設計段階での申し送り事項（設計段階で記入）

- ・定期的に、事業景観アドバイザーに現地立会いを求め、助言を受ける。
- ・植栽の配置やアースデザインは、周辺の視点場や河川敷内からの眺めに配慮して微調整する。
- ・材料の決定に当たっては、極力、現場での確認を行うようにする。

【注】

設計段階までに検討した景観形成の考え方を、施工段階に確実に引き継ぐために、具体的な行動や留意点を記載する。また、細部のデザインなど、設計段階で確定できない部分について、施工段階でどのように検討していくべきか留意点を記載する。

7-2 施工時の景観配慮の内容（施工段階で記入）

- ・遊歩道の舗装には〇〇（△△社製）を採用

【注】

特殊な材料等を使用した場合は記録する。

- ・地元の強い要望を受けて、事業景観アドバイザーに相談の上で、××区間のみ当初予定のヤナギを変更し、桜並木を植栽した。

〇〇橋からの眺めに配慮して
高木植栽位置を変更（写真）

××区間の桜並木（写真）

【注】

施工時に、現場で判断して配慮した内容を記録する。また、可能な限り、景観配慮事項が理解できるような写真等を添付する。なお、設計内容から大きな変更を行う場合は、各種景観形成ガイドラインを参考にするとともに、専門家に相談するなど、慎重な判断が求められる。

8. 維持管理の留意点（設計段階、施工段階で記入）**【注】**

設計段階や施工段階の景観配慮を受けて、適切な維持管理にも留意する必要がある。そのため、本項では維持管理における留意事項を記載する。

- ・ 遊歩道については、破損箇所や著しい汚れ、劣化等がないか適宜点検を行う。
- ・ 高水敷の遊歩道の周囲は、地域住民と連携して定期的に除草等の維持管理を行う。
- ・ ××市や地域団体等から、河川敷における自然観察や水遊び等のイベント開催の意向があれば、積極的に協力を行う。

【注】

整備を行った施設や空間が良好な景観を形成し、維持していくために、維持管理段階で必要な取り組みや留意事項等があれば記載する。

9. 完成報告（事業完了時に記入）

【注】

事業完了時に、整備した施設や空間の状況を確認する。
記載にあたっては、以下の視点から写真等を撮影して、視覚的に
わかりやすく記録する。

記載の視点

- ・施設自体のデザイン
- ・外部からの当該施設や空間の眺め
- ・当該施設や空間からの周辺への眺め

【事業完了年月日】 平成●年●月●日

【完成状況】

施設の外観：

整備した河川敷では、ウォーキング等を行う市民が多く見られる。

事業前（写真）

完了時（写真）

〇〇地区の河川敷

外部からの施設の眺め：

検討案（CG）

完了時（写真）

××市役所屋上から見た〇〇川

【注】

事業前の写真や設計時に作成したCG等と、完了時の写
真を並べて掲載することが考えられる。

10. 事後評価の方針と結果（設計段階、施工段階で記入）

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

【注】

重点検討事業では、事業により形成された景観について事後評価を実施する。
このため、事後評価を実施する時期や評価手法等について記載する。
なお、本項の記入にあたっては、「中部地方整備局における景観整備の事後評価ガイドライン（案）」を参照することができる。

10-1 事後評価の方針（設計段階、施工段階で記入）

【実施時期】

事業完了後、5年程度後

【注】

事後評価が確実に実施されるよう、設計段階、施工段階あるいは事業完了時に、事後評価の実施時期を明記することが望ましい。

【景観整備方針の実施に関する事後評価】

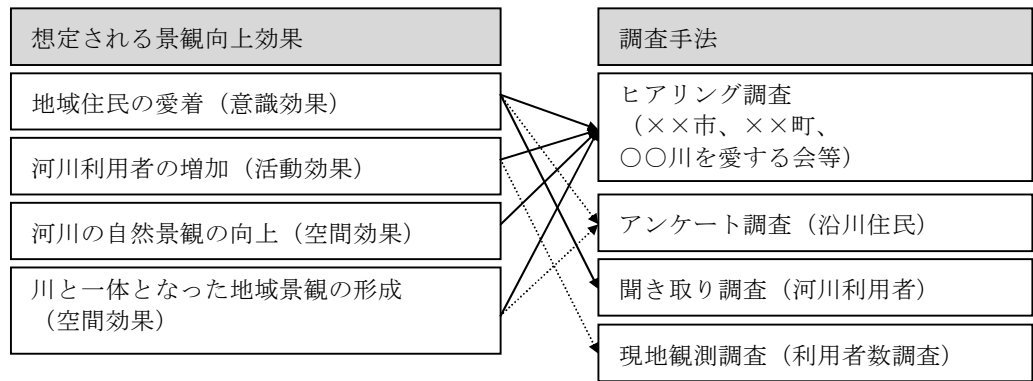
景観整備方針の内容と事後評価時の現地状況を照らし合わせて評価する。

評価は、事業景観アドバイザーの立ち会いの下で実施する。

【注】

「4. 景観形成に関する基本的な考え方」や「5. 具体的な景観整備の留意点と方針」の記載内容に照らして、特に事後評価において重視すべき項目があれば記載しておく。
また、事業景観アドバイザーや委員会などの参画についても記載することが望ましい。

【景観向上効果に関する事後評価】



□：実践する調査手法 □：実践する調査手法

【注】

景観整備によって期待される景観向上効果を抽出するとともに、実施を想定する調査手法の概要を記述する。

10-2 事後評価の結果

【評価結果】

【注】

「10-1 事後評価の方針」を踏まえて、適切なタイミングで事後評価を実施する。

【景観整備方針の実施に関する評価】

総合評価	須津川の自然石を利用し、溪谷景観へのえん堤の収面への苔の繁茂などが進み、景観整備方針の個々の意図が実現し、溪谷景観ともよく調和している。	【注】 「10-1 事後評価の方針」に記載した評価方針を踏まえて評価を行う。	みたときの景観が自然石と調和しており、自然石が表出している。
------	--	---	--------------------------------

具体的な景観整備の方針		事後評価の結果
施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	・低ダム群とする。	・全て堤高 8m 以下であり、林道から見ても圧迫感はない。
	・堆砂区域上流では河道修正を行い、空間利用に供する。	・若干の河道修正が行われた程度であり、自然的な河川景観や親水性は保全されている。
	・下流水路の護岸は、自然転石を適切な形に配置することによって、親水空間としての溪流を演出する。また、人工造園計画的な転石配置は行わない。	・自然石により整備されており、親水性の高い空間が形成されている。
細部設計、材料等選定の考え方	・現地自然石を利用する。	・現地自然石が採取されている。
	・化粧型枠を使用する。	・擁壁部分は自然石を模した化粧型枠が採用されている。
	・主ダム、副ダム間の側壁法面は自然復元のための植栽を行う。	・外来種対策のため積極的な植栽は行われていないが、自然に植物が侵入し、緑化が進んでいる。
コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	・ダム袖は植栽によって視覚上隠ぺいし、良好な自然景観を阻害しないよう配慮する。	・ダム袖への植栽はされておらず、林道からは各えん堤がよく視認される。
	・現地採取の自然石を利用することにより、材料費、残土処理費を抑制する。	・現地自然石が採用されている。

設計段階における完成イメージ	完成後状況写真
	

【注】

「10-1 事後評価の方針」に記載した評価方針を踏まえて評価を行う。

【景観向上効果に関する評価】

総括評価	来訪者や住民等による護岸の景観整備への評価は高く、川原町の景観整備と一体となって、魅力的な地域づくりに寄与している。 地域全体で、利用の増加や、景観に関連した住民の取組の活性化が確認された。歴史的な街並み景観に合った改装を行った建築物も多い。また、川原町では、商店の増加が確認され、徐々にではあるが地域全体の活性化の効果も得られている。
------	--

確認された景観向上効果		関連する調査結果
意識効果	・地域住民の長良川への愛着や親しみの向上	・重量感のある玉石積のイメージは、地域に安心感となっている。 ・護岸整備に対する地域からの異論はない ●当該河川整備に対する地域住民の高い認知 ●「魅力」や「親しみ・愛着」を感じる人が8割超 ●7割が、護岸付近の風景がよくなったと回答
	・川原町の観光客の満足度の向上	・観光客から、整備前よりも良くなったとの評価
	・鶴飼観光客の満足度の向上	
活動効果	・川原町一帯の観光客の増加	○休日を中心に観光客の利用
	・地域住民の護岸利用の増加	・川原町の街並みと川沿いの道との回遊ルートが完成 ・早朝を中心に、ウォーキングの人を見かける
	・護岸での滞在時間や自然とのふれあい利用の増加	○休日を中心に、ジョギングや散策利用 ●地域住民の4割超が、週1回以上護岸を利用 ●川原町在住者では、散歩、自然観察、清掃等の利用が増えた人がそれぞれ2割程度に対し、減った人はいない
	・護岸を歩く観光客の増加	・鶴飼のシーズンオフでも土日を中心に観光客が増加 ○冬至のイベントの開催
	・鶴飼観光のオフシーズンの護岸利用増加	●利用者は、地域住民と観光客がほぼ半々 ●来訪者では、利用頻度が増えた人が2割に対し、減った人はいない
空間効果	・川原町一帯の古い建築物の保存、復元や景観に配慮した建物の改修等	・歴史的な街並み景観に合った改装を行った建築物もある ・川原町地区の修景整備や右岸の長良川プロムナード整備と関連しながら景観配慮を実施 ・鶴飼待合所、鶴飼事務所、公衆トイレの修景整備も同時期に実施 ●自宅や店舗など景観配慮を7件実施
波及効果	・川原町一帯の商業の活性化	・店舗の冬季営業や、新規開業などが相次いでいる
	・鶴飼観光の活性化	・鶴飼観光客は、平成21年度は20年度よりやや減少したが、悪天候や不況の影響などを考慮すると、実質的には減少していない
	・地域のまちづくり活動の活性化	・川原町まちづくり会では、整備に合わせて町を紹介するマップを作製 ●景観整備をきっかけとして花を飾ったり、清掃を行うようになった世帯が3割程度 ・川原町広場でフリーマーケットを開催

・：ヒアリング調査の結果、●：アンケート調査の結果、○：現地観測調査の結果

【改善措置】

- ・これまでの維持管理を引き続き行う。



【注】

必要に応じて改善措置を検討して記載する。

11. 景観検討の体制

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

【注】

重点検討事業では、景観検討の体制を構築する必要がある。ある程度の期間にわたって体制を維持しつつ、事業の進捗に応じて変化させていくことになる。

本項には景観検討の体制の概要を記入し、体制の変化があった場合には新たな体制を追記する。

■〇〇川景観検討委員会（平成 18 年●月～20 年 3 月）で検討

【事業景観アドバイザー】

〇〇 〇〇 〇〇大学教授
 〇〇 〇〇 △大学大学院教授
 〇〇 〇〇 △大学大学院教授
 〇〇 〇〇 〇〇大学教授
 〇〇 〇〇 △大学大学院教授

【関係自治体】

××県××市 〇〇課
 ××県××郡××町 〇〇課

【注】

関係自治体との調整があった場合は、必ず記入する。

■平成 20 年 4 月以降

- ・事業景観アドバイザー（〇〇 〇〇 △大学大学院教授）に引き続き、定期的に助言いただく体制とする。
- ・景観形成上の課題に応じて、その他の事業景観アドバイザーにも適宜ヒアリングを行う。
- ・関係自治体とは、設計業務の発注時などにあわせて、適宜、協議を行うものとする。

【注】

体制に変化があった場合には、新たな体制を追記する。

12. 景観検討の経緯

【注】

委員会、景観施策アドバイザーへのヒアリング、住民やNPO等の意見の聴取、地方公共団体との協議など、景観検討の経緯を一貫して記録に残すため、時系列的に検討の経緯を記載する。事業の進捗に応じて、検討内容を追記していく。
なお、本項での記載は、会議等の名称、開催年月日、主な検討項目等にとどめる。詳細な検討内容については、議事録等を作成して、本シートとともに保管する。

12-1 景観法第16条第5項に基づく通知等

〇〇地区築堤（L＝〇m）について、景観行政団体（××市）に通知

（平成20年〇月〇日）

××市からの回答（平成20年〇月〇日）、××市との協議（平成20年〇月〇日）

12-2 その他、景観検討の経緯

【平成18年度】

第1回委員会（平成18年〇月〇日）

- ・趣旨説明、現地視察

第2回委員会（平成19年〇月〇日）

- ・景観整備方針について

住民ワークショップ（平成19年〇月〇日）

- ・堤防整備、遊歩道整備について、自治体、住民参加でワークショップを開催

【平成19年度】

第3回委員会（平成19年〇月〇日）

- ・景観整備方針について

第4回委員会（平成20年〇月〇日）

- ・設計段階以降の景観検討について

【平成20年度以降】

事業景観アドバイザーヒアリング

（平成20年11月〇日）〇〇教授：現地視察及び意見聴取

（平成21年6月〇日）〇〇教授：現地視察及び意見聴取

（平成22年10月〇日）〇〇教授：維持管理のあり方について意見聴取

関連自治体との協議

（平成21年〇月〇日）××県××市 〇〇課

（平成21年〇月〇日）××県××郡××町 〇〇課

【注】

景観計画区域における事業では、設計案がある程度固まった時点で、景観計画及び景観条例に基づき、必要に応じて景観行政団体に通知する。
ここでは、通知した事業区間等や年月日、景観行政団体からの回答や協議の年月日、概要等を記載する。

【注】

関係自治体との調整があった場合は、必ず記入する。

13. 事業の進捗状況の経緯

【注】

事業の進捗状況の経緯を一貫して記録するため、設計や工事等の発注案件名と電子納品番号、工期、発注先の業者名・管理技術者名・景観担当者技術者名を記載する。

【注】

個別事業毎に事業の進捗状況を記載する。

〇〇〇地区築堤

概略調査（平成 16 年～18 年 3 月、電子納品番号：………）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

〇〇区間予備設計（平成 18 年 4 月～19 年 3 月、電子納品番号：………）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

〇〇地区築堤詳細設計（平成 20 年 4 月～21 年 3 月、電子納品番号：………）

発注先：××エンジニアリング(株)

管理技術者：〇〇□□ 景観検討担当者：××△△

▲▲▲築堤

概略調査（平成 16 年～18 年 3 月、電子納品番号：………）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

▲▲区間予備設計（平成 18 年 4 月～19 年 3 月、電子納品番号：………）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

▲▲地区築堤詳細設計（平成 20 年 4 月～21 年 3 月、電子納品番号：………）

発注先：××エンジニアリング(株)

管理技術者：〇〇□□ 景観検討担当者：××△△

参考 4 様式集

(様式1)景観検討区分チェックシート

黄色のセル:選択肢の中から該当するものの番号を選んで、「回答欄」にご記入ください。

緑色のセル:必要事項を記入してください。

回答する事業の数だけ、本シートをコピーしてお使い下さい。

		記入年月日	平成	年	月	日
事業名						
事務所名			作成者(連絡先)			

I 事業概要

以下の回答とあわせて、事業概要がわかる資料を提出して下さい。

1.事業種別	1. 道路 2. 河川 3. 港湾 4. 公園 5. その他	回答欄
事業内容	(例:道路改築(4車バイパス))	
2.事業規模	(例:L=〇. 〇km, W=〇〇. 〇m, A=〇〇m ²)	
3.事業段階 (現時点)	1. 構想・計画段階 2. 設計段階	回答欄
4.工期(予定)	設計:(予備) 年 月～ 年 月(詳細) 年 月～ 年 月 施工: 年 月～ 年 月	
5.所在地	県 市町村	

II 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況

各制度について、次から選択 1. 事業地域内にある 2. 事業地域周辺(約500m以内)にある 3. ない

1.景観法	当該地域の景観行政団体(担当窓口)	
	景観行政団体の景観計画策定状況	
	景観重要公共施設、同建造物、同樹木	回答欄
	景観地区/準景観地区	回答欄
	地区計画の区域(景観法に基づく地区計画等形態 意匠条例が定められたものに限る)	回答欄
2.都市計画法	風致地区	回答欄
3.自然公園法	特別地域(国立公園、国定公園、県立自然公園)	回答欄
4.文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	回答欄
	重要文化的景観	回答欄
5.都市緑地法	特別緑地保全地区	回答欄
6.景観条例	地方公共団体条例による指定地区	回答欄
7.世界遺産条約	世界遺産	回答欄
(1～7のいずれかが「ある・周辺にある」場合)具体的に記入		
備考:水色着色の指定地区等が「事業地域内にある」場合は重点検討事業になります。(V 2.)		

III 事業地域や周辺の景観

1.種別	1. 自然風景(山林・海岸) 2. 田園風景 3. 郊外風景(宅地) 4. 郊外風景(商工業) 5. 市街地景観 6. その他(具体的に:	回答欄
2.近傍の関連事業 近傍で計画・設計・施工中の公共事業について	1. ある 2. ない └(ある場合)具体的な事業名 事業主体 事業スケジュール	回答欄
3.配慮要素 周辺に存在する 配慮すべき景観 要素や施設	遠景(2km以上) 1. ある 2. ない 中景(500m～2km) 1. ある 2. ない 近景(500m以内) 1. ある 2. ない (ある場合)具体的に記入	回答欄 回答欄 回答欄
4.質	1. 全般的に良好な景観 2. 部分的に良好な景観 3. 特に良好な景観なし (特記事項があれば記入)	回答欄

IV 事業の景観的影響

1.外部景観 施設外部にある 視点場	当該施設は施設外部から住民・利用者等に	
	1. 日常的に見られる 2. 見られることがある 3. ほとんど見られない	回答欄
	(ある場合)視点から施設までの距離は	
2.内部景観 施設内部からの 視点	1. 2km以上 2. 2km～500m 3. 500m～100m 4. 100m～0m	回答欄
	視点(具体的に) 主な視点利用者	
	1. ある 2. ない	回答欄
3.影響の大きさ	└(ある場合)利用者等に	1. 日常的に見られる 2. ほとんど見られない
	1. 当該事業により周辺も含めた景観が大きく変わる見込みが強い 2. 当該事業により周辺も含めた景観が変わる可能性がある 3. 当該事業による周辺景観への影響は小さい	回答欄
	理由(具体的に)	

V 景観検討区分

1.配慮の必要性	当該事業に景観に配慮した設計が必要と思われる事項・箇所が	
	1. ある 2. ない 3. 現段階では判断できない	回答欄
2.景観検討区分	事項又は理由(具体的に)	
	事務所が判断する当該事業の景観検討区分	
	1. 重点検討事業 2. 標準検討事業 3. 簡易検討事業	回答欄
	回答理由(必ず記入してください)	

VI 検討体制等

「V 2.」で重点検討事業または標準検討事業とした事業のみお答え下さい。

1.検討体制・方針	景観検討体制	
	1. 事業景観アドバイザーを含めた委員会等で検討 2. 事業景観アドバイザーの助言・指導を受け検討 3. 景観形成ガイドライン等を参考に事務所で検討 4. その他 5. 未定	回答欄
	(具体的に記述)	
	当該事業における地方公共団体等との調整方法	
	1. 委員会等 2. 協議の場を設置 3. 必要に応じて説明 4. 特になし 5. その他 6. 未定	回答欄
	(具体的に記述)	
2.設計業務の 発注方式	当該事業における住民からの意見聴取方法	
	1. 委員会等 2. 住民ワークショップ等 3. 住民説明会 4. アンケート 5. パブリックコメント 6. 特になし 7. その他 8. 未定	回答欄
	(具体的に記述)	
	予備設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定	
	実施設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定	
	回答欄	

事業地域及び周辺の景観を写した写真(画像を添付してください。)

本欄は企画部が記入します

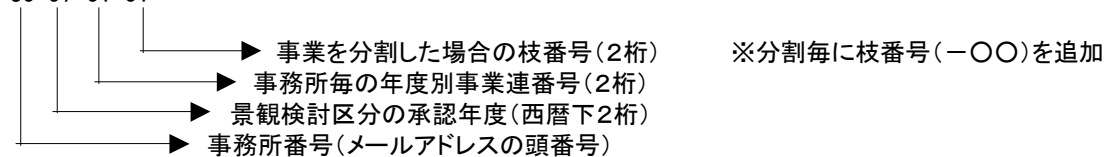
景観検討委員会の検討結果

☐承認 承認年月日:

景観検討番号:

景観検討番号について

30-07-01-01



事務所名	番号	事務所名	番号
多治見砂防国道事務所	30	木曽下流河川事務所	61
木曽川上流河川事務所	31	紀勢国道事務所	64
越美山系砂防事務所	32	北勢国道事務所	65
岐阜国道事務所	33	天竜川上流河川事務所	70
高山国道事務所	34	飯田国道事務所	71
新丸子ダム工事事務所	35	三峰川総合開発工事事務所	72
横山ダム工事事務所	37	天竜川ダム統合管理事務所	75
静岡河川事務所	40	丸山ダム管理所	76
静岡国道事務所	41	矢作ダム管理所	78
沼津河川国道事務所	42	蓮ダム管理所	79
富士砂防事務所	43	長島ダム管理所	80
浜松河川国道事務所	44	小里川ダム管理所	81
庄内川河川事務所	50	中部技術事務所	85
豊橋河川事務所	51	名古屋港湾空港技術調査事務所	90
名古屋国道事務所	52	清水港湾事務所	91
愛知国道事務所	53	名古屋港湾事務所	92
名四国道事務所	54	三河港湾事務所	93
設楽ダム工事事務所	57	四日市港湾事務所	94
三重河川国道事務所	60		

(様式2) 景観検討シート

景観検討シート (様式2)

【景観検討番号】

【事務所名】

【施設名】

【事業種別】

【事業名】

【事業区分】 重点検討事業 標準検討事業

【更新履歴】

1. 事業概要
2. 景観形成にあたり配慮すべき事項
3. 景観形成の目標像
4. 景観形成に関する基本的な考え方
5. 具体的な景観整備の留意点と方針
6. 景観配慮の内容
7. 施工段階の留意点
8. 維持管理の留意点
9. 完成報告
10. 事後評価の方針と結果
11. 景観検討の体制
12. 景観検討の経緯
13. 事業の進捗状況の経緯

1. 事業概要 (構想・計画段階で記入)

2. 景観形成にあたり配慮すべき事項（構想・計画段階で記入）

2-1 当該事業周辺の景観や土地利用状況

2-2 関連する計画等

3. 景観形成の目標像（構想・計画段階で記入）

4. 景観形成に関する基本的な考え方（構想・計画段階で記入）

4-1 当該施設や空間自体の景観配慮の考え方

4-2 自然環境との調和の考え方

4-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方

4-4 関係自治体等に伝えるべき考え方

4-5 その他

5. 具体的な景観整備の留意点と方針（計画段階、設計段階で記入） 5-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方 【具体的方針】 【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入） 【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）
5-2 細部設計、材料等選定の考え方 【具体的方針】 【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入） 【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）
5-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 【具体的方針】 【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入） 【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）
5-4 その他

6. 景観配慮の内容（設計段階、施工段階で記入）

6-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定

6-2 細部設計、材料等選定

6-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備

6-4 その他

7. 施工段階の留意点（設計段階、施工段階で記入）

7-1 設計段階での申し送り事項（設計段階で記入）

7-2 施工時の景観配慮の内容（施工段階で記入）

8. 維持管理の留意点（設計段階、施工段階で記入）

9. 完成報告（事業完了時に記入）

【事業完了年月日】

【完成状況】

10. 事後評価の方針と結果（設計段階、施工段階で記入）

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

10-1 事後評価の方針（設計段階、施工段階で記入）

【実施時期】

【評価項目と手法】

10-2 事後評価の結果

【評価結果】

【改善措置】

11. 景観検討の体制

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

12. 景観検討の経緯

12-1 景観法第16条第5項に基づく通知等

12-2 その他、景観検討の経緯

13. 事業の進捗状況の経緯

付録1 「未来を拓く中部の景観づくり」のポイント

平成19年4月に、中部地方整備局景観アドバイザー会議からの提言「未来を拓く中部の景観づくり」が取りまとめられた。この提言では、中部地方の特性を活かした景観づくりの基本理念を設定し、社会資本整備に求められる視点が提示されている。

中部の景観づくりにおける基本理念

自然・歴史・文化を大切に 中部の魅力の継承と創造

社会資本整備における景観づくりの視点

あるべきものを あるべきところに あるべきすがたで

① あるべきものを = ニーズの必然性

- 地域ニーズ ……〈地域が何を必要としているか把握する〉
- 愛着の醸成 ……〈地域に愛されるものを一緒に考える〉
- 未来性 ……〈地域の変化と周到な未来予測をする〉

② あるべきところに = 場所的な必然性

- 風土性 ……〈地域の風土、地形、植生を活かす〉
- スケール感 ……〈空間における相対的な大きさを吟味する〉
- 暮らしと営み ……〈地域の暮らし、伝統、慣習、技術、素材を活かす〉

③ あるべきすがたで = 機能と形態の必然性

- 機能性 ……〈機能と構造とを深く追求し、形態を洗練させる〉
- 持続性 ……〈経年変化を十分考慮する〉
- トータルデザイン ……〈周辺景観等との全体調和を図る〉

付録2 景観形成ガイドラインの概要

景観検討の実施にあたっては、事業種ごとに作成されている各種景観形成ガイドラインを参考にすること。次ページ以降に、これらに示されている「景観検討における考え方・留意点」に関する事項を抜粋して示す。詳細は、景観形成ガイドラインの本編を参照されたい。

■景観形成ガイドライン

名称	発行
道路デザイン指針（案）	平成 17 年 4 月 国土交通省道路局
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	平成 16 年 3 月 国土交通省道路局
河川景観ガイドライン 「河川景観の形成と保全の考え方」	平成 18 年 10 月 国土交通省河川局
美しい山河を守る災害復旧基本方針	平成 26 年 3 月 国土交通省河川局
海岸景観形成ガイドライン	平成 18 年 1 月 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁
砂防関係事業における景観形成ガイドライン	平成 19 年 2 月 国土交通省砂防部
港湾景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月 国土交通省港湾局
航路標識整備事業景観形成ガイドライン	平成 16 年 3 月 海上保安庁交通部
景観形成ガイドライン 「都市整備に関する事業」	平成 23 年 6 月 国土交通省都市・地域整備局
住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月 国土交通省住宅局
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成 24 年 3 月 国土交通省大臣官房 官庁営繕部

■ 景観検討における考え方・留意点リスト（1/9）

事業種別の配慮事項（各種景観形成ガイドラインより整理）

事業段階					
全般		構想・計画	設計・施工	維持管理	
景観形成ガイドライン	道路 (1/2)	＜道路デザインの目的＞ ・道路外にいる人が、道路を含めた景観を見たとき、美しいと感じることができる。(外部景観) ・道路を通行している人が、道路周辺の美しい景観を感じることができる。(内部景観1) ・道路を通行している人が、沿道の建物や道路構造物等を美しいと感じることができる。(内部景観2)	＜線形の配慮＞ ・のり面を縮小する。 ・自然改変量を減らす。 ・集落等から道路が目立たない。 ・地域の景観資源の消失を回避する。 ・地域の歴史的建築物、文化遺産等の景観を阻害しない。 ・農村部では、田園の区画形態に倣った線形を検討する。 ・走行中に地形の展開が意識できるような線形を検討する。 ＜外部景観（道路外から見た道路を含んだ地域の景観）＞ ・外から見て、道路が周囲の地形等と調和した良好な景観を形成する。 ・道路が地域景観を分断しない。 ・周辺の景観特性に応じて、トンネル、橋梁、高架構造を採用する。 ・主要な視点場からの水景等の眺望を、道路が阻害しない。 ＜内部景観1（道路から見た周辺の自然景観）＞ ・道路周辺の広がりのある景観を見通せるような道路構造とする。 ・走行中に景観資源を楽しめるようなデザインとする。 ・地域の名山等ランドマークを、道路から見られるようにする。 ・水辺が見られるなど、周辺景観が良好な位置に休憩ポイントを設置する。 ・斜面部分では、上下線分離による眺望確保を検討する。 ・水辺を、道路から見られるようにする。	＜一貫性＞ ・構想・計画時からの景観形成に関する一貫した考え方を継承する。 ・構想・計画段階からの現場条件の変化に対応する。 ＜空間的な一体感＞ ・区間や構造物等が一体感を持つものとして調和するよう配慮する。 ＜線形の微調整＞ ・線形の微調整によるのり面の回避、縮小、既存樹林の保全等を図る。 ・安易に植栽で対応するのではなく、既存樹林、樹木等の保全、活用を検討する。 ＜のり面の処理＞ ・のり面の自然復元、アースデザインを行い、自然地形との連続性を確保する。 ・周囲に水景等の景観資源がある場合は、のり面に景観資源と調和するアースデザインを採用する。 ・のり面の表面処理では、自然の遷移による自然復元を視野に入れて行う。 ＜外部景観（道路外から見た道路を含んだ地域の景観）＞ ・周辺地域の自然や構造物の色彩との調和や一貫したコンセプトによる色彩設計を行う。 ＜内部景観1（道路から見た周辺の自然景観）＞ ・走行中に、変化のあるシークエンス景観を得られるよう、擁壁等に配慮する。	・整備時の景観整備方針を継承する。 ・点検、掃除等の実施により、良好な景観を維持する。 ・維持管理のガイドラインを策定する。 ・沿道住民や道路利用者との協働による維持管理の手法を設定する。 ・維持管理の協力団体への支援を行う。 ・植栽の適切な剪定、更新等の管理を行う。 ・樹木の生長等により眺望が阻害された場合は、伐採の検討を行う。 ・工事用道路や仮設構造物は、施工が終了次第、速やかに復旧する。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (2/9)

景観形成ガイドライン	事業段階		
	全般	構想・計画	設計・施工
道路 (2/2)		＜内部景観2（道路から見た道路自体や町並みの景観）＞ ・沿道の街並み等、地域資源を考慮する。 ・屈折部の修景や直線道路の突き当りにアイストップを位置づけるなどの配慮を行う。 ・地域景観と道路構造物を調和させる。 ・沿道の歴史的建造物を保全、活用する。 ・沿道建物や看板のコントロール等による一体的な景観整備を行う。	＜内部景観2（道路から見た道路自体や町並みの景観）＞ ・トンネル、擁壁等、構造物の形態や表面処理は、道路周囲と調和するよう配慮する。 ・沿道植樹帯の確保等により、遮音壁等の出現を予防する。 ・植栽は、周囲の街並みと調和させる。 ・舗装材の色彩等について、周囲の景観に配慮する。 ・交差点は、沿道の要素を含めた全体の調和に留意する。 ・立体交差は、シンブルな構造とする。 ・休憩ポイントは、シンブルで全体として調和のとれたデザインとする。 ・車道と沿道とは、環境施設帯を設置するなどにより遮蔽を確保する。 ・遮音壁は、圧迫感等を生じさせないよう配慮する。 ・付加的で過剰なデザインを行わない。 ＜仮設構造物等＞ ・施工時の仮設構造物による景観変化を低減するための配慮を行う。 ・工事用道路等による景観影響の低減に配慮する。 ＜橋梁、高架橋＞ ・それ自体の美しさを重要視する。 ・周辺景観の中におさまり、溶け込むデザインとする。 ・過剰な装飾をさけた、シンブルなデザインとする。 ・地形や植生の変化を最小化する。 ・沿道住民への圧迫感、違和感等を回避するデザインとする。 ＜トンネル等＞ ・坑口は、特に周辺景観との調和に配慮する。 ・坑口は圧迫感のない形状とする。 ・外部の視点場から、トンネルや掘割道路の存在を感じさせないデザインとする。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (3/9)

景観形成ガイドライン	事業段階		
	全般	構想・計画	設計・施工
道路 (防護柵)		＜防護柵に係るマスタープランの策定＞ ・防護柵を含めた道路全体に係る景観マスタープラン等を策定することが望ましい ＜マスタープランに基づく防護柵の選定＞ ・マスタープランにおいて定められた景観的な配慮方針を踏まえ、設置可能な防護柵について代替案を含めて検討し、設置を行う具体の防護柵を選定する。 ・防護柵や代替施設の検討においては、その種類、形状、色彩の比較に加えて、維持管理の容易性やライフサイクルコスト等についても検討することが必要である。 ・なお、既に景観に配慮した防護柵の整備が進んでいる場合には、他区間においても防護柵の統一性、連続性を図るために、原則として景観に配慮した既設の防護柵と同一の防護柵を選定することが基本である。 ＜防護柵設置の判断と対応＞ ・防護柵の本来的な役割が必要とされない場所には、防護柵を設置しないことが基本である。 ・防護柵を景観に優れた他の施設で代替することが適切な場合には、それらを用いることが基本である。 ・道路の新設時、改築時において道路構造を検討する際には、安全性や経済性の検討に加えて、景観的配慮を行うことが基本である。	＜形状＞ ・防護柵は、構造的・機能的に必要な最低限の部材で構成されたシンプルな形状であることが基本である。 ・地域イメージの直接的な表現(地域の特産物を表現したレリーフの設置や絵を描くこと)をはじめとする付加的な装飾は、避けることが基本である。 ・主に自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い形式とすることが基本である。 ・主に橋梁部や中央分離帯に設置されるコンクリート製の壁型剛性防護柵は、必要に応じて、コンクリート壁面の存在感を低減させる工夫を行うことが望ましい。 ・歩道が設置される道路では、防護柵が歩行者の間近に存在すること、また歩行者が防護柵に直接触れることに対する配慮を行うことが基本である。 ・温もりを感じさせたいような地域や、木造の歴史的建造物の周辺、木造の伝統建築物が集積している街並み、緑の多い地域などにおいては、木製の防護柵を用いることも考えられる。 ＜色彩＞ ・鋼製防護柵については、周辺景観の中で防護柵が必要以上に目立たない塗装色を選定することが原則である ・防護柵が橋梁等の構造物に設置され、かつ当該構造物を眺める主要な視点が道路外部にある場合には、当該構造物を構成する部位(橋桁等)の色彩と防護柵の色彩との調和にも配慮することが基本である。 ＜防護柵の統一と他施設との調和＞ ・短い区間内や狭い範囲内における多種の防護柵の設置は避けることが基本である。 ・同じ区間において、車両用防護柵と歩行者自転車用柵の色彩に関係性を持たせることが基本である。 ・道路管理者間の協議を十分に行い、防護柵の統一を図る、あるいは形状・色彩に関連性を持たせてデザイン的な基調を揃えることが基本である。 ・防護柵自体の統一を図るのみならず、他の道路付属物や道路占用物との調和を図ることを基本とする。 ＜視線誘導への配慮＞ ・防護柵については、地域特性に応じた景観への配慮を行い適切な色彩、形状を採用し、視線誘導については、視線誘導標等の他の手段により確保することを基本とする。 ・視覚障害者の誘導について配慮する必要がある場合は、関係者の意見を踏まえ、視覚障害者誘導用ブロックの設置等適切な措置を講じることを基本とする。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト（4/9）

景観形成ガイドライン	事業段階			
	全般	構想・計画	設計・施工	維持管理
河川	・河川デザインの心得＜風景の成り立ちを読む。・自然を基調とする。・微地形や水の流れを尊重する。・水や物質の循環をかたちづくる。・変化を許容する。・治水、利水のシステムを支える。・地域の歴史、風土に根ざしたものとす。・暮らしの中に水を意識する。	・過去の良好な景観を紐解く。・河川周辺の公園等、河川と連携できる施設を見つめる。・河川空間を立体的に捉えてデザインを行う。・空間の連続や分節が適度にバランスするようデザインを行う。・自然の営みによる河川空間の形態を活かしたデザインを行う。・人々の活動のしやすさ、居心地のよさ、動線等を考慮したデザインを行う。・河川本来の自然の姿を考える。・都市計画と連携をはかる。・都市空間の魅力の向上に資する。・構造物の特徴を活かして、魅力的な河川景観の形成をはかる。	・風土にあった色彩や素材を用いたデザインを行う。・都市の河川や水路等は、周辺の都市空間の多様な表情に合わせてデザインを行う。・周辺の建築物との調和をはかる。・堰やダム、閘門等の構造物は、河川景観の中のシンボリックな役割を果たすものとして、周辺景観との調和に配慮する。・堤防、水門、護岸等の景観要素は、施設の特性に応じた配慮を行う。	・実施した内容が目的に沿っていたか検証する。・時間と共に劣化していないか検証する。
災害復旧（河川）	・現地調査を十分に行い、被災原因を究明する。・河道特性を踏まえ、被災原因を除去できる必要最小限の復旧工法とする。・従前から有している河川環境の保全に配慮する。・多自然川づくりの考え方に基づく復旧とする。	・河川環境・特性、設計流速、復旧工法の情報を整理し、災害復旧を進める。	・河岸・水際部、法覆工、基礎工～覆土・寄せ石、淵・河畔樹木などの保全、需要種に対する特別な配慮、等に留意する。	

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (5/9)

景観形成ガイドライン	事業段階			維持管理
	全般	構想・計画	設計・施工	
海岸	・ 自然環境基盤、生態環境、生活環境の3つの視座によって、望ましい海岸のあり方を考える。 ・ 海岸保全施設が主役とならないように配慮する。 ・ 内部景観と外部景観の双方から景観検討を行う。 ・ 海岸のもつ「静」と「動」の両面を想定した検討を行う。 ・ 海岸や周辺地域の自然特性、地形を尊重する。 ・ 海岸と人々の歴史、文化を反映させる。	・ 海岸地形や周囲の特徴的な山等の地域景観を喪失、阻害しない。 ・ 海岸地形や周囲の特徴的な山等の地域景観を、海岸の景観的魅力として活かす。 ・ 自然な汀線形状を形成する。 ・ 海岸へのアクセスのあり方を検討する。 ・ 背後地域や隣接地域との空間的、視覚的一体性を確保する。 ・ 施設や構造物は、自然地形に違和感なく納まるようにする。	＜一貫性＞ ・ 基本方針、コンセプトを踏まえて、全体としてまとまりのある空間、景観形成を図るように設計する。 ＜海岸地形への配慮＞ ・ 海岸の整備では、自然の営力が生み出す微地形や植生の変化を尊重する。 ・ 海岸の個性を特徴付けている汀線形状を尊重し、事業による汀線形状の変化を回避する。 ＜構造物のデザインについての具体的な配慮事項＞ ・ 海岸堤防や護岸といった構造物の存在が、海岸景観に圧迫感や違和感、視覚的な分断等を起こさないよう配慮する。 ・ 景観影響を抑えるような構造や材料等を用いるよう配慮する。 ・ 離岸堤は、水平線への見通しをなるべく阻害しないよう天端高をおさえる。 ・ 突堤、ヘッドランドは、構造物の天端高や素材、形状に留意。施設と海面や砂浜が滑らかにすりつくよう配慮する。 ・ 海岸林や緑地、植栽は、適切な緑量、密度、樹種を選択する。	

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (6/9)

景観形成ガイドライン	事業段階			維持管理
	全般	構想・計画	設計・施工	
海岸 (続き)			・施設は、海岸景観に目立たず収まるよう、形態、材料、色彩等に配慮する。 ・オブジェ、壁画、娯楽施設の設置等は、海岸整備での採用は慎重に行う。 <施工段階> ・設計段階までの検討事項を、一貫して反映されるよう留意する。 ・デザイン監理、適切なフォロー体制を構築する。	
砂防	・構造物や周辺環境の、長期間の変化を見据えた景観形成を行う。 ・地域の個性を踏まえたデザインを行う。 ・砂防機能が感じ取れるようなデザインを行う。 ・機能的で無駄のないデザインを行う。 ・周辺環境に違和感なく存在するような施設配置、規模とする。	<計画段階> ・地形の特徴に適した施設の規模、配置とする。 ・複数の施設を設置する場合は、施設配置に規則性を持たせる。 ・施設と背景が、構図として美しく、安心感を与えるレイアウトとなるよう留意する。 ・大規模堰堤ではなく、小規模堰堤を複数設置することも検討する。 ・施設が外から見えにくい工種を選択する。 ・樹木、岩など景観資源の改変を回避、最小化する工種を選択する。	<設計段階> ・構造物の輪郭線と背景のスカイライン等を馴染ませる。 ・植栽により、施設と周囲の自然景観の連続性を保つ。 ・壁面の分割、形態上の凹凸等により、景観上の単調さを回避したり、流水の表情を演出したりする。 ・安心感を与える形状、材料を採用する。 ・表面の着色ではなく、材料の持っている特色を活かす工夫をする。 <施工段階> ・周辺地形や樹木など周辺環境への影響の最小化を図る。 ・設計段階までの景観検討を的確に反映できるよう、丁寧に施工する。	・時間経過に伴う構造物の見え方をモニタリングする。 ・周辺土地利用の変化に伴う砂防施設を含んだ景観をモニタリングする。 ・景観に関する社会的ニーズの変化に配慮する。
港湾		・緑化等、居心地を良くするための施設等の修景を行う。 ・電線類の地中化を行う。 ・周囲に優れた視対象が存在するにも関わらず視点が不足している場合は、新たな視点場の創造を検討する。 ・視対象が不足している場合は、施設等を視対象として位置づけることを検討する。 ・歴史的施設等は、修景により景観資源として活用する。	<一貫性> ・景観形成の意図（目標像・方針）を、設計、施工まで適切に反映させる。 <デザイン上の配慮> ・施設、構造物の位置、高さ、形態、色彩等の改善を図る。 ・周辺と調和の取れた素材等の利用による景観形成に努める。	・清掃、美化を適切に実施する。 ・塗装等、定期的メンテナンスを実施する。 ・放置等禁止区域を指定するなど、利用に伴う景観阻害の発生を防ぐ。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (7/9)

事業段階			
全般	構想・計画	設計・施工	維持管理
景観形成ガイドライン	・ 航路標識等の設置、運用に係る形態、色彩、高さ等についての基準及び慣行を遵守し、航路標識等の機能を確保する。 ・ 地域の既存の計画との調和、強調を図ることによる景観形成に配慮する。		
都市整備（土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業）	・ 対象地や周辺における各種の民間事業との整合を図る。 ・ 街路や公園等の公共空間と、周辺の民有空間との調和や整合を図る。 ・ 当該地域の景観の個性を保全、活用する。 ・ 地域固有の地割り、町割り等、街の成り立ちや履歴を尊重する。 ・ 地域固有の建築様式や、地場の材料を活用する。 ・ 周辺の土地利用や景観の変化を見据えたデザインとする。 ・ 経年変化による効果（エイジング効果）を想定したデザインとする。 ＜市街地再開発事業＞ ・ 地形や水辺、植生等の自然環境を活かす。 ・ 歴史的なまちの遺構を活かし、質を高める。 ・ 主要な視点場からのパノラマ景観へ配慮する。 ＜土地区画整理事業＞ ・ 守るべき歴史的要素や自然要素を把握し、住民等による景観の共通認識として整理する。 ・ 事業完了後のまちの姿について、地権者間で立体的な空間イメージを共有する。 ＜街路事業＞ ・ 視点を意識して、街路自体と周辺景観との調和に留意する。 ・ 沿道の一体的な景観整備を働きかける。 ・ 街路の特性に基づき景観的な一貫性を保持する。 ・ 公共空間として控えめで洗練された街路景観を創出する。	＜一貫性＞ ・ 目録像、基本的考え方、具体的方針等を適切に継承する。 ・ 景観整備方針を施工へ適切に反映させる。 ・ エイジング効果を想定した検討を行う。 ・ 仮設構造物について、景観への配慮を行う。 ＜市街地再開発事業＞ ・ 街並みの中での建築物の基本的な形態・ボリュームを検討する。 ・ 周辺道路からの見え方に配慮する。 ・ 通りの雰囲気をつくる低層部のあり方に留意する。 ・ 建築物の各部の形、ファサードは、街並みや周辺の自然環境との調和に配慮する。 ・ 施設建築物の周囲のオープンスペースは、魅力的な都市空間となるように配慮する。 ・ バルコニー、屋外階段、擁壁、駐車場、照明等の設備についても、街並みとの調和に配慮する。 ・ 色彩や材料は、街並みの中で違和感のないように留意する。 と ・ 素材や植栽等について、経年変化を踏まえた検討を行う。 ・ 無秩序な広告物によって街並みや風景が破壊されないよう配慮する。 ＜土地区画整理事業＞ ・ 計画段階のイメージと整合しているか確認する。 ＜街路事業＞ ・ 街路と沿道が一体となった空間となるよう、道路構造物や舗装等は沿道と調和したシンブルなデザインとする。 ・ 街路に相應しい緑化の姿を見定めて、効果的な緑化のため植栽基盤を設置する。 ・ 道路占用物件の設置は、景観を阻害することが多いため、十分留意する。	・ 管理者へ、景観形成方針や設計の意図等を引き継ぐ。 ・ 管理に関する事項を取りまとめた手引書を作成する。 ・ 地域住民や景観整備機構等との連携、協働による維持管理を検討する。 ・ 修景、緑化、美化等にかかわる住民等へ、支援を行う。 ＜土地区画整理事業＞ ・ まちの維持管理に関する住民等と行政の役割分担を明確にする。 ・ 住民参加型の維持管理体制のあり方を検討する。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (8/9)

景観形成ガイドライン	事業段階		
	全般	構想・計画	設計・施工 維持管理
都市整備（土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業） (続き)		・付加的で過剰なデザインを排除する。 ・都市の成り立ちや履歴を尊重する。 ・街路の格（大通り、細街路、表通り、横丁等）を踏まえた景観設計を行う。 <下水道事業> ・下水道処理等は、施設空間を利用した公園・ビオトープ整備などを行うことによって、水と緑の空間を形成する。 ・地域の特徴を踏まえて、水処理施設等の構造物の景観配慮を行う。 ・雨水幹線等は、開渠化や複断面化によるせせらぎ整備など、水と緑の空間として再構築することも考えられる。 <都市公園事業> ・都市公園に求められる多様な機能と景観形成との調和を図る。 ・都市公園の立地条件に応じ、地域の特徴を活かした景観形成に資する。 ・都市公園が設置される目的を踏まえ、文化的・歴史的資源などが活かされるよう適切な景観形成を図る。 ・都市全体の景観形成の視点から、周辺景観との連続性等に留意する。 ・地域の特徴や四季の変化等を活かして、都市公園の魅力的な内部景観を形成する。 ・樹木の生長など時間経過に伴う変化を考慮した景観形成を行う。	

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (9/9)

景観形成ガイドライン	事業段階		
	全般	構想・計画	設計・施工 維持管理
住宅・建築物等整備	・地形や気候等に適した建築物とする。 ・地域の歴史や文化を活かす。 ・地域固有の建築の様式や工法、素材、仕上げ等を考慮する。 ・時間の経過とともに美しく味わいある景観となるような材料、工法等を選択する。 ・地域の自然や街並みの色彩を考慮する。 ・積極的な緑化により潤いのある景観を形成する。 ・オープンスペースをデザインする。 ・景観上重要な視点場からの美しい景観を阻害しないよう配慮する。 ・沿道景観に配慮したファサードや外構等のデザインを行う。 ・夜間景観に配慮した照明デザインを行う。 ・人々の就業、買い物等の活動空間と調和するデザインを行う。 ・修繕、改修においても景観に配慮する。 ・複数の建築物群の一体性や連続性に配慮する。		
官庁営繕	・周辺の歴史、文化、風土に配慮した素材、工法、構法等により、地域の街並みとの調和を図る。 ・歴史的建築物、まちなみの持つ歴史・文化等を尊重する。 ・上位計画、関連計画及び都市計画との整合及び調整を図る。 ・地域振興に配慮し、地域の核として地域の賑わいを創出する。他施設との連携により、相乗効果または機能補完を十分に発揮する。 ・周辺の自然環境との調和を図り、またはその地域、地区の良好な景観形成を積極的にリードする。 ・地形の改変を最小限にとどめ、生態系の保全を図る。 ・立地がもつ自然の特性を活かし、良好な環境の保全、創出を図る。 ・周辺の都市環境との調和を図り、またはその地域、地区の良好な都市景観形成を積極的にリードする。 ・建物配置の工夫または植栽の移植などにより、既存樹木等の植栽を保存する。 ・緑の再生により、開発等にあって一時的に減少する緑の質と量を確保する。 ・建築物の外壁面、屋上、建築物の外都空間廻り、困障、人工地盤面等の緑化について検討する。また、緑化の効果を最大に発揮しうる植栽の選択、配置を行う。 ・水を用いた空間は、人々に潤いと安らぎを与えるよう演出する。		

付録3 法規制等の指定状況について

景観検討の実施にあたり、特に景観検討区分の設定の際には、事業実施地域における各種法規制等の指定状況を把握する必要がある。

1. 景観法

(1) 概要

●景観行政団体

- ・地域における景観行政を担う主体
- ・都道府県、政令市及び中核市は、景観行政団体となる。その他の市町村は、都道府県との協議を行い、同意を得た場合は景観行政となることができる。

●景観計画

- ・景観行政団体が定める計画で、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

●景観重要公共施設

- ・景観計画には、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等のうち、良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項と、これらの占用等の許可の基準を定めることができる。
- ・当該景観重要公共施設の管理者と協議し、同意の下に、その整備に関する事項及び占用等の許可の基準が景観計画に定められる。

●景観重要建造物

- ・地域の景観上重要な建造物について指定し、地域の景観づくりの核として維持、保全、継承が図られるものである。

●景観重要樹木

- ・地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木など、地域の良好な景観形成を推進する上で重要な樹木について指定される。

●景観地区

- ・都市計画区域または準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区
- ・景観地区では、良好な景観形成のために必要な様々な事項を、総合的かつ横断的に規制誘導を行うことが可能となる。

●準景観地区

- ・都市計画区域または準都市計画区域外の景観計画区域について、相当数の建築物の建築

が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

- ・景観地区に準じた規制を行うことが可能

●地区計画等の区域

- ・市町村において景観法第76条第1項に基づく条例が定められている場合、同条例に基づく地区計画等の区域が該当する。

(2) 情報の入手先

- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/toshi/keikanhou.html>)
- ・最新情報及び指定区域の範囲等については、当該地域の市町村（または県）の景観担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 都市計画法

(1) 概要

●風致地区

- ・都市における風致（自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる地域地区
- ・地方公共団体の条例で、建築物の建築等に対する規制が行われる。

(2) 情報の入手先

- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/toshiryokuchi/index.html>)
- ・指定地区の範囲については、都市計画図（地域制図）等に記載されています。
- ・最新情報については、当該地域の市町村（または県）の都市計画担当部局にお問い合わせください。

3. 自然公園法

(1) 概要

●国立公園

- ・我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。）
- ・環境大臣が指定する。

●**国定公園**

- ・国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること
- ・都道府県の申し出により、環境大臣が指定する。

●**県立自然公園**

- ・都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景
- ・都道府県の条例に基づき、都道府県知事が指定する。

(2) 情報の入手先

- ・各種自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の特別地域の区域については、各県から発行されている土地利用規制図を参照することができます。
- ・最新情報については、各県の自然環境担当部局にお問い合わせ下さい。

4. 文化財保護法

(1) 概要

●**伝統的建造物群保存地区**

- ・都市計画区域または準都市計画区域内において、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために定められた地区
- ・市町村が決定し、保存条例に基づき保存計画を定める。(重要伝統的建造物群保存地区は、国が市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したもの。)

●**重要文化的景観**

- ・景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であつて、都道府県または市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なもの
- ・文部科学大臣が選定する。

(2) 情報の入手先

- ・文化庁ホームページ 「文化財」 コーナー
(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai>)
- ・最新情報については、当該地域の市町村（または県）の文化財担当部局（教育委員会）にお問い合わせ下さい。

5. 都市緑地法

(1) 概要

●特別緑地保全地区

- ・都市計画区域内の緑地であって、市街地及び周辺地域に存するものについて指定される地域地区。建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限される。
- ・面積 10ha 未満のものは市町村が決定する。

(2) 情報の入手先

- ・国土交通省都市・地域整備局公園緑地課ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/houritsu/ryokuchi/>)
- ・最新情報及び指定範囲については、当該地域の市町村（または県）の緑地担当部局にお問い合わせください。

6. 景観条例

(1) 概要

●地方公共団体の条例により定められた指定地区

- ・地方公共団体により独自の景観条例が制定され、地区指定を行って景観形成に関する規制を行っている場合、当該地区が該当する。

(2) 情報の入手先

- ・最新情報及び指定地区の範囲については、対象地域の市町村（または県）の景観担当部局にお問い合わせ下さい。

7. 世界遺産条約

(1) 概要

●世界遺産

- ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づいて登録された、顕著で普遍的な価値のある文化遺産や自然遺産

(2) 情報の入手先

- ・公益社団法人日本ユネスコ協会連盟ホームページ
(<http://www.unesco.or.jp/isan/about/>)

付録4 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）

第1章 目的

- (1) 景観に配慮した社会資本整備により形成される良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべきものである。
- (2) 社会資本整備に当たっては、良好な景観の保全、地域の潜在的価値発掘による魅力ある景観形成、また、それら保全・形成された景観の継承のために、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の景観保全・形成（以下、「景観形成」という）に携わる関係者が協力することが不可欠である。そのためには、景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができるように、できるだけ客観的、論理的に景観に関する評価を行う必要がある。
- (3) 本基本方針（案）は、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者（以下、「住民等」という）や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めるものである。

第2章 定義

- (1) 本基本方針（案）において「景観検討」とは、事業の構想・計画・設計段階における景観整備の方針の策定、景観の予測と評価、その結果を踏まえた計画・設計案への反映、施工段階における景観整備の方針に則した事業の実施及び維持・管理段階における景観の保全並びに事業完了後の事後評価による改善方策の検討や類似事業、景観検討手法への反映をいう。
- (2) 本基本方針（案）において「景観検討区分」とは、事業ごとの景観上の重要性に応じて適切な景観検討を行うために設定する計画・設計等における景観検討の程度を指す。
- (3) 本基本方針（案）において「整備局等」とは地方整備局、北海道開発局、および沖縄総合事務局を指す。「企画部」とは地方整備局企画部、北海道開発局開発監理部、沖縄総合事務局開発建設部を指す。また、「事務所等」とは各事業を実施する整備局等における担当部または事務所を指す。
- (4) 本基本方針（案）において「事業景観アドバイザー」とは、整備局等管内における景観形成の方向性等に関して指導・助言を受けるために整備局等企画部が任命した者をいう。また「事業景観アドバイザー」とは、本基本方針（案）に基づいて実施する事業において、計画・設計に関する景観上の助言を受けるために事務所等が任命した者をいう。
- (5) 「景観ガイドライン等」とは、次のものを指す。
 - ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」
 - ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）
 - ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
 - ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン
 - ・「海岸景観形成ガイドライン」
 - ・道路デザイン指針（案）
 - ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
 - ・「港湾景観形成ガイドライン」
 - ・「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」
 - ・その他地方公共団体等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等

第3章 基本方針（案）の位置づけ

- (1) 本基本方針（案）は、国土交通省が所管する公共事業における景観検討の基本的な枠組みを示すものである。
- (2) 整備局等は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて実施要領等を策定し、景観検討を行うことができる。

第4章 対象とする事業と検討実施主体

4-1 対象事業と景観検討区分

- (1)国土交通省所管公共事業のうちの直轄事業を対象とする。ただし災害復旧^{※1}については、事業の緊急性等に応じて柔軟な景観検討を行うことができるものとする。なお、整備局等以外が実施する直轄事業については、各事業の特性を踏まえつつ、本基本方針（案）を勘案し対応することとする。

※1 災害復旧に係る事業においては、時間的な制約等から十分な景観検討を行うことが難しいことが多いが、事業によって地域景観の骨格に大きな影響を与える場合が多いことから、災害の可能性のある社会基盤の管理者は、常日頃から計画的な景観調査を行い、景観形成の方向性等について検討し、事業に反映できるようにしておくことが大切である。

- (2)本基本方針（案）の対象事業の景観検討区分は、重点検討事業、一般検討事業、検討対象外事業の3種類とする。対象事業に関する景観検討区分の分類は、事務所等が企画部と調整の上原案を作成し、必要に応じ企画部が事業景観アドバイザーの意見を聞いた上で景観評価委員会（第7章(2)a、b参照）において決定する。分類の判断にあたっては、必要に応じて地方公共団体等の意見を聴取することができる。

- (3)重点検討事業は、以下のいずれかに該当する事業とする。

- a) 優れた景観を有する^{※2}地域で行う事業

※2 優れた景観を有するとは、以下の表に示す法令及び条例等に基づく景観に関わる規制の対象となる地域・地区等を想定

根拠法等	対象地区等
景観法	・ 景観計画区域 （景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合） ・ 景観地区 ・ 準景観地区 ・ 地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限り） （上記は指定が予定・準備されている場合を含む）
都市計画法	・ 風致地区
自然公園法	・ 自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域
文化財保護法	・ 伝統的建造物群保存地区 ・ 重要文化的景観
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	・ 歴史的風土特別保存地区
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	・ 第一種歴史的風土保存地区 ・ 第二種歴史的風土保存地区
都市緑地法	・ 特別緑地保全地区
首都圏近郊緑地保全法	・ 近郊緑地特別保全地区
景観条例	・ 地方公共団体の条例により定められた指定地区
世界遺産条約	・ 世界遺産

- b) 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業

- c) その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

- (4)検討対象外事業は、地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さいものであるため、将来にわたって景観構成要素とならない事業とする。ただし、周辺条件の変化や計画・設計

の変更によって景観への影響が生ずることが見込まれるようになった場合には、本基本方針（案）に基づき適切な景観検討を行うものとする。

(5) 一般検討事業は、重点検討事業及び検討対象外事業以外の事業とする。

4-2 実施主体

景観検討の実施主体は、対象事業を所管する事務所等とする。なお、整備局等と他の関係部局が共同で実施する事業が対象事業である場合には、共通の景観整備方針を取りまとめるなど、十分な連携を図ることとする。

4-3 実施単位

景観検討の実施単位は、事業採択を行う事業単位を基本とする。ただし、事業特性や「景観整備方針」（第5章、第6章参照）を踏まえ、事業の一部を実施単位として設定する等柔軟な対応をすることができる。

第5章 重点検討事業の景観検討

重点検討事業に係る景観検討は、以下に示すように、「事業景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等を含む検討体制を整え、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめを行うとともに、これに基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果を反映するものとする。また、事業完了後は事後評価を実施するものとする。

(1) 構想段階から施工段階

a) 検討開始時期

景観検討は、事業特性を踏まえ適切な時期から開始する。この際、できるだけ事業の早い段階から検討を開始するように努める。

b) 検討体制の構築

- ① 事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やNPO、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。
- ② 当面の間は、事業ごとに「事業景観アドバイザー」を、地域の実情に精通した公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命するものとする。事業景観アドバイザーの役割は、その専門性を活かし、個別の事業・構造物の計画・設計等について指導・助言を行うことにある。
- ③ 住民等の意見聴取は以下のように行う。
 - 事務所等は、当該事業における景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針や各施設の具体的な規模・形状・配置などに係る情報について、住民等に提供し、住民等の意見や提案を聴取するように努める。
 - 情報の提供は、インターネットやアンケート、ワークショップ等の方法により行う。
 - 提供する情報は、事業実施後の景観イメージを住民が理解できるよう、スケッチパースやフォトモンタージュなど視覚的な表現方法による資料を用いて行う。
 - 事務所等は、住民等から聴取された意見や提案について、必要に応じ、「事業景観アドバイザー」に報告する。
 - 事務所等は、住民等から聴取された主な意見や提案の内容、景観検討への反映状況について公表する。
- ④ 地方公共団体、NPO等との連携は以下のように行う。
 - 景観検討を行うに当たって、事務所等は必要に応じて地方公共団体から意見聴取する。

- 当該事業地内またはその近傍で他省庁、地方公共団体、民間事業者等が行う関連事業が存在する場合、一体となった整備ができるよう、必要に応じて協力を依頼する。
- 事務所等は、必要に応じて当該地域の景観形成に資する活動を行うNPO等との連携も考慮するものとする。

c) 景観形成にあたり配慮すべき事項の取りまとめ

入手可能な最新の文献やその他資料に基づき、当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における地域景観の目標像^{※3}、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を取りまとめる。なお、当該事業が景観法に基づく景観重要公共施設に係る場合は、景観計画に定められる整備に関する事項（景観法第八条第2項第五号ロ）に即さなければならない。

※3 当該地域における地域景観の目標像とは、景観法に基づく景観計画や、景観ガイドライン等
に示されるものである。今後、景観法に基づき策定される景観計画も想定される。当該地
域における地域景観の目標像が存在しない場合には、関係団体と調整を図りながら、当該
事業における景観検討の一環として、地域景観の目標像を設定することができる。

d) 「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめ

- ① 「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針（重点検討事業版）」^{※4}を取りまとめる。
- ② 「景観整備方針（重点検討事業版）」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

※4 「景観整備方針（重点検討事業版）」は以下のような事項を定める。なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。また、評価の項目・尺度、予測・評価手法についても設定する。（別表1の参考事例を参照）

- 当該事業における景観形成の目標像
 - － 当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像
- 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方
 - － 周辺の景観等への配慮の考え方
 - － 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等
- 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針
 - － 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方
 - （例） ・ 背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方
 - ・ 構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方
 - ・ 構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方
 - － 細部設計、材料等選定の考え方
 - － コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等
- ③ 景観整備方針（重点検討事業版）を取りまとめるにあたっては、事務所等の担当者が必ず当該事業周辺の景観や土地利用状況を現地にて確認するものとする。
- ④ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、構想段階、計画段階、設計段階等で、検討範囲、熟度が異なるが、段階の進捗に応じて熟度を向上させることが望ましい。
- ⑤ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、時間経過に伴う周辺情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。ただし、見直しに当たっては、景観形成の取り組みの統一性を確保するため、既に検討済みの部分との整合を図ることが必要である。なお、その際、見直しの過程が分かるようにしておくものとする。
- ⑥ 事務所等は、計画・設計が完了した段階で「景観整備方針（重点検討事業版）」及び計画・設計の内容について企画部に報告する。また、事業が完了した段階で「景観整備方針（重点検討事業版）」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について企画部に報告する。この他企画部からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備方針（重点

検討事業版)」を提出する。なお、「景観整備方針（重点検討事業版）」の検討、見直しにあたっては、事業景観アドバイザーの意見を聞くものとし、これを参考に当該事業の「景観整備方針（重点検討事業版）」を策定または修正するよう努める。

- ⑦ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、事務所等において、構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へ継承していくものとし、「景観整備方針（重点検討事業版）」が、策定または策定後に修正された際には、速やかに公開するものとする。
- ⑧ 事務所等は、事業景観アドバイザーの助言、住民等、地方公共団体、NPOの意見を踏まえ、「景観整備方針（重点事業版）」及び景観ガイドライン等に基づき計画・設計を行う。

e) 景観の予測・評価

事務所等は、「景観整備方針（重点検討事業版）」に基づき、適切に景観形成がされるよう景観の予測・評価を行う。

景観の予測・評価に当たっての留意点を以下に示す。

- ① 各施設の規模・形状等の設定の根拠について、予測・評価の項目・尺度から見て、できるだけ論理的に説明する必要がある。また、景観の予測・評価手法には定性的、定量的な手法が様々あるが、景観整備方針、各施設の種類や整備目的・内容に応じて適切な予測・評価手法を選ぶ必要がある。
- ② 景観の予測・評価に当たって、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型などの景観予測手法を用いることは景観形成に携わる関係者が容易に互いに共通の認識に立つことができる点で有効である。ただし、その使用に当たっては、再現性^{※5}や操作性^{※6}などの各手法の特徴（別表3参照）や当該事業の景観検討の熟度に留意し、その費用対効果等を十分検討するものとする。

※5 再現性：景観をどの程度のリアリティ・精度をもって表現するか。

※6 操作性：視点の移動や部分的な変更、修正をどの程度行えるか。

- ③ 景観の予測・評価手法の選定に当たっては、「事業景観アドバイザー」から意見聴取することが望ましい。

f) 景観の予測・評価結果の反映

事務所等は、景観の予測・評価の結果を踏まえ、計画・設計が景観整備方針に適合するために必要な修正を加えるものとする。

(2) 維持・管理段階

「景観整備方針（重点検討事業版）」に基づき、良好な景観が形成されるよう適切な維持・管理を行うとともに、必要に応じて改善措置を実施する。

(3) 事業完了後の事後評価

- a) 事務所等は、事業完了後数年程度が経過した後（「景観整備方針（重点検討事業版）」に具体的な実施時期が示されている場合にはこれに従う）、事業により形成された景観について、当該事業の「景観整備方針（重点検討事業版）」に照らして事後評価を実施するものとする。当該評価結果を踏まえ、必要に応じて、当該事業における改善措置を検討するとともに、類似事業または景観検討手法に適切に反映していくことが望まれる。
- b) 事後評価の方法等については、事業景観アドバイザーの意見を聞き、参考とするものとする。

第6章 一般検討事業の景観検討

一般検討事業に係る景観検討は、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（一般検討事業版）」の取りまとめを行い、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観整備方針（一般検討事業版）」に則って実施するものとする。一般検討事業における景観検討は、以下に示す事項を除き、第5章(1)から(3)によるものとする。

(1) 第5章(1)から(3)における「重点検討事業」を「一般検討事業」に読み替えるものとする。

(2) 第5章(1)d)①および②を以下のとおりとする。

①「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針（一般検討事業版）」^{※7}を取りまとめる。

②「景観整備方針（一般検討事業版）」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

※7「景観整備方針（一般検討事業版）」は以下のような事項を定める。なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。（別表2の参考事例を参照）

○ 当該事業における景観形成の目標像

－ 当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像

○ 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方

－ 周辺の景観等への配慮の考え方

－ 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等

○ 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針

－ 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

（例）・背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方

・構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方

・構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方

－ 細部設計、材料等選定の考え方

－ コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等

(3) 第5章(1)d)⑥を以下のとおりとする。

事務所等は、計画・設計が完了した段階で「景観整備方針（一般検討事業版）」及び計画・設計の内容について企画部に報告する。また、事業が完了した段階で「景観整備方針（一般検討事業版）」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について企画部に報告する。この他企画部からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備方針（一般検討事業版）」を提出する。

(4) 第5章(1)d)⑦を以下のとおりとする。

「景観整備方針（一般検討事業版）」は、事務所等において、構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へ継承していくものとする。

(5) 第5章(1)d)⑧を以下のとおりとする。

事務所等は、「景観整備方針（一般検討事業版）」及び景観ガイドライン等に基づき、計画・設計を行う。

(6) 第5章(1)b)、e)、f)、(3)については、必須としないが、必要に応じて実施することができる。

第7章 整備局等における体制整備

整備局等は事務所等における景観検討を支援するため、以下の体制を構築する。

(1) 学識経験者等の知見の活用（事業景観アドバイザーの活用）

a) 企画部は、各事業担当部と調整の上「事業景観アドバイザー」を、管内の実情に精通した、公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命する。

b) 事業景観アドバイザーの役割は、その専門性を活かし、整備局等管内の地域における景観形成の方向性の設定等に関し、指導・助言を行うことにある。

c) 企画部は、「事業景観アドバイザー」からなる「景観アドバイザー会議」を定期的を開催する。「景観アドバイザー会議」は、以下について報告を受け、助言等を行う。

○ 整備局等の取組み状況の報告

- ・ 本基本方針（案）に基づく景観検討の実施状況等
 - ・ 個別事業の景観検討状況等
 - ・ 官庁営繕事業のうち、整備局等管内の地域の景観形成に与える影響が大きい事業として当該事業を担当する事務所等から提出された事業の景観検討状況等
 - 各事業に共通する手法等
 - ・ 本基本方針（案）に基づく景観検討区分の選定に係る考え方・方法・基準
 - ・ 景観検討に係る考え方・方法
 - 事業間の調整
 - ・ 景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の必要性
 - 地域の景観形成に係る方針
 - ・ 整備局等管内の地域における景観形成の方針
 - ・ 整備局等管内における景観に配慮した標準的な計画・設計のあり方
 - ・ その他、整備局等管内の景観の向上に関すること
 - d) 景観アドバイザー会議では、個別の事業に関する検討状況を報告するものとするが、特段の意見がある場合を除き、原則として、個別の事業・構造物の設計内容についての検討は行わない。
- (2) 整備局等内の体制整備
- a) 企画部は、「景観評価委員会」（委員長：企画部長等）を設置する。「景観評価委員会」は各部担当者から構成されるものとし、事務局は企画部が担当する。
 - b) 景観評価委員会では、以下について検討、決定する。
 - 各事業に共通する手法等
 - ・ 本制度における景観検討区分決定に係る考え方・方法・基準の設定
 - 各事業の取組状況
 - ・ 各事業の景観検討区分の決定
 - ・ 各事業における景観検討の取組状況の把握と今後の方向性
 - 事業間の調整
 - ・ 景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の方向性の設定
 - 地域の景観形成に係る方針
 - ・ 整備局等管内の地域における景観形成の方針及び具体的な行動方針の設定
 - ・ その他、整備局等管内の景観の向上に関すること
 - c) 企画部は、策定された景観整備方針について事務所等へ提出を要請し、これを取りまとめる。取りまとめた景観整備方針は景観アドバイザー会議及び景観評価委員会における個別事業の景観検討状況や各事業における景観検討の取組み状況の把握等の資料として用いる。
 - d) 企画部は、整備局等の取組み状況を取りまとめ、公表するものとする。また、地方ブロック全体の良い景観形成の取組みの推進に資するため、整備局等管内の情報共有ならびに地方公共団体等との意見交換にこれを活用する。その他、整備局等管内の景観の向上に関する取組み等の連絡調整を、本省大臣官房技術調査課、公共事業調査室、および国土技術政策総合研究所と連携しつつ行うものとする。

第8章 既存制度との整合

- (1) 「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等住民参加手続きにおける景観の取り扱い
- 当該事業において、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等に基づき住民参加手続きを行っており、検討の項目に景観を盛り込んでいる場合は、住民等の意見聴取や学識経験者等の活用についてはその手続きの中で行うことができる。
- (2) 既存の景観検討の仕組みの取り扱い
- 事業特性を踏まえ、既に学識経験者等を含む委員会等により景観に関する計画等の検討・策定を行っている場合は、本基本方針（案）に基づき景観検討を行っているものと見なすことができる。

(3) 景観法、景観条例等との整合

- ・ 対象事業が景観法に基づき策定された景観計画区域に一部または全てが存在する場合、景観計画に則するものとする。
- ・ 当該事業が景観地区、準景観地区、地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）、風致地区、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域、地方公共団体が制定する景観条例に基づく指定地区に一部または全てが存在する場合、その地区の目的、規制内容に則するものとする。

(4) 環境影響評価（選定項目：景観）との関係

- ・ 本基本方針（案）に基づく景観検討の中で実施した評価は、環境影響評価の一環として行うものではなく、事業者の自主的な取り組みとして実施するものである。
- ・ 環境影響評価における景観は、「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目であり、基本的事項に示される方針（第二 二(3)ア「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。）に基づき、事業者が調査、予測及び評価を行うものである。これは、本基本方針（案）における景観検討の一部を計画段階において実施しているものである。

第9章 景観検討に係る取組みの見直し

本基本方針（案）は、整備局等における取組み成果を評価した上で、必要に応じて見直しを行う。

第10章 適用

- (1) 本基本方針（案）は平成19年4月1日より適用する。ただし、既に設計・施工段階等にある事業については、その状況に応じて、可能な限り対応するものとする。また、既に維持・管理段階にある事業についても、良好な景観形成のため、改善すべき施設のリストアップや改善方針を備えておき、維持・修繕の際に改善を行っていくことが期待される。
- (2) 本基本方針（案）の適用に伴い、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」（国官総第121号、国官技第45号、平成16年6月25日）は、廃止する。

(別表1－1) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

（事例：河川護岸の改修及び水辺空間の整備）

①当該事業における景観形成の目標像				
あたかも徒前からそこにあつたように自然な、そして人々が利用しやすい水辺空間				
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方				
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	・自然な水辺空間を創出するため、堤防、高水敷、水際部を一体にとらえ、つながりのある空間とする。（②-1-1） ・徒前からそこにあつたような水辺空間を創出するため、可能な限り現場から得られる材料を使用する。（②-1-2）			
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	・人々が利用しやすい水辺空間を創出するため、広く間延びしやすい高水敷等の水辺空間は、人々の活動を考慮して居心地の良いスケールに分節する。（②-2）			
②-3： その他	（※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。）			
③ ①②を表現するための施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法	
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	■形状＜②-1-1 に対応＞ ・自然の水辺らしく一体的なつながりのある水辺空間を創出するため、堤防、高水敷から水際部においてなめらかに連続するアースデザインを行う。（③-1-1） ■規模＜②-2 に対応＞ ・水辺空間を、人にとって居心地の良いスケールに分節するため、地形の高低差や微妙な起伏をつけたり、既存樹木を高水敷に移植したりする。（③-1-2）	・自然の川らしさ ・堤防、高水敷、水際部の空間の連続性、一体性 ・境界のあいまいさ ・分節された空間の居心地の良さ ・人間工学による「囲まれ度」等を尺度として空間スケールの適切さを評価する	・「川（辺）らしい」水辺空間の事例分析や全体模型による検討を行い、予測する。 ・簡易VR（ヴァーチャルリアリティCG）を作成し、様々な位置からの可視範囲、不可視範囲等を確認することにより予測する。	・既往事例を参照（現地調査等）し、評価する。 ・作成したVRの映像や、既往知見、事例等を参照し、評価する。
	■配置＜②-1-1、②-2 に対応＞ ・隣主体の低位盤を親水活動の場、確率的に年に一度水があがる中位盤をピクニック等の休憩の場、それより高い高位盤を園路等の空間と位置づけ、全体を緩やかに結びつつ、水位に応じて水際線の変化と空間利用の多様さを兼ねる地盤高さを設定する。（③-1-3）	・それぞれの空間から水への親近感の感じ方 ・見る人の水際からの距離、水面との比高を尺度として適切さを評価する	・コンタ平面図、断面図等を基に、既往の知見及び事例分析により比較しながら検討する。	・既往事例を参照（現地調査等）の上、アドバイザー等のデザイナーの専門家をまじえ、評価する。
	■アースデザイン＜③-1-1、③-1-2 に対応＞ ・アースデザインは、10cm 単位での微地形操作を行い、全体として、自然の流れが作り上げたような水理的に無理のない形に仕上げる。	・自然の川らしさ、自然の地形らしさ	・「川（辺）らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。	・水理学及びデザインの専門家を交え、施工段階において確認する。（見試しのデザイン）
	■植栽＜②-1-2、③-1-2 に対応＞ ・高水敷空間を分節する樹木は、もともと水際に育っていた樹木を移植する。また、高水敷にはもともと株立ち状の樹木が多いことを踏まえ、この脈絡を持たせるため、移植する樹木は数本ずつをまとめて植える。 ■「盤」の詳細＜③-1-3 に対応＞ ・高さの異なる盤を結ぶためすり付けを行い、全体に緩やかな勾配を有する一つの斜面とする。 ・ただし、見る場所によっては、地形起伏の凹凸が不可視領域を生み出す箇所を盤の中間に設ける。 ・上記2点より、「連続した1つの斜面」という認識と、「この空間・あそこの空間」という2つの空間という認識を両立させ、水際線の見え方の変化や空間利用の多様さを創出する。	・高さの異なる盤の「一体性」と「個別性」の両立 ・自然の川らしい空間となっているか ・水際線の見え方は多様となっているか ・多様な利用を促すような空間となっているか	・「川（辺）らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。（ただし、予測に一定の限界があると考えられるため、実際の施工現場においてフォローする。）	・デザインの専門家を交え、施工段階において、現場にて実際の見え方を確認しながら形や配置を見直すなどしてデザインする。（見試しのデザイン）
③-3：コスト削減、費用対効果を考慮した整備の考え方	・可能な限り現場にある材料等を活用し、現場以外から材料を持ち込まないことを基本とする。	・コスト削減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか	（上記一連の検討成果を用いる）	・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等のデザイナーの専門家の意見を参考に評価する。
③-4：その他				

留意事項）景観整備方針作成にあたっては、「景観形成に当たり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表1－2) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

（事例：国道バイパス整備）

①当該事業における景観形成の目標像			
落ち着きのある町並みと心地よい広がりのある田園風景を取り込み、美しく、使いやすく、時間と共に地域の風景と人々の生活に融け込み、人々が誇りと思えるような道路（を創出する。）			
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方			
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	・落ち付きのある町並みや心地よい広がりのある田園風景を取り込み、味わうことができる道路とするため、道路構造物自体は、存在感を抑えあくまでも土地や自然に対し控えめとする。（②-1-1）	評価の項目・尺度	
	・時間と共に地域にとけ込み、将来にバイパスの環境の一部に回帰させるため、自然の助けを借り、時間をかけて完成する道路空間とする。（②-1-2）		
	②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方		
	・使いやすい道路とするため、約6kmのバイパスが一体の緑的空間として一貫性を保ちつつ、しかし単調でもない、快適な走行を得られるよう整備する。（②-2-1）		
②-3： その他	・人々が誇りと思える道路とするため、市街地郊外を通過するバイパスから市街中心部へつながる交差点は、地域の玄関口として格式を持ち、またふるさとに帰ってきた際ののもてなしの空間となるよう整備する。（②-2-2）		
	（※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。）		
③（①②を実現するための）施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		予測・評価手法	
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	■防護柵の配置＜②-1-1、②-2-1に対応＞ ・道路内部から良好な眺望が得られるよう、暫定2車線運用時の完成時用地に緩傾斜盛土を築造し、十分なスベースをとることににより安全を確保の上、この区間には防護柵を設置しない。（③-1-1）	・走行する道路内部から、沿道景観への眺望が広がるか ・防護柵が遠切れることによる走行者の不安感がないか ・外部景観において、暫定車線部の緩傾斜盛土の形状に景観面の違和感がないか	・予測により得られた映像等を用い、優良事例を走行した際の映像等と比較して評価する。 ・既往の優良事例と比較して評価する。
	■盛土、切土の形状＜②-1-1、②-1-2に対応＞ ・存在感を抑えて周辺景観に馴染ませ、また植生等の早期回復を促進するため、盛土、切土はワンディングやグラデーションを行う。（③-1-2）	・切土のり面が、周辺の既存地形に無理なく馴染んでいるか ・道路全体が形の良い低い丘を縫うようならかに連続しているか ・道路走行時の体験として、走行の快適性や単調とならない適度な変化・分節が得られる道路空間となっているか ・樹木の形状、高さ等	・ラウンディングやグラデーションについて、簡易模型を作成して検討、予測する。 ・模型により配置検討を行い、3次元的に検討、予測する。
	■交差点へのシンボル植栽＜②-2-1、②-2-2に対応＞ ・バイパスから市街中心部につながる道路の交差点には、分岐部の指標性を向上させるとともに、地域の玄関口に位置する格式と個性を演出するシンボル樹を植える。（③-1-3）	・植栽の粗密度等を尺度として、自然らしさを評価する ・極端に高密で不自然な植栽となっていないか ・道路付属物が、道路内部景観から得られる眺望をどれだけ阻害しているかを尺度として、眺望の善し悪しを評価する	・既往の事例や周辺の自然丘陵の写真等を比較参考として評価する。 ・既往の優良事例と比較して評価する。
	■盛土、切土のり面への植栽＜②-1-1、②-1-2に対応＞ ・盛土、切土のり面は、道路内部からの眺望を阻害しないよう配慮しつつ、周辺の自然景観に溶け込むような植栽を行う。（③-1-4）	・四季や天候の変化も含め、周辺の自然景観に対し、煩雑感や浮き立ち感がないか ・整備対象との色彩と周辺色彩との明度比や彩度比等を尺度として、違和感の有無を評価する ・地域の玄関口としての格式や、人々を迎え入れる演出を持った樹種としてふさわしいか	・色彩の専門家やアドバイザー等デザイナーの専門家をはじめ現地確認を行い、評価する。 ・樹種選定は、植栽の専門家やアドバイザーをまじえ評価する。 ・地域性の専門家や維持管理の専門家等と協働し、地域住民等の意見を重視して評価する。
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	■道路付属物の色彩＜②-1-1、②-2-1に対応＞ ・道路内部景観に煩雑感がなく、走行しやすい空間となるよう、また周辺の自然色彩に対して違和感のないよう、道路付属物の色彩は、中明度、低彩度とする。 ■シンボル樹の樹種選定＜③-1-3に対応＞ ・シンボル樹は、ランドマークとなるような樹高や特徴的な樹形を持ち、紅葉や花により四季の変化を演出できる樹木を選定する。	・道路付属物が、道路内部景観から得られる眺望をどれだけ阻害しているかを尺度として、眺望の善し悪しを評価する ・四季や天候の変化も含め、周辺の自然景観に対し、煩雑感や浮き立ち感がないか ・整備対象との色彩と周辺色彩との明度比や彩度比等を尺度として、違和感の有無を評価する ・地域の玄関口としての格式や、人々を迎え入れる演出を持った樹種としてふさわしいか	・色見本を作成し、現地において晴雨天時、曇天時等の気象変化、夏季、冬季の季節変化等への対応を確認する。 ・既往事例により予測する。
	■植栽の樹種選定＜③-1-4に対応＞ ・盛土、切土のり面に施す植栽は、自生種を主体に樹種を選定する。	・のり面植栽が、将来に渡り地域の既存植生と調和するか。 ・積雪寒冷地であることを踏まえ、生苔の可否、維持管理性等が考慮されているか	・事前に関周辺の山地や丘陵地、道路事業地を踏査した結果により確認された樹種リストを基に、既往事例との比較により将来の生育状況等を予測する。 （上記一連の検討成果を用いる）
	■景観整備による追加費用の検証 ・棧橋工法の採用により、約〇億円のコスト増になるが、約〇haの盛土法面を低減できる。（※具体的方針の策定に当たり、追加費用が必要となるものについては、投資効果の検証を行う。）	・コスト削減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか	・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等とのデザイナーの専門家の意見を参考に評価する。
	③-3：コスト削減、費用対効果を考慮した整備の考え方		
③-4：その他			

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成に当たり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 1－3) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

(事例：旅客船岸壁)

①当該事業における景観形成の目標像			
歴史的、文化的な地域の特性を活かしつつ、海辺や港町の賑わいを創出する快適な親水空間となる旅客船岸壁（を創出する。）			
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方			
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	・隣接する歴史的港湾施設である〇〇岸壁や△△緑地、××プロムナードと一体となった親水空間となるよう整備する。（②-1-1） ・歴史的な地区として重厚、恒久的なイメージを創出しつつ、流行に左右されない施設整備を行う。（②-1-2）		
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	・大型旅客船を迎えることから華やかなイメージを創出する（②-2-1）。 ・旅客船岸壁のエプロン部（プロムナード）は、利用する人々のヒューマンスケールに配慮した空間分節を行い、心地良い空間となるよう整備する。（②-2-2） （※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。）		
②-3： その他			
③（①と②を実現するための）施設や空間そのものの景観整備の具体的方針			
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	■配置<②-1-1 に対応> ・当該旅客船岸壁と隣接する〇〇岸壁等と一体的かつ繋がりのある親水空間を形成する。（③-1-1） ・背後地の利用を踏まえたゾーニングに応じてそれぞれの空間を差別化し、歴史的港湾施設である〇〇岸壁や△△緑地、××プロムナードとの一体化を図る。（③-1-2） ■規模<②-2-2 に対応> ・人々にとって心地よい空間となるよう、一部に高木植栽を施したり、一定の間隔にてリズムミカルな舗装パターンを設ける等空間を分節する。（③-1-3）	・隣接した岸壁や背後地との一体感、連続感 ・周辺施設との一体感、連続感について、「幅・奥行きの関係」等の尺度の類似性や素材の見え方を評価する。 ・分節された空間の居心地の良さ ・高木植栽による、高さ方向のスケール感、圍繞感など ・舗装パターンによる歩行者等の移動速度を考慮したリズム感など	・計画平面図を基に、CGパース等を用いて背後地との一体感等を検討する。 ・既往事例写真やCGパース等を用いて、イメージを確認する。 ・同上。
	■横断構成（舗装・植栽・照明）等<②-2-1、③-1-1、③-1-2 に対応> ・当該旅客船岸壁のエプロン舗装は、隣接する全ての岸壁において、エッジ部（水際部）に花崗岩を使用することを共通させ、連続感、一体感を創出する。 ・△△岸壁は高木植栽を連続的に施し、人々の快適な利用に対応すると同時に、緑量感のある〇〇プロムナードへの連続性を高める。 ・岸壁のエプロン部に自然石貼付外灯を設置するとともに、フラッグポールを設置する等賑わいを創出する。 ■舗装材料<②-1-2 に対応> ・舗装材料は、恒久性、耐久性を考慮し、花崗岩を主体とした自然石舗装を基調とする。 ■舗装パターン、テクスチャー<②-2-2、③-1-3 に対応> ・旅客船岸壁のエプロン部（プロムナード）は、ヒューマンスケールと素材感に配慮し、材質や仕上げの異なる自然石舗装を織り交ぜることにより、奥行き方向、横断方向の双方のパターンを創る。	・隣接した岸壁や周辺施設との連続感、一体感について、舗装材や外灯の素材の適用イメージを評価する ・選定候補となる高木樹種の、四季の変化や将来の成長姿 ・適用する石材の重厚感等のイメージ ・適用する石材の耐久性や滑りにくさ等の諸機能	・確認、参照結果を基に、設計者が評価する。 ・樹種の特性を整理した既往知見や、類似事例の参照により予測する。 ・素材の事例写真やCGパース等を用いて、舗装材料や外灯素材等の連続的イメージを確認する。 ・参照結果を基に、設計者が評価する。
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方			
③-3：コスト削減、費用対効果を考慮した整備の考え方	・自然石の適用にあたり、中国産の良質な花崗岩等を採用し、コスト削減に配慮する。 ・汚れにも強く耐久性に優れる自然石を採用することにより、長期間の維持管理も含めたライフサイクルコストの観点からコスト削減を評価する。	・分節された空間の居心地の良さ ・自然石の材質や色彩、仕上げの違いによる分節パターンの見え方	・地域住民や来訪者等にも実験に参加してもらい、意見を聞く。 ・被験者の意見やアドバイザーの意見を基に評価する。
③-4：その他		・ライフサイクルを考慮に含めたコスト削減を図るものとするが、コスト削減のために景観性を大きく損なうものとならないよう留意する	・素材の事例写真やCGパース等を用いて、舗装材料や外灯素材等の連続的イメージを確認する。 ・参照結果を基に、設計者が評価する。 ・必要に応じて、アドバイザーの意見を聴取する。

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-1) 景観整備方針の設定例 (一般検討事業版)

(事例：上中流部の床固工)

①当該事業における景観形成の目標像	
山間部の自然河川および周辺の自然景観の雰囲気を壊さない水辺空間	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1 : 周辺の景観等 への配慮の考 え方	周辺には人工の構造物がほとんど存在しないため、コンクリート等の人工素材の露出はできるだけ避け、空間構成としても直線や不自然な曲線がでないよう留意する。
②-2 : 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	夏季の水遊び等、水辺利用の実績があることから、床固工の整備を契機に利用しやすい水辺として整備する。
②-3 : その他	魚類の遡上に配慮する。
③ (①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1 : 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	鋼製枠と現地発生石材の組み合わせにより、周囲の自然景観と調和させる。 勾配や滯筋の配置等については、工学的観点、生態学的観点と利用のしやすさを勘案して検討する。
③-2 : 細部設計、材料 等選定の考え 方	両岸についてはなだらかにすり付け、違和感のないよう配慮する。 限定したアプローチのルートは設けないが、水に近づくことを誘発するよう、川沿い遊歩道との連続性を確保する。
③-3 : コスト縮減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	現地発生材を用いることで、コスト縮減と自然景観の雰囲気の保全を両立させる。
③-4 : その他	

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-2) 景観整備方針の設定例 (一般検討事業版)

(事例：山間部の既存道路における防護柵の設置)

①当該事業における景観形成の目標像	
〇〇山系に対する良好な眺望を享受しながら安心して走れる道路空間	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1： 周辺の景観等 への配慮の考 え方	〇〇山系への眺望が本道路に固有の魅力であるため、眺望を最大限に確保する。
②-2： 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	防護柵によりドライバーにとっての視線誘導を図り、安全な走行を誘導すると同時に、同乗者にとっては防護柵が眺望を阻害しないよう配慮する。
②-3： その他	(※その他欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する)
③ (①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1： 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	できるだけ部材構成をシンプルにし、連続性を感じさせると共に道路上からみて透過性のある防護柵を選定する。 色彩については眺望阻害防止と自然景観への馴染みの観点から明度彩度の低いブラウン系とする（「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を参考にする）。
③-2： 細部設計、材料 等選定の考 え方	後付けの付属物は安全上の理由で設置するものであっても代替案を検討し、極力避ける (夜間の視線誘導には反射テープを支柱に貼付することで対応し、デリネーター等昼間の景観を阻害するものは設置しない)
③-3： コスト削減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	素材および塗装仕様の選定にあたっては、ライフサイクルコストを考慮し、初期費用だけで判断しない。特にメンテナンスが行き届かない場合、眺望景観の印象を著しく損なう可能性があることに注意する。
③-4： その他	事業区間内の標識支柱等は新設・更新時に今回選定した色彩で統一することを検討する。

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-3) 景観整備方針の設定例 (一般検討事業版)

(事例：小規模な港湾緑地の整備)

①当該事業における景観形成の目標像	
活動する港の風景を背景に、地域の人々にとって日々の生活の中で憩いの場となるような緑地	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1： 周辺の景観等 への配慮の考 え方	一般市民が〇〇港に対する眺望を得られる貴重な視点場であることから、眺望を確保するとともに、居心地のよい空間として整備する。
②-2： 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	利用者は隣接する街路（〇〇通り）と一体的に利用すると考えられることから、敷地内に閉じずに街路と連続した空間として整備する。
②-3： その他	毎年8月に開催される〇〇みなと祭りの際に活動拠点として利用しやすい空間とする。
③（①と②を実現するための） 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1： 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	緑地の規模が小さいことから、配置する施設や植栽は最小限として、街路からの眺望確保を図る。 植栽、ベンチ等の配置は港に対する眺望と祭礼時の利用の両方のバランスを考える。 緑地と街路を一体的に使用できるよう、接道部には植栽、柵等を設けない。
③-2： 細部設計、材料 等選定の考 え方	街路との一体感を演出するため、舗装材は共通のものを採用する。 護岸側の柵についてはなるべくシンプルなものを採用する。
③-3： コスト削減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	植栽はコスト削減の観点から苗木植栽を基本とする。高木については、維持管理コストの高い冬囲いの必要な樹木は基本的に導入しない。
③-4： その他	

留意事項）景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表3) 景観予測手法・ツールの特徴

予測手法・ツール	特徴等
1. 視覚化ツールの活用	
(1) パース (透視図・画像)	
1) スケッチパース	○ある視点場から得られる対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法で、背景を含めた景観全体を描く必要があるが、自由な視点からの自由な画角による描写や、表現の意図的な簡略化や強調が可能である等、パース図の作成目的や検討の熟度等に合わせた表現の自由度を持つ。したがって、景観的課題に対応した整備効果を、代表的視点場から得られる景観によって、端的にわかりやすく表現する場合に適する。 ○スケッチパースは、表現方法や描く人間の描写能力によって、再現性等の表現の質が左右されやすく、フォトモンタージュより再現性は劣る。したがって、複数案の中から最終案を評価・選択する目的でスケッチパースを使用する場合（択一式のアンケート調査等による多数決等）は、絵の巧拙や目の惹きやすさ等によって判断される可能性があり、注意を要する。
2) フォトモンタージュ	○撮影した写真の上に、整備箇所の完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法で、完成予想図の作成方法には、通常のパース図によるものと、コンピュータ・グラフィックス（以下、「CG」という）による手法とがある。 ○CGによるフォトモンタージュは、再現性に優れ、整備前後の景観変化を端的にわかりやすく比較したい場合等によく用いられる。また、部分的な変更や修正は、CGを活用すれば比較的容易に行える点で操作性は高いが、現状の写真がベースとなるため、現状で写真撮影が可能な視点場からの景観予測に限定される。
3) コンピュータ・グラフィックス (CG)	○コンピュータを用いて、3次元データによる空間や構造物等の形状を構築し、3次元的に表現する方法。パースやフォトモンタージュでは、視点や画角が変わるごとに、それぞれの作業が必要となるのに対して、CGは自由な視点の設定、データの部分的な追加、修正等が可能で、操作性に優れ、複数視点場からの対象施設・構造物の景観を確認したり、1つの視点場から得られる対象物の複数設計案の景観を比較検討する場合等に適する。 ○周辺地域を含め、構築する施設や空間の情報量が大きくなるため、一般的に時間、費用両面からコスト高となるが、複数の施設・構造物等により構成される景観を多数の視点から確認する場合や、朝～夜の時間変化、天候変化、季節変化を反映した様々な場面を想定する場合、また、構築した3次元データをその後も引き続き様々な場面で活用することが想定される場合等は、費用対効果の面でもメリットがある。
(2) VR (動画)	○CGデータを基に動画として発展させたもので、視点を自由に移動させて、任意の視点から得られる景観を即時に再現可能で、視点の移動に伴う継起的な景観の再現も可能となる。したがって、周辺土地利用状況等が多様で、近～遠景まで広範に多数の視点場・視対象を有する地域や、道路走行時等の連続的な視点移動を伴う視点場から得られる景観の予測、多数の構造物が発生したり、既存と異なる新たな視点場が生じる事業等における景観予測に適する。
(3) 模型	○3次元の空間を、縮尺を変えた3次元媒体によって再現したもの。遠景から近景まであらゆる角度から自由な視点を設定して確認することが可能である。アイレベルの景観を予測する際には、ファイバースコープを用いた写真等により行う。 ○模型は、長大な施設や空間の全体像、地形に対する施設・構造物の収まり、構造物相互の形の収まり、構造物自体の形状等の表現が容易で、それらを最も適切、且つ体感的に認識し、理解することができるため、活用の頻度が高い。 ○模型は、検討用の簡易なスタディ模型から完成模型まで、様々な目的・場面に応じた様々なスケール、表現を用いた検討・確認が可能であるが、それゆえに、目的や検討の熟度に応じた適切な縮尺、材料、仕上げ方法等を選択する必要がある。スタディ模型は、景観的なリアリティ・精度は劣るが、構造物等の3次元的な形の収まりや部分的な細部形状の検討等、予測と評価を繰り返し行う際に特に有効なツールである。

予測手法・ツール	特徴等
2. モックアップ	
原寸模型、又は、試験見本	○施設・構造物の実物大の模型や、実際の材料を用いた試験見本（パネル等）の製作により、細部デザインの検討や、素材の風景との馴染み具合等の現地確認を行う。
3. 現地確認	
(1) 現地確認（簡易）	○塗板板等の簡易な供試体を現地に設置して、当該環境下における対象物（色・素材等）の実際の見え方や印象を確認する。
(2) 曝露試験	○ある一定の期間、塗板等の供試体を現地に設置して、当該地の環境の変化とそれによる対象物の見え方の変化や汚れ・劣化等を確認・予測するために行う。
(3) 試験施工	○新しい技術等を用いる施設・構造物を現場において試行し、現地での適用性やその効果を確認するために行う。
(4) ライトアップ・照明実験	○現地で照明実験を行い、照度、反射の度合い、周辺の光源を含めた中でのライトアップによる演出効果等を確認・予測するために行う。
4. 既往の知見の活用	
(1) 類似事例の参照	○当該事業対象地の条件に類似する事例を参照して、当該地の景観の経年変化等の予測を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。
(2) 模型実験	○水理学等に基づき、模型を用いた流水・落水表情デザインを検討する。 （粒子法等のシミュレーション・モデルにより PC 上で検討・予測する手法も存在する。）
	○河川工学等に基づき、模型を用いて構造物等の果たすべき機能と形のデザインの検討を行う。
(3) その他専門的知見に基づく形状予測等	○河川工学等に基づき、機能（治水等）と景観の両面から、河川法面の断面形状や水際部の形状等を予測し、デザイン検討を行う。 （複雑な断面形状や水際形状を有する河川における不等流計算による形状の決定等） ○生態学等に基づき、植生の生育状況とそれによる景観変化等の予測を行う。（気候・地質・土壌・方位（植栽斜面の傾斜方向と日照との関係）等から見た適合樹種及び生育予測 等） ○工学的知見に基づく機能と、景観面から望ましい形態等に関して、別々に検討せず、複数分野の専門的視点による総合的な検討・擦り合わせ（協働）が重要である。
(4) 景観指標等	○景観工学、心理学、人間工学等における既往の知見を活用して、景観や空間の印象度を、対象物や空間の規模や距離等に関する数値を用いた指標により、ある程度定量的に把握する。 ○この指標を厳密に適用・評価することは、対象や空間の持つ多様な側面の景観的・空間的な価値を排除しかねないため、厳密さを求めるものではなく、景観専門家等の助言を得ながら、一つの判断材料として用いることができる。
(5) 景観形成ガイドライン等の参照	○各分野で作成されている景観形成ガイドラインを参照し、景観形成の基本的な方向性・考え方や、それに対応する整備手法等の検討を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。

■中部地方整備局事業景観アドバイザー

氏名	役職	所属
林 英光	名誉教授	愛知県立芸術大学
北村 眞一	教授	山梨大学大学院医学工学総合研究部
岡本 耕平	教授	名古屋大学大学院環境学研究科
佐々木 葉	教授	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科
堀越 哲美	教授	愛知産業大学・愛知産業大学短期大学 学長
水尾 衣里	教授	名城大学人間学部人間学科

(敬称略：平成28年●月現在)

■中部地方整備局景観検討委員会 委員

	役職
委員長	企画部長
委員	建政部長
	河川部長
	道路部長
	港湾空港部長
	営繕部長
	環境調整官

■中部地方整備局景観検討委員会 幹事会 委員

	役職
幹事長	環境調整官
幹事	企画部 企画課長
	企画部 広域計画課長
	建政部 計画管理課長
	建政部 都市整備課長
	河川部 河川計画課長
	河川部 河川環境課長
	道路部 道路計画課長
	道路部 計画調整課長
	港湾空港部 港湾計画課長
	港湾空港部 港湾事業課長
	営繕部 計画課長
	営繕部 建築課長

■事務局

中部地方整備局企画部企画課



第3章

新設・改築における色彩・デザイン指針

～あるべきものが あるべきところに あるべき色彩で～



新設・改築における色彩・デザイン指針

～あるべきものがあるべきところにあるべき色彩で～

目次

はじめに.....	3-1	4. 構造物別色彩検討の留意点.....	3-29
序. 本指針について.....	3-2	4-1. 道路構造物.....	3-29
0-1. 目的.....	3-2	4-2. 河川構造物.....	3-35
0-2. 対象と活用方法.....	3-2	4-3. 港湾構造物.....	3-37
0-3. 色彩表現についての注意.....	3-3	4-4. 公共建築物.....	3-38
1. 公共事業と色彩.....	3-4	5. デザインの検討.....	3-39
1-1. 公共事業における景観の理念.....	3-4	5-1. デザインの理念.....	3-39
1-2. 公共事業に求められる色彩.....	3-6	5-2. 考慮すべき設計要件.....	3-40
1-3. 公共事業の推奨色.....	3-8	6. 参考事例.....	3-41
2. 色彩の検討.....	3-9	6-1. 高度な検討.....	3-41
2-1. 基本的事項.....	3-9	6-2. 色彩に配慮した公共事業.....	3-46
2-2. 検討手順 1：標準的な検討.....	3-11		
STEP 1 対象を把握する.....	3-11		
STEP 2 地域を把握する.....	3-12		
STEP 3 方針を立てる.....	3-17		
STEP 4 候補色を選定する.....	3-19		
STEP 5 確認と決定.....	3-23		
3. 色彩検討シートの作成.....	3-24		
3-1. 検討過程の記録の必要性.....	3-24		
3-2. 色彩検討シートの作成.....	3-24		
(1) 作成の概要.....	3-24		
(2) 様式と記入方法.....	3-25		
(3) 検討の過程 — 記入例より.....	3-28		

■ 資料	
1. 色彩の基本事項.....	3-47
2. 素材と色彩.....	3-55
3. 『塗料用標準色見本』における推奨色.....	3-60
4. 用語集.....	3-63
5. 参考文献.....	3-66
6. 色相環と調和の範囲.....	3-67

あるべきものが あるべきところに あるべき色彩で

本指針は、公共事業に関わるすべての分野の担当者が、より豊かな景観形成実現に向けた色彩計画を行うための手順を示したものである。美しいもの、良いものは人を幸せにする。公共事業は、ふる里の風景を創りそして守り、色彩はそれを優しく包み、表現する役割を持っている。

先ず、はじめに光りありき。これは我々の住む世界の源である。岩石だけの地上に水ができ、植物の素が生まれ、光を受け止めて他の物質に変換し、その延長上に可視光線を獲得した生命体が、人間が生まれ、文明が進化し、公共事業の概念も展開した。そして風土に従い、伝統を築き、美的感性が磨かれてきた。

木、砂、石、金属等の基礎的素材の加工・組み合わせの時代までは、世界は美しく魅力的に自然環境と調和していた。ところが、その後の新素材の開発と文明のグローバル化により、永い時間を経て洗練された様式や、しきたりの常識からはみ出した時、コントロールすべき新たな事態が生じた。特に我が国においては、景観や色彩のコントロールが優れた統率力や美学の裏付けを持った経験豊かな人材の手から離れ、庶民の判断に任される状況になった。このため、世界に誇れる伝統文化から乖離し、景観や色彩に対する社会の認識は他国に比べて極めて低くなり、今、まさに我が国の景観は混乱の度を深めている。また色彩は、個々の主観に負うところが大きく、自由なものであると考えがちで、公共事業においても色彩は最終段階で付加的に扱われている。

しかし、公共事業は国や土地柄を表す客観的な視点と判断が要求される。そして文化としての使命があることを忘れてはならない。また色彩は、事業の画竜点睛の役割を持ち、色彩から公共事業全体の整合性や完成度をトータルデザインの見点から判断することもできる。知識は行動することではじめて本物になるといわれるが、色彩感覚も数多の試行錯誤の経験により身に付くものであり、日常的に果敢に取り組むことが肝要である。そして、直面している地球環境の危機の時代にこそ、人々の心に響く色彩の持つ役割は大きいものとなる。

本指針では、色彩選定の現場で実施すべき具体的な手順と参考となる事例を示し、次に構造物別の色彩検討の考え方を解説した。また、ニュートンやゲーテの色彩論から現代にいたる色彩学の基礎を参考資料として収めた。より優れた公共事業の完成をめざして、本指針を、公共事業に関わる担当者の実用的な座右の一書として活用していただきたい。

中部地方整備局景観施策アドバイザー
愛知県立芸術大学名誉教授
林 英光

序 本指針について

0-1. 目的

- 色彩の基本を理解し、検討プロセスを標準化すること、不適切な色彩選定を回避する
- 検討プロセスを記録することで、考え方の共有を図り、ノウハウを蓄積する

これまでに、広場や道路、橋梁など個別の事業において、景観や色彩について住民や専門家など多くの人々が関わって議論を重ね、優れた景観を創出した事例は数多くある。しかしながら、圧倒的多数の事業における景観検討は現場の担当者の判断に委ねられているのが実情である。

公共事業における色彩は、景観に与える影響が大きいためにもかかわらず、整備の最終段階で検討される傾向にあり、時間やエネルギーの限られたなかで適切な判断が求められる担当技術者には、大きな負担となっている。

本指針は、公共施設にふれる人々の目から見て**少なくとも間違った色彩の選定を回避**することで、公共事業の景観全体のレベルアップを図ることを目的としている。

色彩の最も基本的な原則を理解し、公共事業の色彩選定の検討手順や留意事項を把握するとともに、色彩の選定に至る一定の手順、およびその過程と結果を記録する方法を示した。このことにより、**色彩選定が担当者個人の好みや独断でなく広く共有**できるものとなり、こうした経験の蓄積によって、公共事業全体における色彩の質の向上につながることを企図している。

0-2. 対象と活用方法

本指針は、公共事業に関わる担当者が、構造物等の色彩について検討する際の支援ツールとして活用するものである。

色彩の検討にあたっては、色彩を客観的に取り扱い、正確に伝える必要があるため、本指針では全般にわたって色彩の専門用語を使用している。したがって本指針の活用にあたっては、色彩検討を行ううえでの基本的な理論や専門用語を解説した「**資料 1. 色彩の基本事項**」を**理解しておく必要がある**。

また本指針は、「これさえ読めば何も考えなくても適切な色彩選定ができる」というものではない。景観検討にとって重要なのは、現場や実物、実感などのリアリティである。実際に現場に立つ担当者が、**リアリティを持って自身の頭で考えることが最も重要**であり、そうした経験の蓄積が、全体のレベルアップにつながることを念頭に置いて活用されたい。

なお、維持管理・災害復旧等の比較的規模の小さい工事における公共施設については「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針（平成 28 年 3 月）」に基づき対応するものとする。

本指針各章の主な内容とねらい等について、次ページにまとめる。

0-3. 色彩表現についての注意

● 各章の主な内容とねらい

○「1. 公共事業と色彩」は、公共事業の色彩検討における理念を示した。検討のプロセス全体に徹底する基本的な認識として、念頭におく必要がある事項である。

○「2. 色彩の検討」は、標準的な色彩検討の手順を示した。対象とする構造物の種類や場所に関わらず、一定のプロセスで検討できるよう5つのSTEPを設定し、具体的な内容を記述した。

○「3. 色彩検討シートの作成」は、第2章で示した手順で検討された内容を、一定の書式で記録する方法について記述した。

○「4. 構造物別色彩検討の留意点」は、公共事業で扱う主な構造物について、その特質を踏まえた色彩検討の留意点を、具体例を提示しながら記述した。第2章の手順に従って色彩検討を行う際の参考として、また公共事業の色彩に関する基本的な考え方として、日常の業務の中で参照されたい。

○「5. 参考事例」は、色彩検討のさまざまな着眼点や実現化の例を示した。

「1. 高度な検討」では、第2章に示した標準的な検討に加えて、より多角的で広範な検討の実例を示した。

「2. 色彩に配慮した公共事業」では、積極的に色彩検討された事例をフラッシュとして示した。

○「資料」は、本指針で扱う色彩の基本知識や用語、参考文献をまとめた。

「1. 色彩の基本事項」では、色彩検討を行ううえでの基本的な理論や専門用語を解説した。色彩検討の手順を理解するたために必要となる知識であるため、本指針を活用する際には必ず理解しておく必要がある。

参考文献は、さらに踏み込んだ検討を行う際などに活用されたい。

● 掲載写真について

本指針に掲載した写真の一部については下記のとおり提供を受けた。

伊藤清忠：写真 4-1、4-17、4-18、S-4

林 英光：写真 1-3、4-7、4-19、5-3、5-4、5-5、5-7、

S-1、S-2、S-9、S-10

森 旬子：写真 5-1

(敬称略・五十音順)

実際の景観におけるさまざまな素材や色材の持つ色彩は、プロセスカラー※による印刷では厳密に表現することができない。また紙質やプリンタの性能など、印刷環境によっても大きく変化する。

本指針における色彩表現については、次に示す事項に注意するものとする。

▼ マンセル表色系の採用

特定の色彩の指定に「マンセル表色系※」による記号表記を採用している。ただし文章等においては、必要に応じて一般的な色名を使用している。

▼ 本指針を色見本として使用しない

理解を助けるための参考としてプロセスカラーによる色彩を提示しているが、これらはマンセル値による実際の色とは異なる。このため本指針を現場等における色見本として使用してはならない。

▼ 色見本帳等により確認する

マンセル値の示す実際の色は、見本帳等で確認することを原則とする。

マンセル値の示された市販の見本帳には、『色彩の定規』『塗料用標準色見本』※等がある。このうち『塗料用標準色見本』は、塗料で表現できる色見本であるため実用性も高く、安価である。

※ プロセスカラー：C：シアン、M：マゼンタ、Y：イエロー、K：ブラックの、4色のインクのかけあわせにより色を再現する方法。一般的な印刷に用いられる。

※ マンセル表色系：「資-1. 色彩の基本事項」を参照。

※ 塗料用標準色見本：社団法人 日本塗料工業会が発行する塗料色の見本帳。各色にマンセル表色系による近似値が付記されており、色票番号もマンセル値と対応している。

1. 公共事業と色彩

1-1. 公共事業における景観の理念 (1) 景観に与える影響

公共施設や公共空間は、一般に次のような性質をもっている。

- 大規模性:規模が大きい
 - 永続性:耐用年数が長い
 - 公益性:不特定多数の人々が利用する
 - 不可逆性:設置後は元に戻したり移動したりできない
- 公共事業における構造物の規模や種別はさまざまであるが、上記の性質により、自然環境と生活環境の双方に対して長期にわたり一定の影響を及ぼし続ける。また日常生活を支える要素として否応なく目に入るものであるため、結果として地域景観の印象を大きく左右する。

こうしたことから、構造物の規模や種別に関わらず、ひとつひとつの質を高めていくことが、わが国全体の景観向上に非常に重要であることを認識する必要がある。



写真 1-1 公共施設は大規模であり、長期にわたり存在する

(2) 必然性と洗練性

『未来を拓く中部の景観づくり』には、社会資本整備における景観づくりの視点として、ニーズの必然性、場所の必然性、機能と形態の必然性（あるべきもの）があるべきところにあるべきすがたで）が謳われている。自然環境と生活環境との良好な関係を取り結ぶ社会資本は、その存在そのものが必然的で洗練されていることが求められる。

色彩の検討を始める前に、事業種別にまとめられた景観に関連する各種のガイドライン等を参照し、対象とする構造物の必然性、形状等の洗練性について再確認すること、**色彩を含めた景観全体の質を向上**することが求められる。



写真 1-2 必然性と洗練性に裏付けられた公共施設は景観全体の質を高める

1. 公共事業と色彩

(3) 統一感と“めりはり”

公共事業においては、複数の構造物が複合することによって必要な機能を果たす場合が多い。多数の要素が集まる場合は景観の煩雑化を招きやすいため、全体の秩序や要素同士のまとまりが必要になる。したがって構造物が単独で存在を主張することは適当ではなく、人々の生活を含めた全体のまとまりを考慮し、首尾一貫した統一感のもと、基本的には単体の存在感を軽減することが求められる。

しかしながら、すべての要素について統一を図ることは現実的には難しく、また統一感にとられすぎると、景観的・機能的にアクセントとなるべきポイントを看過した単調な景観となってしまう可能性もある。全体としては一定の秩序を貫徹させながら、必要なポイントをとらえて“めりはり”の要素を取り込むことで、より創造的な景観を創出することが必要となる場合もある。



写真 1-3 あざやかな色彩の橋が景観にめりはりを創出している

(4) 地域性の表現

公共事業の役割として、地域の魅力や個性をアピールすることが期待される場合がある。

貴重な自然環境や文化財などの際立った特徴を持った地域では、そのような地域資源と構造物の色や形や素材とを関連付けることは比較的容易である。また一見して特徴を見出せないような地域においても、通常は気づかない特徴を発掘していくことは、まちづくりの観点からも非常に重要である。ただしいずれの場合にも共通するのは、地域資源を構造物の形状や色彩に直接的・具体的に顕在化させるのは好ましくないということである。

地域の個性を顕在化するためには公共施設がとる表現は間接的でありたい。そのためには、構造物を舞台装置や脇役に徹した控えめな存在とすることにより、良好な周辺環境を際立たせることが有効である。この方法は、構造物の景観的な突出を回避することにつながり、結果として全体の秩序が保たれるという利点もある。



写真 1-4 景観資源を活かした公共土木施設が、地域の魅力や個性をアピールしている



写真 1-5 素材や形態を統一し、素材色を活かすことで地域の特徴を表現している



写真 1-6 地場産材を使用した構造物が風景に溶け込み、存在感が軽減されることで、そこでの活動そのものが主役となる

新設・改築における色彩・デザイン指針

1-2. 公共事業に求められる色彩
(1) 地域社会に根ざした色彩

われわれの生活環境における色彩は、意思や感情の伝達に根ざす色（コミュニケーション色）と、地域社会に根ざす色（コミュニティ色）とに大別される。

コミュニケーション色は、工業製品、衣料、広告・宣伝などに用いられ、個人の嗜好やライフスタイルとのかかわりが深い。空間に占める量が少なく変化しやすいため、生活環境のアクセント的な役割を果たしている。使われる色彩の幅は広く、周辺から際立たせるために非常に彩度の高い色彩も用いられる。

これに対しコミュニティ色は、個人の主観や流行とは関わりなく多くの人にとって意味や価値をもった色彩であり、空間に占める量は多く、変化は緩やかである。

コミュニティ色は、人々の生活を通して長い時間のかで評価あるいは淘汰された歴史を持っており、したがって地域の気候や風土、生活感覚に融和する色彩であるといえる。

なかでも地域の伝統的な素材を用いた色は、表現できる色の幅が一定の範囲に限定されることから、色彩同士の関係にも必然的な秩序が存在する。ことに日本人は、伝統的に素材色を活かした色使いに長けた国民であるといわれる。

公共事業に関わる色彩はコミュニティ色である。大規模性・永続性・公益性・不可逆性といった公共事業の特質を考慮して、自然環境や生活環境に融和する秩序ある色彩であることが求められる。

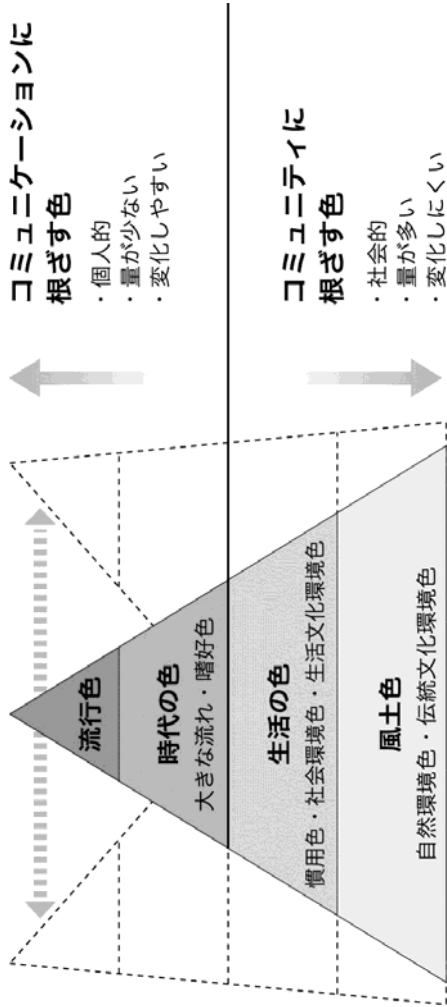


図 1-1 生活における色彩の構造
『地域イメージを活かす 景観色彩計画』より

(2) 素材を活かした色彩

公共事業における構造物の色彩は、素材色が大半を占めている。防食などの目的で塗装の必要がない限り、**素材自身の持つ色彩を活かして計画することが基本**である。そのうえで、テクスチャの調整などによって見かけの色彩の調整を図ることになる。

土木構造物の素材として多用されるコンクリートは、打設直後は明度が高く周辺景観から浮き上がって見える傾向があるが、年月が経つにつれて汚れ・風化・植生の混入などにより次第に明度が低下していく。こうした性質を利用し、材料表面に凹凸を施して明度の低下を促し、周辺景観との融和を早期に図ることができる。

経年変化により周囲の景観となじんでいくことを「**エイジング**」という。経年変化を劣化ととらえず熟成として評価するこの言葉は、永続性のある公共施設の景観を考えるうえでの重要なキーワードである。



写真 1-7 公共事業における色彩は、素材の色が大部分を占める

1. 公共事業と色彩

(3) 経年変化に配慮した色彩

コンクリートに限らず、構造物の耐用年数は長期に及ぶため、経年変化による退色や表面の劣化などによる色彩の変化に配慮する必要がある。

彩度の高い塗色は退色しやすい傾向がある。鋼橋など面積の大きな塗装の部分的な補修を例にとれば、退色が激しい場合は補修用塗料の調合が難しく、“つぎはぎ”のような仕上がりとなりかねない。彩度の低い色彩の場合、明度を揃えれば色相の違いは比較的目立たない。

また定期的なメンテナンス時に異なる色で塗りなおされたり、素材のまま仕上げたものが後年になって塗装されたりするなど、当初の意図が看過されることのないよう、設計・施工時の考え方や実際の使用色を具体的・客観的な記録として残すことも、重要な取り組みである。



写真 1-8 経年変化による退色や表面の劣化に配慮する必要がある

(4) 距離感を考慮した色彩

公共事業における構造物には、人間の感覚や運動能力に基づく身体的な空間尺度（ヒューマンスケール）をはるかに超えた、規模の非常に大きなものがあり、さまざまな距離からの視点場を持つことになる。

たとえば見晴らしの良い田園に位置する1つの橋梁が、数百メートルの距離から景観の一部として眺められる場合もあれば、同じ橋の上にいる人が手すりに触れて眺める場合もある。また都市的な環境では、高架橋などを遠景として眺める人もいれば、住居が直近であるために日常的に圧迫感を受けながら見る人もいる。

色彩の持つ性質は一般に、距離が近い方が強く感じられ、遠景では弱く感じられる。大規模な構造物において、遠くに見え、距離による色彩の心理効果に配慮した色彩選択が必要である（「資-1-2. 色彩の基礎知識」「資-1-3. 色彩操作の配慮事項」参照）。



写真 1-9 対象との距離によって色彩の印象は大きく異なる

(5) JIS 安全色を回避した色彩

JISの安全色規格（JIS Z 9101, JIS Z 9103）に基づく安全・禁止・注意・指示などを表す色彩は、対比色として用いる白および黒を含めて、「意味または目的」に応じて統一的に使用される。重要な情報の混乱を招くことがあるため、これらに近い色や組み合わせは基本的に避けるべきである。

「安全色」はコミュニケーション色であり高彩度であるため、本指針による検討結果として構造物に用いることとはないものの、機能的に意味付けされた色彩があることは認識しておきたい。

なお「対比色」は無彩色であり、「安全色」との組み合わせが前提となるため、構造物の色彩として避ける必要はない。

色の種類	意味または目的	色票番号※	マンセル値(参考値)
安全色	赤 防火、禁止、停止、高度の危険	E07-40X	7.5R 4/14
	黄赤 危険、航海、航空の保安施設	E12-60X	2.5YR 6/14
	黄 注意	E22-80V	2.5Y 8/12
	緑 安全、避難、衛生、救護、保護、進行	E49-40T	10G 4/10
	青 義務的行為、指示	E72-40T	2.5PB 4/10
	赤紫 放射能	E92-40V	2.5RP 4/12
対比色	白	EN-95	N 9.5
	灰色	EN-50	N 5
	黒	EN-10	N 1

JIS Z 9101（安全色および安全標識）および JIS Z 9103（安全色一般の事項）：『塗料用標準色 2009 年 E 版』より

※ 色票番号：『塗料用標準色 2009 年 E 版』における色票番号

新設・改築における色彩・デザイン指針

1-3. 公共事業の推奨色

われわれの生活環境をとりまく色彩には無限の広がりがあり、また色彩表現の技術が発達した現代においては、塗装などにより多様な色彩を表現することができる。

しかしながら、公共事業のもつ特質を勘案すると、ふさわしい色彩をある程度絞りこむことができる。本指針では、公共事業にふさわしい色彩を「公共事業における推奨色」（以下「推奨色」という）として設定する。本指針による色彩検討は、この範囲を目安として行うものとする。

■ 公共事業の推奨色

色相

:

すべての色相

明度

:

2～8 程度の範囲

彩度

:

0～2 程度の範囲

「推奨色」は、一般的な既存景観において、一般的な構造物の色彩が、不用意に秩序を乱したり必要以上に突出したりすることのないよう、マンセル表色系における明度・彩度の範囲をあらかじめ絞り込んだものである。周辺景観や構造物の特性から特殊な条件が考慮され、より広範囲で多角的な色彩検討に基づく場合等には、「推奨色」の範囲を逸脱することも許容されるものとする。

塗料標準色見本帳における推奨色については「資料 3. 『塗料標準色見本帳』における推奨色」を参照。

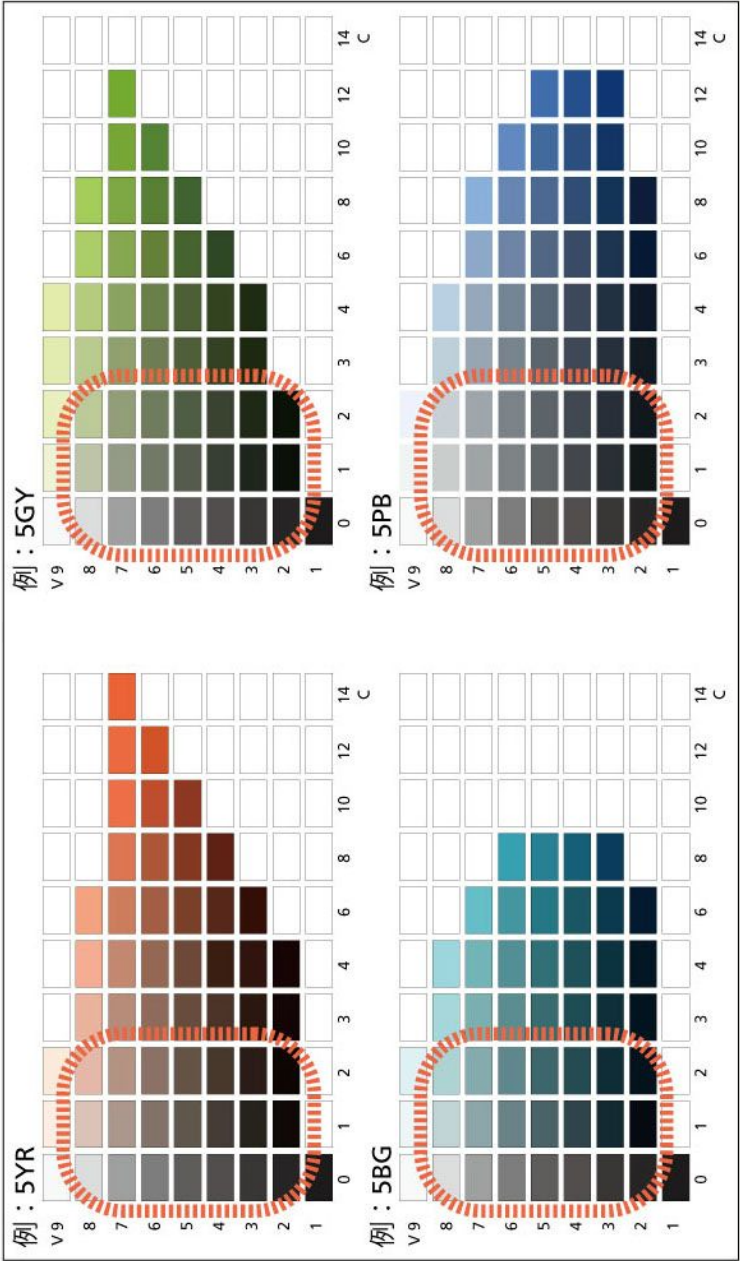
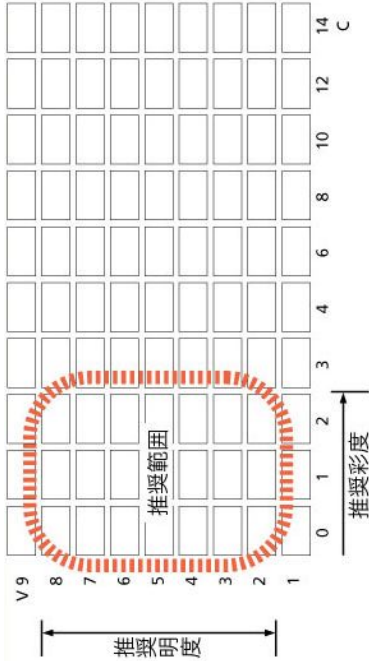


図 1-2 「公共事業の推奨色」の明度・彩度範囲と特定の色相における推奨範囲の例

2-1. 基本的事項
(1) 検討の前提

本指針に基づいて色彩検討を行うにあたって、前提となる事項を示す。

2. 色彩の検討

1. 色彩の基本事項の理解

色彩を構造的・体系的に整理した「マンセル表色系^{※1}」に基づいて表記する。また色彩の選定にあたっては、マンセル表色系を基礎とした「ムーン&スペンサーの色彩調和理論^{※2}」に基づいて検討する。色彩検討にあたっては「資料 1. 色彩の基本事項」を参照し、基礎知識としてこれらの考え方をひととおり理解しておくことが必要である。

2. 5つのSTEPの考え方

標準的な色彩の検討は「調査・確認」、「色彩検討」、「決定・記録」という段階を踏まえて行う。本指針では、検討の手順を標準化するために1～5のSTEPを提示し、目的と作業内容を明確にしたうえで段階的に検討を進められるようにした。

なお、各STEPにおける具体的な検討内容は「標準的な検討」を基本としている。より広範囲で多角的な検討が必要と考えられる場合は、標準的な検討の手順を基本に各STEPの内容を拡充させ、各事業内容に応じて応用展開を図る（「5-1. 高度な検討」を参照）。

3. 色彩操作の自由度に配慮

構造物は、素材によって仕上げの色彩操作の自由度^{※3}が異なることに注意する必要がある。公共構造物は素材色が大半を占めており、構造物の表面が素材で仕上げられるものは素材色が基本となるため、表面のテクスチャー等により見かけの色彩を調整することとなる。

4. 「推奨色」を基本とする

公共事業の特質を考慮した「推奨色^{※4}」を設定している。標準的な検討にあたっては、この範囲の色彩からの選定を基本とする。

5. 色見本等の準備

色彩の検討にあたっては、マンセル値の示された色見本を使用することが原則であるため、扱いやすい色見本を手元に準備することが必要である。このほか、「景観検討シート」やカメラ類など、必要な材料を適宜準備する必要がある。

※1 「資料 1-2(1) 色彩の表現方法」参照。

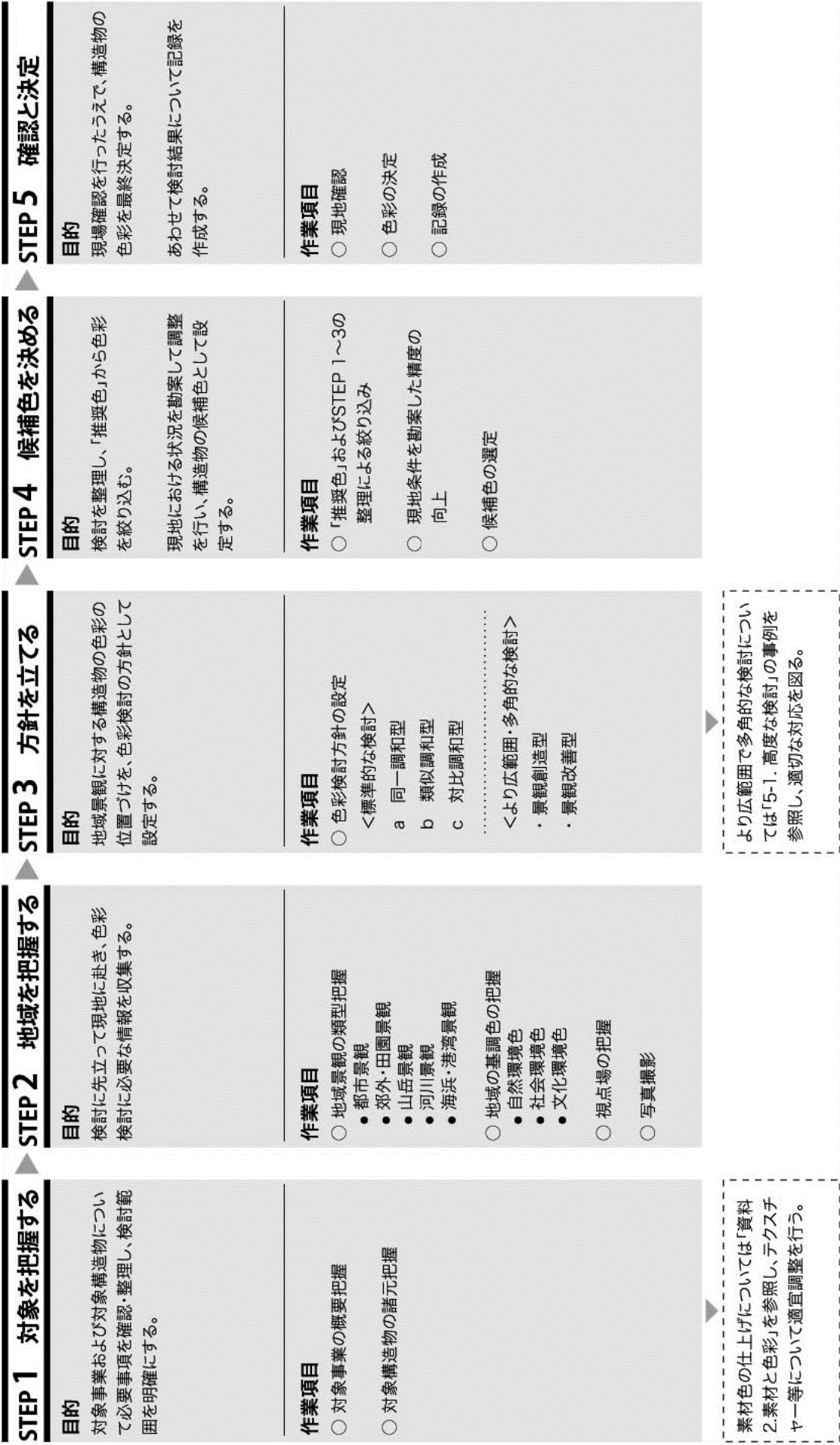
※2 「資料 1-2(4) 色彩の調和原則」参照。

※3 代表的な素材の性質と色彩操作の自由度については「資料 2. 素材と色彩」参照。

※4 「1-3. 公共事業の推奨色」および「資料 3 『塗料用標準色見本』における推奨色」参照。

(2) 検討の流れ

本指針における標準的な色彩検討の流れは、以下のとおりである。



2-2. 検討手順 1：標準的な検討

STEP 1 対象を把握する

▼目的

- ・色彩検討の対象範囲を明確にするため、対象事業および対象構造物について、必要事項を確認・整理する。

▼作業項目

- 対象事業の概要把握
- 検討構造物の諸元把握

▼ポイント

- ・確認・整理にあたっては、『未来を拓く中部の景観づくり「実践編」』における「景観検討シート」の準備が必要である。
- ・構造物に関する必要な資料を収集し、色彩検討の基礎情報として漏れないよう注意すること。

(1) 対象事業の概要

対象となる事業の基本的なプロフィールを、「景観検討シート」により確認する。確認する項目は次のとおりである※。

○景観検討番号

○事務所名

○事業種別

○施設名

○所在地

○景観検討における事業区分

○景観形成の目標像

○その他

- ・地域における景観計画・景観条例等のうち色彩に関連する基準や制限等
- ・対象事業が属する路線、河川等における、色彩に関連する上位計画等

(2) 検討対象構造物

色彩検討では具体的な構造物を対象とするため、検討対象となる構造物について次の事項を確認する。

○対象構造物

- ・色彩検討の対象となる構造物を特定する。

例：橋梁、歩道舗装、護岸、転落防止柵 など

○規模

- ・構造物の大きな規模を確認する。

例：高さ、幅、道路幅員と延長、橋長 など

○主な素材

- ・単体の構造物が複数の素材で構成されていることもあるが、見かけ上の表面積のおおむね 4/5 以上を占める素材を確認する。異なる素材の面積が拮抗する場合は、複数の素材として扱うものとする。

例：スチール、コンクリート、アスファルト、インターロッキングブロック、タイル、木材、石材 など

○色彩操作の自由度

- ・構造物の素材により色彩操作の自由度が異なるため、主な素材に応じ、色彩操作の自由度を確認する。
- ・素材色で仕上げられるものについては、素材の特性を理解したうえで、表面の仕上げについて適宜調整を行う。

※ 確認項目については「第3章. 色彩検討シートの作成」も参照のこと。

※ 代表的な素材の性質と色彩操作の自由度については「資料 2. 素材と色彩」参照。

STEP 2 地域を把握する

▼目的

- ・検討に先立って現地に赴き、色彩検討に必要な情報を収集する。

▼作業項目

- 地域景観の類型把握
- 地域の基調色の把握
- 視点場の把握
- 写真撮影

▼ポイント

- ・構造物の色彩は、背景となる既存の地域景観との関係において検討されるため、現場は出発点であり終着点である。
- ・現場に足を運ぶことは、リアリティを持った検討を行うために非常に重要である。したがって、STEP 2 の作業はすべて現場で行うことが鉄則である。
- ・現地における景観類型の把握や基調色の抽出にあたっては、色彩検討の資料として活用することを考慮し、地域景観の状況に応じた柔軟な対応が必要である。

(1) 地域景観の類型の把握

事業の対象となる地域景観を類型化し、景観と調和する構造物の明度を設定するための手がかりとする。

ここでは、わが国の代表的な景観類型として 5 つの型に類型化し、類型ごとの特徴と調和しやすい明度の範囲、および公共事業におけるそれぞれの色彩選定の方向性を示す。

地域景観の類型

- 都市景観
- 郊外・田園景観
- 山岳景観
- 河川景観
- 海浜・港湾景観

■景観類型把握のポイント

- ・対象地域の景観的な特徴をもとに、設置される構造物の明度を設定する手がかりを得るという目的を念頭に置く。
- ・都市計画上の用途地域といった視点ではなく、現地における景観の総体的な観察を通じて、景観の実態を把握することが重要である。
- ・地域によっては、5 つの類型にあてはまらない中間的、あるいは複合的な環境が観察されることも考えられるが、そのような場合には 5 つの類型を参考に、地域景観の現状に応じた明度を設定する。

● 都市景観

調和明度：2～7 程度

景観の特徴

- ・生活環境が集積しているため、景観全体が多様な構造物で形成されており、相互の距離が近い。
- ・垂直方向の要素が卓越しており、見通しが悪くやや閉鎖的であることが多い。
- ・オフィス街、商店街、住宅街など、特徴を持った多様な景観が連続する。
- ・建築物や地下施設などにより立体的な構造を持つため、視点場が多い。

色彩選定の方向性

- ・建築物や屋外広告物など既存の色彩が多様であるため、景観の秩序を生み出すことを目指す。
- ・色相は既存景観に応じて多様な展開が考えられるが、低～中程度の明度の色彩を用いることが基本となる。



写真 2-1 都市景観では、景観の秩序を生み出すことを目指す

2. 色彩の検討

● 郊外・田園景観

調和明度：3～7程度

景観の特徴

- ・開放的な空間を舞台に集落や河川・水路、里山が点在するのが田園景観の特徴である。
- ・田園景観を背景に、住宅や商店などの都市的環境が断続的に存在する地域を郊外と位置づけ、景観を構成する要素が比較的近いことから、郊外と田園とを複合して捉えることとする。
- ・伸びやかな開放感と豊かな自然環境があり、季節の変化にも富んだ景観である。

色彩選定の方向性

- ・非常に開放的な空間、住居などの集積する空間、水辺や山裾などの自然豊かな空間など、場所ごとの特徴をとらえる必要がある。
- ・植物や土になじむ色相を選定し、全体に明るい景観であることを考慮して中程度の明度の色彩を用いることが基本となる。
- ・自然素材の使用、やや粗いテクスチャの採用、エイジングの促進を図る。



写真 2-2 郊外・田園景観では、植物や土になじむことを目標とする

● 山岳景観

調和明度：2～6程度

景観の特徴

- ・土地利用が限定的であるため良好な景観や秩序ある自然環境が多く残されており、多くの場合、森林が背景となる。
- ・日照時間が短く、やや閉鎖的な景観である。
- ・直線や水平方向の要素がほとんどないため、人工的な構造物そのものの存在感が際立つことが多い。
- ・地形変化の抑止、構造物の出現の抑止、目立たない位置への設置など、既存景観の保全について十分に検討する必要がある。

色彩選定の方向性

- ・背景に溶け込む、保全型の方向性を基本とする。
- ・植物になじむ色相を選定し、全体に暗い景観であることを考慮して、やや低明度の色彩を用いることが基本となる。
- ・素材の性質から背景との融和が困難な場合は、無彩色を基本として背景と適度に対比させ、背景を引き立てることを目指す。
- ・自然素材の使用、やや粗いテクスチャの採用、エイジングの促進を図る。



写真 2-3 山岳景観では、背景に溶け込む色彩を基本とする

● 河川景観

調和明度：4～8程度

景観の特徴

- ・河川に沿って人や動植物が集まるため、都市河川であっても自然の表情が現れやすく、それが連続することが大きな特徴である。
- ・有堤区間は、堤防により空間が分断されることに留意する。堤外地では、空、水面、地面、植物などの要素が流れに沿って水平に広がる開放的な景観となるが、堤内地では堤防そのものが景観を占め、水面が見えない。
- ・無堤区間では周囲との一体性が高いため、周辺の自然やまちなみの一部として眺められることが多いことに留意する。

色彩選定の方向性

- ・できるだけ自然の風合いを持った素材を用い、景観の主役である水の表情を引き立てる色彩を目指す。
- ・有堤区間では土になじむ色相を選定し、全体に明るい景観であることを考慮して、中～高明度の色彩が基本となる。
- ・無堤区間では周辺景観と融和する色相を選定し、中程度の色彩を用いることが基本となる。



写真 2-4 明るい河川や港湾では、構造物はシルエットに見える

● 海浜・港湾景観

調和明度：4～8 程度

景観の特徴

- ・大きなスケールを持つため、ともすればよりどころのない漠然とした景観となりがちである。
- ・一般的に海浜景観は海に向いて一方的に開放され、海面や島影、船舶などが特徴的な景観要素となる。
- ・埋立地や堤防が水面を囲む港湾は、機能を持った空間であり、船舶や港湾施設群、防波堤越しに広い海面を見ることになる。
- ・現代の工業港は巨大な施設群が突出し、立入制限される場所があり、非日常的な空間となることも多い。

色彩選定の方向性

- ・主役である海面の眺望を引き立てる色彩を目指す。
- ・周辺景観と融和する色相を選定し、明るい景観であることを考慮して、中～高明度の色彩が基本となる。
- ・一般的な海浜では、できるだけ自然の風合いを持った素材を用いる。
- ・強い日光や風、塩分などにより退色や腐食が進みやすいことに注意する。
- ・港湾では、JIS 安全色など機能を持った色彩とは切り離れた色彩を用いることが求められる。

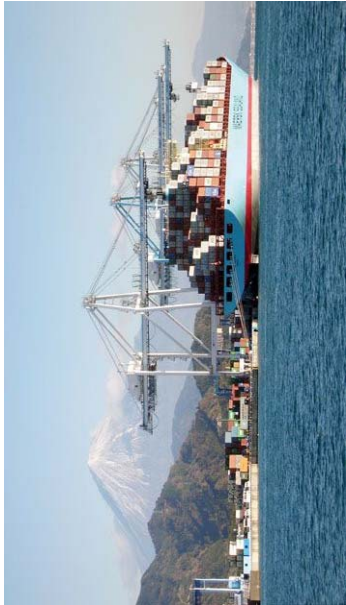


写真 2-5 海を舞台とする景観は、非常にスケールが大きい

(2) 地域の基調色の把握

構造物に対する背景として、地域景観を代表する色彩(基調色)を把握する。
基調色の抽出は、次のような要領で抽出する。

1. 地域の自然環境を象徴する**自然環境色**から抽出することを基本とする。
2. 自然環境から有効な色彩が抽出されない場合は、**社会環境色**の観点から抽出する。
3. 自然環境、社会環境から有効な色彩が抽出されない場合は、**文化環境色**の観点から抽出する。

■ 基調色把握のポイント

- ・基調色は、現場に色見本を持参して測色する。
- ・現地では、さまざまな要素から成る景観を総体としてとらえ、柔軟性をもって判断することが重要である。基調色を測色する段階では、必ずしも 1 色に決定する必要はなく、たとえば自然環境色としての土や植物、山なみや水面、社会環境色としての建築物など、いくつかの要素に着目してサンプリ的に測色を行い、後の段階で優劣を判断して決定するとスムーズである。
- ・色彩の表記はマンセル値を基本とするが、これを体系的に示した色見本は一般に高価で、現場での手軽さにも欠ける。『塗料用標準色』は、塗料で表現できる色彩の見本帳であり、マンセル表色系の近似値が付記され、現場での取り扱いも手堅である。

● 自然環境色

- ・植物：山野、森林、田園、街路樹など
- ・鉱物：土、砂、石、石材など
- ・気象その他：晴天・曇天・雨天時の空の色、海・河川の色、四季の変化など

着眼点

植物や土など、地域景観を構成する最も基本的な色彩である。同時に最もありふれた色彩であるため、地域の特徴的な色彩として認識され難い。また人為的な要素の多い都市においては抽出が困難であると考えられがちであるが、街路樹や公園の植物などを注意深く観察することで何らかの特徴を見出すことができる。

自然環境色は季節により変化することが多い。このため現地での測色は、色彩の変化が比較的少なく人の屋外活動が比較的活発となる6～9月に行うことが望ましい。

なお利用状況や地域景観の特質などから、特徴的な季節や時間帯等がある場合は、これを考慮する。



写真 2-6 自然環境色は、地域環境色の最も基本的な色彩である

● 社会環境色

- ・ 既存構造物：隣接する構造物、庁舎などの公共施設、空港、駅舎、商業施設、民家、観光サインなど
- ・ 車両：電車、バス、タクシーなど
- ・ 制度：地域や路線ごとの色彩に関する計画、ガイドライン、条例など

着眼点

地域の中心市街地など人為的な要素の集積する場所に見られる支配的な色彩である。
現地の状況を観察した結果、自然環境色では基調色とし難い場合や、近い将来の景観が大きく変化すると予想される場合などに設定する。
社会環境色は、周辺環境を特徴づけている構造物や対象構造物に隣接する既存の施設類、また地域の景観に関する制度や対象構造物に関連する路線・河川ごとの色彩方針などに着目して設定する。



写真 2-7 社会環境色は、地域の人々の暮らしぶりを反映する

● 文化環境色

- ・ 日常的な色彩：伝統的建造物、伝統工芸品、老舗の看板など
- ・ 非日常的な色彩：地域の祭り、歳時的な色彩など

着眼点

地域の風習や文化に育まれた色彩である。自然環境色、社会環境色では基調色としてふさわしくない場合に、地域の伝統文化を象徴する色彩や地域住民の精神的な拠り所となる色彩を発掘し、基調色として設定する。
ただし、通常の景観においては見られないような色彩を、地域の特性として不自然に強調することのないよう、慎重な対応が求められる（「1-1(4) 地域性の表現」参照）。
また文化環境色は、日常的な色彩と非日常的な色彩とに着目することで、その特徴をつかみやすくなる。



写真 2-8 文化環境色は、地域の歴史・文化に根ざした色彩である

(3) 視点場の把握

対象構造物の主要な視点場を設定する。視点場とは、対象構造物を眺める視点の存在する空間であり、現地における構造物の見え方を決定する要因となる。

構造物の規模によっては視点場が複数考えられる場合があり、また数が多いほど構造物が景観に与える影響も大きい。ただし色彩の検討においては、必ずしも全ての視点場について検討する必要はなく、以下の事項を勘案して、代表的な視点場を抽出する。

■ 主要な視点場抽出のポイント

- ・ 地域住民、利用者の視点を重視する。
- ・ 構造物の特徴をよく表す角度を探す。
- ・ 著名な地域資源や特徴的な景観がある場合は、同時に視界に入れる。
- ・ 構造物の規模が大きいため多くの視点場が連続するような場合は、対象までの距離すなわち遠景（数 100m 程度）、中景（10～100m 程度）、近景（10m 未満程度）を考慮して設定する。
- ・ 見上げ（仰角）や見下ろし（俯角）など、特徴的な視線角度がある場合は、これを考慮する。

(4) 写真撮影

色彩検討の資料として、構造物設置箇所の写真を撮影する。

色彩検討の材料として、写真だけを重要視することはないものの、現場のあいまいな記憶を鮮明化する、検討の過程や結果を第三者に伝える、といった場面において、写真は有効な手段である。

● 使用する機材等

写真のために、以下の機材等を準備する。

○カメラ

- ・デジタルカメラまたはフィルムカメラ、あるいは一眼レフまたはコンパクトカメラを問わない。
- ・デジタルカメラの場合は、検討時に大きく印刷しても十分な解像度が得られることが望ましい。

○レンズ

- ・人間の視界に近いことに配慮して、標準レンズ（35mmフィルム換算値で50mm程度の焦点距離）を用いる。

○その他

- ・一眼レフなどレンズやフィルターが選択できる場合は、標準レンズに加えて、周辺景観を広く把握するための広角レンズや、色彩を強調するための偏光フィルター※などを必要に応じて用いることが望ましい。
- ・視点の高さを一定にする、夜明けや夕暮れなど弱い光の状況を撮影するなどの場合には、三脚を用いて撮影することが望ましい。

※ 偏光フィルター：レンズに取り付けられるフィルターのひとつで、被写体の表面反射を調整することで、色彩やコントラストを強調したり、ガラスや水面の映り込みを除去したりする効果が得られる。

● 撮影の要領

資料としての写真は、以下の要領で撮影することを標準とする。

- ・撮影時期は、背景となる景観の変化が比較的少なく、人の屋外活動が比較的活発となる6～9月とする。
- ・時間帯は、構造物や周辺景観が鮮明に視認できるように10:00～15:00とする。
- ・利用状況や地域景観の特質などから、特徴的な季節や時間帯等がある場合は、これを考慮して撮影する。
- ・主要な視点場から撮影する。
- ・成人の目の高さ（地上1.5m程度）で撮影する。
- ・配置図等を利用して、撮影地点、方向、日時、気象状況等を記録する。

さらに、現地では次の点を考慮して撮影し、検討の参考資料とすることが望ましい。

- ・地域資源などその場所の代表的な景観要素や、近接する関連構造物等がある場合は、資料として撮影するとともに、場所や距離を記録する。
- ・必要に応じて子ども（1.0m程度）、ドライバー（1.2m程度）、バス利用者（2.5m程度）など、構造物を眺める主な利用者の目の高さを想定して撮影する。
- ・色見本帳等を現地の同じ条件の下で撮影すれば、地域における光の演色性※の参考資料とすることができる。

※ 光の演色性については、「資料1-3(1)光源の性質」参照。

2. 色彩の検討

(1) 標準的な検討方針

色相の調和関係は、「ムーン&スペンサーの色彩調和理論^{※1}」（以下「色彩調和理論」という）に基づき、2つの色がマンセル色相環上で成す中心角によって設定することができ、本指針では、標準的な検討方針としてこの考え方を適用し、地域の基調色と構造物の色彩との調和の方向性について、右の3つを提示する。

なお「色彩調和理論」では、2色間の色相だけでなく、明度・彩度についても同一・類似・対比の各調和範囲が示されている^{※2}が、STEP3では色相を絞り込むことに限って検討する。明度・彩度の調和の考え方については、STEP4における候補色選定の配慮事項として取り扱う。

■検討方針設定のポイント

- ・同一調和型は、地域の基調色に対して選定できる色相の範囲が狭いため、構造物の色彩操作の自由度を考慮する必要がある。また構造物を地域景観に完全に埋没させるためには、構造物の規模や形状に配慮されていること、さらに地域の基調色がある程度厳密に抽出されていることが必要である。
- ・対比調和型は、景観に与える影響がやや強く、基調色に対する色相の選択肢も非常に広いため、構造物の形態や規模によっては景観に混乱を生じる場合もある。実施効果を見極めた慎重な判断と、精度を高めるための調整が不可欠である。
- ・同一調和型や対比調和型とする目的が明確でない場合は、類似調和型とすることが無難である。ただし、それぞれの方向性が景観に与える影響や効果を十分認識したうえで、適切に判断することが肝要である。

※1・2 「資料1-2(4) 色彩調和の原則」参照。

STEP 3 方針を立てる

▼目的

- ・地域景観に対して、構造物の色彩をどのような関係に位置づけるかについて検討し、調和の方針として設定する。

▼作業項目

○ 色彩検討方針の設定

- a. 同一調和型
- b. 類似調和型
- c. 対比調和型

▼ポイント

- ・標準的な検討として3つの方針を提示するが、方針決定の根拠は、STEP1・2の調査結果にある。
- ・事業内容の客観的な把握とともに、実際の現場における周辺景観を十分把握したうえで、同一調和・類似調和・対比調和の適切な判断を行うことが重要である。

a. 同一調和型

地域の基調色を基点とした“同一調和色相”（±5°の範囲）を選定する

- ・色相を同一にすることで構造物の存在感を消し、良好な地域景観を保全することを目的とする。
- ・構造物の色彩操作の自由度や、抽出された地域の基調色の精度に留意する必要がある。

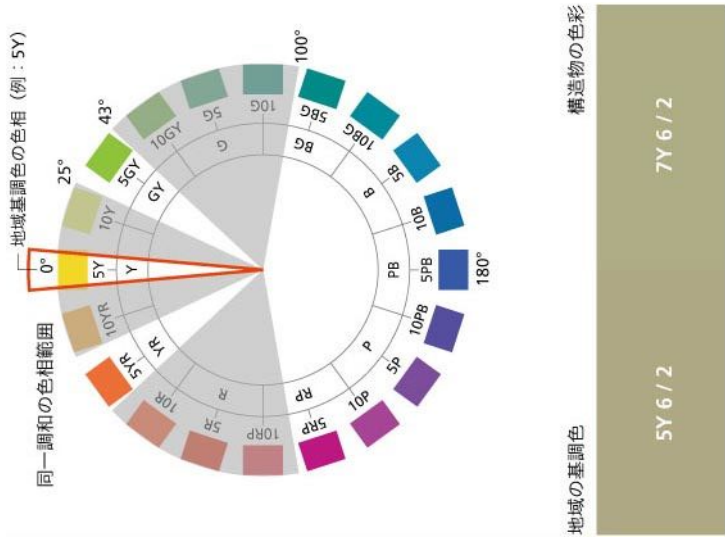


図 2-1 5Yを基調とする同一調和の色相範囲（上）および同一調和の例（下）

新設・改築における色彩・デザイン指針

b. 類似調和型

地域の基調色を基点とした“類似調和色相”（±25～43°の範囲）を選定する

- ・地域景観を主体としながら、構造物の存在感が突出することなく景観全体を融和させることを目的とする。
- ・基調色に対する選択肢がやや広いため、色彩操作の自由度が低い素材でも対応しやすい。

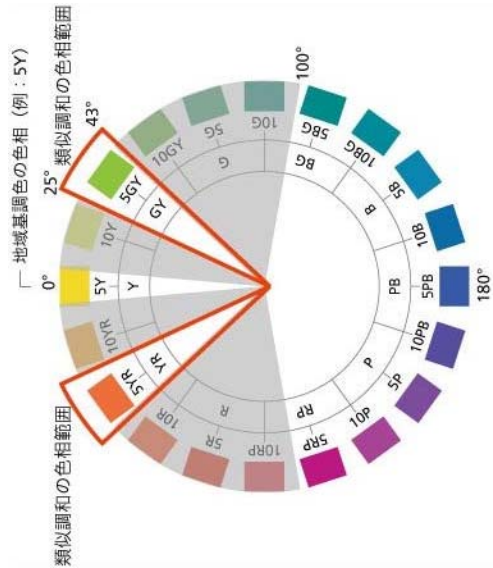


図 2-2 5Y を基調とする類似調和の色相範囲（上）および類似調和の例（下）

c. 対比調和型

地域の基調色を基点とした“対比調和色相”（±100～180°の範囲）を選定する

- ・構造物が地域景観に不足する要素を補うことで、景観全体を向上させることを目的とする。
- ・景観に与える影響がやや強く、基調色に対する色相の選択肢も最も広いため、慎重な検討が必要である。

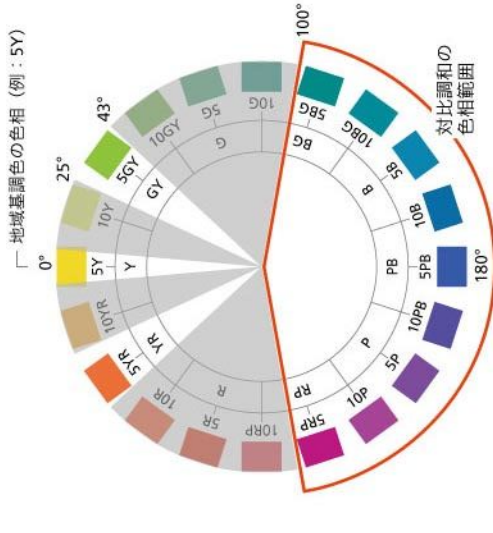


図 2-3 5Y を基調とする対比調和の色相範囲（上）および対比調和の例（下）

(2) その他の検討方針

色彩の検討方針については、ここに示した 3 つのタイプのほかに、より多角的で広範な検討が求められる場合がある。このような検討については、「5-1. 高度な検討」の項で事例を示しながら取り上げる。

○ 景観創造型 — 色彩による景観の先導

- ・色彩によって新たな景観を創出することを目的とする。
- ・構造物を主とし、構造物が地域景観を先導することで、全体の景観の向上を図る場合に採用する。
- ・既存景観の基調色に対し、新たなイメージを生み出すインパクトのある色彩を使用する。

○ 景観改善型 — 色彩ルールの設定

- ・色彩の氾濫など、良好とはいえない難い既存景観を改善することを目的とする。
- ・既存景観の色彩に対する規制や既存物の撤去を含め、秩序ある色彩環境を再構築したい場合に採用する。
- ・景観全体の色彩のルールを設定する。

（1）検討結果の整理

これまでの検討で絞り込み込まれた構造物の明度・彩度・色相を確認する。

前段階までに、「推奨色」の明度・彩度の範囲、地域景觀類型による明度の設定、調和の方向性による色相の範囲設定という3つの要素によって、明度・彩度はある程度限定されているが、この段階ではとくに、類似調和型および対比調和型において選択の幅が残されている、色相について絞り込むことを主眼とする。

絞り込みにあたっては、地域の基調色に対して考えられる色相の組み合わせを、視覚的に確認しながら行うことを基本とする。したがって確認にあたっては、マンセル表色系と対応する色見本等を用いて行うことが原則となる。

STEP 4 候補色を選定する

▼目的

- ・これまでの検討を整理し、「推奨色」のなかから考えられる色彩を抽出する。
- ・そのうえで、現地における構造物の位置や周辺状況を勘案して調整を行い、構造物の色彩の候補色としてできるだけ精度を高める。

▼作業項目

- STEP1～3の結果の整理
- 候補色の選定（明度・彩度・色相の大まかな設定）

▼ポイント

- ・候補色の選定は、色相を絞り込むことを主眼に行う。
- ・選定にあたっては、検討結果によりある程度絞り込まれた色彩が、実際の空間に配置された場合を十分に想像しながら視覚的に行うことが重要である。

●「推奨色」による明度・彩度の設定（P7）

検討対象となる構造物の明度・彩度は、公共事業の特質を考慮した「推奨色」において、次のように設定されている（「1-3. 公共事業の推奨色」参照）。

- ・明度：2～8 程度の範囲
- ・彩度：0～2 程度の範囲

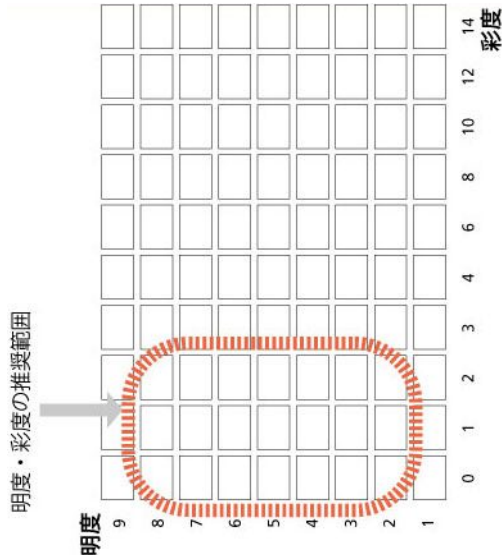


図 2-4 「推奨色」による明度・彩度の推奨範囲

●「地域景観の類型」による明度の設定 (P11～13)

景観特性を考慮した構造物の明度は、5つの地域景観類型に応じて次のように考えられる（「2-2.STEP2 地域を把握する」参照）。

- ・都市景観：2～7程度の明度
- ・郊外・田園景観：3～7程度の明度
- ・山岳景観：2～6程度の明度
- ・河川景観：4～8程度の明度
- ・海浜・港湾景観：4～8程度の明度

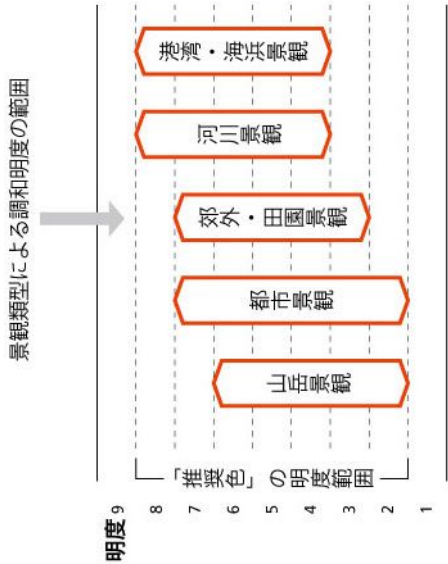


図 2-5 「地域景観類型」による調和明度の範囲

●「調和の方向性」による色相の設定 (P16,17)

地域景観と構造物の色彩との調和の方向性は、地域の基調色との関係で 3 つに設定される。それぞれの色相は、地域の基調色を基点とするマンセル色相環上の中心角により、範囲が設定される（「2-2.STEP3 方針を立てる」参照）。

- a. 同一調和型の色相範囲：±5°
- b. 類似調和型の色相範囲：±25～43°
- c. 対比調和型の色相範囲：±100～180°

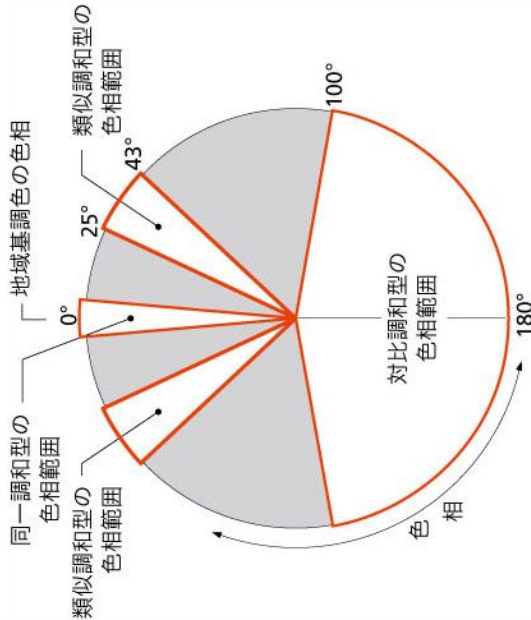


図 2-6 「調和の方向性」による調和色相の範囲

■検討結果整理のポイント※

- ・候補色の色相は基調色との調和関係から導き出されるが、基調色が 1 色に決定しない限り候補色の色相が決まらないというわけではない。
- 基調色のサンプルが複数ある場合は、調和方針（STEP 3）に基づいて設定される色相の範囲をサンプルごとに確認してみること、おおむね妥当な候補色の範囲を絞り込むことができる。このことは、基調色について再検討することとなり、結果的に基調色を 1 色に決定することにもつながる。

※ 具体的な検討例については「3-2(3) 検討の過程」を参照すること。

2. 色彩の検討

(2) 精度を高めるための配慮事項

検討の結果から得られた明度・彩度・色相の範囲をもとに、構造物の形状や現地の空間的条件を勘案しながら、色彩のもつ心理効果を考慮した調整を行い、候補色としての精度を高める。

調整にあたっては、これまでの検討結果により得られた色彩を視覚的に確認しながら、構造物が実際の空間に配置された状態を想像し、違和感や不自然さを回避することを念頭において行う。

● 素材色との組み合わせ

一体的な構造物であっても、色彩操作の自由度が高い部分と素材色の部分との面積が拮抗する場合は、構造物をひとかたまりとして捉えることが必要である。基本的には、自由度の低い素材色を基準として、自由度の高い側の色相が同一または類似調和となるように調整することで、構造物の煩雑さを緩和することができるとする。

● 高明度無彩色について

構造物をとりまく空・水面・草木・土・石・建造物などの色彩は、季節・天候・時間・光源などにより常に変化し続けている。高明度の無彩色は周囲の色彩を映し込みやすい性質がある。構造物の色彩を高明度の無彩色とすることで、変化し続ける周囲の色彩との調和を図りやすい場合がある。

● 日照条件への配慮

日照条件は、色彩の感じ方に大きな影響を与える。常に日向になる部分に高明度色を用いると、素材によってまぶしさを感じることがある。また常に日陰になる部分に極端な低明度色や寒色系の色を用いると陰鬱な印象となりやすいため、注意が必要である。

● 退色への配慮

主に塗装による仕上げにおいて、時間とともに初期の発色を維持できなくなる現象を退色（変色）という。一般的に彩度が低下し明度が上昇する傾向があるため、高彩度または低明度の色彩ほど変化が顕著である。このような色彩を用いる際には、日照や塩分、ガスなど、退色の発生源の影響を避けるよう、設置環境に留意する必要がある。

● 明度・彩度の調整

これまでの検討により明度・彩度はある程度絞り込まれているため、地域の基調色に対して、明度・彩度が要因となって色彩が突出することは考えにくい。しかしながら、調和の方向性に基づいて抽出された候補色が、地域の基調色に対してねらい通りの効果を発揮するためには、明度・彩度の調和についても確認し、必要に応じた調整を行うことで、候補色の精度を高めることが望ましい。

明度・彩度の調整は、次の観点から行う。

「色彩調和理論」による明度差・彩度差の調整

「色彩調和理論」では、明度差・彩度差による 2 色の調和について次のように示されている^{※1}。STEP 3 で設定された調和の方向性をもとに再確認し、違和感のないよう調整する。

明度差：	同等の場合＝同一調和 ±0.5～1.5 の範囲＝類似調和 ±2.5 以上＝対比調和
彩度差：	同等の場合＝同一調和 ±3～5 の範囲＝類似調和 ±7 以上＝対比調和

アクセント効果の調整

対比調和型では、基調色と構造物の色相を対比させることで景観にアクセントを加えることを企図するが、同様の効果は明度・彩度の対比によっても得られる。景観全体がやや高彩度の場合は無彩色によって、明度の高い（低い）環境では低明度（高明度）色によって、それぞれアクセント効果を得ることができる^{※2}

面積に配慮した調整

面積が大きい場合には色彩の特性が増幅される^{※3}。対比調和色を大面積に用いる場合、効果が強調されすぎる場合があるため、同じ色相でも極端な高または低明度色を避けるとともに、やや彩度を下げる。反対に面積が小さい場合は、やや彩度を上げ、明度差を強調するよう調整する。

※1 明度・彩度による調和と不調和については「資料 1-2(4) 色彩の調和原則」を参照。

※2・3 色彩の対比効果については「資料 1-2(3) 色彩の対比による心理効果」を参照。

視線角度に配慮した調整

主要な視点場から対象への視線角度（仰角と俯角）による心理的效果に配慮し、明度を調整する。人の目の高さより高い位置の構造物は、圧迫感を緩和するために軽快な色彩（明度：6～8）を、低い位置のものは安定感を考慮してやや重厚な色彩（明度：2～4）を選択すると、構造物の違和感が和らげられる。

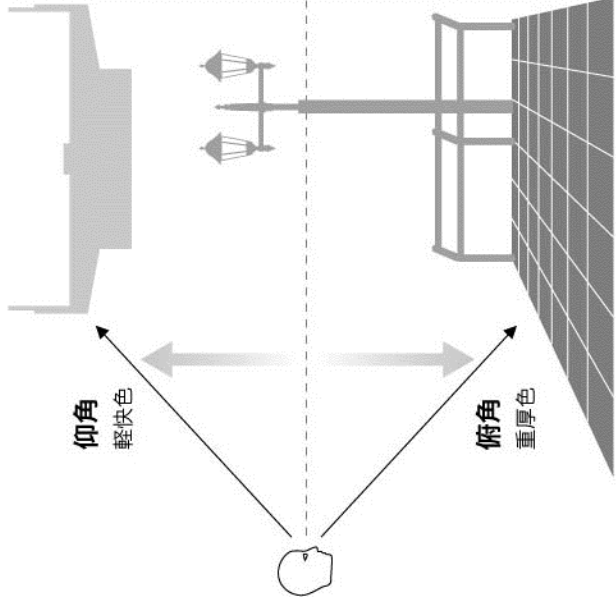


図 2-7 視線角度と明度との関係

※ 軽快色・重厚色については「資料 1-2(2) 色彩による心理効果」を参照。

● 伝統的な色名の使用

検討により得られた特定の色彩を説明する際、理論的な説明、写真やシミュレーション等による視覚的な説明に加え、日本の伝統的な色名を用いることが、事業関係者や地域住民の理解を得るうえで有効となる場合がある。

伝統的な色彩は、長い時間をかけて定着したコミュニティ色^{※1}として、わが国の気候風土や生活感覚に融和する色彩である。伝統色とその名称は、検討により得られた色を文献^{※2}等と照合することで得られる。ただし文献によってはマンセル値が表記されておらず、また特定の色彩が視覚的に厳密に再現されているとも限らない。このため検討結果と伝統色とは必ずしも正確に合致させる必要はなく、近似色や参考色名として利用することが現実的である。

亜麻色 (あまいろ) 10YR 8 / 2	千草色 (ちぐさいろ) 10G 7 / 2.5
利休茶 (りきゅうちゃ) 5.5Y 5.5 / 2.5	山鳩色 (やまばといろ) 5GY 5 / 1.5
茄子紺 (なすこん) 7.5P 2.5 / 2.5	瑠璃茶 (りかんちゃ) 8Y 4.5 / 2.5
灰色 (はいいろ) N 5	仙膏茶・千歳茶 (せんさいちゃ) 5GY 3 / 1

図 2-8 日本の伝統色の例（新版『色の手帖』より）

※1 コミュニティ色については「1-2(1) 地域社会に根ざした色彩」を参照。

※2 『日本の伝統色』についての文献の例として、次のものが挙げられる。
『日本の伝統色』ピエブックス 2007.1
『DIC カラーガイドシリーズ・日本の伝統色 第 7 版』DIC 株式会社
『新版 色の手帖』小学館 2002.4
『日本の色辞典』紫紅社 2000.6

STEP 5 確認と決定

▼目的

- ・構造物の色彩について、現地確認を行ったうえ、最終決定する。
- ・あわせて、色彩検討の経緯の記録を作成する。

▼作業項目

- 現地確認および写真撮影
- 色彩の決定
- 記録の作成
- 完成時の確認

▼ポイント

- ・色彩の指定にあたっては、マンセル値と対応した色見本により確認する。
- ・現地での確認にあたっては、大きめの色彩サンプルを使用すること、複数人で行うことが望ましい。
- ・現地確認で期待した結果が得られない場合は、躊躇せずに段階をさかのぼって再検討を行う。
- ・施工の精度や経年変化の観察のため、完成後も定期的に関地を訪れることが望まれる。

● 現地確認

- ・指定色の決定にあたっては、現地での確認を行う。
- ・確認にあたっては、**候補色の色彩サンプル**を現地に持ち込んで行う。
- ・色彩サンプルは、現地の環境における発色を確認するだけでなく、日向と日陰、距離、時間帯といった変動要因を勘案するために有効である。
- ・サンプルの大きさは、**色の印象が異なる場合があるため、ある程度大きさであること（90×90cm 程度以上）**が望ましい。やむを得ず小面積のカラーチップ等を用いる場合でも、できるだけ候補色に忠実な色彩であることが重要である。
- ・現地での確認は**複数人で行う**ことが望ましい。作業に人手を要するという理由のほかに、その場で意見を出し合って議論することを通じて、担当者だけでは気づかなかった課題やその解決策を探る、色彩への賛同を得る、などといったメリットがある。
- ・現地確認で期待した結果が得られない場合は、躊躇することなく段階をさかのぼって**再検討**を行う。むしろ積極的に再検討することで、計画と現場との感覚的なギャップを埋める訓練につながる。
- ・現地では**写真による記録を残す**こととする。写真はSTEP 2での撮影要領を基本に、色彩サンプルの確認位置における見え方の記録として撮影する。



写真 2-9 色彩サンプルを用いた現地確認

● 色彩の指定

- ・候補色の中から指定色を選定する。指定色は色見本等により確認することとする。
 - ・色彩の指定はマンセル値で行うが、塗装や材料調達など、整備の現場における発注に際してはマンセル値が適さない場合もあるため、材料の製品番号等がある場合は、記録に併記することが望ましい。
 - ・候補色から指定色を絞りきれない場合は、STEP 3に戻って方針を再検討する、あるいはSTEP 2に戻って地域景観の基調色を再設定する、といった対応を図る。
 - ・再検討の結果、なお期待する結果が得られないときは、地域の基調色と同明度の無彩色を選定することもある。
- ### ● 記録の作成
- ・色彩検討の過程と結果は、「色彩検討シート※」に記録し、コミュニケーション材料として活用する。検討の記録は、次のような事項に対して有効である。
 - ・検討プロセスと判断の共有化
 - ・ノウハウの蓄積による技術の向上
 - ・メンテナンスの基礎資料

● 完成後の確認

- ・検討対象構造物が完成した時点で再度現地を訪れ、色彩検討の結果が適切に実行されていることを確認することが望ましい。
- ・検討に使用した色彩サンプルや記録を持ち込み、検討時の想定と実際の状態との差異に着目して考察を行い、経験を蓄積することが求められる。
- ・エイジングや退色の観察のため、定期的に現地の状況を確認することも望まれる。

※ 「第3章 色彩検討シートの作成」を参照。

3. 色彩検討シートの作成

3-1. 検討過程の記録の必要性

- ・検討プロセスと判断の共有化
 - ・ノウハウの蓄積による技術向上
 - ・メンテナンスの基礎資料

大規模性・永続性・公益性・不可逆性といった特性を持つ公共施設や公共空間の色彩は、担当者や設計者の個人的趣向で決定されるべきではない。また地域住民を含む関係者に対しては「地域性などの諸条件を踏まえたうえ、複数の候補色から選択した」といった、根拠やプロセスの説明、および判断の共有が求められる。

本指針に基づく色彩検討によってプロセスが標準化され、個人の好みや独断に依拠しない客観性が担保されるが、さらに検討過程を記録することは、検討プロセスや判断根拠を広く共有するために、非常に有効である。

また整備条件の類似する別案件の整備や、近接する公共事業における既往事例として参照するなど、他の事業においても有効に活用することが考えられる。

加えて、完成後に色彩選定の方針を確認することで、施設管理においても初期の方針を継承することができる。さらに、蓄積された記録を検証することで、色彩検討プロセスそのものを改善する際の資料として活用することもある。

このような必要性から、色彩検討の過程と結果を記録する。

3-2. 色彩検討シートの作成

(1) 作成の概要

- ・色彩検討の過程と結果は、「色彩検討シート」として様式を定め、検討の STEP ごとに必要事項を記入することにより作成する。
- ・シートの作成は、作成時の簡便性や参照時の利便性を考慮し、ワープロソフトを活用して行う。
- ・「標準的な検討」と「高度な検討」は、検討内容に相違があるものの基本的な手順は同様であるため、同じ様式を使用することを原則とする。
- ・色彩検討の記録としては、地域景観の基調色や指定色を正確に再現し、直感的に理解できることが理想的であるが、通常の執務環境では対応が困難*であり、また運用の煩雑化を招く。このため、特定の色彩はマンセル値による表記を基本とし、視覚的な理解の手がかりとしてワープロソフトの図形描画機能を活用した近似色の表現を行うこととする。
- ・色彩検討シートは、検討の記録として活用することを目的とするものであり、また色彩の再現性にも限界がある。したがって、次の点に注意が必要である。

○色彩検討シートのみを用いて色彩の検討を行わないこと

○ワープロソフトによる正確な色彩表現は不可能であるため、作成時、活用時ともに、あくまでも近似色として取り扱うこと

○詳細な色彩は、色見本の活用や現地に赴くことにより、あくまでも実際の色を見ながら検討すること

※ 「0-3. 色彩表現についての注意」を参照

3. 色彩検討シートの作成

(2) 様式と記入方法

色彩検討シートの様式を次ページに示す。記入方法は以下のとおりである。

概要

- ・ワープロソフトで作成した A3 横位置のフォーマットを準備し、必要事項を記入して保存・管理する。
- ・特定の色彩は、図形描画機能のテキストボックス等を利用して表現する。20×20mm のテキストボックスを作成し、ボックス内にマンセル値を表記し、あわせてボックスの色指定により近似の色彩を表現する。なお外形線は「なし」とする。
- ・必要な写真や画像は、主要なものを見やすい大きさに貼付する。画像が多く紙幅が不足する場合はファイルのページを増やして貼付し、別紙として添付する。
- ・色彩検討シートは、STEP 4 を記入した段階で、決定前の検討用資料として関係者間のコミュニケーションに活用することができる。
- ・同一の事業のなかで対象となる構造物が複数ある場合は、複数の検討シートを作成する。

STEP 1

- ・**景観検討番号、事務所名、事業種別、施設名称、所在地、事業区分、上位計画等**：景観検討シートより転記する。
- ・**景観形成の目標像**：景観検討シートの内容を簡潔にまとめて記入する。
- ・**構造物の諸元**：対象構造物の一般的な資料を入手して記入する。
- ・**色彩操作の自由度**：「資料 2 素材と色彩」を参考に記入する。

STEP 2

- ・**地域景観の類型**：該当する類型にチェックを入れるとともに、現地での特筆事項をコメント欄に記入する。
- ・**地域の基調色**：該当する項目にチェックを入れ、抽出した要素や選定理由について、コメント欄に記入する。また基調色欄に、テキストボックスにより基調色およびマンセル値を配置する。
- ・**写真撮影位置図**：構造物の資料から得られる一般図等を利用して、現地写真撮影の位置と方向を加筆する。
- ・**現地写真**：視点を考慮した代表的なアングルのもを配置する。その他の必要な写真は別紙に貼付する。

STEP 3

- ・**検討方針**：標準的な検討のための 3 つの方針、またはその他の方針を参考にチェックを入れ、検討方針設定の考え方を簡潔にコメント欄に記入する。

STEP 4

- ・**候補色**：検討過程で得られた複数の色彩を、テキストボックスにより配置する。
- ・候補色の絞り込みの考え方について、色相、明度、彩度に着目してコメント欄に記入する。
- ・候補色の配置の際、見る人の理解を助けるために、複数の色彩の関連性に着目して配置するとよい。

□候補色配置の例

- ・ 水平方向に色相の違い、垂直方向に明度の違いを意識して配置する。
- ・ 高彩度色を上方に、低彩度色を下方に配置する。
- ・ 構造物の仰角の要素を上方に、俯角の要素を下方に配置する。

STEP 5

- ・**指定色**：指定色とマンセル値をテキストボックスにより配置する。コメント欄には、選定に至る考え方を簡潔に記入する。なお指定色に塗料用標準色の色票番号や製品番号などがある場合は、これを併記する。
- ・**現地確認写真**：カラーサンプル等で現地確認中の写真を配置する。
- ・**備考**：色彩検討以降の事業段階に向けた申送り事項等があれば記入する。特に維持管理段階に向けた留意事項が記されることが望ましい。
- 備考に関連する事例や製品の画像などがあれば、適宜記載する。なお紙幅が不足する場合は別紙を作成するか、カタログやサンプルを添付するなどの対応を図る。

3-26

3. 色彩検討シートの作成

記入例

色彩検討シート

記入年月日：平成〇〇年 〇月 〇日 記入者：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 〇〇課 〇〇〇〇

STEP 1

景観検討番号	XX-XX-XX	事務所名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業種別	道路事業	施設名称	国道〇〇〇号〇〇〇〇橋
所在地	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	事業区分	標準検討事業
上位計画等	なし		
景観形成の目標像	田園景観やまちなみと人々の暮らしが調和する〇〇〇〇川・地域の象徴的な河川空間を形成する。		

対象構造物	橋梁上部工（歩道拡幅に伴う色彩の変更）
規模	橋長216m 5径間 幅員12m 桁高2.0m
主な素材	スチール
色彩操作の自由度	高い

STEP 2

地域景観の類型	☐ 都市景観 ☐ 郊外・田園景観 ☐ 山岳景観 ☒ 河川景観 ☐ 港湾・海浜景観
	当該橋梁周辺は郊外・田園景観だが、近年は交通量が増大し、今後は都市化が進行すると考えられる。

地域の基調色	☒ 自然環境色 ☐ 社会環境色 ☐ 文化環境色
	高水敷の土の色であり、郊外を流れる河川景観の基調色として選定した。
	上流にある既存橋梁の色彩（10G 3 / 6）は、地域景観からやや突出しているため除外した。

測色のものになった要素は必ず記述する	5Y 6 / 2
--------------------	----------



STEP 3

検討方針	☐ 同一調和型 ☒ 類似調和型 ☐ 対比調和型
	規模が大きく一定の存在感をもつ構造物であるため、地域との調和を図りながら、都市化の進む景観に秩序を与え、地域の象徴的な河川景観に資することを意図して、類似調和型とした。

地域景観の現状や特徴と関連した内容が望ましい

STEP 4

候補色	指定色 5GY 5 / 2
	5YR 7 / 1, 7.5YR 7 / 2, 5GY 7 / 2, N 6.5, 2.5GY 6 / 2, N 5, 5GY 5 / 2

検討された候補色を、関連性を持たせて配置する

候補色選定の考え方について、色相・明度・彩度に着目して記述する

都市化による周辺景観の多様化を考慮して、全体に低明度とし、色彩の突出を抑えるものとした。仰角の視点場に配慮し、基調色よりも高明度の色彩を候補に挙げた。彩度の類似調和は推奨色の範囲ではないため同程度に設定した。また基調色明度と同等の無彩色も候補とした。

河川のイメージに相应しく、低明度で色彩の主眼が抑えられており、景観に秩序を与える色彩として設定した。（塗料用標準色：E35-50D）

STEP 5

現地確認写真	備考
撮影：平成〇〇年 〇月 〇日 14 時	橋上の構造物（高欄、照明灯、防護柵など）を主桁の色彩と同系色として選定することで、橋梁全体の色彩統一を図ることができる。

検討結果を踏まえ、以後の事業段階に向けた留意事項等を記述する

(3) 検討の過程 — 記入例より

●STEP 2

- ・地域景観類型の設定にあたっては、景観の現状だけでなく将来の地域の変化を考慮し、郊外・田園景観とせず、比較的变化の少ない河川景観として捉えた。
- ・基調色の採取にあたっては、以下のように行った。
 - 自然環境色の採取は、都市化の進む堤内堤外地ではなく自然環境要素の多い堤外地を対象に、景観に占める面積の大きい2色として、①土の色 (5Y 6 / 2)、②草地の色 (5GY 5 / 4) を採取した。
 - このほか、③枯れた草の色 (2.5Y 9 / 1.5) を採取したが、景観に占める面積は小さい。
 - 社会環境色として、④約 600m 離れた鉄道橋の色 (10G 3 / 6) を採取したが、対象構造物と同時に視界に入ることが少なく、また彩度が高いため地域景観からやや突出している。
 - 水面の色は天候や時刻により変化するため除外した。
 - 文化環境色としての基調色は見出せなかった。
- ・この結果、自然環境色である①5Y 6 / 2 を、地域景観の基調色として設定した。

●STEP 3

- ・検討方針は、次の点を勘案して「類似調和型」とした。
 - 既存橋梁の改築であること、象徴的な形状ではないこと、地域の都市化が予想されることから、構造物の突出を避けた。このため「対比調和型」を除外した。
 - 構造物の規模が大きく地域景観に対する違和感を完全には払拭できないこと、積極的に保全すべき地域景観ではないことから、「同一調和型」を除外した。
 - 地域景観との融和を図りつつ景観に秩序を与え、地域の象徴的な河川景観としていくため、選択できる色相の幅がやや広い「類似調和型」を選択した。

●STEP 4

- ・STEP 2～3 の検討結果を、次のように整理した。

地域の基調色：5Y 6 / 2……………堤外地の土の色
候補色の色相：3～8YR、2～7GY…基調色の類似調和
候補色の明度：3～7程度……………河川景観の調和明度
候補色の彩度：0～2程度……………「推奨色」の範囲

- ・次の点に配慮して候補色を選定した。
 - 明度の類似調和 (基調色の明度 6 に対して±0.5～1.5 である 4.5～7.5 の範囲) に配慮した。
 - 堤外地からの仰角の視点場に配慮し、基調色よりも明度の高い色彩を候補に挙げた。
 - 彩度の類似調和 (基調色の 2 に対して±3～5 である 5～7 の範囲) は「推奨色」の範囲でないため、基調色と同程度とした。
 - 都市化による周辺景観の多様化を考慮して全体に低彩度とし、色彩の突出を抑えることとした。
 - 基調色の明度と同等の無彩色も候補に挙げた。

●STEP 5

- ・候補色の色彩サンプルを用いた現地確認の結果、次の観点から構造物の色彩を 5GY 5 / 2 に指定した。
 - 類似調和色相 (3YR～8YR、2GY～7GY) を比較したところ、GY (寒色) は YR (暖色) よりも爽やかさを感じるため、河川景観にふさわしい。
 - 高明度色は彩度が同程度であっても色みをより強く感じるため、低～中明度を選択した。
 - 構造物の形状から、無彩色は硬く冷たい印象となる。
 - 指定色は河川のイメージにふさわしく、低明度であるため色彩の過度な主張が抑えられており、都市化が進行しても景観に秩序を与えるものとなる。

■地域の基調色の設定について

- STEP 2 の基調色の設定において、現地の特徴のとらえ方によっては、基調色を1色に絞きれない場合がある。そのような場合には、次のように検討することで、おおむね妥当な候補色の範囲を絞り込むことができる。
- (1) 基調色をサンプルとして複数採取しておく。
 - (2) あわせてサンプルごとの特徴 (自然・社会・文化環境色の別、景観に占める面積の大小、季節による変動可能性など) による優先度を把握しておく。
 - (3) 調和方針に基づいて考えられる色相の範囲をサンプルごとに確認し、そのばらつきや重複を把握する。
 - (4) (2) における優先度が高く、(3) における重複度が高いものを基調色として設定する。

基調色設定の検討例

【基調色サンプル】

①: 5Y 6 / 2 ②: 5GY 5 / 4 ③: 2.5Y 9 / 1.5 ④: 10G 3 / 6

【サンプルごとの調和色相】



- ・①と③の類似調和色相は、2～5GY および 2～5YR の範囲で重複している。
- ・②は 2～5GY の範囲にあり、また②の類似調和色相は①と重複している。
- ・①は景観に占める面積が最も大きい。
- ・③の景観に占める面積は、季節により変動する。
- ・④は、現地の景観から突出しており不適格である。
- ・以上より、① (5Y 6 / 2) を基調色とした。

4. 構造物別色彩検討の留意点

4. 構造物別色彩検討の留意点

4-1. 道路構造物

■景観形成の留意点

- ・日常生活と密接な関係を持ち、地域活動の基盤となる。
 - ・自動車、自転車、徒歩、車いすなど運動性能や速度の異なるものが利用することを踏まえた、機能的で安全な空間とする必要がある。
 - ・沿道の自然やまちなみを引き立てる舞台装置として「地」に徹する存在であり、必要な機能を果たしながら、違和感を与えないことを基本とする。
- 参考：関連するガイドライン等に示された方針等
- 『道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説』
- ・周辺地域の自然や構造物の色彩との調和や一貫したコンセプトによる色彩設計を行う。
 - ・舗装材の色彩等について、周囲の景観に配慮する。

『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』

- ・「●防護柵」の項を参照

(1) 橋梁

●大規模な河川橋梁

景観に与える影響が大きいため、既存景観に対する形態・素材・色彩の調和のあり方について、十分な検討を行う必要がある

留意点

- ・開放的な水辺空間における構造物であり、遠方からも目に付きやすいこと、鋼橋の場合は塗装の占める割合が大きいこと、色彩操作の自由度が高いこと、地域のシンボリックな役割が求められること、などの理由から、地域景観に与える影響が大きい。
- ・既存景観の特徴や色彩、主要な視点をしっかりと把握したうえで、色彩調和のあり方について十分な検討を行う。
- ・住民の意向、専門家のアドバイスなど、幅広い意見をとり入れることが望ましい。



写真 4-1 水辺空間における大規模橋梁は、地域景観に与える影響が大きい

● 一般的な河川橋梁

周辺の自然やまちなみとの融和を考慮した色彩を基本とし、水平ラインを強調しながら、構造物がシンブルでスレンダーに感じられるよう工夫する

留意点

- ・有堤区間は、一般的に開放的で比較的明るい景観であり、周辺の自然やまちなみと融和する、6～8の明度の色彩を基本に選定する。
- ・無堤区間では、視線が俯角となるため4～6の明度の色彩を基本に選定する。
- ・地覆や高欄部分と桁部分との色彩の明度対比、または張出しの陰影により桁の水平ラインを強調するのに対し、橋脚のコンクリートは素材色とすることで、全体をシンブルでスレンダーに感じさせることができる。
- ・橋台は擁壁と同様、土地の一部として扱う。
- ・有堤区間では高水敷から橋梁を見上げる場合も多いため、付属物や本体構造のディテールを目に付きにくくしたり、目立たない色彩で仕上げたりするなど、きめ細かな処理が望まれる。



写真 4-2 歴史を未来に伝える運河にかかる橋梁

● 都市部の高架橋

頭上の重量感や圧迫感、煩雑な印象を軽減するため、汚れや退色が目立たない範囲で清潔感のある明めの色彩を中心に選定する

留意点

- ・桁下空間は日照や降雨が期待できず、沿道の建物や橋脚などとの関係で閉鎖的な暗い空間となりやすい。
- ・桁部分は汚れや色あせが目立たない範囲で清潔感のある明めの色彩を使い、重量感や圧迫感、煩雑さの軽減を図る。
- ・橋脚はコンクリートの素材色を基本に、鋼製の場合は桁の色彩より明度の高い無彩色で仕上げるとうまよりやすい。
- ・橋脚は、型枠等により縦スリットやリブを導入してテクスチャーに変化を持たせ、垂直性を強調することとで、スレンダーに感じさせることができる。
- ・人との距離が近い場合、各種の付属物や本体構造のディテールをまとめて目に付きにくくしたり、目立たない色彩で仕上げたりするなど、きめ細かな処理が望まれる。



写真 4-3 桁部分に明めの色彩を採用し、圧迫感を和らげている

● 郊外の高架橋

明度対比を効果的に使うことで、水平方向の連続性を強調し、構造物がシンブルでスレンダーに感じられる色彩を選定する

留意点

- ・風景を横断して連続するため良好な景観を阻害する要素となりやすいが、開放的な景観のなかで埋没型の調和を図ることは非常に困難であるため、既存景観との良好な対比関係の創出を目指す。
- ・支間割が均一で橋脚が等間隔であること、桁の連続性が確保されていることが望ましく、全体をシンブルでスレンダーに感じさせる色彩を選定する。
- ・離れた視点場から見た高架橋の連続性を表現するため、壁高欄と桁の明度対比または張出しの陰影により水平ラインを強調する。
- ・橋上の付属物はできるだけ橋脚の位置とそろえ、無個性化を徹底させた色彩とすることが、景観の煩雑化を軽減するために有効である。



写真 4-4 郊外の高架橋は水平ラインが強調される

4. 構造物別色彩検討の留意点

(2) トンネル坑口、カルバート

(3) 擁壁

● 横断歩道橋

最小限の設置、形態の洗練を検討し、周辺の自然やまちなみとの融和を図り、汚れや退色が目立たない範囲で明度の高い色彩を選定する

留意点

- ・道路の進行方向を横切る配置となるため、景観を阻害する要素となりやすい。
- ・水平方向の連続性を強調しながら、全体をシンプルでスレンダーに感じさせる色彩を選定する。
- ・階段、スロープ、通路面は、歩道舗装の色調をもとに、やや明度を下げた色彩を選定し、階段の段鼻はやや明度の高い色彩として、視認性を高める。
- ・階段やスロープ、その他の昇降設備と歩道との接続部には、注意喚起あるいは車いす使用者の展開スペースを視覚的に示すため、一般の歩道部と若干異なる色や素材の舗装を採用することとも考えられる。



写真 4-5 周辺景観に溶け込む歩道橋

地形の改変や構造物の規模を含め、周辺環境に与えるインパクトを軽減することを念頭に、素材の特性を利用した埋没型の色彩とする

留意点

- ・素材がほぼコンクリートに限定されるため、周辺景観になじむよう素材表面を調整する。
- ・トンネルの面壁型坑口の周辺は、袖擁壁も一体的に検討する。
- ・地域の暗所となりやすいため、カルバートの内部はコンクリートよりやや明度の高い無彩色の水平ラインをアクセントとして塗装することとも考えられる。



写真 4-6 竹割り式で地山との馴染みも良いトンネル坑口

土地の一部としてとらえ、素材色による仕上げを基本に、エイジングを促進する

留意点

- ・計画する際には法面との比較を行い、出現の回避検討を十分に行うことが前提となる。
- ・土地に密着しているため塵埃や濁水により汚れていくことを許容し、素材色で仕上げたことを基本に、経年変化を利用して既存環境との融和を図る。
- ・エイジングの変化を予測し、テクスチャの調整や雨水排水の処理計画を行い、「美しく汚れる」構造となるよう工夫する。
- ・石積み擁壁はできるだけ地場産材を使い、地域環境との融和を図るとともに、植物の侵入などエイジングを促進する表面仕上げとすることが望ましい。
- ・コンクリート製擁壁は、水抜きパイプの処理、コンクリートの打ち継ぎライン、型枠計画などを、構造設計と同時に計画することが望ましい。

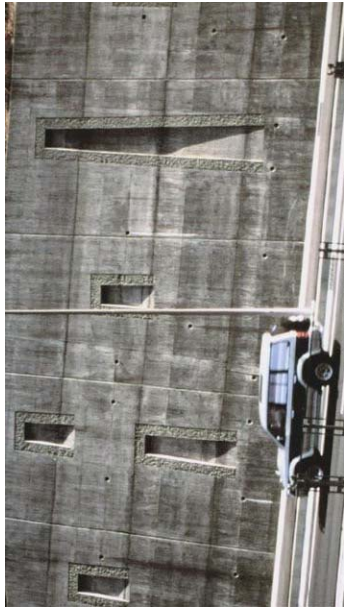


写真 4-7 エイジングの進行した擁壁

(4) 道路舗装

● 車道舗装

アスファルト舗装の素材色を基本とし、特殊な場合を除き色彩の操作を行わない

留意点

- ・面積が大きく連続性があるため、とくに都市部においては重要な景観要素となる。
- ・路面表示や標識類の色彩の背景と位置づけ、円滑で安全な交通への配慮を最優先させる。
- ・コンクリート舗装などの場合も、素材色での仕上げを基本とする。
- ・整備・機能上の条件から色彩を施す場合でも、汚れや補修跡が目立ちやすいため、彩度の高い色彩は避けることが望ましい。



写真 4-8 景観に配慮したまちづくりの中では、カラー舗装が効果的となる場合もある

● 歩道舗装

地域の土の色を基本とし、自然の素材感が感じられる柔らかな色彩を選定する

留意点

- ・人との距離が近く、直接触れる部分であるため、色彩とともに歩行感、質感も重視する必要がある。
- ・素材や色彩にバリエーションがあり、鮮やかかな色、複雑なパターン、具象的な表現などが可能であるが、景観の秩序が失われ、飽きられやすく、メンテナン스가困難となることもあるため注意が必要である。
- ・短い区間で素材や舗装パターンが変わらないように注意する。
- ・控えめなアクセントを配置したり、同系色で1段階程度の明度の変化をとり入れたりすることで、単調さを軽減し自然な印象とすることができる。
- ・公共の広場や公園の舗装、また壁面のセットバック部分やエントランスなど、民間施設の舗装との整合を図ることが望ましい。
- ・自転車通行帯や施設帯などの空間区分を視覚的に表現する機能をもたせることも可能だが、色相や彩度の大きな変化は煩雑な印象となるため、同色相で素材を変える、同素材で2～3の明度差を持たせる程度とするなど、際立った変化を避けることが望ましい。

● 視覚障害者誘導ブロック

黄色を基本とするが、必要に応じて、一般部の舗装との輝度比を 2.0 以上確保しながら景観的に違和感のない色彩を選定する※

留意点

- ・弱視者の移動円滑化のための施設として、安全性、機能性を重視した計画とする。
- ・一般部の舗装との関係で規定の輝度比が確保できない場合は、誘導ブロック周りの部分だけを低明度の舗装とするなどの工夫が必要である。
- ・経年変化による退色や破損が機能に直接影響するため、とくにメンテナン스에注意が必要である。



写真 4-9 誘導ブロックの周りを低明度とし、適切な輝度比を確保する

※：詳細は『改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン』を参照すること。

輝度：ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度として輝度計により計測したものである。単位は cd/m^2 。(JIS Z 9111)

輝度比＝視覚障害者誘導ブロックの輝度／舗装路面の輝度（輝度が大きいほうを除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある）

4. 構造物別色彩検討の留意点

(5) 道路付属物

- 照明灯、車止め、人止め柵、案内標識など

最小限の設置、形態の洗練と統一を検討し、周辺の自然やまちなみとの融和を図り、他の工作物との統一感のある色彩を選定する

留意点

- ・安全性と交通の円滑さに配慮しながら、視線の透過性を高め、代替構造や整理統合などにより設置数を減らす工夫をする。
- ・アスファルトを除く歩道舗装より明度の低い色彩を基本とするが、形状が線的であることからシルエツトとなりやすいため、明度が低すぎる場合は硬く冷たい印象となりやすいため、注意する必要がある。
- ・案内標識は、情報を表示することと表示面を支持する構造体の設置とを切り離して整理する。構造体は規模や設置数を抑制する工夫をたうえで、他の工作物等の色彩との統一感に配慮する。



写真 4-10 歴史的な運河にマッチした照明灯が採用されている

- 防護柵

交通安全対策を前提としつつ、周辺景観の中で必要以上に目立たない塗装色を選定することを原則とする

『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』の要点※

○鋼製防護柵

- ・周辺景観の中で必要以上に目立たない塗装色を選定することが原則。
- ・周辺の基調色が YR 系を中心とした色彩の場合は、下表のとおりとする。

■鋼製防護柵において基本とする色彩の標準マンセル値

基本色名	標準マンセル値
ダークブラウン（こげ茶色）	10YR2.0/1.0 程度
グレーベージュ（薄灰茶色）	10YR6.0/1.0 程度
ダークグレー（濃灰色）	10YR3.0/0.2 程度

- ・沿道のビルの外壁が比較的明るい色を基調としている場合や、比較的明るい色彩を基調とする海岸部等では、オフホワイト（標準マンセル値 10YR 8.5/0.5 程度）を候補色に加えることも考えられる。

- ・10YR 系の色彩以外で、自然となじみ深い緑色が一定のエリアで使用される場合などは、比較的明度、彩度の低い色彩とすることが望ましい。

○アルミ・ステンレス防護柵

- ・素材の色を活かすことを基本とする。
- ・周辺景観との調和を図るため電着着色や焼付塗装等を行う場合で、周辺の基調色が YR 系を中心とした場合は、鋼製防護柵で示した色彩を基本とする。

○コンクリート製防護柵

- ・素材の色を活かすことを基本とする。

- 遮音壁

最小限の設置、形態の洗練と統一を検討し、他の道路構造物や工作物との調和のとれた色彩を選定する

留意点

- ・生活環境に近い高架道路などに取り付けられる場合が多く、道路の内外とも側面の面積を増加させ景観の阻害要素となりやすいため、留意する。
- ・景観を形成する主要な道路構造物、たとえば高架道路の壁高欄等との色彩の調和を図り、同色相の色彩を基本とする。
- ・透明のタイプは視線の透過性向上には有効であるが、ポリカーボネート製のものは経年変化により黄変や不透明化が進行しやすいため、メンテナンスのコスト等に十分配慮しながら検討する必要がある。

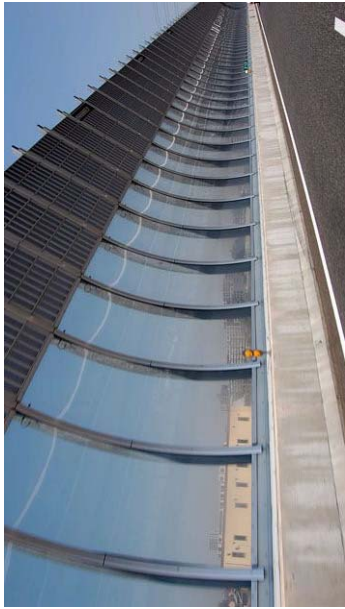


写真 4-11 透明やライトグレーの遮音壁は開放感のある景観を創出する

※ 詳細は『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』を参照すること。

（6） 占用物※

● バス停、地下鉄出入口等

目印としての視認性を確保しながら、周辺の自然やまちなみとの融和、建築物との融和を図り、構造物をシンプルに感じさせる色彩を選定する

留意点

- ・公共交通機関に関わる施設は、系統や路線ごとの統一感や識別性が優先される。
- ・無駄のない構成を基本とし、個別場所の条件に応じて必要な機能を絞り込む。
- ・目印としての記号や文字、時刻表などの情報部分以外は、それらを引き立てながら周辺と融和する、低彩度の色彩を基本とする。
- ・多くの素材の複合体であるが、煩雑さを回避するため色数は単色を基本とし、素材で仕上げる部分以外はできるだけ明度を一定にする。
- ・利用者の滞留空間として舗装による視覚的な区分を行う場合は、同色相で素材を変え、同素材で2以内の明度差を持たせる程度とするなど、際立った変化を避けることが望ましい。

※ 占用物の色彩については、占有者との協議等により調整を図ることが基本となる

● 変圧器等

最小限の設置、容積の縮小、形態の統一を検討し、周辺の自然やまちなみとの融和を図り、他の工作物等との統一感のある色彩を選定する

留意点

- ・機能性を確保しながら、数量の抑制と容積の縮小を図ることで、視線の透過性を高める工夫をする。
- ・歩行者向けの地番表示や案内板などの機能を付加したり、バス停や車止めと組み合わせるなど空間構成要素として活用したりすることにより、存在の唐突さを軽減することも考えられる。

● 信号機、規制標識等

情報表示部分以外の色彩は周辺の自然やまちなみとの融和を図り、他の工作物との統一感のある色彩を選定する

留意点

- ・構造体の色彩は、「照明灯、車止め、人止め柵、案内標識など」に準ずる。



写真 4-12 都市的な周辺景観と融和する、低明度の色彩を採用した地下鉄出入口



写真 4-13 構造物を擁壁に近い色彩とすることで違和感を軽減している



写真 4-14 信号機と規制標識を一体化し、統一感ある色彩が採用されている

4. 構造物別色彩検討の留意点

4-2. 河川等構造物

■景観形成の留意点

- ・河川を中心とする景観の主役は河川および水の表情であり、構造物はこれを引き立てる要素として扱う。
- ・水の流れに沿って植物やさまざまな生物が集まるため、使用する素材は自然の風合いを感じさせるものが多い。
- ・色彩は、河川や湖などをとりまく空間を一体的にとらえ、点在する構造物が周辺環境と融和することが基本となる。
- ・オープンスペースに出現する橋梁などの大規模な構造物は、周辺景観を決定づける要素となるため、既存景観に対する形態・素材・色彩の調和のあり方について、十分な検討を行う必要がある。

■参考：関連するガイドライン等を示された方針等

河川景観ガイドライン『河川景観の形成と保全の考え方』

- ・風土にあった色彩や素材を用いたデザインを行う。
- 『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』
- ・表面の着色ではなく、材料の持っている特色を活かす工夫をする。

(1) 河川

●護岸（堤防）

できるだけ自然の風合いを持った素材の使用、素材色による仕上げを基本に、エイジングを促進する

留意点

- ・水の存在や表情を引き立たせることを念頭に、他の構造物との一体的な河川空間づくりを目指す。
- ・必要以上に存在感を主張する形状、素材、色彩を避け、自然の風合いやテクスチャーを持った素材、素材色による仕上げとする。
- ・石製の場合は、地場産材を使うことで地域環境との融和を図るとともに、植物の侵入などエイジングを促進する表面仕上げとすることが望ましい。
- ・コンクリート等を用いる場合は、表面の凹凸により質感に変化をつけるなどし、人工的な着色は避けるべきである。



写真 4-15 石積みによる格調高い水利施設。背後の水門も、石材や土の色彩とよく調和している

●樋門・樋管

堤体からの突出感を軽減する構造を検討し、できるだけ護岸や堤防と共通した素材の使用、素材色による仕上げを基本に、エイジングを促進する

留意点

- ・函体、面壁、袖壁等の構造物は、堤体や護岸の連続性を妨げるため、基本的に両者の表面仕上げに共通性を持たせ、エイジングの効果を期待するなど色彩の変化をできるだけ抑える。
- ・鉄製の門扉は、周囲の構造物の色彩との融和を図り高彩度の色彩を用いないこととし、とくに水関連施設という理由で安易に「水色」などを選定しない。

●水門、堰

安定感のある形状、既存景観に対する調和のあり方について十分な検討を行い、河川空間を一体的にとらえた色彩を選定する

留意点

- ・門柱に比べ操作室など上部の構造が大きいという形状の不安定さを軽減する方策を検討する。
- ・横断方向に出現することが多く、景観に与える影響が大きいいため、既存景観の色彩をしっかりと把握したうえで、色彩のあり方について十分な検討を行う。
- ・橋梁等も含め、他の河川工作物との統一を図るなど河川空間全体の調和に配慮した色彩を選定する。
- ・鉄製の門扉は高彩度の色彩を用いないこととし、水関連施設という理由で安易に「水色」などを選定しない。

(2) 砂防

● 砂防堰堤

地域の石・土の色を基本に、周辺環境に融和する柔らかな色彩を選定する

留意点

- ・一般に山間部の豊かな自然景観を背景とし、また群として連続して設置される場合が多いため、既存景観との融和を図る必要がある。
- ・素材色による仕上げを基本とする。
- ・石材を用いる場合は、できるだけ地場産の材料を用いるなど地域性に配慮する。
- ・コンクリート製の場合は、早期の明度低下を図るため、表面にデクスチャーを付け、エイジングを促す工夫をすることも有効である。



写真 4-16 コンクリートがエイジングにより周辺の自然景観に馴染み、落ち着きのある表情を醸し出している

(3) ダム

堤体は素材色を基本とし、ダムサイトを一体的にとらえながら色彩を選定する

留意点

- ・一般に山間部の豊かな自然景観を背景とし、ダム本体に加え、ダム湖、取付道路、管理施設など、広範囲に多様な要素を持つことから、既存景観への配慮が必要である。
- ・見学地・観光地として地域のシンボル性を担う場合は、住民参加等による検討を行うことが望ましい。
- ・ダム本体の素材はコンクリートまたは石材がほとんどであり、操作の自由度が限られることと構造体の力強さを表現するため、素材色による仕上げを基本とする。
- ・各種の周辺施設の色彩は、それぞれの機能や条件に応じて検討し、必ずしもダム本体との統一を図る必要はないものの、たとえばダム本体を中心とした施設群としての一体感を色彩によって表現するなどの配慮も考えられる。



写真 4-17 ダム堤体が景観に与える影響は大きい

(4) 占用物（河川利用施設等）

できるだけ自然の風合いを持った素材を使用し、他の構造物と調和のとれた、統一感のある色彩を選定する

留意点

- ・景観の主役である河川を利用した整備にふさわしい施設であることが必要である。
- ・施設は脈絡なく配置するのではなく、橋梁や堰などの構造物や植栽の集積などをよりどころとしながら、ある程度集中的に設置することで、拠点的な空間を形成することが望ましい。
- ・拠点の中心となる構造物との調和に配慮した、統一感のある色彩とする。
- ・なお占用物の色彩については、占有者との協議により調整を図ることが基本となる



写真 4-18 高水敷の環具 ベンチ・緑台

4-3. 港湾構造物

■景観形成の留意点

- ・広大な空間であるために茫漠、雑然としがちな港湾景観においては、ポイントとなる構造物の適切なメンテナンスや不要な要素の整理など、清掃、美化といった基本的な対応が非常に重要である。
- ・港湾を特徴づける施設や構造物を選定し、全体景観や色彩を先導する役割を持たせるなど、景観の秩序づくりを積極的に行うことが求められる。
- ・人との距離が近いものは、素材、色彩ともにあたかみのあるものとすることが望ましい。

■参考：関連するガイドライン等に表示された方針等

『海岸景観形成ガイドライン』

- ・施設は、海岸景観に目立たず収まるよう、形態、材料、色彩等に配慮する

『港湾景観形成ガイドライン』

- ・施設、構造物の位置、高さ、形態、色彩等の改善を図る。
- ・塗装を要するものは、塗り替え等の定期的メンテナンスを実施することが重要である。
- ・港湾全体にわたる色彩計画を立案したうえで個々の施設・構造物等の色彩を検討することが望ましい。

『航路標識整備事業景観形成ガイドライン』

- ・航路標識等の設置、運用に係る形態、色彩、高さ等についての基準および慣行を遵守し、航路標識等の機能を確保する。

(1) 栈橋等

耐久性のある素材を使用し、素材色を基本としながら他の工作物と調和のとれた、統一感のある色彩を選定する

留意点

- ・人との距離が近く直接触れるものであるため、細やかな配慮が求められる。
- ・素材を活かした仕上げを基本とし、塗装部分は素材色を引き立てる色彩を選ぶことが望ましく、またメンテナンスにも配慮することが必要である。
- ・塗装部分は退色を考慮し、無彩色または低彩度色で、主となる素材色から 2 前後の明度差を持たせた色を選定することが考えられる。

(2) 岸壁等

耐久性のある素材を使用し、素材色を基本としながらエイジングにより風格が増すことを期待する

留意点

- ・求められる機能性と耐久性を考慮すると素材は限定的となるが、人との距離が近い部分では石材など自然素材を選択することが望ましい。
- ・鋼矢板など仮設的な印象の素材はできるだけ見えない場所に使用し、みずばらしい景観とならないよう配慮する。

(3) 防波堤等

機能性と耐久性を迫及した無駄のない構造とし、素材色の仕上げとする

留意点

- ・船溜り防波堤などは、海釣りや散策など本来の目的以外での利用があり、その場合は人との距離も近いため、快適性や利便性が求められることがある。しかし防波堤という場所は海に突出しているため日差しや風が強いのは当然であり、それこそが港湾空間特有の体験要素となる。したがって積極的に人の利用を図る場合以外は、基本的に素材のままの仕上げとする。
- ・灯台など船舶の航行に必要な装置がある場合は、航路標識の機能を果たす色彩を原則とする。



写真 4-19 彩度の低い色彩の採用により統一感のある港湾構造物

新設・改築における色彩・デザイン指針

4-4. 公共建築物

■景観形成の留意点

- ・視認されやすい位置に立地する場合や地域のシンボリックな存在となる場合は、地域景観を先導する役割が求められる。
- ・地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和を図り、良好な景観の形成に配慮する。

■参考：関連するガイドライン等に示された方針等

『景観形成ガイドライン 都市整備に関する事業(案)』

- ・色彩や材料は、街並みの中で違和感のないように留意する。

『住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン』

- ・地域の自然や街並みの色彩を考慮する。

『官庁営繕事業における景観形成ガイドライン』

- ・歴史・文化・風土への配慮
- ・歴史的建築物、まちなみの保存、再生
- ・関連計画との整合、調整
- ・周辺施設との連携
- ・敷地改変の最小化、周辺の自然環境への配慮
- ・周辺の都市環境への配慮

(1) 建築物

周辺環境との調和や、地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮しつつ、良好な景観の創出に配慮した色彩計画とする。

留意点

- ・圧迫感や威圧感を与えることのないよう、周辺景観と調和のとれた落ち着きのある色彩を選定する。
- ・外壁の面積が比較的大きい場合は、色みを主張しすぎないよう、彩度を抑えた色彩を用いると周辺となじみやすい。
- ・施設の境界領域を歩行者空間として利用する場合、隣接する歩道舗装との材料や色彩、舗装パターンを統一あるいは近似させることにより、調和を図ることが望ましい。
- ・附帯施設等については、建築物と一体的に計画し、調和のとれた色彩を選定する



写真 4-20 地域の景観に調和した庁舎

5. デザインの検討

5-1. デザインの理念

中部地方整備局では全国に先駆けて平成元年にシビックデザイン検討委員会を設置し、公共土木施設の計画と設計におけるシビックデザインについて具体的な指針を取りまとめている^{※1}。

デザインの検討における理念と要件は、中部地方整備局のシビックデザイン検討委員会の取組に準拠することとする。

(1) 地域の歴史や文化に配慮する

この考え方は地域や街の個性をつくること、住んでいる人々のアイデンティティを確立することを目的としている。それは人々の生活の目標やコミュニティでなく、その地域を訪問する人々のオリエンテーションや観光的なポテンシャルを高めることにも影響する。

(2) 生態系に配慮する

土木建設や都市開発にともなう人工的環境が、地球環境や生態系の豊かさを破壊する危険性をもつ現代にあって、自然環境を保全し、生態系に共生させるに充分な機能をもつ施設、空間の開発が望まれる。近年では、河川工法や住居系施設において、多自然型施設、エコロジー型施設、リサイクル型施設などが開発されている。これらは、多様な生物の棲息する場所を確保し、人々にやさざらぎや落ちつきを与え、多様な要望に応えるアメニティ形成の場をつくるほか、自然の災害や開発などの人為的影響に対しても安定性の高い場所を確保する。

(3) 使いやすい施設

土木施設のもつ機能性を充足させることは第一義的な課題である。
今後の新たな課題を遂行する上で、どの施設にも共通

5. デザインの検討

する重要な視点として、日常的な市民生活のための開かれた施設をつくることがあげられる。安全性を充分配慮した上で、可能な限り人を排除しない開放的な施設にすることは、市民文化をつくる可能性もあり重要な視点であると思われる。使用に関する案内情報や窓口サービスなどの運営面での改善も必要である。

(4) 美しい施設

形の整合性、秩序や文脈の整った美しい風景は、すべての意味で豊かな空間づくりの基本的な構成の基礎となる。また、その場所の経済的なポテンシャルを高くするため、機能をより多様化させるなど環境における付加的な価値を総合的に向上させるものと思われる。

※1：

- 「公共空間のデザイン（シビックデザインの試み）」CD 出版
H6.10 中部地方建設局シビックデザイン検討委員会
- 「シビックデザイン実践のためのガイド（案）道路編、河川編」
H6 中部地方建設局
- 「シビックデザイン（自然・都市・人々の暮らし）」H8.12 中
部地方建設局シビックデザイン検討委員会編集

5-2. 考慮すべき設計要件

どのような公共土木施設をデザインしてゆく場合においても、基本的に考慮すべき設計の要件は長年の使用に飽きられない「永続性」、市民共有の財産としての「公共性」、歴史・文化・自然の生態系調和する「環境性」の3つである※2（平成3年シビックデザイン導入推進のための提言より）。

※2：シビックデザインの要件（シビックデザイン導入手法研究委員会：平成3年シビックデザイン導入推薦のための提言）

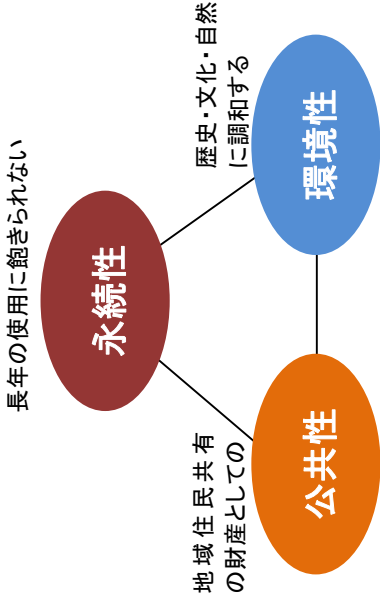


図 5-1 考慮すべき設計要件

■ 考慮すべき設計要件

指 標	内 容	求められる要件
永続性	公共土木施設は他の構造物、施設に比べて長い耐用年数が要求されるため、シビックデザインには短期の流行に左右されないオーソドクシー（正調）と骨太の強さが必要である。	○飽きられないこと ○使い込まれることにより愛着が生まれること ○長年の風雪により味わいが深まること
公共性	公共土木施設は不特定多数の市民に眺められ、利用されるため、シビックデザインには特定の傾向に偏しない、健全な公共感覚が求められる。	○大多数の人々に好まれること（好嫌の評価が分かれる強い個性はむしろ避けるべきである） ○地域の共有の財産として万人が誇り得る洗練された形と風格を有すること
環境性	社会基盤を支える公共土木施設は、一般に大規模であるため、シビックデザインには地域の生態系、歴史・文化さらには周辺施設への慎重な配慮が求められる。シビックデザインは環境に組み込まれるべきデザインであり、さらには環境そのものを創造するデザインである。	○地域の歴史・文化、自然の生態系に調和すること ○環境の一部となり、さらには一つの新たな環境となり得る総合性を備えていること ○大規模な施設であっても人々が利用し、親しめるヒューマンスケールを備えていること

■ 参考：関連する出版物等
『公共空間のデザイン（シビックデザインの試み）』CD 出版 H6.10 中部地方建設局シビックデザイン検討委員会
『シビックデザイン実践のためのガイド（案）道路編、河川編』H6 中部地方建設局
『シビックデザイン（自然・都市・人々の暮らし）』H8.12 中部地方建設局シビックデザイン検討委員会編集

6-1. 高度な検討

(1) 検討方針

本指針では、公共事業の色彩検討における基本的な色彩選定方針として3つの方向性を示したが、公共事業を通じて、色彩を手掛かりとしながら、より積極的な景観へのはたらきかけが求められる場合などには、より広範囲で多角的な色彩検討が求められる。

このようなケースは、場合に応じて必要な検討内容やプロセスを“最適解”としてそのつど模索する必要がある。標準化や一般化すべき性質のものではない。このため本指針では、このような「高度な検討」の検討手順を示さないが、「標準的な検討」の手順を基本としながら各STEPの内容を拡充させ、事業に応じた応用展開を図ることを期待する。

以下では、色彩の選定方針として考えられる2つの方向性を示し、「高度な検討」の例として提示する。

● 景観創造型の色彩検討

- ・規模が大きいこと、広範囲に出現すること、視点が多なことなど、公共事業における構造物の特質を利用し、地域景観に対してインパクトのある色彩を採用して地域景観を先導することで、新たな地域イメージを創出することを目的とする。
- ・色彩の操作は構造物に対し直接的に行うが、実際に操作できる対象はかなり限定されることが多いため、視点場や背景など非操作対象と操作対象との適切な関係を見出すことが課題となる。
- ・両者の関係を探り、その効果を視覚的に予測・確認するため、色彩選定方針の立案と候補色選定の段階(STEP 3・4)において、色彩シミュレーション(模擬実験)を十分に行うことが有効である。
- ・色彩シミュレーションには、透視図、フォトモンタージュ、模型、VR(バーチャルリアリティ)など各種の手法があり、それぞれに長所短所があるが、事業段階や求められる精度に応じて、景観の特性を正確に提示できる手法を選択することが重要である。
- ・なお検討段階のシミュレーションは、比較的簡便な表現により色彩の試行錯誤を目的とするものであり、いわゆるプレゼンテーション向けの完成予想図などとは目的が異なることに注意を要する。

● 景観改善型の色彩検討

- ・色彩の氾濫や無秩序化など、良好とはいえない地域景観に対し、一定の原則やテーマを付与することで、色彩環境の秩序を回復し、地域全体の景観を改善することを目的とする。
- ・整備主体が多様であること、一定の範囲の多様な構造物を対象とすることなどから、色彩使用のルール設定とその運用が主眼となり、色彩選定方針の立案・選定・決定の段階（標準検討の STEP 3・4・5）を繰り返すかたちとなる。また実際の色彩操作は、構造物に対して間接的に行うこととなる。
- ・色彩ルールの設定にあたっては、住民や民間企業を含めた関係機関、景観アドバイザー、第三者機関などの参画による多角的な検討が望まれる。効果を得るまでには一定の時間が必要となるため、整備の方向性、維持管理の体制、評価やチェックの方法、定期的な見直しなど、景観の変化を継続的にコントロールする仕組みづくりが課題となる。
- ・なお多様な主体が参画する際には、行政は整備主体であるとともに、専門家としての明確なビジョンを持つて臨むことが強く求められる。

6. 参考事例

● 景観検討の経緯

景観検討の経緯	
平成 22 年 03 月 02 日	景観アドバイザー会議を実施
・事業概要等の説明、景観配慮方針についての説明	
平成 25 年 12 月 09 日	景観検討会を実施
[景観アドバイザー：佐々木 葉（早稲田大学教授）]	
・景観配慮案についての説明、現地確認の実施	

平成 26 年 02 月
名古屋環状 2 号線 西南部・南部Ⅱ 区間 景観仕様書の作成

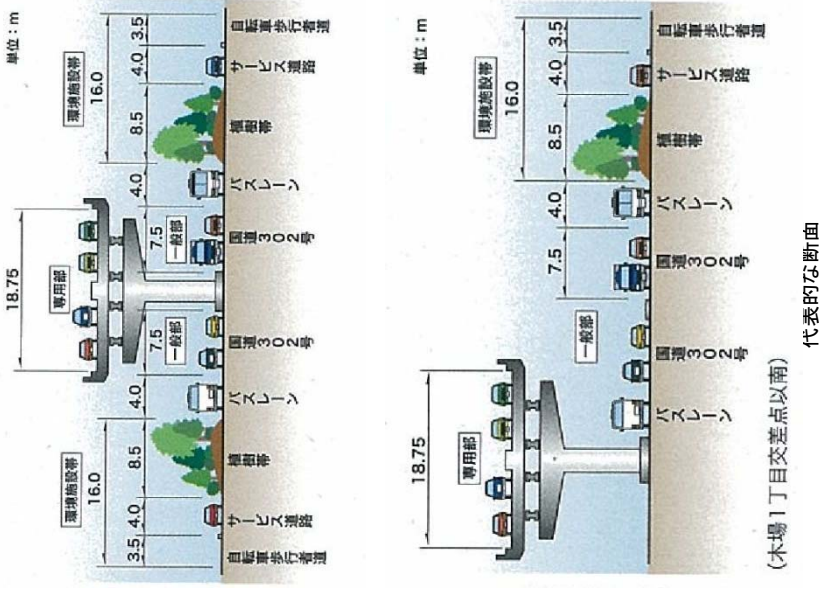
- 平成 22 年度及び平成 25 年度の景観検討結果を踏まえ、名古屋環状 2 号線 西南部・南部区間の設計に際した景観配慮事項を定めた。

景観法第 16 条第 5 項に基づく通知等

平成 26 年 7 月 9 日
名古屋環状 2 号線 西南部・南部Ⅱ（L＝12.03 k m）
について、景観行政団体（名古屋市）に届出。

近畿自動車道伊勢線名古屋西 JCT～飛鳥 JCT(仮称)の概要（事業前）

都市計画	昭和 57 年 11 月
決定	
区間	名古屋西 JCT～飛鳥 JCT（仮称）
延長	L＝12.03km
道路規格	専用部/2 種 1 級、一般部/4 種 1 級
設計速度	専用部/60km/h 一般部/60km/h
車線数	専用部/4 車線、一般部/6 車線（バスレーン含む）
通過	名古屋市中川区、港区、飛鳥村
市町村	



(2) 事例

1. 近畿自動車道伊勢線

名古屋西 JCT～飛鳥 IC は、名古屋市外縁を一周する環状道路の一部であり、田園と郊外型市街地（集落）が混在する景観を基調としている。田園・郊外市街地の開放的な空間特性を考慮した、シンプルで洗練された高架橋を整を行うために、景観アドバイザー会議や現地確認を実施し、その検討結果を踏まえ、名古屋環状 2 号線 西南部・南部区間の設計に際した景観配慮事項を定めた。

位置図



公共事業における色彩検討指針

● 景観形成の目標像

シンブルで洗れされた高架橋の整備

- ・名古屋環状 2 号線としての連続性を考慮し、形状や色彩等に一貫性を確保したデザインとする。
- ・地域の骨格を成す重要幹線道路として、長期間にわたって飽きのこないシンブルですっきりとした橋梁デザインとする。専用部や遮音壁など構造物による圧迫感の軽減を図り、一般部における快適な走行環境を確保する。
- ・田園・郊外市街地の開放的な空間特性を考慮し、周辺環境との調和に考慮した色彩計画を採用する。

● 景観配慮の内容

橋脚の色彩

- ・鋼橋脚の色彩に関して、R C 柱橋脚との色彩の統一を図る。
- 対象区間の桁下の道路景観は、鋼橋脚・R C 柱橋脚とが、織り交ざって配置され、並びによる煩雑感が懸念される。(さらには、鋼橋脚の中にも、T 形・門形が混ざっている。)

このため、橋脚の並びが煩雑にならないように、鋼橋脚の色彩に関して、R C 柱橋脚との色彩の統一を図り、「高明度・無彩色」のコンクリート色との類似色(N7.0)とした。

桁色の検討

- ・「①交差橋梁や並 走橋梁、周辺景観との関係性に配慮」「②桁裏の圧迫感軽減」「③汚れが目立ちにくく、添接板や排水管等による高架橋の不連続感や煩雑感が目立ちにくい配慮」「④検査路が目立ちにくい配慮」の点に配慮した色彩計画とし、景観アドバイザー同行の上で現地確認を行い、マンセル値 5GY6/1 を決定色とした。



桁色決定色のフォトモンタージュ
(例：梅之郷交差点付)



色相 50.00 明度 92.02 彩度 0.54



桁色決定色
マンセル値：5GY6.0/1.0

照明柱

- ・交差点部の照明柱は信号機と極力一体化した直線柱(統合柱)として統一する。
- ・色彩については、目立ちにくく周辺景観と調和したダークブラウン(10YR2/1)で統一する。



照明柱の例

直線柱

アーム柱

- ・ただし、飛島大橋部については、空が開ける開放的な空間になるため、背景となる空に溶け込みやすい亜鉛メッキ仕上げとする。



飛島大橋部 照明柱の設置イメージ

6-2. 色彩に配慮した公共事業

■伊勢湾岸自動車道榎斐川橋・木曾川橋（愛知県弥富市・三重県桑名市）

エクストラードード橋であり、木曾三川の河口に位置している。広大な河川景観、周辺の都市景観にマッチするライトグレーの色彩を採用している。（写真 5-1）



■東海環状自動車道木曾川橋（岐阜県可児市・八百津町）

周辺に存在する色彩から候補色を選定し、着色模型による色彩検討が実施された。（写真 5-2）



■国道 301 号 久澄橋（愛知県豊田市）

豊田市の矢作川に架かる国道 301 号の橋である。白一色であるが、構造の形態によりグレーのトーンが美しく発色している。4ヶ所の親柱には、石を組み合わせて、四神が表現されている。（写真 5-3）



■犬山橋（愛知県犬山市・岐阜県各務原市）

木曽川に架かる犬山橋は、大正時代の犬山橋の二路線化に伴い、国宝犬山城の形と色彩を意識し、さらに旧橋の薄緑色と橋台の形状との調和を図り、黒色を採用している。（写真 5-4）



6. 参考事例

■三河港 港大橋（愛知県豊橋市）

豊橋市の工業地帯にある。殺伐とした景観となるのを回避するため、3つの路線の高架橋について下からの見え方を検討し、やや高彩度の赤、青、黄の桁となった。（写真 5-5）



■国道 1 号 町屋橋改修（三重県朝日町・桑名市）

歩道拡幅に伴って高欄や照明の色彩を検討し、色見本による現地確認などを経て、グリーン系に決定された。（写真 5-6）



公共事業における色彩検討指針

■名古屋環状線（愛知県名古屋市・吹上～桜本町）

吹上から桜本町までの区間では、排ガスによる汚染を考慮し、下部は中間のグレーで、上部はライトグレーとした。また、名古屋女子マラソンのコースとなることを意識し、歩道橋やトランスボックスは地域ごとの特徴を帯状に色彩表現した。（写真 5-7）



■防護柵（飯田国道事務所管内）

「飯田国道事務所設計要領」において、色彩に関する考え方、標準色を規定しており、これに則って防護柵等の色彩を決定している。（写真 5-8）



■国道 1 号 ふれあい横断歩道橋（静岡県藤枝市）

桁外面や舗装面の色彩が、CG により比較検討された。（写真 5-9）



■清水港湾 日の出地区岸壁（静岡県静岡市）

清水港みなと色彩計画を踏まえ、自然石舗装と半剛性舗装を組み合わせて施工された。（写真 5-10）



■河川改修事業 吉之丸地区（三重県桑名市）

舗装には、歴史的風情と調和かつ軽快でモダンな雰囲気となるよう、2 色のミカゲ石によるシンブルな格子模様が配された。（写真 5-11）



資料



1. 色彩の基本事項

1-1. 概論

(1) 色彩とは何か

色彩は、われわれが最も日常的に親しんでいる環境要素で、視覚的に認識される情報のすべてに色彩の要素が含まれている。また色彩は独自の心理効果を生み出すものであり、人間を取り巻くあらゆる環境に大きな影響を与えている。

色彩は、物体色の光が目に入ることにより視神経を刺激し、脳に伝えられて初めて生じる感覚である。物体色とは、光源からの光に対象物が照らされたときに見える色のことで、透過色（ステンドグラスやセロファンなどを透かして見える光の色）と表面色（物の表面から反射して見える光の色）の2種類がある。

われわれが色彩を感じるためには、物体を照らす光源、対象となる物体、知覚する人間という3つの要素が整うことが必要である。

(2) 色彩の操作

色彩はそれ自身が独立して存在することではなく、常に物理的な対象物および周辺環境とともにある。物理的な対象物や周辺環境は、色彩とともに形態、大きさ、テクスチャー（肌理）などの特質を備えている。

本指針は、土木構造物等を対象に、その色彩を操作的に扱う方法について記述しているが、色彩の操作というデザイン分野から、土木工学などとは異質な領域であると認識される場合が多い。しかし「ニーズに対応した性能や構造、コストなどのさまざまな条件を考慮しながら、特定の構造物として結実させる過程」を本来のデザインというならば、無色の物体が存在しない以上、プロセスにおいて色彩のことを考えないデザインはありえない。つまり、**構造物をデザインする過程では常に色彩を伴っているはずであり、本来はあとづけで操作するものではない。**

デザインの過程ではおぼろげにしかイメージできなかった色彩を、最終局面において具体的に詳細に決定することは、実際の公共事業のプロセスにおいては自然な流れであり、その際に詳細な条件に基づいて再確認することとは非常に重要である。しかしながら「不完全なデザインを最後に色彩でカバーする」のであれば、そのプロセスには大きな問題があると考えられる。

■資料

1-2. 色彩の基礎知識

ここでは、色彩を操作的に扱う者が知っておくべき色彩についての基礎的な知識と、配慮すべき事項について記述する。

(1) 色彩の表現方法 ～マンセル表色系～

われわれは一般に色彩を赤や青、黄などの色名で表現したり、「明るい・暗い」または「鮮やか・くすんだ」といった形容詞とともに表現したりする。しかしこれらの捉え方には個人差があるため、**色名や形容詞では、特定の色を正確かつ客観的に表し、第三者に伝達することはできない。**

色彩検討、あるいは施工の現場における適切な意思伝達のためには、特定の色彩をできるだけ客観的に表現でき、かつ広く理解できる**共通言語**が必要である。

本指針では、色彩の表現方法として「マンセル表色系」を採用している。

マンセル表色系は、特定の色を色相（色み）、明度（明るさ）、彩度（色の強さ、鮮やかさ）という「**色の3属性**」により位置づけ、数値と記号で表記するものである。またマンセル表色系に沿って表示された色彩の記号を「**マンセル値**」という。

※ マンセル表色系：A.マンセルにより1905年に提唱された色彩の表記法。1943年にアメリカ光学会が視感評価実験によって修正したものが、現在のマンセル表色系の基礎となっている。色彩を定量的に表す国際的な尺度で、日本ではJIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。マンセル表色系、マンセル・カラー・システム、マンセル・システムともいう。

● 色相 (Hue : H)

R : red、Y : yellow、G : green、B : blue、P : purpleを主要5色相とし、それぞれの中間にYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相を基準として、環状に時計回りに循環させて配置する。これを「**色相環**」という。さらにそれぞれの色相を等歩度に10分割して、全体を100に分割する。

基準となる10色相のうち5のつくもの（Rなら5R）を色相の中心と考え、これより数字が大きくなっても小さくなくなっても、隣の色相が影響する仕組みとなっている。

なお各色相における0は、隣の色相における10と同じ意味で、たとえば0R=10RP、0YR=10Rである。

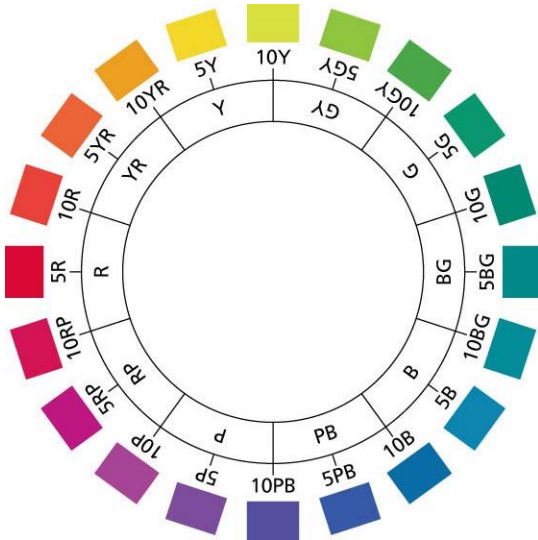


図 S-1 マンセル色相環

資-1. 色彩の基本事項

● 明度 (Value : V)

無彩色※を基準として、光の反射率が0の理想的な黒を0、完全反射の理想的な白を10とする。
ただし実際に実現できる色は、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度である。

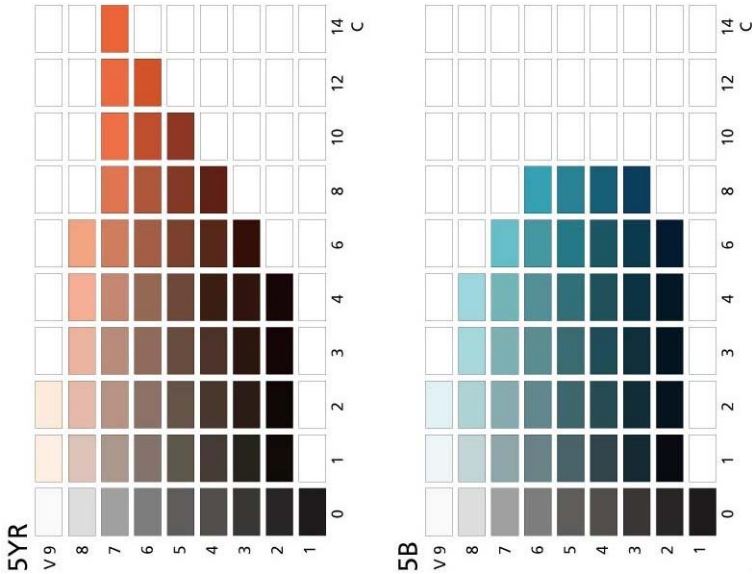


図 S-2 単一色相における明度と彩度 (上 : 5YR、下 : 5B)

※ 無彩色 : 色みも鮮やかさも持たない色で、白から黒に至るグレーの範囲。これに対して色みと鮮やかさを持つ色を「有彩色」という。

● 彩度 (Chroma : C)

無彩色の彩度を0とし、特定の色相の特徴が強く鮮やかになるにしたがって、14程度の値まで高くなる。なお最も鮮やかな彩度値は色相によって異なり、RやYRでは14程度、BGやBでは8程度である。

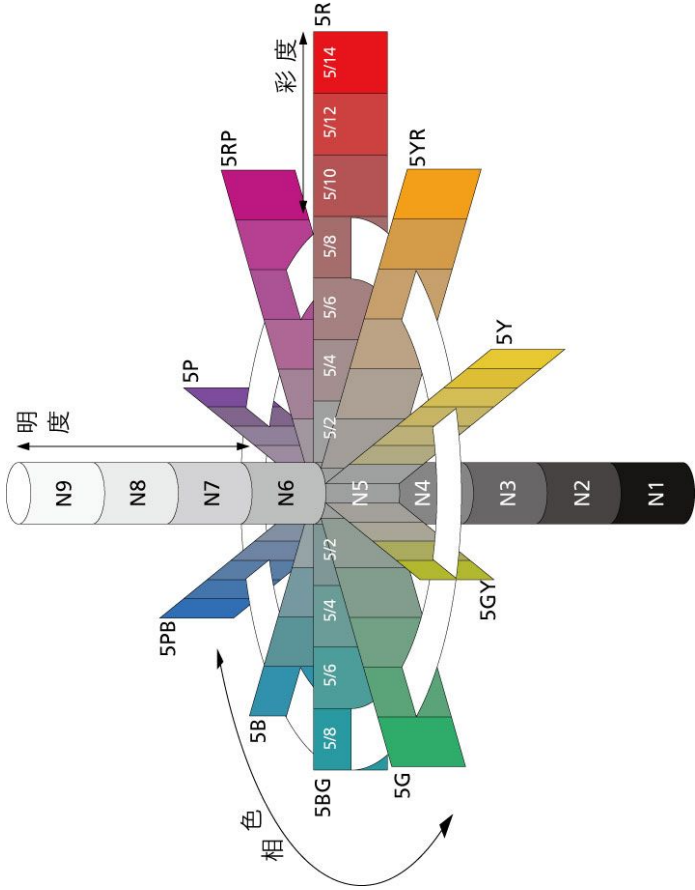


図 S-3 色相・明度・彩度の構造

● マンセル値の表記方法

色の三属性をあわせた色彩は、有彩色は「色相+明度/彩度」で、無彩色は「N+明度」で表す。
例えば、色相が5YR、明度が7、彩度が4であれば、「5YR 7/4」と表記し「ごわいあーるなのよん」と読む。明度4.5のグレーであれば「N4.5」と表記し、「えぬよんてんご」と読む。NはNeutral(無彩色)の意味である。

(2) 色彩による心理効果

色彩は、それ自体でわれわれにさまざまな感情を引き起こす。これは色彩が人の生理に作用する場合と、色彩に対して人が経験的に獲得し慣れ親しんだ感情によるものがある。ここでは、こうした色彩の持つ一般的な心理効果について述べる。

● 暖色と寒色

赤 (R)、オレンジ (YR)、黄 (Y) 系の色相は暖かい感じ、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB) 系の色相は冷たい感じを与える。



図 S-4 暖色 (左) と寒色 (右) の例

● 軽快色と重厚色

明度の高い (明るい) 色は軽く感じ、低い (暗い) 色は重く感じる。



図 S-5 軽快色 (左) と重厚色 (右) の例

● 膨張色と収縮色

白は膨張して見え、黒は収縮して見える性質がある。このため、黒に近い色は面積が小さく感じ、白に近い色は大きく感じる。



図 S-6 膨張色 (左) と収縮色 (右) の例

● 進出色と後退色

同じ物体でも、暖色系のものは前に出ているように感じるが、寒色系では奥に引っ込むように感じる。この感覚は、眼球の水晶体が色相によって屈折度を調整することに起因するといわれている。すなわち網膜は眼球の定位置にあるのに対して、屈折率が色相によって異なるために、水晶体の厚みが色相に応じて変化することによって生じる感覚である。



図 S-7 進出色 (左) と後退色 (右) の例

● 明順応と暗順応

人間の網膜は周囲の明暗によって感光性が調整され、環境に順応することができ (輝度順応)。暗い環境から明るい場所に出た場合の順応を明順応、明るい場所から暗い場所に移った時の順応を暗順応という。明るさの差が同程度である場合、暗順応は明順応に比べてはるかに長い時間がかかる。

(3) 色彩の対比による心理効果

色彩は 1 色だけで存在することはあり得ず、また常に大きさまや形を伴う。したがって色彩は、これらの条件を操作することによって、人の心理に訴えるさまざまな効果を生み出すことができる。ここでは色彩の組み合わせによる対比の心理効果について述べる。

● 色相対比

隣り合う色同士の色相を調整することで、同じ色でもその色味が変化して感じられる。

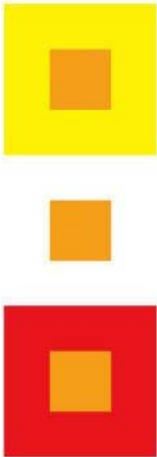


図 S-8 赤の背景では中の橙色は黄みを帯び、黄の背景では赤みを帯びて見える。

● 補色対比

補色※同士を組み合わせると、それぞれの色味がより鮮やかに感じられる。とくに彩度が高い場合には、「ハレーション」と呼ばれる現象を起こす。

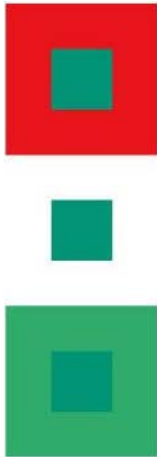


図 S-9 同系色の背景と比べると、補色の背景ではお互いがより鮮やかに見える。

● 彩度対比

隣り合う色同士の彩度を調整することで、同じ色でもその鮮やかさが変化して感じられる。

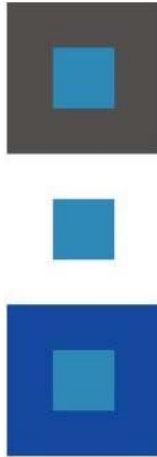


図 S-10 より鮮やかな色の背景では中の色はくすみ、よりくすんだ色の背景では鮮やかに見える。

● 明度対比

隣り合う色同士の明度を調整することで、同じ色でもその明るさが変化して感じられる。

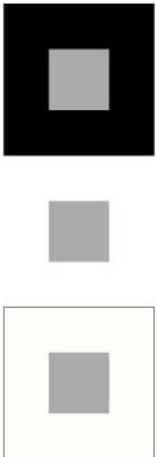


図 S-11 白の背景では中の灰色は暗く、黒の背景では明るく見える。

隣り合う色の明度の差が大きいほど、ものの形や大きさがはっきりと感じられる。

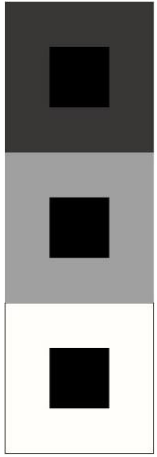


図 S-12 背景の明度が高いほど、中の黒い形の視認性が高まる。

● 面積対比

背景が明るい場合に、ある色彩の面積が小さいほど、色彩の特性は弱く感じられる。



図 S-13 同じ色でも面積が大きい場合は明るく鮮やかに見え、小さい場合はやや暗く濁って見える。

※ 補色：色相環上で 180° 付近に位置する 2 色の関係。

■資料

(4) 色彩の調和原則
～ムーン&スペンサーの色彩調和論～

景観における色彩は、常に現地の既存の色彩に対して計画されるため、その評価においては、既存色と計画色との関係が重要な判断材料となる。

異なる 2 色の色彩の調和について説明した理論は数々あるが、本指針では景観の色彩計画において理解しやすい「ムーン&スペンサーの色彩調和理論」を指標とする。この理論では、マンセル表色系をもとに、調和だけでなく不調和の領域が示されているため、失敗を避けるための有効な指標といえることができる。

- **色相の調和と不調和**
マンセル色相環上において、基準となる色相(0°)と対象となる色相との中心角が、
○ ±5° の範囲＝同一調和
○ ±25° ～43° の範囲＝類似調和(近似色相・類似色相)
○ ±100° ～180° の範囲＝対比調和(補色相)
× ±5° ～25° の範囲＝第一不明瞭＝第一不調和
× ±43° ～100° の範囲＝第二不明瞭＝第二不調和
- **明度による調和と不調和**
マンセル値において、基準色と対象色との明度差が、
○ 同等の場合＝同一調和
○ ±0.5～1.5 の範囲＝類似調和
○ ±2.5 以上＝対比調和
× ±0.1～0.5 の範囲＝第一不明瞭＝第一不調和
× ±1.5～2.5 の範囲＝第二不明瞭＝第二不調和
- **彩度による調和と不調和**
マンセル値において、基準色と対象色との彩度差が、
○ 同等の場合＝同一調和
○ ±3～5 の範囲＝類似調和
○ ±7 以上＝対比調和
× ±0.5～3 の範囲＝第一不明瞭＝第一不調和
× ±5～7 の範囲＝第二不明瞭＝第二不調和

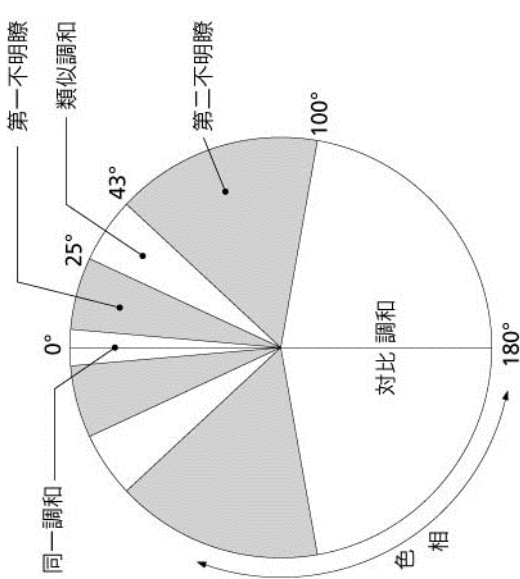


図 S-14 色相における調和・不調和の関係

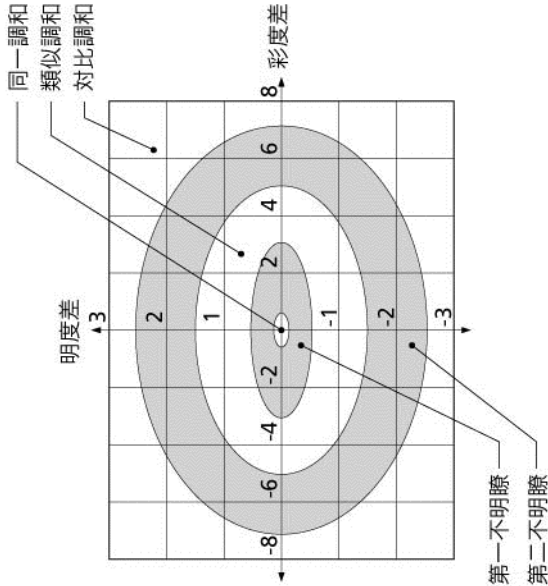


図 S-15 明度差・彩度差による調和・不調和の関係

※ ムーン&スペンサーによる色彩調和理論：P.ムーンとD.E.スペンサーにより1944年に色彩の調和原理として米国光学会に発表された考え方。異なる複数の色における相互の調和／不調和を、色相環上の角度によって表していること、色彩による連想・色彩の嗜好・色彩の適合性の3つは切り離して考えるべきとしていること、従前の色彩調和論に見られる普遍的な原理を一般化して定量的な記述をしたことなどに特徴がある。アートやデザインの現場で実用に適した色彩理論として、現在も広く支持されている。

資-1. 色彩の基本事項

1-3. 色彩操作の配慮事項
(1) 光源の性質

● 演色性

色彩は、物体に反射した光が眼球から脳に伝えられて生じる感覚であるため、その見え方は光源の性質に大きく左右される。ここでいう光源の性質とは、光の波長の特徴（色温度※）や強さ（照度※）のことであり、「光の演色性」ともいう。一般に、ある光源での色が見え方と、太陽光線で見たとときの見え方の差が小さければ、その光源は演色性が良く、差が大きければ演色性が悪いと評価される。

室内の一般的な光源である白熱灯や蛍光灯は、太陽光線と比較して演色性に偏りがあるため、屋間の屋外における色彩を正確に再現できなことに留意する必要がある。このため色彩を扱う場合は、**対象物が実際に配置される環境下で検討することが原則**となる。

● 太陽光線の地域差

地表に届く太陽光線の色の成分は、太陽光の入射角度により空気中の塵や水蒸気などの影響を受ける。このため、緯度や地形、海流などさまざまな要因で、**地域によって太陽光の演色性（光源の性質）が異なる**ことが指摘されている。

高緯度の地域では、地表に対する太陽光の入射角度は鋭角になり、大気圏を通過する距離が長くなる。通過距離が長くなるほど、太陽光線の短波長の領域（青から紫）が塵や水蒸気に衝突して拡散し、光の量も少なくなるため、全体的に青みを帯びて見えることになる。逆に低緯度の地域では、入射角度は垂直に近く、大気圏の通過距離は短いため塵や水蒸気の影響は小さく、光の量も多い。このため相対的に黄色から赤みにかけての長波長領域の光が主體的であるとされている。色彩を扱う際には、こうした地域差も考慮される。

なお中部地方～近畿地方においては、東北や関東における青みを帯びた光とは異なり、黄色やオレンジ系の光が主體的であるとされている。

北緯 24 度から北緯 45 度にわたる日本は、南北 2800 キロにわたり、色彩心理的に見ると、世界一の超大国である。ここに区分した 10 のカラー・エリアには、色彩を整理する三次元のモノサシ（色立体）に存在するあらゆる色彩・トーンが、それぞれのエリアで一部分ずつ愛好され、支持されるような原因を秘めている。一国家でこれほど多彩多様な色彩感性が、凝縮されて存在する国はない。『風土色と嗜好色』より



図 S-16 日本のカラー・エリアの 10 区分図—『風土色と嗜好色』より

※ 色温度：光源からの光の色を数値で表す尺度で、単位は「° K（ケルビン）」1。白熱灯の光は 1600～3000° K 程度、蛍光灯の光は 4500° K 程度、水銀灯の光は 5500° K 程度であり、暖色系の色ほど色温度が低く、寒色系の色ほど色温度が高い。

※ 照度：物体に照射された光の明るさを表す心理的な物理量で、単位面積あたりに照射された光束と等しい。単位は lx（ルクス）または lm/m²（ルーメン／平方メートル）。東京における晴天の日中は 10000lx 程度、オフィスのデスク上は 500lx 程度である。

■資料

(2) テクスチャー

色彩を扱う際には、媒体となる物体のテクスチャーに留意する必要がある。

色彩は必ず物理的な媒体（物体）を伴うと同時に、**物体の表面には必ず肌理（きめ＝質感、テクスチャー）が存在する**。一見平滑に見える表面でも、詳細に観察すれば細かな凹凸があり、光を受けている部分と陰の部分とがある。同じ色彩でも、表面のきめが細かい場合（たとえばガラスなど）は、光沢のある鮮やかな色に感じられ、きめが粗い場合（たとえば土や砂利など）は、艶消しの比較的落ち着いた色に感じられる。



写真 S-1 塗装されたコンクリートは表面の肌理が細かいため、素材のままよりも艶のある色彩に感じられる

(3) 対象との距離

色彩を扱う際には、対象物と観察者との間の距離と、そこに生じる視覚的效果について留意する必要がある。

物体に反射した光は、眼球に届くまでの間に空気の層を通過する。光源である太陽光線に地域差があるように、反射光である色彩も空気中の塵や水蒸気などの粒子の影響を受けるため、距離が大きいほどその影響は顕著となる。

われわれは一般に、対象物が遠くにある場合は色相と明度が収斂し、彩度が低くなるように感じること、つまり**遠くの物体は視覚的に不明瞭**となることを、経験的に知っている。これは、絵画の分野などで「**空気遠近法**」として知られている技法と共通する感覚である。



写真 S-2 色彩は対象物との距離によって変化して見える

(4) その他

色彩を扱う際には、色を色名^{*}で扱わず、色見本や写真、色鉛筆や絵の具など、何らかの視覚的な手がかりをもとに**具体的に確認**すること、またコミュニケーションに際しては**客観的に伝達**することが非常に重要である。

色彩を操作する際、「赤」、「青」、「黄緑色」、「こげ茶色」などの色名や、「はでな」、「くらい」といった形容詞によって、色彩をある程度想像することは可能であるが、たとえば言葉で「くらい赤」と表現しても、個人によって相当な幅があるため、特定の色を具体的かつ正確に把握することはできない。さらに複数の色を扱う際には、正確な色に正確な色を組み合わせることとなり、全体を正確に把握することはほとんど不可能である。

特定の色彩を色名で扱うことは、調和のとれていない配色となりやすく、またコミュニケーションの誤解を生じやすいため、最終段階での失敗を招きやすい。

また色彩は、時間の経過によって印象が変化することがある。第一印象と一定の時間が経過した後の印象とが異なっている場合があるため、性急な判断には注意が必要である。

※ 色名：JIS 慣用色名（JIS Z 8102 2001）では、物体色の色名として現在 269 色の色名とマンセル値が規定されている。色彩を扱う際にこの「JIS 慣用色名」を用いることも可能であるが、実際の色は色名から一般的に想起される色と異なる場合があるため注意が必要。

2. 素材と色彩

構造物に使用する素材に着目し、その特性と色彩操作の自由度について確認する。複数の素材で構成された構造物において、現実的にどのような色彩検討の余地があるかについて確認する目的がある。

公共事業の素材

- 金属
- コンクリート
- アスファルト
- 石材
- タイル
- ブロック
- 植物

●金属

概要

- ・土木構造物において一般的に用いられる。
- ・橋梁などの構造物として用いられる場合は、景観に占める面積が大きい。
- ・付属物に使用される場合も多く、その場合は躯体の景観が支配的となる。
- ・鉄などは防蝕の必要から塗装やめっきなどの処理が施されるが、ステンレスやアルミニウムなど必要のないものは生地のままで仕上げられることが多い。
- ・めっき仕上げには溶融亜鉛めっきが多く用いられる。

色彩

- ・生地のままの色彩はほとんど無彩色であるが、独特の強い光沢を持ち周囲の色彩が映り込むため、明度は特定し難い。
- ・金属の曲面に周辺景観が映り込んだ場合には、狭い中に対比の強い状態となるため、非常に目立つ。
- ・めっき仕上げによる色彩の自由度は低く、おおむね生地と同程度の無彩色となるが、経年変化により光沢と明度が低下する。
- ・塗装による色彩の自由度は非常に高いが、塗装仕上げは基本的に退色するため、メンテナンス性に配慮する必要がある。



写真 S-3 金属は色彩の自由度が非常に高いが、彩度の高い色彩を用いる場合は特に、周辺景観に配慮した慎重な検討が必要である

色彩操作の自由度

- ・塗装などにより自由度は非常に高い。
- ・生地そのまま用いる場合は無彩色が基本となる。

テクスチャ

- ・基本的に表面は滑らかであるが、生地の仕上げによりさまざまな肌理を施すことができる。
- ・塗装仕上げの場合は、塗料によって表面の光沢をコントロールできる。

その他

- ・表面だけを腐蝕させた「耐候性鋼材」の表面色は、いわゆる「赤錆色（10R 4/6 程度）」にほぼ固定されるため、色彩検討においては素材色として扱う。なお彩度がやや高いため、地域景観との関係に十分留意して取り扱いを検討することが望まれる。
- ・化粧材として「ホーロー鉄板」があり、色彩の自由度、耐久性ともに高いが、塗装などと比べて非常に高価である。



写真 S-4 無彩色で仕上げた金属に周囲の色彩が反映することで、構造物が違和感なく景観になじむ。

■資料

● コンクレート

概要

- ・土木構造物で最も多く使われ、多くは生地のままで仕上げられる。
- ・躯体として使用されることが多く、構造物表面に占める面積が大きい。

色彩

- ・ほとんど無彩色である。
- ・一般に明度は高く、打設・硬化後間もないものはN8～9 程度である。また経年変化によりN6.5～7 程度またはそれ以下にまで低下する。
- ・屋外の環境では、汚れや表面の風化、植物の侵入などにより明度が低下する。
- ・表面に凹凸を施すことで、早期に明度を低下させることができる。
- ・色みのある骨材を使用したり、色材を混入させたりすることにより有彩色とすることができる。

色彩操作の自由度

- ・一般的に低い。
- ・特殊な操作によりある程度の彩色が可能である。



写真 S-5 新しいコンクリートは明度が非常に高い

テクスチャー

- ・肌理がやや粗く、光沢がない。
- ・経年変化によりかなり肌理が粗くなる場合がある。
- ・設置時の型枠のパターンや設置後の加工により、テクスチャーを意図的に操作することができる。

その他

- ・一般的な現場打設のコンクリートと比較すると、次のものはやや色彩が異なる。
 - 1.プレキャスト製品や橋梁の桁、建築物などに用いられる高硬度コンクリートは、水分が少なく稠密であり、表面は通常よりやや明度が高く光沢がある。
 - 2.繊維によって補強された超高硬度コンクリートは、やや明度が低い。
- ・擁壁などに石材のテクスチャーを模した化粧型枠が用いられることがあるが、不自然さを感じさせることも多いため、留意する必要がある。
- ・骨材に地場産の石材を使用することで、わずかな色みを反映させ、周辺景観になじませることができる。
- ・中性化を防止し長寿命化を図るため、表面に有色の保護剤を塗布することがある。



写真 S-6 時間とともに景観になじむ

● アスファルト

概要

- ・道路の舗装材として用いられ、一般的に生地のままで仕上げられる。
- ・道路の内部景観に占める面積が大きい。

色彩

- ・おおむね無彩色で、N2～3 程度の明度である。
- ・新しいもののほど明度が低く、古いものは間隙に塵や砂が混入するためやや明度が高い。
- ・表面の塗装、色材の混入などにより、色彩を持たせることもできる。

色彩操作の自由度

- ・一般的に低い。
- ・特殊な操作によりある程度の自由度がある。

テクスチャー

- ・表面の肌理は骨材の大きさにより決定するが、一般的に粗い。
- ・高機能舗装など空隙の多い仕様では、さらに肌理が粗い。
- ・合材そのものに光沢があるものの、全体的に見れば光沢はない。

その他

- ・歩道舗装や公園の園路などで色彩をつけることがあるが、交通管理などの機能的な要請による場合は、避けることが望ましい。
- ・交差点付近で表面を塗装する場合もあるが、交通事故対策のために必要十分な範囲で行うようにする。

資-2. 素材と色彩

● 石材

概要

- ・建築や擁壁の壁面仕上げ、橋梁の親柱、舗装、縁石、記念碑、ストリートファニチャー類などに、生地のままで用いられる。
- ・歴史的な橋梁や擁壁の躯体として使用されていることもあるが、概して高価で、加工や運搬も難しいため、近年ではグレードの高い景観を創出する目的で使用されることが多い。
- ・一般的な景観に占める面積は少ない。
- ・地域の川原や地中から採取した石材を、現場発生材として使用することもできる。

色彩

- ・産地や材質により色相、明度ともにさまざまであり、また節理によるパターンを呈するものがある。
- ・おおむね無彩色か低彩度色であり、比較的高彩度のものでも彩度は4程度にとどまる。
- ・屋外の環境では、汚れや表面の風化、植物の侵入などにより明度・彩度が低下しやすい。

色彩操作の自由度

- ・素材の選択によりある程度の自由度がある。



写真 S-7 石材は経年変化により風格を増す

テクスチャ

- ・表面の肌理は意図的に調整されることが一般的である。肌理の粗い順に代表的なものは、割り肌、瘤出し、鑿切り、びしやん叩き、バーナー、切り出し、磨きなどの仕上げである。
- ・ブロック状の部材を敷設または積み上げるため、目地が発生する。
- ・発生材の玉石などを加工せずに用いる場合は、全体に陰影や表情に富んだテクスチャとなる。

その他

- ・自然の素材であり耐久性があるため、経年変化により風格を増す素材である。
- ・再生利用できることを活かし、用途を替えて再利用することで、地域の歴史を物語らせることもできる。
- ・石材の産地では地場産材を使用したり、それ以外の地域でも現場発生材を使用したりすることで、地域性を表現することができる。



写真 S-8 水制工付近に草が茂り、石による構造物と自然が融合している

● タイル

概要

- ・もともと石材の代用として利用された経緯があり、建築や擁壁の壁面仕上げ、舗装、縁石などに、生地のままで用いられる。
- ・吸水率の違いにより磁器質タイル、せつ器質タイル、陶器質タイルに分けられる。
- ・構造物の面を形成する仕上げ材として使用されるため、統一的に使用される場合は景観に占める面積は大きい。

色彩

- ・色相、明度、彩度ともに、さまざまな既製品がある。
- ・吸水率が低いため石材のような経年変化は期待できず、汚れによってわずかに明度が低下する程度である。

色彩操作の自由度

- ・高い。

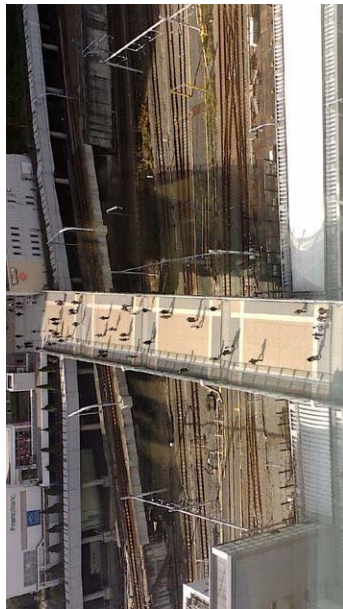


写真 S-9 タイルの色彩自由度を活かしたシンブルな舗装パターン

テクスチャー

- ・光沢のある磁器質タイルに対し、せっ器質タイルは光沢がなく、素焼きのような質感である。陶器質タイルは表面に釉薬を施すため、釉薬の性質により質感はさまざまである。
- ・個々のタイルの表面に意図的にテクスチャーを施すことができる。
- ・貼り材であるため目地が発生するが、石材やブロックに比べ部材が細かいため目地も細かく発生する。

その他

- ・基本的に再利用はできない。
- ・部分的な補修が困難であるため、剥離が生じないよう留意する必要がある。
- ・色彩の自由度を活かして、モザイク状にパターンや図柄を表現できるが、そうした行為の必然性とともに、表現内容について十分な検討が必要である。
- ・やきものの産地とされる地域では、地場産材を使用することで、地域性を表現することができる。



写真 S-10 エイジングにより自然の風合いが増したタイル

● ブロック

概要

- ・タイルと同様に、建築や擁壁の壁面仕上げ、舗装、縁石などに、生地そのままで用いられる。
- ・レンガ、コンクリート製、ゴムチップや木材を固めたものなど、さまざまな材料がある。
- ・構造物の面を形成するために使用され、統一的に使用される場合は景観に占める面積は大きい。

色彩

- ・色相、明度、彩度ともに、さまざまな既製品がある。
- ・一般に吸水率が高いため、屋外の環境では汚れや表面の風化、植物の侵入などにより明度が低下する。
- ・レンガブロックは、原材料や焼成方法によって色彩に幅があるものの、自然素材に近く経年変化による周辺景観との融和も期待できる。
- ・自然素材を固めたブロックは、色彩が素材に近く経年変化による周辺景観との融和も期待できる。

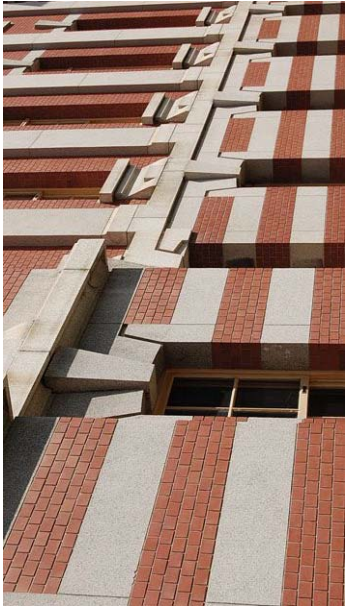


写真 S-11 レンガは経年変化により風合いが増す

色彩操作の自由度

- ・製品の選択により高い。

テクスチャー

- ・個々のブロックの表面に意図的にテクスチャーを施すことができる。
- ・組み合わせで使用するため目地が発生する。インタローッキングブロックなどのいわゆる「砂ぎめ」の製品は、目地幅がほとんどなく目地材を使用することもない。

その他

- ・インタローッキングブロックなどは目地を固定しないため再利用が可能で、補修も容易である。
- ・コンクリート製品の中には透水性を高めたものがあり、歩道における雨水の処理に効果がある。
- ・色彩の自由度を活かして、モザイク状にパターンや図柄を表現できるが、そうした行為の必然性とともに、表現内容について十分な検討が必要である。



写真 S-12 透水性舗装による歩道舗装

● 植物

概要

- ・田園や山岳部においては背景のほとんどを占め、基本的で重要な要素である。
- ・景観操作の素材としては、シンボルツリー、街路樹、法面の被覆、護岸、特定の景観や構造物の遮蔽、造園材料としてなど景観的な要請のほか、日陰を提供するなど物理的な機能性からも使用される。
- ・一般的な構造物には、植物の緑や紅葉の色よりも鮮やかな色彩を使用しないことが原則である。

色彩

- ・植物は一般に「みどり」として認識されることから、緑色（マンセル値では G）であると理解されることがあるが、実際の植物の葉色は GY から YR の範囲である。
- ・景観の変動要素として、季節による植物の葉色の変化があるが、落葉樹であるケヤキの葉色を実測したところ、春：5GY 6.5/10.5、夏：5GY 4/6、秋：2.5GY 3.5/6、冬：2.5GY 2.3/2、幹の色は 10YR 3.3/4 であったとする調査結果がある^{※1}。また晩秋の紅葉したサクラの葉色は 10YR 5/10 に近い。このほか針葉樹であるイチチョウは、夏：10GY 5/6、秋：5Y 7/8^{※2}、またとくに赤く紅葉するドウダナンツツジは、秋：10R 4/10、常緑樹のツバキは 7.5GY 3/6 に近いが、このような樹種が景観に占める割合は低いとみてよい。

- ・これらのことから、植物の持つ色相は 10YR～5GY 程度の範囲におおむね収まり、針葉樹の場合はやや G に接近すると考えてよい。なお特定の樹種を象徴的に用いる場合などは、個別に色彩を調査する必要がある。

色彩操作の自由度

- ・低い。

テクスチャー

- ・景観について考える場合、個々の植物の葉や幹ではなく、集合体である森林、草原、田園などを検討要素とすることが多い。こうした対象はテクスチャーを問題にする必要はないと考えられる。
- ・田や畑、果樹園、街路樹、整型的な庭園などに見られる植物の規則的な配列は、中へ遠景においてパターンとして認識されることがある。

その他

- ・植栽対象としての樹種は、地域の植生や生育条件を十分に検討したうえで選定する必要がある。とくにシンボルツリーや被覆目的のつる性植物の選定において、外来種を採用することもあるが、長期的には地域の生態系への悪影響も懸念されるため、慎重に検討すべきである。
- ・一般的に用いられるネットフエンズの多くは緑（G）色である。これは植物との融和を図るためと推察されるが、色相が異なるうえ彩度が高いため、周辺景観から際立って見えることが多い。手軽に入手できるうえ安価であるため広く使用される材料であるが、その色彩が結果として景観全体の質を損ねることもある。
- ・植物の色彩の変動要素として花の存在があるが、盛期は比較的短く、とくに花色に特徴があり景観を支配するものは計画的に植栽された場合が多い。盛期の花は景観の主役となるが、色彩の検討だけでなく植栽技術や管理を含めた検討が必要である。



写真 S-13 新緑の溪谷



写真 S-14 紅葉の溪谷 — 落葉植物の葉色は季節による変化が著しい



写真 S-15 茶畑の広がる山麓

※1 『景観イメージを活かす 景観色彩計画』より
※2 『東京都景観色彩ガイドライン』より

■資料

3. 『塗料用標準色見本』 における推奨色

「1-3. 公共事業の推奨色」に示された範囲の色彩の参考として、右に『塗料用標準色 2009 年 E 版』における、公共事業の推奨色に該当する色彩※の一覧を示す。

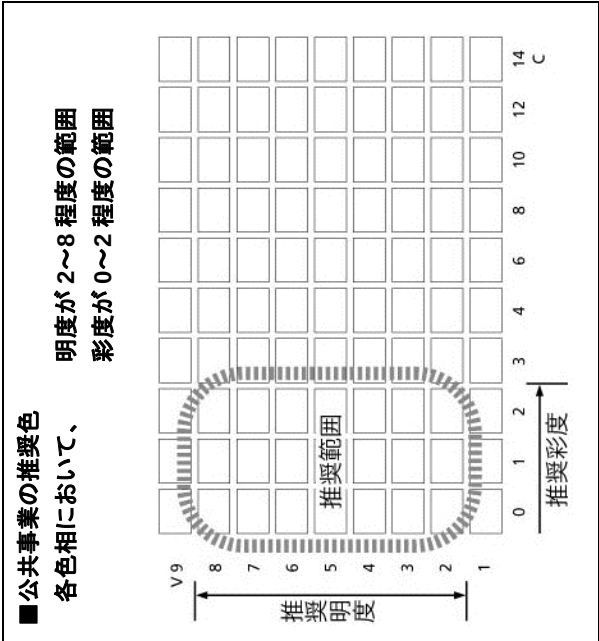


図 S-17 公共事業の推奨色範囲

※ 有彩色 10 色相・無彩色の全 293 色が該当する。
備考欄の、「JIS」は JIS Z 9101、JIS Z 9103 における規定色を、「防護欄」は、『景観に配慮した防護柵の設置ガイドライン』に示された色彩を、それぞれ表す。

色相	塗料用標準色	マンセル値	備考
N 16 色	E15-80D	5YR 8/2	
	E15-70D	5YR 7/2	
	E15-60D	5YR 6/2	
	E15-50D	5YR 5/2	
	E15-40D	5YR 4/2	
	E15-30D	5YR 3/2	
	E17-80D	7.5YR 8/2	
	E17-70D	7.5YR 7/2	
	E17-60D	7.5YR 6/2	
	E17-50D	7.5YR 5/2	
	E17-40D	7.5YR 4/2	
	E19-85A	10YR 8.5/0.5	防護柵：オフホワイト
	E19-80A	10YR 8/0.5	
	E19-75A	10YR 7.5/0.5	
	E19-70A	10YR 7/0.5	
	E19-65A	10YR 6.5/0.5	
	E19-30A	10YR 3/0.5	防護柵：ダークグレー
	E19-80B	10YR 8/1	
	E19-75B	10YR 7.5/1	
	E19-70B	10YR 7/1	
	E19-65B	10YR 6.5/1	
	E19-60B	10YR 6/1	防護柵：グレーベージュ
	E19-50B	10YR 5/1	
	E19-40B	10YR 4/1	
	E19-30B	10YR 3/1	
	E19-20B	10YR 2/1	防護柵：ダークブラウン
R 24 色	E19-80C	10YR 8/1.5	
	E19-75C	10YR 7.5/1.5	
	E19-70C	10YR 7/1.5	
	E19-60C	10YR 6/1.5	
	E19-80D	10YR 8/2	
	E19-75D	10YR 7.5/2	
	E19-70D	10YR 7/2	
	E19-65D	10YR 6.5/2	
	E19-60D	10YR 6/2	
	E19-50D	10YR 5/2	
	E19-40D	10YR 4/2	
	E19-30D	10YR 3/2	
	E22-80B	2.5Y 8/1	
	E22-75B	2.5Y 7.5/1	
	E22-70B	2.5Y 7/1	
	E22-60B	2.5Y 6/1	
	E22-50B	2.5Y 5/1	
	E22-40B	2.5Y 4/1	
	E22-30B	2.5Y 3/1	
	E22-80C	2.5Y 8/1.5	
	E22-75C	2.5Y 7.5/1.5	
	E22-70C	2.5Y 7/1.5	
	E22-65C	2.5Y 6.5/1.5	
	E22-60C	2.5Y 6/1.5	
	E22-80D	2.5Y 8/2	
	E22-75D	2.5Y 7.5/2	
	E22-70D	2.5Y 7/2	
	E22-60D	2.5Y 6/2	
	E22-50D	2.5Y 5/2	
	E22-40D	2.5Y 4/2	
Y 53 色	E12-70D	2.5YR 7/2	
	E15-80A	5YR 8/0.5	
	E15-75A	5YR 7.5/0.5	
	E15-70A	5YR 7/0.5	
	E15-65A	5YR 6.5/0.5	
	E15-50B	5YR 5/1	
	E15-40B	5YR 4/1	
	E15-30B	5YR 3/1	
	E15-20B	5YR 2/1	
	E15-80B	5YR 8/1	
	E15-75B	5YR 7.5/1	
	E15-70B	5YR 7/1	
	E15-65B	5YR 6.5/1	
	E15-60B	5YR 6/1	
	E12-70D	2.5YR 7/2	
	E15-80A	5YR 8/0.5	
	E15-75A	5YR 7.5/0.5	
	E15-70A	5YR 7/0.5	
	E15-65A	5YR 6.5/0.5	
	E15-50B	5YR 5/1	
	E15-40B	5YR 4/1	
	E15-30B	5YR 3/1	
	E15-20B	5YR 2/1	
	E15-80B	5YR 8/1	
	E15-75B	5YR 7.5/1	
	E15-70B	5YR 7/1	
	E15-65B	5YR 6.5/1	
	E15-60B	5YR 6/1	

資-3. 公共事業の推奨色

色相	塗料用標準色	マンセル値	備考
	E39-80B	10GY 8/1	
	E39-80D	10GY 8/2	
	E39-30D	10GY 3/2	
G 21 色	E42-80D	2.5G 8/2	
	E42-70D	2.5G 7/2	
	E45-80A	5G 8/0.5	
	E45-75A	5G 7.5/0.5	
	E45-70A	5G 7/0.5	
	E45-65A	5G 6.5/0.5	
	E45-80B	5GB 8/1	
	E45-70B	5G 7/1	
	E45-60B	5G 6/1	
	E45-50B	5G 5/1	
	E45-40B	5G 4/1	
	E45-30B	5G 3/1	
	E45-20B	5G 2/1	
	E45-80D	5G 8/2	
	E45-70D	5G 7/2	
	E45-60D	5G 6/2	
	E45-50D	5G 5/2	
	E45-40D	5G 4/2	
	E45-30D	5G 3/2	
	E49-70B	10G 7/1	
	E49-40D	10G 4/2	
BG 22 色	E52-70D	2.5BG 7/2	
	E55-80A	5BG 8/0.5	
	E55-75A	5BG 7.5/0.5	
	E55-70A	5BG 7/0.5	
	E55-80B	5BG 8/1	
	E55-70B	5BG 7/1	
	E55-60B	5BG 6/1	
	E55-50B	5BG 5/1	
	E55-40B	5BG 4/1	
	E55-30B	5BG 3/1	
	E55-20B	5BG 2/1	
	E55-60D	5BG 6/2	
	E55-40D	5BG 4/2	
	E55-30D	5BG 3/2	
	E55-20D	5BG 2/2	
	E55-80D	5BG 8/2	
	E55-70D	5BG 7/2	
	E55-60D	5BG 6/2	
	E57-70D	7.5BG 7/2	
	E57-60C	7.5BG 6/1.5	
	E59-80D	10BG 8/2	
	E59-50D	10BG 5/2	
B 22 色	E62-60D	2.5B 6/2	
	E65-80A	5B 8/0.5	
	E65-75A	5B 7.5/0.5	
	E65-70A	5B 7/0.5	
	E65-65A	5B 6.5/0.5	
	E65-80B	5B 8/1	
	E65-70B	5B 7/1	
	E65-60B	5B 6/1	
	E65-50B	5B 5/1	
	E65-40B	5B 4/1	
	E65-30B	5B 3/1	
	E65-20B	5B 2/1	
	E65-80D	5B 8/2	
	E65-70D	5B 7/2	
	E65-60D	5B 6/2	
	E65-50D	5B 5/2	
	E65-40D	5B 4/2	
	E65-30D	5B 3/2	
	E65-20D	5B 2/2	
	E72-80D	2.5PB 8/2	
	E72-70D	2.5PB 7/2	
	E72-60D	2.5PB 6/2	
	E75-80A	5PB 8/0.5	
	E75-75A	5PB 7.5/0.5	
	E75-70A	5PB 7/0.5	
	E75-80B	5PB 8/1	
	E75-70B	5PB 7/1	
	E75-60B	5PB 6/1	
	E75-50B	5PB 5/1	
	E75-40B	5PB 4/1	
	E75-30B	5PB 3/1	
	E75-20B	5PB 2/1	
	E75-80D	5PB 8/2	
	E75-70D	5PB 7/2	
	E75-60D	5PB 6/2	
	E75-50D	5PB 5/2	
	E75-40D	5PB 4/2	
	E75-30D	5PB 3/2	
	E75-20D	5PB 2/2	
	E76-80D	6.25PB 8/2	
	E77-70D	7.5PB 7/2	
GY 24 色	E32-80D	2.5GY 8/2	
	E35-80A	5GY 8/0.5	
	E35-75A	5GY 7.5/0.5	
	E35-70A	5GY 7/0.5	
	E35-65A	5GY 6.5/0.5	
	E35-80B	5GY 8/1	
	E35-70B	5GY 7/1	
	E35-60B	5GY 6/1	
	E35-50B	5GY 5/1	
	E35-40B	5GY 4/1	
	E35-30B	5GY 3/1	
	E35-20B	5GY 2/1	
	E35-80D	5GY 8/2	
	E35-70D	5GY 7/2	
	E35-60D	5GY 6/2	
	E35-50D	5GY 5/2	
	E35-40D	5GY 4/2	
	E35-30D	5GY 3/2	
	E37-80D	7.5GY 8/2	
	E37-60D	7.5GY 6/2	
色相	E65-50B	5B 5/1	
	E65-40B	5B 4/1	
	E65-30B	5B 3/1	
	E65-20B	5B 2/1	
	E65-80D	5B 8/2	
	E65-70D	5B 7/2	
	E65-60D	5B 6/2	
	E65-50D	5B 5/2	
	E65-40D	5B 4/2	
	E65-30D	5B 3/2	
色相	E85-50B	5P 5/1	
	E85-40B	5P 4/1	
	E85-30B	5P 3/1	
	E85-20B	5P 2/1	
	E85-80D	5P 8/2	
	E85-70D	5P 7/2	
	E85-60D	5P 6/2	
	E85-50D	5P 5/2	
	E85-40D	5P 4/2	
	E85-30D	5P 3/2	
色相	E85-20D	5P 2/2	
P 18 色	E85-80A	5P 8/0.5	
	E85-75A	5P 7.5/0.5	
	E85-70A	5P 7/0.5	
	E85-65A	5P 6.5/0.5	
	E85-80B	5P 8/1	
	E85-70B	5P 7/1	
	E85-60B	5P 6/1	
	E85-50B	5P 5/1	
	E85-40B	5P 4/1	
	E85-30B	5P 3/1	
	E85-20B	5P 2/1	
	E85-80D	5P 8/2	
	E85-70D	5P 7/2	
	E85-60D	5P 6/2	
	E85-50D	5P 5/2	
	E85-40D	5P 4/2	
	E85-30D	5P 3/2	
	E85-20D	5P 2/2	

■資料

色相	塗料用標準色	マンセル値	備考
RP	E95-80A	5RP 8/0.5	
	E95-75A	5RP 7.5/0.5	
19 色	E95-70A	5RP 7/0.5	
	E95-80B	5RP 8/1	
	E95-70B	5RP 7/1	
	E95-60B	5RP 6/1	
	E95-50B	5RP 5/1	
	E95-40B	5RP 4/1	
	E95-30B	5RP 3/1	
	E95-20B	5RP 2/1	
	E95-80D	5RP 8/2	
	E95-70D	5RP 7/2	
	E95-60D	5RP 6/2	
	E95-50D	5RP 5/2	
	E95-40D	5RP 4/2	
	E95-30D	5RP 3/2	
	E95-20D	5RP 2/2	
	E99-80B	10RP 8/1	
	E99-70B	10RP 7/1	

4. 用語集

● あ	● さ	● た	● か
安全色..... JIS Z 9101・安全色および安全標識、JIS Z 9103・安全色一般事項により規定された、安全・禁止・注意・指示などを表す色彩。	空気遠近法..... 遠くのものほどかすんで見えるという視覚的な性質を利用して、二次元に奥行きを表現する方法。ルネッサンス期の絵画や東洋の水墨画などによく見られ、「色彩遠近法」とも言う。	暖色..... 色相の種類で、視覚的に熱い・暖かい感じを与える色のこと。一般に赤、橙、黄など。	寒色..... 色相の種類で、視覚的に寒い・涼しい感じを与える色のこと。一般に青緑、青、青紫など。
色温度..... 光源からの光の色を数値で表す尺度。単位は「° K（ケルビン）」。	色相..... 色の3属性のひとつで、色みの強さ、鮮やかさを表す属性。マンセル表色系では「C；Chroma」として0～14程度で表される。	テクスチャー..... 物の表面の質感、手触り、肌理（きめ）などを指す概念。本来は織物の質感を意味する。	輝度..... ものの明るさを表現したもので、単位面積あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度として輝度計により計測したもの。単位はcd/m ² （カンデラ／平方メートル）。（JIS Z 9111）
色の3属性、色彩の3属性..... 色相、明度、彩度のこと。	色相..... 色の3属性のひとつで、色み（赤、黄、青など色の種類）を表す属性。マンセル表色系では「H；Hue」として色相環上で100等分される。		
エイジング（エージング、aging）..... 一般には「老化」の意味であるが、本書では、構造物が時間とともに汚れや摩滅などにより味わいを増す「熟成」の意味で用いている。	色相環..... さまざまな色相を一定の順序にしたがい円環状にて並べたもの。マンセル表色系では R：red、Y：yellow、G：green、B：blue、P：purple を主要5色相とし、それぞれの中間を加えた10色相を基準として、環状に時計回りに循環させて配置する。		
演色性..... 光源の放つ光の性質で、光の波長の特徴により物体色に与える影響のことをいう。一般に、自然光を基準として「良い」「悪い」が判断される。	色相..... 色の3属性のひとつで、色みの強さ、鮮やかさを表す属性。マンセル表色系では「C；Chroma」として0～14程度で表される。		

● は	● た	● か
ハレーション..... 一般には、写真などにおいて特に強い光の当たった部分の周りが白くぼやける現象のことを言が、本書では彩度の高い補色同士が隣り合った場合に見られる、目がちかちかするような色彩効果のことを指す。	透過色..... 物体色のひとつで、ステンドグラスやセロファンなど色みを持つ透明な物体を透かして見える光の色のこと。	色温度..... 光源からの光の色を数値で表す尺度。単位は「° K（ケルビン）」。
塗料用標準色..... 社団法人 日本塗料工業会が発行する塗料色の見本帳。各色にマンセル表色系による近似値が付記されており、色票番号もマンセル値と対応している。	表面色..... 物体色のひとつで、物の表面から反射して見える光の色のこと。本書では物体色のうち主に表面色を扱っている。	色相..... 色の3属性のひとつで、色みの強さ、鮮やかさを表す属性。マンセル表色系では「C；Chroma」として0～14程度で表される。
	俯瞰色..... 対象を見下ろす（俯瞰する）場合の、水平面と視線方向のなす角度。仰角と対応する。	色相..... 色の3属性のひとつで、色みの強さ、鮮やかさを表す属性。マンセル表色系では「C；Chroma」として0～14程度で表される。
	物体色..... 光源からの光に対象物が照らされたときに見える色のこと。透過色と表面色がある。	色相..... 色の3属性のひとつで、色みの強さ、鮮やかさを表す属性。マンセル表色系では「C；Chroma」として0～14程度で表される。

■ 資料

プロセスカラー	ムーン&スペンサーの色彩調和理論.....
C：シアン、M：マゼンタ、Y：イエロー、K：ブラックの、4色のインクのかけあわせにより色を再現する方法。一般的な印刷に用いられる。	P.ムーンとD.E.スペンサーにより1944年に色彩の調和原理として米国光学会に発表された考え方。異なる複数の色における相互の調和／不調和を、色相環上の角度によって表していること、色彩による連想・色彩の嗜好・色彩の適合性の3つは切り離して考えるべきとしていること、従前の色彩調和論に見られる普遍的な原理を一般化して定量的な記述をしたことなどに特徴がある。アートやデザインの現場で実用に適した色彩理論として、現在も広く支持されている。
補色	明度
色相環上で180°付近に位置する色同士の関係。	色彩の3属性のひとつで、色の明るさを表す属性。マンセル表色系では「V：Value」として0～10の数値で表される。
● ま	● や
マンセル値	有彩色
マンセル表色系に沿って表示された色彩の記号で、有彩色は「色相 + 明度 / 彩度」で表し、無彩色は「N + 明度」で表す。	無彩色以外の色のことで、色み（色相）と鮮やかさ（彩度）を持つ。
マンセル表色系	
アメリカの画家、美術教育者のA.マンセルにより1905年に提唱された色彩の表記法。1943年にアメリカ光学会が視感評価実験によって修正したものが、現在のマンセル表色系の基礎となっている。色彩を定量的に表す国際的な尺度で、日本ではJIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。マンセル表色系、マンセル・カラー・システム、マンセル・システムともいう。	
無彩色	
色みと鮮やかさを持たず、明るさだけを持つ色で、白から黒にいたるグレーの範囲。	

5. 参考文献

● 国土交通関連

- 未来を拓く中部の景観づくり「実践編」
・国土交通省中部地方整備局 2008.3

改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

- ・財団法人 国土技術研究センター 編集発行
・大成出版社 2008.2

未来を拓く中部の景観づくり

- ・中部地方整備局景観アドバイザー会議 2007.4

砂防関係事業における景観形成ガイドライン

- ・国土交通省砂防局 2007.2

河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」

- ・国土交通省河川局 2006.10

海岸景観形成ガイドライン

- ・国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁
2006.1

道路のデザイン ― 道路デザイン指針(案)とその解説

- ・財団法人 道路環境研究所 編著
・大成出版社 2005.7

港湾景観形成ガイドライン

- ・国土交通省港湾局 2005.3

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)

- ・国土交通省都市・地域整備局 2005.3

住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン

- ・国土交通省住宅局 2005.3

航路標識整備事業景観形成ガイドライン

- ・海上保安庁交通部

官庁営繕事業における景観形成ガイドライン

- ・官庁営繕部

景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン

- ・国土交通省道路局地方道・環境課 監修
景観に配慮した防護柵推進検討委員会 編著
・大成出版社 2004.5

ひと目でわかるシンボルサイン

- ・国土交通省総合政策局交通消費者行政課 監修
交通エコロジー・モビリティ財団標準案内用図記号研究会 著
・交通・エコロジー・モビリティ財団 2001.12

シビックデザイン―自然・都市・人々の暮らし

- ・建設省中部地方建設局 シビックデザイン検討委員会
・大成出版社 1996.12

公共空間のデザイン ― シビックデザインの試み

- ・建設省中部地方建設局 シビックデザイン検討委員会
・大成出版社 1994.10

■資料

● 一般書籍

地域イメージを活かす 景観色彩計画

- ・日本カラーデザイン研究所 著
- ・学芸出版社 2008.4

土木と景観

- ・田中尚人・柴田久 編著
- ・学芸出版社 2007.4

景観用語事典・増補改訂版

- ・篠原修 編
- ・彰国社 2007.2

デザイン・ルールズ

- ・伊達千代・内藤タカヒロ 著
- ・エムディエヌコーポレーション 2006.1

景観法を活用するための 環境色彩計画

- ・吉田慎悟 著
- ・丸善株式会社 2005.9

景観デザインと色彩

- ・熊沢傳三 著
- ・技法堂出版 2002.3

新版 色の手帖 ― 色見本と文献例でつづる色名ガイド

- ・永田泰弘 監修
- ・小学館 2002.5

風景色と嗜好色

- ・佐藤邦夫 著
- ・青娥書房 1986.10

● 色見本等

塗料用標準色 2009 年 E 版・ポケット版

- ・日本塗料工業会 製作発行
- ・日本塗料工業会 2009

マンセル・システムによる 色彩の定規・拡充版

- ・日本色彩研究所 監修
- ・日本色研事業株式会社 2008

資-6. 色相環と調和の範囲

6. 色相環と調和の範囲

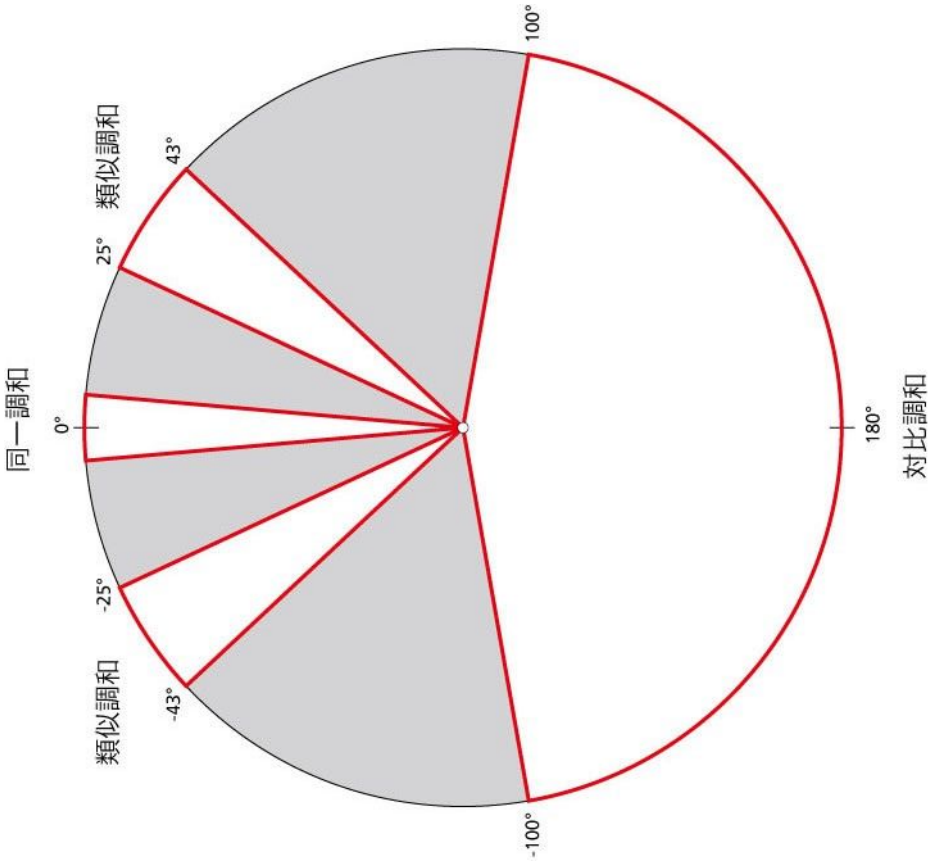


図 S-19 色相環における調和・不調和の関

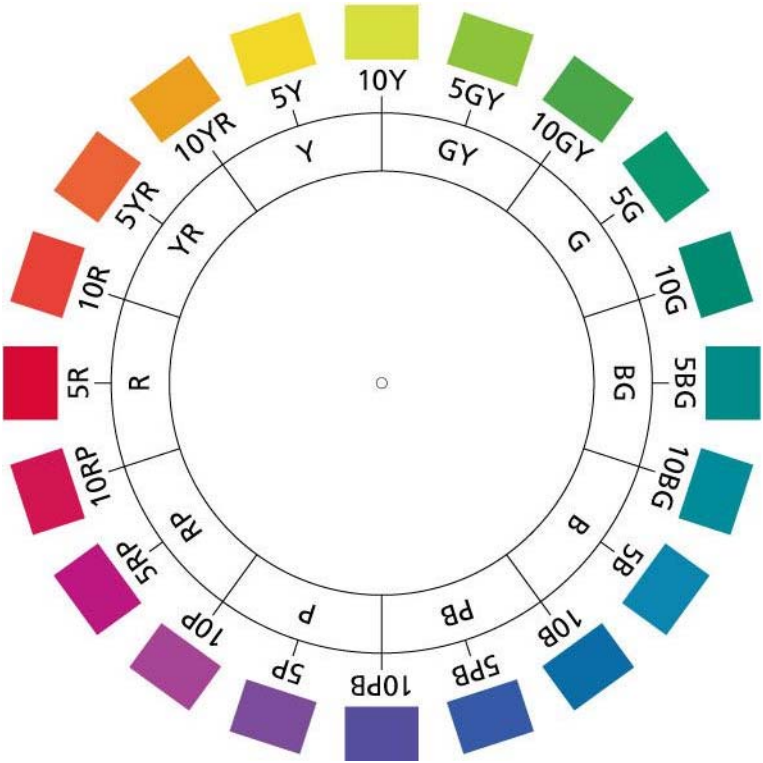


図 S-18 マンセル色相環 (マンセル値による実際の色彩とは異なります)



第4章

小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針

～あるべきものが あるべきところに あるべき色彩で～



目 次

総論編	4-1
1. 本指針について	4-1
2. 本指針の利用方法	4-1
3. 色彩計画	4-2
3.1 基本方針	4-2
3.2 地域景観の類型の設定	4-2
3.3 色彩選定の方向性	4-2
3.4 強調させる色彩の使用	4-2
3.5 その他	4-2
3.6 構造物の色彩一覧	4-8
4. デザイン計画	4-12
4.1 基本方針	4-12
4.2 強調させる色彩の使用	4-13
4.3 その他	4-13
5. 留意する法令等	4-14
5.1 法令関係	4-14
5.2 指針関係	4-15
施設編	4-17
1. 河川	4-17
1.1 斜面・法面（法線・川幅・横断形・縦断形）	4-17
1.2 護岸	4-18
1.3 防護柵	4-19
1.4 舗装	4-19
1.5 樋門・樋管、水門、堰の塗装	4-20

2. 海岸	4-21
2.1 護岸・堤防・胸壁	4-21
2.2 離岸堤、消波堤、突堤、ヘッドランド等	4-22
2.3 人工海浜・養浜	4-22
2.4 防護柵	4-23
2.5 舗装	4-23
2.6 水門・陸閘	4-24
3. 砂防	4-25
3.1 斜面・法面	4-25
3.2 堰堤	4-25
3.3 溪流保全工	4-26
4. 道路	4-27
4.1 斜面・法面	4-27
4.2 擁壁・落石防止柵	4-27
4.3 防護柵	4-28
4.4 舗装	4-32
4.5 植栽	4-33
4.6 照明（照明柱）	4-33
4.7 公共サイン	4-35
4.8 その他付属物等	4-35
4.9 横断歩道橋	4-36
4.10 跨線橋等	4-36

5. 橋梁	4-37
5.1 防護柵（車両用防護柵、高欄等）	4-37
5.2 橋台・橋脚	4-38
5.3 桁・地覆	4-38
6. 公園	4-39
6.1 植栽	4-39
6.2 建築物や構造物の維持管理	4-40
6.3 公園の景観の価値を高める管理運営	4-41
6.4 景観形成への参加	4-42
7. 港湾	4-43
7.1 外郭施設	4-43
7.2 係留施設	4-43
7.3 臨港交通施設	4-44
7.4 荷さばき施設	4-44
7.5 その他の施設	4-44
7.6 防護柵	4-45
7.7 舗装	4-45
7.8 植栽	4-46
7.9 照明（照明柱）	4-46
8. 公共建築物	4-47
終わりに	4-48

総論編

良好な景観は、日々の保全活動や維持管理によって守られているものであり、また、調和のとれた街並みにしていくことや失われた自然を再生していくことも、日々の継続した取組によってなされる。このように、日々の積み重ねで、景観づくりに取り組んでいくことは、地域が将来にわたって持続可能で豊かに暮らせることにつながっていくものである。

また、景観の主役は地域の自然景観や人文景観であり、公共構造物は、原則、景観の脇役として地域の景観と調和する存在が望ましい。そのため、色彩やデザインの設計においては、誘目性（人目を引く性質）を弱めることを基本とする。

1. 本指針について

本指針は、「新設・改築における色彩・デザイン指針」の方針を踏まえつつ、中部地方整備局の景観検討の実施要領である『未来を拓く中部の景観づくり「実践編」』において、簡易区分に判定されるような維持管理・災害復旧等の比較的規模の小さい工事や、規模の小さい改築工事を対象とする。また、事故による損傷の復旧は対象から除くこととする。

本指針の目的は、日常的に生じる維持管理をはじめ、今後想定される構造物のメンテナンス、災害において生じる被害に対し、効率的かつ迅速に修繕や復旧を行うなかで、対象地域の景観の維持、向上を図ることである。そのため、周辺環境や一貫性を踏まえ、良好な景観が維持できる場合、本指針によらず現況復旧もやむを得ない。

また、実際に現場に立つ担当者が、時間的な制約のもとで、こうした維持修繕や緊急的な復旧に対応するため、最低限踏まえるべき景観に対する内容を中心に把握し、活用することを想定している。色彩・デザインの検討にあたっては、基本的には各事務所で策定した手引き・指針等に準拠するものとし、本指針は参考書として活用する。また、それらの手引きや指針がない場合には、本指針に準拠するものとする。

色彩・デザインに関する基本的事項については、平成27年12月に改訂した「新設・改築における色彩・デザイン指針」を参照するものとする。

2. 本指針の利用方法

本指針は、設計段階での受注者との打合せにおける指示や色彩検討シート（業務編）作成、工事段階での受注者への指示や条件明示項目チェックリスト（工事編）作成の際に適用していくことが望ましい。

景観はそれぞれの地域で作り上げてきた地域固有のものであり、一律に「この種の施設はこうすべきである」と決めることは適切ではない。例えば、過去の取組が一定の成果を上げている箇所については、必ずしも本指針どおりに施工しなくても良い場合も想定される。このため、この指針は、各工事担当者が公共施設の機能確保をした上で、現場条件、コスト、連続性、経済性や景観特性等を踏まえ、景観に配慮した設計や工事を行う場合の参考にするべきものであり、その利用に当たっては、既に行われている整備の状況や今後の整備の見通し等も勘案しつつ、柔軟に対応することが望ましい。

なお、本指針については、その活用状況を確認し、随時見直しを図ることとする。

3. 色彩計画

3.1 基本方針

維持管理においては、地域景観になじむように、著しく目立つことがないよう配慮することを前提とする。また、災害復旧等において、迅速かつ効率的に対応できるように、予め地域景観の類型ごとに色彩選定の方向性を設定しておくことが望ましい。

3.2 地域景観の類型の設定

中部地方整備局管内の代表的な景観類型として、以下の5区分に類型化する。
なお、エリアの区分が困難な場合は、郊外・田園景観に区分することとする。

- 都市景観
- 郊外・田園景観
- 山岳景観
- 河川景観
- 海浜・港湾景観

3.3 色彩選定の方向性

5つの地域景観の類型について、景観の特徴および色彩選定の方向性を次ページに示す。

3.4 強調させる色彩の使用

色彩選定においては、周囲の環境に調和させる色彩を採用することが基本的な方針であるが、地域のランドマークやシンボルにするため、本指針推奨色以外を採用することがありえる。その際には、専門家を交えるなどして検討することが望ましい。

3.5 その他

地域の実情を踏まえつつ、防護柵や護岸など連続する構造物について部分的な小規模工事を行う場合、本指針に基づくことが、むしろ連続性を損なう場合もある。その場合には、既存区分の今後の色彩の見直しを勘案し、現状のままとすることもやむを得ない。

(1) 都市景観

① 景観の特徴

- ・生活環境が集積しているため、景観全体が多様な構造物で形成されており、相互の距離が近い。
- ・垂直方向の要素が卓越しており、見通しが悪くやや閉鎖的であることが多い。
- ・オフィス街、商店街、住宅街など、特徴を持った多様な景観が連続する。
- ・建築物や地下施設などにより立体的な構造を持つため、視点場が多い。

② 色彩選定の方向性

- ・建築物や屋外広告物など既存の色彩が多様であるため、景観の秩序を生み出すことを目指す。
- ・色相は既存景観に応じて多様な展開が考えられるが、低～中程度の明度の色彩を用いることが基本となる。
- ・中心市街地では、比較的成長した街路樹の中に、低彩度の落ち着いたグレー系や濃淡はあるが、ブラウン系のビルが景観を形成している。オフィス街でグレー系やベージュ系のビルが多い事を考慮した基調色とする。



都市景観のイメージ

(2) 郊外・田園景観

① 景観の特徴

- ・ 開放的な空間を舞台に集落や河川・水路、里山が点在するのが田園景観の特徴である。
- ・ 田園景観を背景に、住宅や商店などの都市的環境が断続的に存在する地域を郊外と位置づけ、景観を構成する要素が比較的近いことから、郊外と田園とを複合して捉えることとする。
- ・ 伸びやかな開放感と豊かな自然環境があり、季節の変化にも富んだ景観である。

② 色彩選定の方向性

- ・ 非常に開放的な空間、住居などの集積する空間、水辺や山裾などの自然豊かな空間など、場所ごとの特徴をとらえる必要がある。
- ・ 植物や土になじむ色相を選定し、全体に明るい景観であることを考慮して中程度の明度の色彩を用いることが基本となる。
- ・ 自然素材の使用、やや粗いテクスチャー※¹の採用、エイジング※²の促進を図る。



郊外・田園景観のイメージ

※1 テクスチャー：物質の表面を構成している模様や肌ざわり、質感のことで、日本語では肌理（きめ）等で表現される。テクスチャーには景観に表情を与え、対象に対する親しみや味わいを増す効果があるとされている。

※2 エイジング：素材の経年変化。自然と調和し、年月を経て味わいや風格を備える変化を指す。

(3) 山岳景観

① 景観の特徴

- ・土地利用が限定的であるため良好な景観や秩序ある自然環境が多く残されており、多くの場合、森林が背景となる。
- ・日照時間が短く、やや閉鎖的な景観である。
- ・直線や水平方向の要素がほとんどないため、人工的な構造物そのものの存在感が際立つことが多い。
- ・地形改変の抑止、構造物の出現の抑止、目立たない位置への設置など、既存景観の保全について十分に検討する必要がある。

② 色彩選定の方向性

- ・背景に溶け込む、保全型の方向性を基本とする。
- ・植物になじむ色相を選定し、全体に暗い景観であることを考慮して、やや低明度の色彩を用いることが基本となる。
- ・素材の性質から背景との融和が困難な場合は、無彩色を基本として背景と適度に対比させ、背景を引き立てることを目指す。
- ・自然素材の使用、やや粗いテクスチャーの採用、エイジングの促進を図る。
- ・なお、これまでにコントラストを際立たせる朱色等の色彩を採用する事例があるが、過去の経緯や紅葉時の景観なども踏まえ、慎重な検討が望まれる。



山岳景観のイメージ

(4) 河川景観

① 景観の特徴

- ・河川に沿って人や動植物が集まるため、都市河川であっても自然の表情が現れやすく、それが連続することが大きな特徴である。
- ・有堤区間は、堤防により空間が分断されることに留意する。堤外地では、空、水面、地面、植物などの要素が流れに沿って水平に広がる開放的な景観となるが、堤内地では堤防そのものが景観を占め、水面が見えない。
- ・無堤区間では周囲との一体性が高いため、周辺の自然やまちなみの一部として眺められることが多いことに留意する。

② 色彩選定の方向性

- ・できるだけ自然の風合いを持った素材を用い、景観の主役である水の表情を引き立てる色彩を目指す。
- ・有堤区間では土になじむ色相を選定し、全体に明るい景観であることを考慮して、中～高明度の色彩が基本となる。
- ・無堤区間では周辺景観と融和する色相を選定し、中明度の色彩を用いることが基本となる。



河川景観のイメージ

(5) 海浜・港湾景観

① 景観の特徴

- ・ 大きなスケールを持つため、ともすればよりどころのない漠然とした景観となりがちである。
- ・ 一般的な海浜景観は海に向かって一方向的に開放され、海面や島影、船舶などが特徴的な景観要素となる。
- ・ 埋立地や堤防が水面を囲む港湾は、機能を持った空間であり、船舶や港湾施設群、防波堤越しに広い海面を見ることになる。
- ・ 現代の工業港は巨大な施設類が突出し、立入制限される場所があり、非日常的な空間となることも多い。

② 色彩選定の方向性

- ・ 主役である海面の眺望を引き立てる色彩を目指す。
- ・ 周辺景観と融和する色相を選定し、明るい景観であることを考慮して、中～高明度の色彩が基本となる。
- ・ 一般的な海浜では、できるだけ自然の風合いを持った素材を用いる。
- ・ 強い日光や風、塩分などにより退色や腐食が進みやすいことに注意する。



海浜・港湾景観のイメージ

3.6 構造物の色彩一覧

構造物の色彩について、各地域景観区分別に整理した。色彩一覧表を以下に示す。

<連続して見られる構造物>

地域景観区分	連続して見られる構造物	
	塗装面積大	塗装面積小
都市景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
郊外・田園景観	グレーベージュ② (10YR7.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
山岳景観	緑系グレー (5G5.0～6.0/1.0～2.0) グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークグレー (10YR3.0/0.2)
河川景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0) ※1、3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
海浜・港湾景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0) ※1、3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)

<単体として見られる構造物>

地域景観区分	単体として見られる構造物			
	塗装面積大	塗装面積小	支柱※2	
			直径 318.5mm 以上	直径 318.5mm 未満
都市景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
郊外・田園景観	グレーベージュ② (10YR7.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
山岳景観	緑系グレー (5G5.0～6.0/1.0～2.0) グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークグレー (10YR3.0/0.2)	亜鉛メッキ※3	ダークグレー (10YR3.0/0.2)
河川景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
海浜・港湾景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)

※1 構造物の劣化への配慮が必要な箇所は亜鉛メッキも候補に加える。

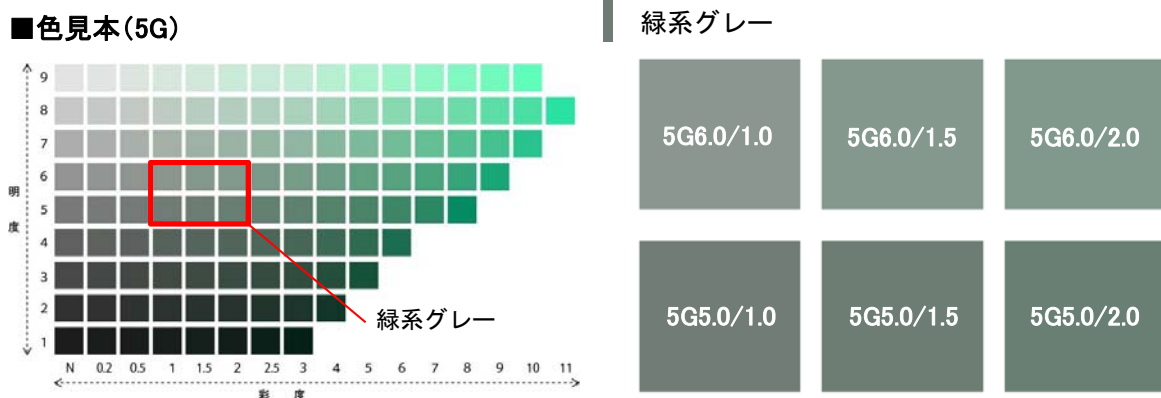
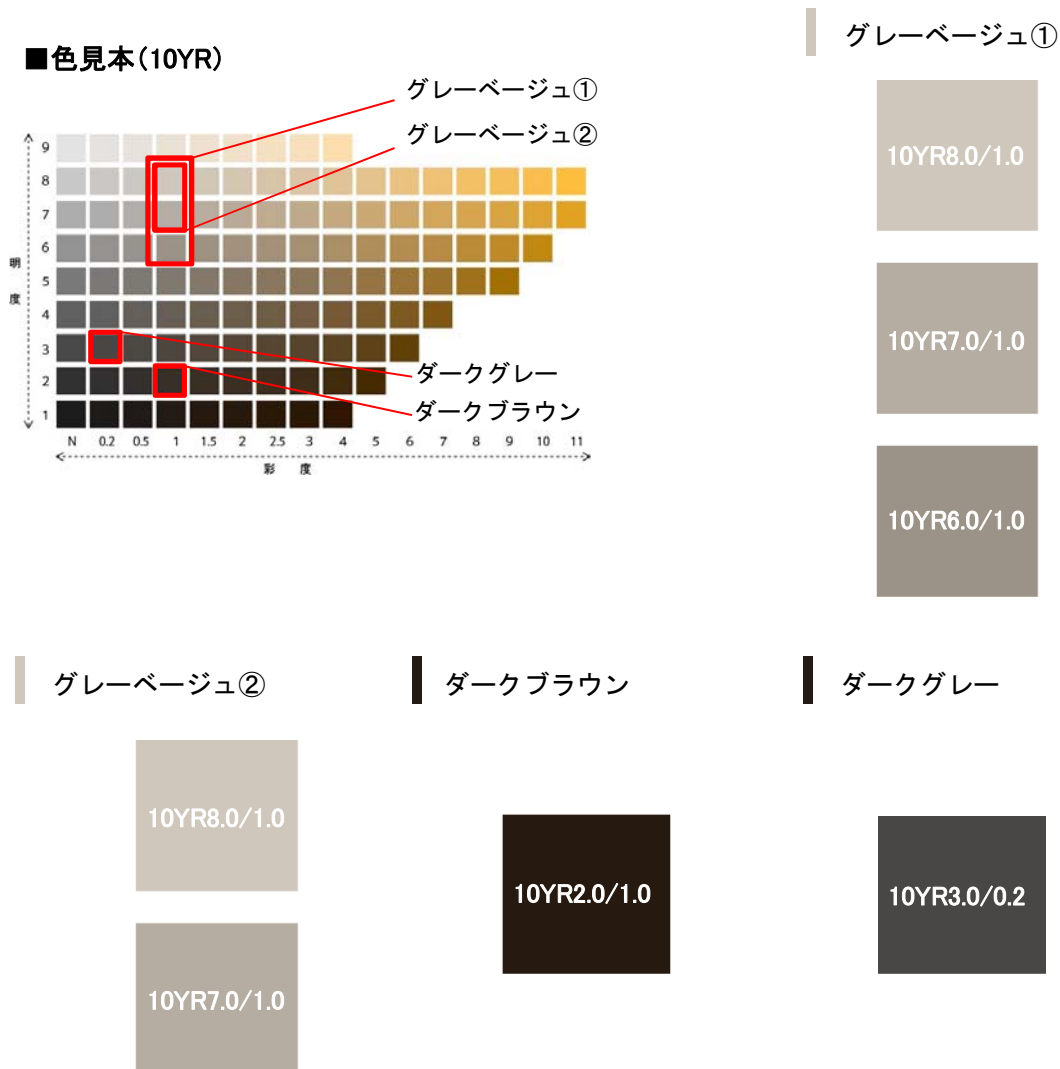
※2 標識柱については梁材、つなぎ材についても柱の色彩と同一とする。標識板裏面については支柱の色彩によらず、素材色（アルミニウム合金）とする。

※3 初期の光沢について景観上配慮が必要な場合は、リン酸亜鉛処理を施すことも検討する。

※4 隣接する構造物と色彩の一貫性を保たせるなど、周囲との連続性に配慮する。

都市景観、郊外・田園景観、河川景観、海浜・港湾景観では、自然色で周囲の景観に調和しやすいグレーベージュやダークブラウンを用いることを基本とする。

また、山岳景観では緑が多いため、より彩度の低いグレーベージュやダークグレーを用いることを基本とする。



※上記は標準的な色を示しているものであり、必要に応じて近隣の色を用いる事も検討出来る。

＜色彩を決定する上での留意事項＞

- 維持管理、修繕工事は、長い年月をかけて、少しずつ取り組むものであるため、これまでの取組みや今後の取組み予定を勘案して、決定することが必要である。
- 交差点部などで照明柱が連続して設置されている箇所に標識柱を設置する場合は、照明柱との色彩の連続性に配慮する。
- 既に景観に関して規定している地域・地区については、その規定に従い色彩を決定する。
- 構造物の具体的な色彩については、本手引きに示す色彩に従うことを基本とするが、各構造物の周囲の環境や構造物の形状、さらにこれまでの歴史や地域の取組み等を考慮し、柔軟に対応すること。

■連続して見られる構造物



グレーベージュのガードレールの例



ダークブラウンのガードパイプの例



ダークグレーのガードパイプの例

■単体として見られる構造物



亜鉛メッキを施した鉄塔の例

4. デザイン計画

4.1 基本方針

- 周辺の景観に圧迫感を与えないように、過度な装飾は避けるべきである。
- 道路付属物については、道路交通の安全性を考慮し、設置が必要な区間の見直しや形状の統一、地域特性に応じたデザインの採用（土地利用、地形を考慮したデザイン等）、眺望を確保する透過性のあるデザインの採用も検討する。
- 維持管理、修繕工事は、長い年月をかけて、少しずつ取り組むものであるため、これまでの取組みや今後の取組み予定を勘案して、決定することが必要である。
- できる限り、前後区間との連続性に配慮し、一貫性のあるデザインを心がける。
- あくまで公共施設であり、脇役であることを踏まえ、個性的なデザインの採用は慎むべきである。個性的なデザインを採用する場合は、専門的視点からの検討を行った上でデザインすべきである。



上屋の装飾について検討すべき事例



防護柵の種類について検討すべき事例



堤防の素材を生かし、周辺景観と調和している事例



歩道橋の色が周辺環境と調和している事例

4.2 強調させる色彩の使用

色彩選定においては、周囲の環境に調和させる色彩を採用することが基本的な方針であるが、地域のランドマークやシンボルにするため、本指針推奨色以外を採用することがありえる。その際には、地域の実情を踏まえつつ、専門家を交えるなどして検討することが望ましい。

4.3 その他

地域の実情を踏まえつつ、防護柵や護岸など連続する構造物について部分的な小規模工事を行う場合、本指針に基づくことが、むしろ連続性を損なう場合もある。その場合には、既存区分の今後の色彩の見直しを勘案し、現状のままとすることもやむを得ない。

5. 留意する法令等

本手引きの運用にあたっては下記に記載する景観法・条例（景観計画、景観協定）、都市計画法（景観地区、風致地区、地区計画）、建築基準法、自然公園法（国立・国定公園）、文化財保護法等の法令と整合を取ることが必要である。かつ、景観に関する県の指針、整備計画、地域の景観に関する活動等との整合を取ることが望ましい。

5.1 法令関係

関係する法令については、以下に示すとおりである。

(1) 景観法・条例（景観計画、景観協定）

- ・ 景観計画（景観条例）、景観協定による建築物・工作物、景観重要公共施設や色彩等の規定事項について留意する

(2) 都市計画法（地区計画、風致地区、景観地区）

- ・ 地区計画区域内における建築物・工作物のデザインや色彩等の規定事項について留意する。
- ・ 風致地区における各種規制について留意する。
- ・ 景観地区における建築物・工作物等の公共施設の形態、意匠、高さの最高（低）限度等の規定事項について留意する。

(3) 建築基準法

- ・ 地区計画区域内の建築物の形態、意匠等の規定事項（市町の建築条例）について留意する。
- ・ 建築協定による建築物の形態、意匠等の規定事項について留意する。

(4) 自然公園法（国立・国定公園等）

- ・ 国立・国定公園内の建築物・工作物等公共施設の規定事項について留意する。
- ・ 県立自然公園内の建築物・工作物等公共施設の規定事項について留意する。

(5) 文化財保護法

- ・ 文化財（有形文化財、名勝等）における各種規制について留意する。

5.2 指針関係

関係する指針については、以下に示すとおりである。

(1) 「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」

(国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 H24.3)

- ・地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮した良好な景観形成に資する官庁施設整備を推進するための手順や体制について留意する。

(2) 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」

(国土交通省 都市・地域整備局 H23.6)

- ・都市整備に関する事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、事業により良好な都市景観の具現化に向けた道筋について活用する。

(3) 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」

(国土交通省 河川局 H18.10)

- ・河川景観の形成と保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等を行うために、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等について活用する。

(4) 「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」

(国土交通省 砂防部 H19.2)

- ・砂防関係事業における景観形成の配慮事項について留意する。

(5) 「海岸景観形成ガイドライン」

(国土交通省 河川局・港湾局、農林水産省 農村振興局・水産庁 H18.1)

- ・海岸景観の捉え方や理念、整備の各段階において活用する。

(6) 「道路デザイン指針」

(国土交通省 道路局 地方道・環境課道路環境調査室、都市・地域整備局街路課 H17.4)

- ・景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的事項について留意する。

(7) 「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」

(国土交通省 住宅局 H17.3)

- ・住宅、建築物等整備事業において配慮することが望ましい景観配慮事項について留意する。

(8) 「港湾景観形成ガイドライン」

(国土交通省 港湾局 H17.3)

- ・ 港湾の景観形成における基礎的な手順、手法、考え方等について留意する。

(9) 「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」

(国土交通省 海上保安庁 交通部 H16.3)

- ・ 航路標識等の設置環境に配慮した景観形成の配慮事項について留意する。

(10) 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」

(景観に配慮した防護柵推進検討委員会 H16.3)

- ・ 防護柵の色彩に関する規定事項について留意する。

(11) 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」

(国土交通省 水管理・国土保全局 H26.3)

- ・ 河川における災害復旧において、自然河岸、護岸、基礎工、根固工が被災した場合の標準的な復旧方法について活用する。

施設編

1. 河川

- ・ 河川は、水と緑が連続した貴重な自然が残る多様な生物の生息域でもあり、これらの自然は、河川の景観を構成する重要な要素となっている。
- ・ 河川事業における景観配慮を図るためには、それぞれの河川について自然、歴史、地形、水質、治水・利水、暮らしとの関わり等に配慮した維持管理を行うことが望ましい。
- ・ 色彩については、P 4-8 に示す色の選択を基本とする。

1.1 斜面・法面（法線・川幅・横断形・縦断形）

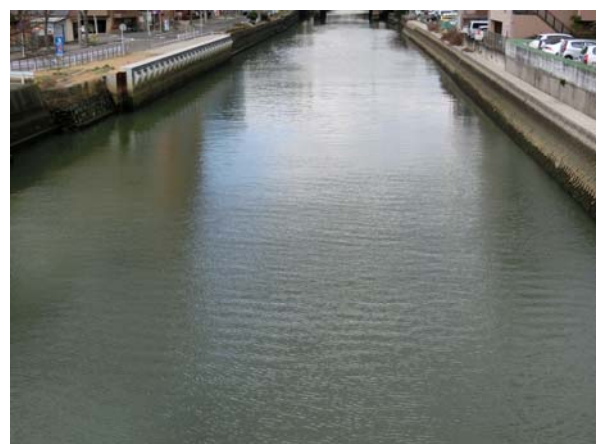
河川改修等に当たっては、河川の斜面・法面は、できる限り前後区間との連続性に配慮することと努め、河川が有している自然の復元力を活用し良好な景観を保全することが望ましい。

（留意事項）

- 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（平成 26 年 3 月）の考え方を参考とする
- 周辺の地形や風景になじむような法線、横断形に配慮する。
 - ・ 河川の特성에応じた水辺景観を創出するように工夫する。
 - ・ 河岸・水際部の形成に当たっては、河川の横断形状や平常時の流量をもとに、河岸・水際部～みお筋までの形状を一体として捉えることに留意する。
- 斜面・法面の緑化について配慮する
 - ・ 緑化に当たっては、在来種による緑化を基本とし、将来的には周辺の景観と違和感が生じないように配慮する。



水際の緑化により周辺景観との調和を図った事例



様々な形式の護岸が混在し、連続性に配慮が足りない事例

1.2 護岸

一様な面として現れる護岸は、単調で画一的な印象を与えやすい。河川改修等に当たっては、できる限り前後区間との連続性に配慮することに努め、コンクリート面の明度を下げる等の工夫により、周辺景観から浮き上がらないようにする等の配慮を行うことが望ましい。

（留意事項）

- 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（平成 26 年 3 月）の考え方を参考とする。
- 護岸の素材に配慮する
 - ・ 河川景観を構成する要素の多くは自然物であり、明度は比較的低いことから、コンクリート護岸等の明度が高い素材については凸凹を付与するなど明度を下げる工夫で周辺景観との調和に配慮する。
 - ・ 自然性の高い景観を要する地域では、自然石護岸を採用するなど、周辺景観と調和するよう配慮する。その際には、周辺や同一河川上下流の材料の使用に努める。
- 護岸法肩、水際線等の境界の処理を工夫する
 - ・ 水際ラインにおいては、緑化等によりラインの不連続・不明瞭化を図る等の工夫をする。
- 護岸に装飾は控える
 - ・ 護岸に絵画や文字を描きこむことは、護岸として不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在になりやすいことから、採用には留意する。



護岸の素材に配慮し周辺景観との調和を図った事例



護岸の装飾の意味がわかりにくく、その必要性について検討すべき事例

1.3 防護柵

管理用通路等の防護柵は、機能上連続的に設置され空間を分断する構造物であることが特徴である。

防護柵の維持管理等にあたっては、景観保全と安全性のバランスを保ちながら、形態や色彩、設置方法、連続性等に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 内部・外部景観の景観阻害要因について配慮する
 - ・ 高水敷や橋梁等、視点位置が多く存在する地域において防護柵が帯状に設置される場合は、河川景観を分断する等目立つ存在となりやすいため形状・規模や色彩等に配慮する。
 - ・ 安全性を確保した上で、透過性のある構造（ガードパイプ、ガードケーブル）の導入を検討して、色彩についても配慮する。
- 防護柵の色彩について配慮する
 - ・ 周辺の防護柵との一貫性が保たれる色の選択に配慮する。
- 防護柵に装飾は控える
 - ・ 絵画、地域の特産物、行事等を書き込んだ防護柵は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在になりやすいことから、採用には留意する。

1.4 舗装

管理用通路等の舗装は、その改修を行う場合において、河川利用者から沿川の自然やまち並みに対して違和感を与えないよう配慮し、できる限り前後区間との連続性を保つことが望ましい。

（留意事項）

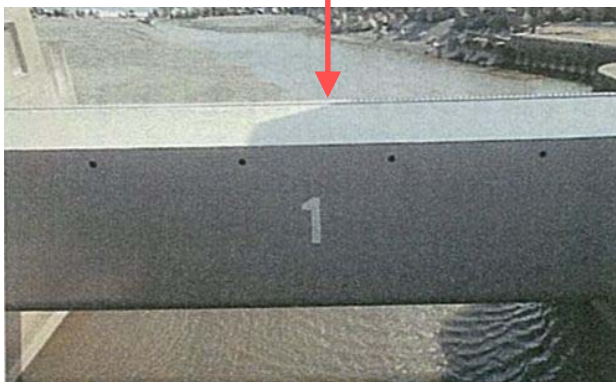
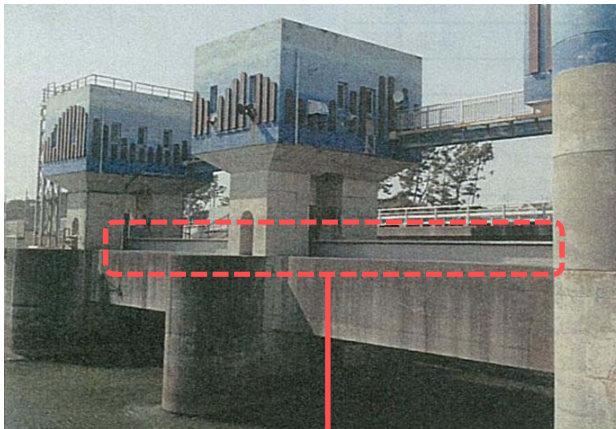
- 舗装の素材・色彩等に配慮する
 - ・ 河川景観を構成する要素の多くは自然物であり、明度は比較的低いこと、舗装は風景の「脇役」として控えめな存在であることから、できるだけ自然になじむ素材を使った舗装とするなどの配慮を行う。
- 舗装に装飾は控える
 - ・ 地域の特産物、行事等、華美な色彩等を取り入れた舗装は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在なりやすいことから、採用には留意する。

1.5 樋門・樋管、水門、堰の塗装

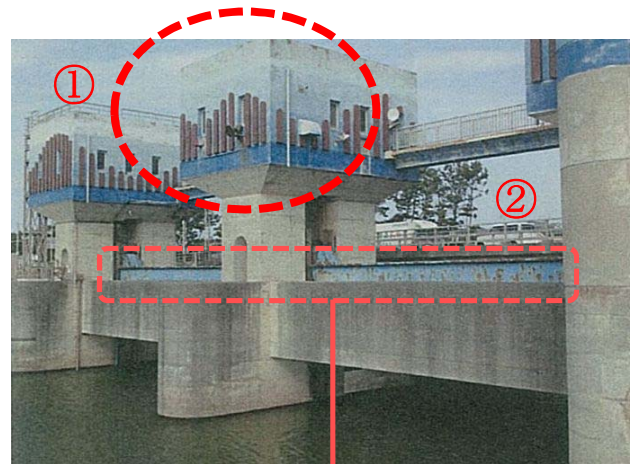
樋門・樋管、水門等の構造物は、その構造や形態から河川や水路の景観の中では目立つ施設であり、その補修を行うに際して色の塗り替えをする場合には、当該施設の設計思想や周辺の河川空間になじむように配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 河川景観全体に配慮する
 - ・ 華美な装飾は避ける。
 - ・ 隣接する構造物等との連続性を保つなど、デザインの調和に配慮する。
 - ・ 周辺と調和した色彩とする。



周囲に調和する色の水門によって周辺景観に調和している事例



①上屋が過度な装飾となっている事例
②青色に塗った水門によって周辺景観との調和していない事例

2. 海岸

- ・ 海岸施設は海からの波や潮の流れ、干満、荒天時における風や雨の自然の力（営力）から国土を防御するための施設で自然景観の中に設けられることが多い施設である。
- ・ 海岸事業における景観配慮をはかるためには、海岸線等の周辺自然景観の保全及びそれらとの調和による良好な景観の形成に配慮した維持管理を行うことが望ましい。
- ・ 色彩については、P 4・8に示す色の選択を基本とする。

2.1 護岸・堤防・胸壁

護岸や堤防、胸壁は、その性格上、規模や延長が大きくなる場合が多い。それらの改修を行うにあたっては、砂浜等の空間と背後空間とを物理的あるいは視覚的に分断しないよう配慮し、隣接する構造物との色彩・デザインの一貫性に考慮することが望ましい。

（留意事項）

- 構造物周辺の緑化等に配慮する
 - ・ 自然物と人工構造物との境界部の印象を和らげるため、構造物前面・背面の緩斜面への盛土・緑化等に配慮する。
- 護岸の素材に配慮する
 - ・ 自然石等を使った護岸の整備など、周辺の景観になじむよう工夫する。
- 護岸に装飾は控える
 - ・ 絵画、地域の特産物、行事等を書き込んだ護岸は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在になりやすいことから、採用には留意する。
- 背後地の土地利用などに配慮する
 - ・ 背後地が自然地の場合には、構造物が与える圧迫感や違和感、人工的な印象を低減することが必要である。そのため、構造物周辺の緑化等によって、自然物と人工構造物との境界部の印象を和らげるとともに背後空間との景観的なまとまりを演出する工夫を検討することが望ましい。
 - ・ 背後地が都市空間の場合、使用する素材が本来有する特性を構造物の質感を活かしつつ、構造物の果たすべき機能に基づいてその形状を洗練させることを目指すことが望ましい。



堤防の素材を生かし、周辺景観と調和している事例



装飾の必要性について検討すべき事例

2.2 離岸堤、消波堤、突堤、ヘッドランド等

海岸景観に圧迫感や違和感を与えたりしないよう配慮することが望ましい。特に、消波ブロック等を設置せざるを得ない場合に留意する。

2.3 人工海浜・養浜

海浜の維持管理においては、自然の営力が生み出す微地形の変化や植生の変化等を尊重するとともに、海浜地形の傾斜や微地形の起伏等による高低差が生む計画的な効果を活かす工夫をすることが望ましい。

（留意事項）

- 土工処理の工夫をする
 - ・ 適度に起伏の変化を与えるなどの工夫により、眺める場所によっては消波堤や遊歩道等の人工的な要素を見えなくし、海面や背後の緑地帯などとの一体感の創出に配慮する。
- 水平線の見通しに配慮する
 - ・ 海岸工学的観点からの砂浜の安定性に関する検討結果に留意し、護岸や既存の砂浜とのすり付けに配慮しつつ、後浜の嵩上げ（養浜）による水平線（海面）への眺望の確保に配慮する。

2.4 防護柵

防護柵は、機能上連続的に設置され空間を分断する構造物であることが特徴である。

防護柵の維持管理等にあたっては、景観保全と安全性のバランスを保ちながら、形態や色彩、設置方法、連続性等に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 内部・外部景観の景観阻害要因について配慮する
 - ・ 安全性を確保した上で、透過性のある構造（ガードパイプ、ガードケーブル）の導入を検討して、色彩についても配慮する。
- 防護柵の色彩について配慮する
 - ・ 周辺の防護柵との一貫性が保たれる色の選択に配慮する。
- 防護柵に装飾を控える
 - ・ 絵画、地域の特産物、行事等を書き込んだ防護柵は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在になりやすいことから、採用には留意する。

2.5 舗装

舗装の改修を行う場合においては、舗装は利用者が安全で快適に利用できることが重要であり、海岸の自然を引き立たせ、またそれらに対し違和感を与えないよう、路面の素材や色彩等に配慮し、できる限り前後区間との連続性に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 舗装に装飾は控える
 - ・ 地域の特産物、行事等、華美な色彩等を取り入れた舗装は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在になりやすいことから、採用には留意する。

2.6 水門・陸閘

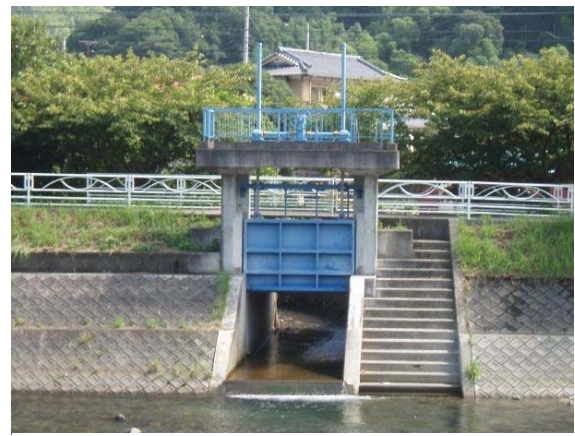
水門等の構造物は、その構造や形態から海岸の景観の中では目立つ施設であり、その補修を行うに際して色の塗り替えをする場合は当該施設の設計思想や周辺の景観になじむように配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 海岸景観全体に配慮する
 - ・ 常に海岸の景観全体を考え、デザインの基調を工夫する。
 - ・ 隣接する護岸、堤防、胸壁等との連続性を保つなど、デザインの調和に配慮する。



コンクリートと類似する色彩を採用し、周辺景観と調和している事例



彩度の高い色彩を採用し、周辺景観と調和していない事例

3. 砂防

- ・ 砂防施設は、山間地の豊かな自然景観を背景とし、また、群として連続で設置される場合が多い。
- ・ 砂防事業において景観配慮を図るためには、周辺環境、土地利用等に応じた施設の景観検討や自然の改変を抑えることに配慮した補修等を行うことが望ましい。
- ・ 色彩については、P 4・8に示す色の選択を基本とする。

3.1 斜面・法面

砂防・治山施設は山間地等の自然が豊かな地域で行われるため、その改修を行う場合には、周辺景観へ及ぼす影響を抑え、できる限り前後区間との連続性に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 斜面・法面の緑化について配慮する
 - ・ 緑化にあたっては、在来種による緑化を基本とし、将来的には周辺の景観と違和感が生じないように配慮する。

3.2 堰堤

堰堤は、その改修を行う場合には、周囲の自然景観と調和するよう表面の仕上げ等工夫することが望ましい。また、人々の目に触れることが多い場所では、周囲の生活環境に配慮するとともに構造上の安定だけでなく、見る人に安心感を与えるように配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 表面の仕上げに配慮する
 - ・ 堰堤はコンクリート材料が多く、表面が経年変化により黒ずんでいくため、表面にイラスト等の装飾は控え、明度をおさえたり、素材色を活かした仕上げに配慮する。
 - ・ 表面に凹凸を与えたり、自然素材を使用するなど、周囲の自然景観となじむよう配慮する。

3.3 溪流保全工

溪流保全工等、元来自然のものは、自然とのつながりを断ち切らないことで周辺景観と調和し、より親しみのある場となる。そのため、人が快適で安全に水と接し眺望を楽しめるようにするよう配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 自然等周囲の景観とのつながりに配慮する
 - ・ 植栽等により、周囲の自然との連続性に配慮する。
 - ・ 自然性の高い景観を要する地域では、護岸の材料に自然石を使用するなど、周辺景観となじむよう配慮する。なお、周辺や同一河川上下流の材料の使用に努める。



自然石を使用し、周辺景観と調和している事例



彩度の高い色彩を採用し、周辺景観と調和していない事例

4. 道路

- ・ 道路は、山間地や海岸、市街地等の幅広い景観を有する地域に接している施設である。
- ・ 道路事業において景観配慮を図るためには、沿道の景観や地域の景観資源を活かした「脇役」としての維持管理が望ましい。
- ・ 色彩については、P 4-8 に示す色の選択を基本とする。

4.1 斜面・法面

斜面や法面は自然地形の中に大きな平滑面として現れることから、特に山間地・丘陵地の樹木が存在する自然景観の中では違和感を与えやすい。そのため、改修を行うにあたっては、自然地形や既存植物を生かすことが望ましい。

（留意事項）

- 斜面・法面の緑化について配慮する
 - ・ 緑化については、将来的に周辺の景観と調和を図るよう配慮し、前後区間との取り合いを意識してなじむように、装飾は控える。

4.2 擁壁・落石防止柵

擁壁は、構造や規模、表面の仕上げ等により、景観に与える影響が大きく異なり、圧迫感を与えやすい。そのため、改修を行うにあたっては、周辺景観との調和を図ることが望ましい。

落石防止柵は、擁壁上部に設置されることが多く、また機能上連続的に設置されることから、周辺の地域景観の中で浮き上がって景観阻害の要因となる場合がある。そのため、維持管理を行うにあたっては、色彩等に配慮し周辺景観や前後区間との調和を図ることが望ましい。

（留意事項）

- 表面の仕上げに配慮する
 - ・ 擁壁はコンクリート材料が多く、表面が経年変化により汚れていくため、表面の仕上げにイラスト等の装飾は控え、明度を下げるとともに、素材色を活かした仕上げとする。



法面を緑化し、周囲の自然景観と調和している事例



色彩について検討すべき事例（イメージ）

4.3 防護柵

防護柵は、機能上連続的に設置され空間を分断する構造物であることが特徴である。

このため、防護柵の維持管理等にあたっては、景観保全と安全性のバランスを保ちながら、形態や色彩、設置方法、連続性等に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 内部景観の景観阻害要因について配慮する
 - ・ 安全性を確保した上で、透過性のある構造（ガードパイプ、ガードケーブル）の導入を検討する。
 - ・ 木材等を利用した防護柵の採用に当たっては、部材が太くなることが多いため、安全性とともにデザイン性に十分配慮し、地域景観になじむものであることが望ましい。
 - ・ 車両用防護柵や歩行者自転車用柵等において、形状の統一性に配慮する。
- 防護柵の色彩に配慮する
 - ・ 周辺の防護柵との一貫性が保たれる色の選択に配慮する。
 - ・ 防護柵の色彩については、以下に示す色の採用を基本とする。

地域景観区分	連続して見られる構造物	
	塗装面積大	塗装面積小
都市景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
郊外・田園景観	グレーベージュ② (10YR7.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
山岳景観	緑系グレー (5G5.0～6.0/1.0～2.0) グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークグレー (10YR3.0/0.2)
河川景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0) ※1、2	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
海浜・港湾景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0) ※1、2	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)

※1 構造物の劣化への配慮が必要な箇所は亜鉛メッキも候補に加える。

※2 初期の光沢について景観上配慮が必要な場合は、リン酸亜鉛処理を施すことも検討する。



透過性のある構造（ガードパイプ）で施工した事例



連続性を考慮して同系色で施工した事例



色の異なるガードレールが混在している事例



ガードレールとガードパイプが混在している事例

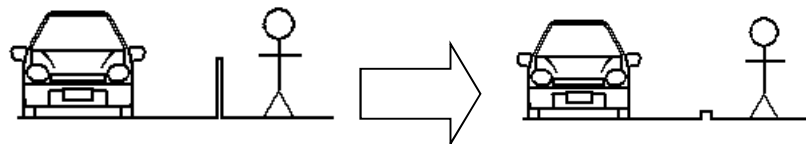
- 外部景観の景観阻害要因について配慮する
 - ・ 集落や展望台等、視点位置が道路外部にも多く存在する自然・田園地域においては、防護柵が地域景観を分断する等目立つ存在となりやすいため、形状・規模や色彩等に配慮する。
 - ・ 安全性を確保した上で、透過性のある構造（ガードパイプ、ガードケーブル）の導入を検討し、色彩についても配慮する。

- 植樹帯等他の施設での代用を検討する
 - ・ 植樹帯等他の施設において、歩行者の横断防止機能が確保される箇所には、防護柵の必要性について検討を行う。



縁石と防護柵を併用している事例

- ・ 縁石等の他の施設により歩車道分離や車両逸脱防止機能が確保される箇所には、防護柵の必要性について検討する。なお、安全が確保されれば、縁石等で代用可能。



防護柵のかわりに、縁石を設置した事例（イメージ）

- 歩行者が触れる施設として配慮する
 - ・ 通行量の多い場所では、歩行者がひっかかったりぶつかったりすることが無いよう、必要以上の突起のないデザインに配慮する。
 - ・ 歩行者が手すりや腰掛として直接触れることに配慮する。

○ 防護柵に装飾は控える

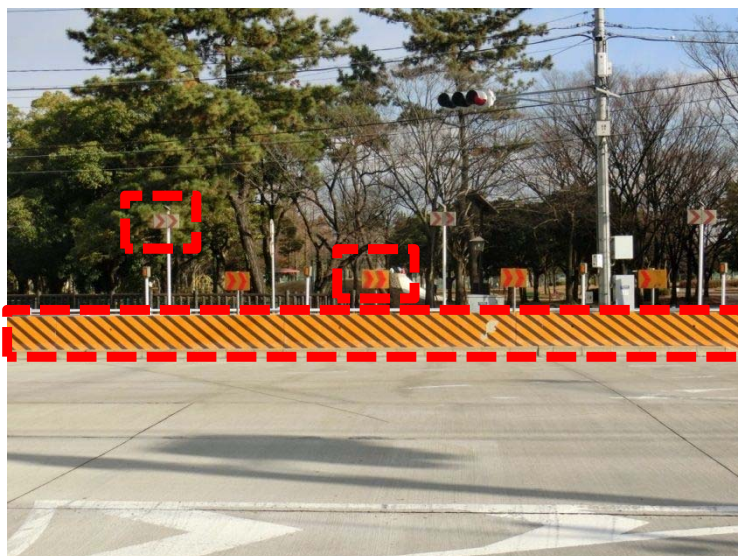
- ・ 絵画、地域の特産物、行事等を書き込んだ防護柵は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在になりやすいことから採用には留意する。



防護柵の装飾の必要性について検討すべき事例

○ 視線誘導について配慮する

- ・ 防護柵については、地域特性に応じた景観への配慮を行い適切な色彩、形状を採用し、視線誘導については、視線誘導標等の他の手段により確保する。
- ・ 沿道に良好な景観が広がっている地域等では視線誘導標の設置により周辺の景観を阻害するような場合があるが、このような場合には反射シート色の選択や、支柱への巻き付け等により視線誘導機能を確保することが望ましい。
- ・ 視線誘導においては、安全確保上、必要最小限の措置を講じるものとし、視線誘導標や反射シートの大きさ、色、設置位置等を工夫することが望ましい。



色、形状が異なる視線誘導標が混在し、統一感がない事例

4.4 舗装

舗装の改修を行う場合においては、利用者が安全で快適に利用できることが重要であり、沿道の自然やまち並みを引き立たせ、またそれらに対し違和感を与えないよう路面の素材や色彩等に配慮し、できる限り前後区間との連続性に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 舗装の素材や色彩等へ配慮する
 - ・ 地域の特産物、行事、華美な色彩等を取り入れた舗装は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在となりやすいことから採用には留意する。
 - ・ インターロッキングブロック等の素材を用いる場合には、その地域の地面の色と同系等の色彩を用いるなど、周辺景観になじむように配慮する。
 - ・ 自転車レーンのカラー舗装についても、その地域の地面の色と同系等の色彩を用いるなど、周辺景観になじむように配慮する。



彩度が低い青色の自転車専用通行帯を整備し、道路空間全体の調和を図った事例

【採用色：5PB5/4(75-50H)】



自転車道に彩度が低い青色のカラー舗装を施工し道路空間全体の調和を図った事例



トーンを抑えた配色がまち並みと調和し、歩きやすい環境を創出している事例

4.5 植栽

植栽の維持管理等にあたっては、道路から周辺景観への見通しを遮ったりする要因とならないよう、適切な緑量、密度、樹種を選択することが望ましい。

4.6 照明（照明柱）

照明施設は、港湾施設において夜間の景観を演出するだけでなく、昼間においても景観の添景となる施設である。そのため、照明の維持管理等にあたっては、周辺の景観と調和し違和感の生じないものにすることが望ましい。

- 地域の景観特性を踏まえたデザインに配慮する
 - ・ 柱と灯具の形状にも留意し、柱とのバランスがとれた極力シンプルなデザインとする。
- 夜間の良好な景観を創出する
 - ・ 過剰な光が散乱しないよう配慮するとともに、周辺の状況に応じた良好な夜間景観を創出するよう工夫する。
 - ・ 住宅地等においては隣接する施設に過剰な光が及ばないよう、照明の配置等に配慮する。
 - ・ 直線が多く、走行が単調になりやすい郊外の道路等では主要な交差点やカーブ区間等に集中的に照明を設けるなど、景観に変化を与える等の配慮を行う。



デザインに配慮した事例

○ 照明柱の色彩に配慮する

- ・ 周辺の照明との一貫性が保たれる色の選択に配慮する。
- ・ 照明柱の色彩については、以下に示す色の採用を基本とする。

地域景観区分	単体として見られる構造物			
	塗装面積大	塗装面積小	支柱※1	
			直径 318.5mm 以上	直径 318.5mm 未満
都市景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※2	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
郊外・田園景観	グレーベージュ② (10YR7.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※2	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
山岳景観	緑系グレー (5G5.0～6.0/1.0～2.0) グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークグレー (10YR3.0/0.2)	亜鉛メッキ※2	ダークグレー (10YR3.0/0.2)
河川景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※2	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
海浜・港湾景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※2	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)

※1 標識柱については梁材、つなぎ材についても柱の色彩と同一とする。標識板裏面については支柱の色彩によらず、素材色（アルミニウム合金）とする。

※2 初期の光沢について景観上配慮が必要な場合は、リン酸亜鉛処理を施すことも検討する。

4.7 公共サイン

標識等の公共サインは、その視認性の高さが求められる一方、地域の景観の一部として、重要な要素である。そのため、公共サインの維持管理等にあたっては、表示内容について、障害の有無、年齢、性別、言語に関わらず誰にでもわかりやすいサインとなるよう、ユニバーサルデザインの視点からも共通したルールと、周辺のサインや支柱との色彩の一貫性に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 配置やデザインに配慮する
 - ・ サイン類の設置により周辺景観の眺めを妨げたり、その場の雰囲気を壊さないように配慮する。
 - ・ 山並みの眺望を阻害しないようスカイラインの確保に努める。
 - ・ 休憩施設や展望空間等からの眺望を阻害しない配置を行う。

4.8 その他付属物等

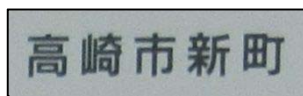
占有物件、注意喚起や規制に関する標識等についても、公安委員会や占有者などに協力を依頼して地域特性に応じて景観に配慮した色彩・形状とするように考慮すること。

4.9 横断歩道橋

横断歩道橋は、道路空間における脇役であることも踏まえ、その維持管理等にあたっては、側景観に十分注意を払い、過度な装飾は避け、景観的に圧迫感を与えないよう極力スレンダーに見せることが望ましい。

（留意事項）

- 塗装方法の工夫をする
 - ・ 桁高が高い歩道橋については、塗装面積による圧迫感・存在感の低減を図るため、桁部と高欄部（または窓枠部）の塗り分けを行う。
 - ・ 横断歩道橋名の表示は、大きさや色彩に留意し、かつカッティングシート※を活用すること。
- 柵の高さや透過性に配慮する
 - ・ 落下物防止柵は歩道橋の見た目のボリューム感に影響を与えるため、最低限の高さとし、極力透過性のあるものを採用する。



※カッティングシート例



歩道橋の色彩が周辺環境と調和している事例



歩道橋の色彩が周辺環境と調和していない事例

4.10 跨線橋等

高速道路や鉄道の跨線橋等についても、公安委員会や占有者などに協力を依頼して地域特性に応じて景観に配慮した色彩・形状とするように考慮すること。

5. 橋梁

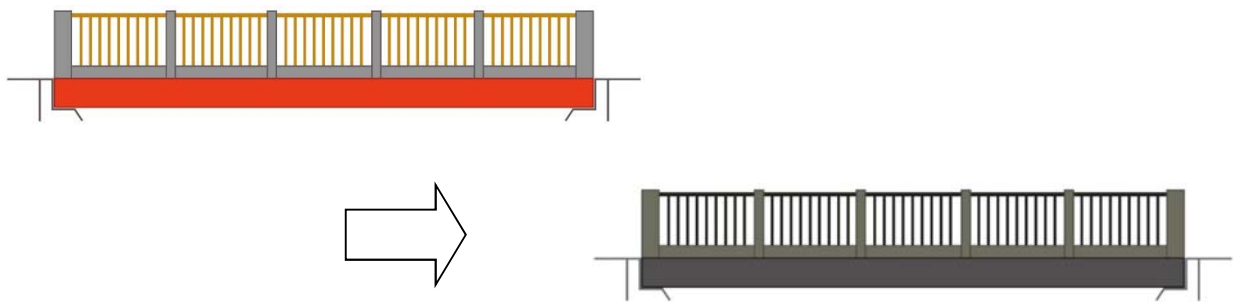
- ・ 橋梁は景観を眺める場又は眺められる対象として、地域の象徴となる可能性が高い施設である。
- ・ 橋梁事業において景観配慮を図るためには、橋梁自体の美しさや道路本体との視覚的な連続性に配慮し、周辺景観と馴染ませる維持管理を行うことが望ましい。
- ・ 色彩については、P 4-8 に示す色の選択を基本とする。

5.1 防護柵（車両用防護柵、高欄等）

防護柵の維持管理等にあたっては、辺景観、前後の防護柵、色彩に配慮が必要であり、桁と調和するような防護柵の色にする。

（留意事項）

- 防護柵の色彩・デザインに配慮する
 - ・ 周辺景観や橋梁の色彩に配慮する。
 - ・ 上部工、橋台ウイング、橋詰部の高欄及び防護柵の連続性（高さ等）に配慮する。



桁、高欄の色彩の調和を図るよう配慮した事例

- 歩行者が触れる施設として配慮する
 - ・ 通行量の多い場所では、歩行者がひっかかったりぶつかったりすることが無いよう、必要以上の突起がないデザインとするよう配慮する。
 - ・ 歩行者が手すりや腰掛として直接触れることに配慮する。
- 防護柵に装飾は控える
 - ・ 絵画、地域の特産物、行事等を書き込んだ防護柵は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在になりやすいことから採用には留意する。

5.2 橋台・橋脚

橋梁や高架橋の橋脚については、鈍重な印象を軽減するためにすっきりと見せる配慮が必要である。そのため、維持管理等にあたって、耐震補強等で鋼板等の巻き立てを行う際には、周辺景観との眺望を大きく損なわないよう配慮するほか、眺望されることを配慮した色彩とすることが望ましい。

5.3 桁・地覆

橋梁や水平方向に連続する構造物であり、側方から眺められる時に全体形状の印象が認識されやすい。そのため、維持管理等にあたっては、桁のラインを通して水平性・連続性を意識し、圧迫感・存在感を低減する色彩に配慮する。

また、山岳地において地域のポイントとして目立たせたい場合などは、地域の実情を踏まえつつ、専門家を交えるなどとして検討することが望ましい。

（留意事項）

- 桁・地覆の装飾は控える
 - ・ 構造から決まるシンプルな形態を基調とし、構造とは関係ない装飾は多用しない。
- 塗装方法の工夫をする
 - ・ 塗装面積による圧迫感・存在感の低減を図るため、桁部と高欄部（または窓枠部）を塗り分ける等の配慮を行う。



橋梁の形式・色彩が周辺環境と調和していない事例

6. 公園

- ・ 公園は、まとまった緑の空間等として都市景観の重要な構成要素であるという特性を有しており、都市の景観の質を左右するものである。
- ・ 公園は、その多様な立地特性、利用特性、施設内容等に応じて、多様な景観を呈するが、特に地形、植物、水など自然要素が基調となっており、樹木の生長や四季の変化など時間とともに変化する景観である。また、利用する人々も景観構成要素となることが公園ならではの特性といえる。また、利用する人にとっての快適性と密接な関係にあり、特定の視点場からの眺めを楽しむだけではなく、公園内を移動しながら変化する景観を楽しむといった観点が必要である。
- ・ 公園の管理運営段階では、基本計画に基づき、施設や植物の維持管理によって、時間軸の中で景観を育てていく方策と仕組み作りが必要である。また、イベント等による賑わいの演出も都市公園の景観の付加価値を高める一つの要素であり、公園の特性に応じて、これらを実現する運営を行うことも有効である。
- ・ デザイン仕様については、「国営木曽三川公園 グラフィックスコントロールマニュアル」に準拠するものとし、色彩については、P8 に示す色の選択を参考とする。

6.1 植栽

都市公園の景観は自然物を主たる要素とすることから、目標とする景観を維持育成するために、剪定や養生等適切な植物の維持管理が重要となる。

植物の管理では、植栽に求められる機能や目標とする景観イメージを十分に把握し、それぞれに応じた管理を行うことが必要である。

苗木として植栽される樹木の管理は、その生長段階に従って、活着し目標とする景観に生長するまでの育成管理、剪定等により樹形を整え景観を維持するための維持管理、老化や病虫害により樹勢が衰えてきた樹木の保護管理、枯死した樹木の撤去と新たな植栽により景観を回復させる補植更新といった管理が必要となる。

（留意事項）

- 土地の条件や気候風土になじむ植栽に配慮する。
 - ・ 植栽の植え替え等は、地域の気候風土やその土地の土壌条件等に合った樹種の採用を基本とする。それによって、地域に馴染まない景観となることを防ぐとともに、管理負担を軽減することができる。
- 樹木の生長等による景観変化に留意する
 - ・ 樹木は時間の経過に伴って生長するものである。この特性を十分に理解し、時間変化を見越した景観イメージを明確に持ち、植栽の植え替え等に反映させていくことが重要である。

- 樹木の適切な剪定
 - ・ 目標とする樹形、樹勢を長期にわたって維持していくことが必要であり、特に景観木ではきめ細かい剪定、整枝が必要である。
 - ・ 植物は老化以外にもさまざまな原因で樹勢が衰える場合があるため、日常的な巡回・点検によって兆候を見つけ出し、樹勢の回復に向けた手当て等を行っていくことが必要である。
- 樹木の密度管理
 - ・ 樹木は時間とともに生長するため、これに伴って最適な景観を形成、維持できるような密度管理を行うことが必要である。
 - ・ 適切な密度管理は、樹木の健全性の保持とともに、灌木や下草の開花の促進、眺望の確保等景観にとっての効用のほか、安全性の確保にもつながり、「用と景の調和」を可能とするものである。
- 人手を入れることで維持できる雑木林の景観
 - ・ 樹林地の場合は、樹木単位ではなく、植栽された樹木群を単位とする長期にわたる育成保全の管理を行っていくことが必要である。
 - ・ 雑木林や植林は人の手が加わってはじめて維持できるものであり、これらは景観形成と自然環境保全とが同一の方向性を持つ。荒れた状態になっている雑木林等は、択伐や下草刈りといった手入れを適切に行うことで、見た目にも美しく、健全な樹林として再生に取り組むことが必要である。
- 利用のコントロール
 - ・ 芝生広場や原っぱが緑のじゅうたんのように魅力的な景観を呈するためには、適切に維持管理がなされていることが重要である。すなわち、利用させつつ美しい景観を保つために、利用コントロールによって過度の利用を防ぐ、一定の範囲ごとにローテーションを組んで養生を行うなど、維持管理段階における用と景の調和が必要である。

6.2 建築物や構造物の維持管理

建築物や構造物は、年月の経過により老朽化する。良好な景観を維持するとともに、安全性等利用上の観点からも適切な維持管理が重要である。また、施設や設備の長寿命化の観点からも、日常的な点検と計画的な補修、更新等が必要である。

（留意事項）

- 建築物や構造物の補修や改修
 - ・ 設計時の意図を踏まえた色彩や素材の選定を行うことが重要である。なお、施設更新時等においては維持管理や将来の補修を容易にするような配慮も必要である。

- 自然にならう園路や汀線の処理
 - ・ 自然を基調とする景観の中では、園路線形や池等の汀線等エッジ部分の処理が重要である。曲線を用いたり自然の素材を用いたりするなど、自然にならない自然と調和するよう配慮することが必要である。

6.3 公園の景観の価値を高める管理運営

利用する人も景観の重要な構成要素となる都市公園では、利用者による活気や、人とのふれあい・交流も景観の魅力を高める一つの要因である。

そこで、公園の特性に応じたさまざまなサービスの提供やイベント等の開催等、管理運営面からの取り組みを通して、公園の景観価値をより高めることが必要である。

（留意事項）

- 特定の季節や時間に現れる景観の活用
 - ・ 公園は、都市において身近に自然の変化にふれることのできる空間であり、花や紅葉、野鳥や昆虫等四季の景観変化を感じさせることが重要である。夕日や夜景等、特定の時間帯に現れる景観を楽しめる公園も魅力的である。
 - ・ 歴史的建造物や植物のライトアップも景観演出として効果的である。
- 花や水等による魅力の形成
 - ・ 大規模なお花畑や花壇、樹形の美しいシンボルツリー、高く吹き上げる噴水等、花や水等による演出は公園の魅力を高めるものである。
- 五感に訴える景観づくり
 - ・ 単に視覚的な景観だけでなく、音や香りなど五感で感じる要素も総合的に取り入れることは、景観演出において有効な手法である。
- 飲食サービスの提供
 - ・ 林間のレストランや水辺のカフェ等魅力的な空間での飲食サービスの提供は、お茶を飲みながら、食事をしながら景観を楽しめるようになり、景観の付加価値を高める重要な要因となる。
 - ・ こうした空間を利用している人々が景観構成要素になり、見る一見られるの関係の演出につながり、公園全体の景観イメージをより高めることにもつながる。
- パフォーマンス・イベント
 - ・ 人々が集う都市公園は、パフォーマンスの舞台であり、パフォーマンスをする人と見る人の賑わいがある、より楽しい場となる可能性を有している。
 - ・ 人々が楽しむ姿も公園の重要な景観構成要素であり、大道芸やミニコンサート等のパフォーマンスを受け入れる場を提供するだけでなく、円滑に行われるためのルールを利用者とともに確立するなど管理運営面からの取り組みも必要となる。

○ 公園資源の解説・学習

- ・ 公園内の歴史資源や自然環境の解説等のサービスは、公園利用者に景観の意義や由来を知ってもらうことを通して、理解がより深まり、強く印象に残るといった効果が期待される。
- ・ こうしたサービスは、ガイドによる解説、解説板やパンフレット類による情報提供といった方法が考えられる。中でも、ガイドによる解説を通じた人とのふれあい・交流もまた都市公園の景観の魅力を高める一つの要因となる。

6.4 景観形成への参加

花壇づくりや樹木・樹林の管理を地域住民の参加によって実施することは、公園への愛着を深めるとともに、景観への意識を高め、中長期的に地域の景観形成にも資するものであり、積極的に導入することが必要である。

(留意事項)

○ 協働の方法

- ・ 管理運営段階においては、花壇の管理等の景観の維持管理を協働で行うほか、イベントや飲食サービス等の運営面での協働も考えられる。
- ・ ただし、さまざまな主体が管理運営に参加する際には、景観形成方針や設計意図を適切に伝え、目標としている景観像について共通認識を持つことが重要である。



緑が引き立つ無彩色の広場の事例

7. 港湾

- ・ 港湾は雄大で開放的な景観を有すること、海上からの眺めが存在すること、陸と海との結節点であることから、港とまちが一体的な空間を形成していることが特徴である。
- ・ 港湾施設は、利用者が特定され、関係者以外の立入を制限しているものが一般的であり、間近で眺めるものより遠方から眺めるものが多くなるため、港湾における景観形成については、眺望を大きく損なわないような維持管理を行うことが望ましい。
- ・ 色彩については、P 4・8に示す色の選択を基本とする。

7.1 外郭施設

防波堤、防潮堤、護岸等の外郭施設は、その性格上、規模や延長が大きくなる場合が多い。そのため、外郭施設の維持管理等にあたっては、主要な眺望点からの眺望を大きく損なわないよう色彩等に配慮することが望まれる。

（留意事項）

- 素材・質感に配慮する
 - ・ 自然石の使用や化粧型枠等、周辺の景観に調和するよう素材や質感に工夫する。
- 施設の色彩に配慮する
 - ・ 矢板や鋼管等の鋼材が露出する構造物において、防食のため塗装工や保護工を施工する場合には、周辺景観になじむような色の選択に配慮する。

7.2 係留施設

岸壁や物揚場等の係留施設は、その性格上、背後の荷さばき地、道路等を含めた平面的な広がりを持つものが多い。そのため、係留施設の維持管理等にあたっては、主要な眺望点からの眺望を大きく損なわないよう色彩等に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 素材・質感に配慮する
 - ・ 旅客船用係留施設や親水性を考慮すべき場合等においては、荷役などの作業に支障のない範囲で、自然石の使用や化粧型枠等、周辺の景観に調和するよう素材や質感に工夫する。
- 施設の色彩に配慮する
 - ・ 矢板や鋼管等の鋼材が露出する構造物において、防食のため塗装工や保護工を施工する場合には、周辺景観になじむような色の選択に配慮する。

7.3 臨港交通施設

道路や橋梁等の臨港交通施設については、道路の景観指針を準拠する。

7.4 荷さばき施設

コンテナクレーン等の大規模な荷役機械は、多くの人の目に付くシンボリックな存在となりやすいため、周辺の景観との調和を図ることが望ましい。

（留意事項）

- 荷役機械の色彩に配慮する
 - ・ 荷役作業に対する安全性や航空法による規制を考慮した上で、周辺景観と調和した色の選択に配慮する。



周辺景観と調和した色彩の荷役機械の事例

7.5 その他の施設

上屋、旅客ターミナル、魚舎等の建築物については、公共建築物の景観指針に準拠する。

7.6 防護柵

防護柵は機能上連続的に設置され空間を分断する構造物であることが特徴である。

防護柵の維持管理等にあたっては、景観保全と安全性のバランスを保ちながら、形態や色彩、設置方法、連続性等に配慮することが望ましい。

（留意事項）

- 内部・外部景観の景観阻害要因について配慮する
 - ・ 安全性を確保した上で、できるだけ透過性のある構造に配慮する。
- 防護柵の色彩について配慮する
 - ・ 周辺の防護柵との一貫性が保たれる色の選択に配慮する。
- 防護柵の装飾を控える
 - ・ 絵画や地域の特産物や行事等を書き込んだ防護柵は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在なりやすいことから、採用には留意する。

7.7 舗装

舗装の改修にあたっては、利用者が安全で快適に利用できることが重要であり、港湾・漁港に対し違和感を与えないよう路面の素材や色彩等に配慮し、できる限り前後区間との連続性に配慮することが望ましい

（留意事項）

- 舗装の素材や色彩等へ配慮する
 - ・ 地域の特産物や行事、華美な色彩を取り入れた舗装は不自然な印象となり、周辺の景観から浮き上がり目立つ存在となりやすいことから採用には留意する。
- 周辺施設との調和を図る
 - ・ 旅客ターミナル等の周辺では、洗練された印象や華やかなイメージを求められる場合があるため、ターミナルビル本体の意匠と周辺施設との調和するよう配慮する。

7.8 植栽

港湾の緑地には、緩衝緑地、防災緑地、休憩緑地等があり、それぞれの目的に合わせた機能が求められている。港湾、漁港の緑地における植栽の維持管理等にあたっては、適切な緑量、密度、樹種を選択することが望ましい。

（留意事項）

- 樹種や植栽位置に配慮する
 - ・ 植栽には、耐塩性を有する等、海岸の気象に適した樹種を用いるとともに、周辺の植生の特徴をふまえた樹種を選択するよう工夫する。

7.9 照明（照明柱）

照明施設は、港湾施設において夜間の景観を演出するだけでなく、昼間においても景観の添景となる施設である。そのため、照明の維持管理等にあたっては、周辺の景観と調和し違和感の生じないものにすることが望ましい。

（留意事項）

- 夜間の良好な景観を創出する
 - ・ 過剰な光が散乱しないよう配慮するとともに、周辺の状況に応じた照明方法等により、良好な夜間景観を創出するよう工夫する。
- 照明柱の色彩に配慮する
 - ・ 周辺の照明との一貫性が保たれる色の選択に配慮する。

8. 公共建築物

- ・ 公共建築物は、地域の景観を構成する重要な要素であるとともに、民間建築物の手本となるべき施設である。
- ・ 維持管理にあたっては、地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や自然環境を生かし、周辺の景観との調和に配慮しながら、良好な景観を形成することが望ましい。
- ・ 色彩については、P 4-8 に示す色の選択を基本とする。

建築物、建築物本体に付属する施設等及び工作物（以下、建築物等とする。）そのものの形態、デザイン、色彩等は、地域特性、用途、機能等により異なり、建築設計における個別の検討が重要となる。建築物等の維持管理等にあたって、景観に配慮するための留意事項について記載する。

（留意事項）

- 形態及びデザイン、色彩、素材に配慮する
 - ・ 垣、柵、塀、門等の外構の改修等は、建築物の本体及び周辺の景観と調和のとれた形態及びデザインとするとともに、生け垣を設けるなど自然素材の活用に努める。
 - ・ 背景となるまち並みや自然景観等と色彩をそろえるように配慮する。
 - ・ 耐久性があり、汚れにくい等、維持管理に優れた素材を使用するように配慮する。
- 敷地内の緑化に配慮する
 - ・ 敷地内はできる限り緑化を図るように工夫する。
 - ・ 樹種や植栽位置を工夫する等、季節感やゆとりが感じられるように配慮する。
 - ・ 良好な景観を形成している樹木や地域で親しまれている樹木は、できる限り保存又は移植を行い、敷地内の緑化や建築物の修景に生かすように工夫する。
 - ・ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、できる限り緑化等により修景し、まち並みや隣接する敷地と調和を図るように配慮する。



背景の山と調和したデザインの事例

終わりに

景観は個々のものではなく全体の調和である。個々の要素は理由のある目的と機能を極めることで、全体景観に寄与する造形・色彩のデザインになる。

日本人のよく陥る個人の趣味の主張は、視覚的に他に迷惑にならない個人の空間・領域、化粧・ファッション・インテリア・周りから見えない庭・建物で発揮すべきものである。そして公共空間に面するあるいは視覚に入る建築物・街並み・商環境・工場・オフィスビル等は、景観全体の調和を阻害しない良識の範囲で自由である。その上で優れたものは、より景観全体の価値を向上させることができる。特にランドマークとなるものは、思いつきや浅い考えではなく、城づくりや町割り、縄張りの名だたる戦国大名や、高い教養の裏付けのある分限者、指導者、棟梁、芸術家のメガネにかなうレベルのものであろう。

また現代においては、突出するものがないまでも、地域全体がある種の調和に達すれば、田園、集落、街並み、都市が大きな意味でのランドマークとなる。

公共のインフラの色彩・デザインに期待されるものは、周囲を引き立て、あるいはリードする、質素でシンプルな大人の感性のデザインである。その手本は他国にはない、長い歴史と風土と伝統に磨かれた、かけがえのない先人の努力の結晶から学び、風土と伝統を活かし未来を創ることに尽きる。



グレー系の色彩が都市空間の景観になじむ



既存の橋梁の造形・素材を新しい橋梁が継承し、調和する



無彩色の構造物が青い海と天空の変化を美しく引き立てる



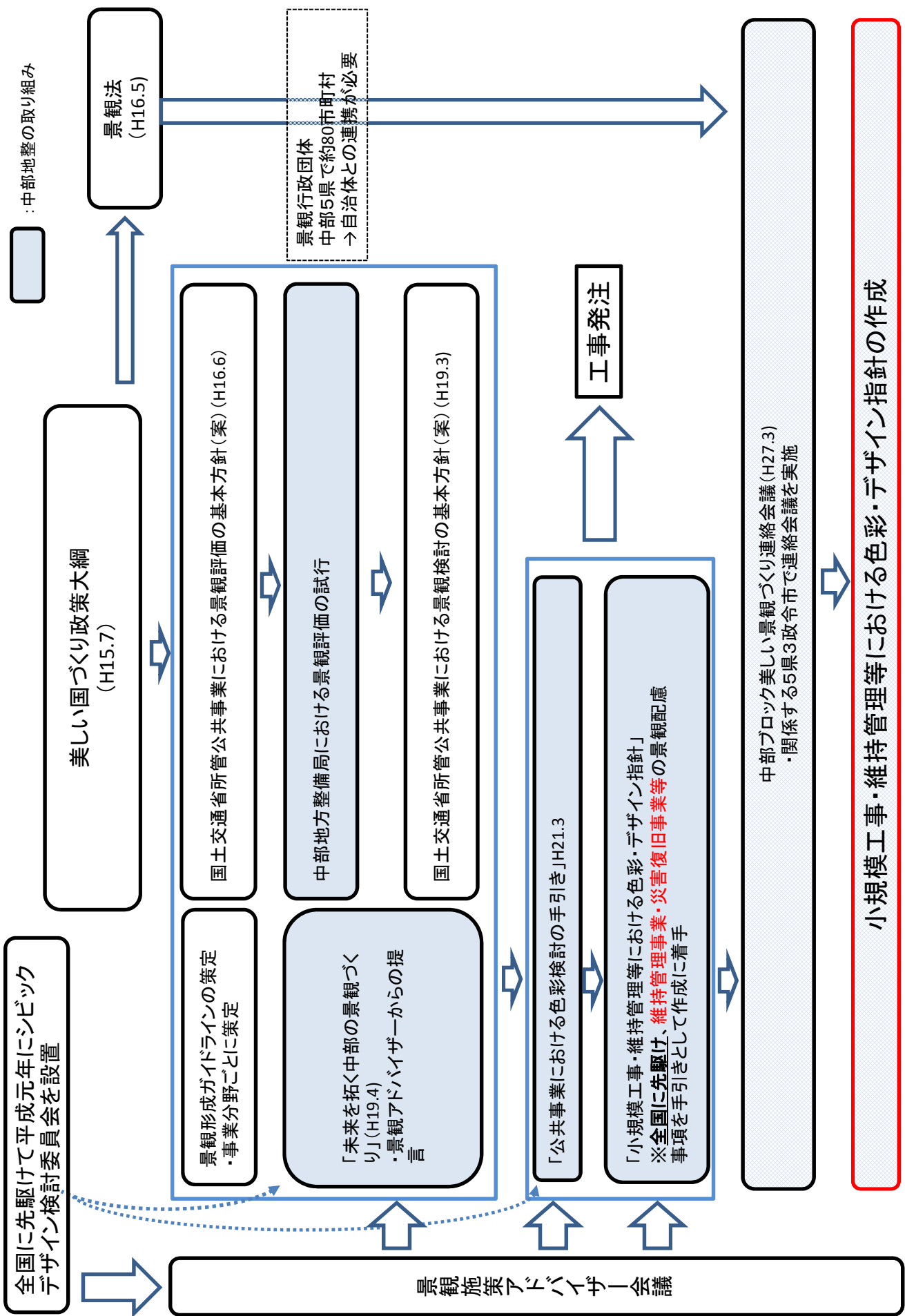
低彩度の舗装により、ダム的美しさが引き立てられる

【参考資料】

目 次

1. 小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針の経緯.....	参考-1
2. 中部地整管内の景観検討フロー.....	参考-2
3. 運用フローおよび必要様式.....	参考-3
4. 各事務所の景観の手引き・指針の整理.....	参考-8
5. 中部地整管内における景観上の課題（事例）.....	参考-9
6. 景観改善のイメージ（事例）.....	参考-13

1. 小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針の経緯



2. 中部地整管内の景観検討フロー

例：新設・改築事業(道路)

<新設・改築事業(道路)の流れ>

構造・計画

路線現況調査

予備設計A

都市計画
決定

事業採択

設計・施工

路線測量・調査

関係機関
設計協議

予備設計B

地元協議

詳細設計

・道路
・構造物
・なんでも

業務段階

・検討シート【業務編】を作成
(p.3 運用フロー【業務編】を参照)

工事

工事段階

・検討シートを確認
・条件明示項目チェックリスト、
特記仕様書に明記
(p.5 運用フロー【工事編】を参照)

事務所景観委員会(仮称)などで確認

事務局

※景観委員会(仮称)は、所長、副所長、課長等で構成。打合せで代替することも可能。

3. 運用フローおよび必要様式

運用フロー【業務編】

※指針が適用可能な設計項目を対象

【発注担当課】

・業務発注する必要がある

Yes

No

【発注担当課】

業務を通じて、指針※1に基づき
検討シート(案)を作成

【発注担当課】

職員自ら指針※1に基づき検討
シート(案)を作成

※1小規模工事・維持管理等における
色彩・デザイン指針(H27.12改定)

【発注担当課】

・検討シート【業務編】を作成し、事務所景観委員会(仮称)※2へ報告

※2入札契約手続運営委員会などを活用

【発注担当課】

・業務完了後、検討シートを工事へ引き継ぐ

3. 運用フローおよび必要様式

検討シート【業務編】 記載例

■検討シート記入例(道路)

工 事 名	〇〇改修事業	発 注 担 当 課	
工 期	H.〇.〇.〇～H.〇.〇.〇	担当者(カルテ作成者)	
概算(契約)金額	〇〇 (千円)	主 任 監 督 員	
施 工 場 所	〇〇県〇〇市	(所内景観委員会などへの報告(協議)履歴等)	
請 負 業 者	〇〇建設(株)	地域景観の類型	☐ 都市景観 ☐ 郊外・田園景観
工 事 概 要			☐ 山岳景観 ☐ 河川景観 ☐ 海浜・港湾景観

(斜面・法面)

確認事項	該当の有無	備考
①事故等による損傷復旧に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
②事務所等の景観の手引き・指針に該当する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	〇〇県色彩・デザイン指針(P.〇〇)
③自然公園法、文化財保護法等の計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
④その他計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
⑤連続性に配慮する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	隣接する法面は緑化工法を採用。
⑥本指針に準拠する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	P.〇〇に記載
結果(対応方針)	〇〇県色彩・デザイン指針に準拠する。(隣接区間との連続性に配慮)	

(擁壁・落石防止柵)

確認事項	該当の有無	備考
①事故等による損傷復旧に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
②事務所等の景観の手引き・指針に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
③自然公園法、文化財保護法等の計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
④その他計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
⑤連続性に配慮する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	下部の擁壁は粗面ブロックを採用。
⑥本指針に準拠する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	P.〇〇に記載
結果(対応方針)	隣接する擁壁と同じ工法を採用し、本指針を参考書として活用する。	

(防護柵)

確認事項	該当の有無	備考
①事故等による損傷復旧に該当する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	
②事務所等の景観の手引き・指針に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
③自然公園法、文化財保護法等の計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
④その他計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
⑤連続性に配慮する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	隣接区間はガードパイプを採用
⑥本指針に準拠する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	P.〇〇に記載
結果(対応方針)	急を要するため、損傷前の状態に復元することを基本とする。	

(舗装)

確認事項	該当の有無	備考
①事故等による損傷復旧に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
②事務所等の景観の手引き・指針に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
③自然公園法、文化財保護法等の計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
④その他計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
⑤連続性に配慮する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
⑥本指針に準拠する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	P.〇〇に記載
結果(対応方針)	本指針に準拠する。	

(照明(照明柱))

確認事項	該当の有無	備考
①事故等による損傷復旧に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
②事務所等の景観の手引き・指針に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
③自然公園法、文化財保護法等の計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
④その他計画に該当する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	〇〇市景観計画(P.〇〇)
⑤連続性に配慮する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	同路線でデザインを統一
⑥本指針に準拠する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	P.〇〇に記載
結果(対応方針)	市の景観計画に従い、本指針を参考書として活用する。	

(横断歩道橋)

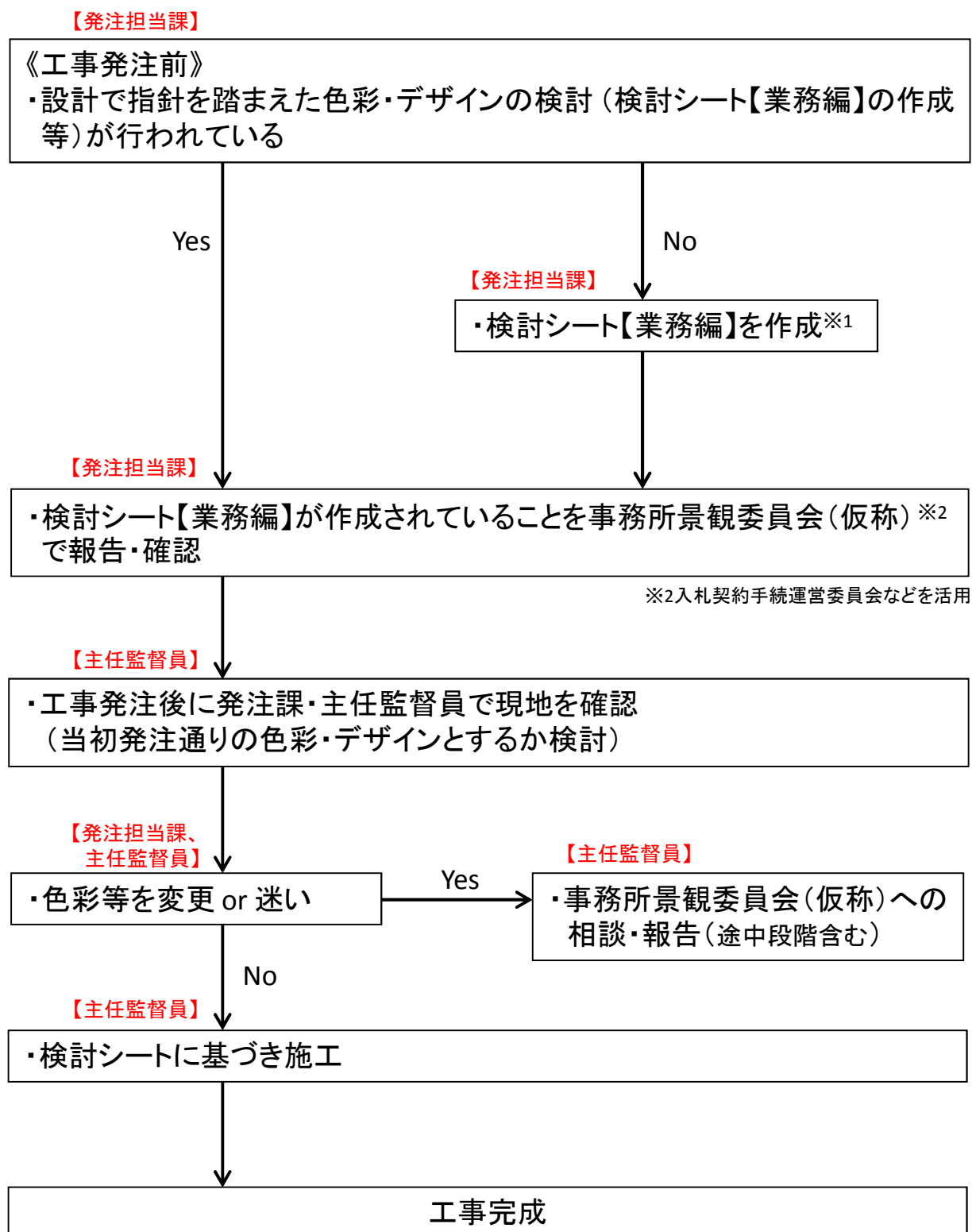
確認事項	該当の有無	備考
①事故等による損傷復旧に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
②事務所等の景観の手引き・指針に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
③自然公園法、文化財保護法等の計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	自然公園法施行規則第〇〇条
④その他計画に該当する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
⑤連続性に配慮する事業	☐ 該当する ☒ 該当しない	
⑥本指針に準拠する事業	☒ 該当する ☐ 該当しない	P.〇〇に記載
結果(対応方針)	自然公園法の規則に従い、本指針を参考書として活用する。	

※記載フォーマット・記載例はイメージ

3. 運用フローおよび必要様式

運用フロー【工事編】

※指針が適用可能な工種を対象



3. 運用フローおよび必要様式

特記仕様書 記載例（工事発注）

章	項 目	適用 項目	追 加 特 記 事 項
第 1 <			

3. 運用フローおよび必要様式

条件明示項目チェックリスト

条件明示項目のチェックリスト(案)		
工事名:		
作成者: 事務所、 課、 氏名:		
明 示 項 目	項 確 認 覧	参 考
工事用資機材の保管及び仮置き	☐ 保管・仮置場所 ☐ 保管期間 ☐ 保管方法	
現場発生品	☐ 品名 ☐ 数量 ☐ 引渡し場所 ☐ 再使用の有無	
支給材料及び貸与	☐ 品名 ☐ 数量 ☐ 品質 ☐ 規格寸法又は性能 ☐ 引渡し場所 ☐ 引渡期間	
架設工法の指定	☐ 施工方法 クレーン架設 ☐ 施工条件 現道交通の確保	
工事用電力の指定	☐ 内容	
新技術・新工法等の指定	☐	
部分使用	☐ 使用箇所 ☐ 使用範囲 ☐ 使用時期(期間) ☐ 使用目的	
給水	☐ 取水箇所 ☐ 取水方法	
監督職員詰所	☐ 規模(面積) ☐ 備品	
立木伐採	☐ 対象範囲 ☐ 処理方法	・用地補償対象外は準備工にて計上
地元調整事項の未処理状況	☐ 処理の見込み時期	・地元約束事項の整理 ・約束・要望事項の工事契約図書への反映
設計内容の未検討項目	☐ 未検討内容 ○○○ ☐ 検討終了時期 ○○○	
作業船の回航条件	☐ 回航先 ☐ 回航回数	
潮位変動による施工条件	☐ 施工時間の制約 ☐ 潮待ち作業及び夜間作業方法	
航路の安全航行確保	☐ 工事期間中の監視船の配備方法 ☐ 監視船の配置期間	・海上保安部との調整あるいは航行船舶安全対策調査の実施
作業船のアンカー設置方法	☐ アンカーレス式浚渫船の指定 ☐ アンカー設置方法の指定	
技術検査	☐ 中間技術検査の回数 ○回 ☐ 実施時期(段階) ○○○	・平成7年3月28日付、建設省技調発第62号「中間技術検査の積極的活用について」及び平成9年10月28日付、主任工事検査官事務連絡参照
景観	☐	・平成27年12月改定「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針」参照

※平成14年5月7日通知に基づくチェックリスト

4. 各事務所の景観の手引き・指針の整理

事務所名	景観の手引き・指針の有無	景観の手引き・指針の名称	各事務所の ルール化	局策定指針の 遵守	その他
中部地方整備局(道路)	有(道路デザイン)	・道路設計要領(設計編):H26.3月 ※新設区間については、原則、ガードパイプ(Gp)形式			
中部地方整備局(砂防)	有(砂防施設)	・砂防施設設計要領(案):H21.3月 ※市町村の景観計画に配慮			
多治見砂防国道	無	—	・横断歩道橋の 塗装を統一	—	
岐阜国道	有(鋼橋の塗替え)	・鋼橋の塗装色採用の方針(案):H26.3月	—	—	
高山国道	無	—	無	遵守	
沼津河川国道	有(道路デザイン)	・伊豆縦貫自動車道路空間高度化整備方針 (案):H19.3月 ・須走道路・御殿場バイパス(西区間)道路デザイン 方針:H26.3月	無	遵守	
浜松国道	無	—	無	遵守	
静岡国道	有(道路・デザイン)	・しずおか国道 色彩・デザイン方針(案):H25.12月	—	—	
名古屋国道	有(防護柵)	・愛知県内の防護策設置方針:H16 ※ガードパイプの色(ダークブラウン)	—	—	
愛知国道	無	—	無	遵守	
名四国道	無	—	無	遵守	
三重河川国道	有(防護柵)	・景観に考慮した防護柵整備の当面の進め方: H17.1月	—	遵守	
紀勢国道	無	—	無	遵守	・指針策定にあたって、 東紀州地域などの世界 遺産との調和が必要
北勢国道	無	—	無	遵守	
飯田国道	無	—	無	遵守	

5. 中部地整管内における景観上の課題(事例)

(1)防護柵

- ・ガードレールとガードパイプが混在している事例



- ・色の異なるガードレールが混在している事例



- ・色、形式の異なる防護柵が混在している事例



- ・周囲のまちなみとガードレールが調和していない事例



5. 中部地整管内における景観上の課題(事例)

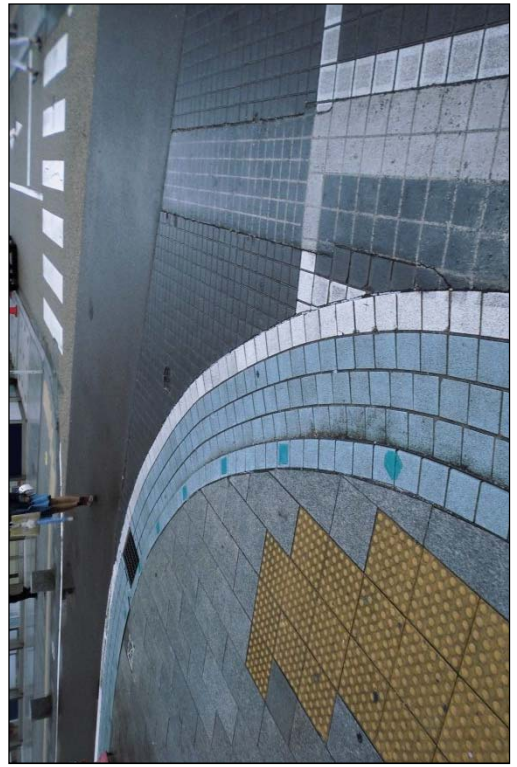
(1)防護柵

- ・防護柵の装飾の必要性について検討すべき事例

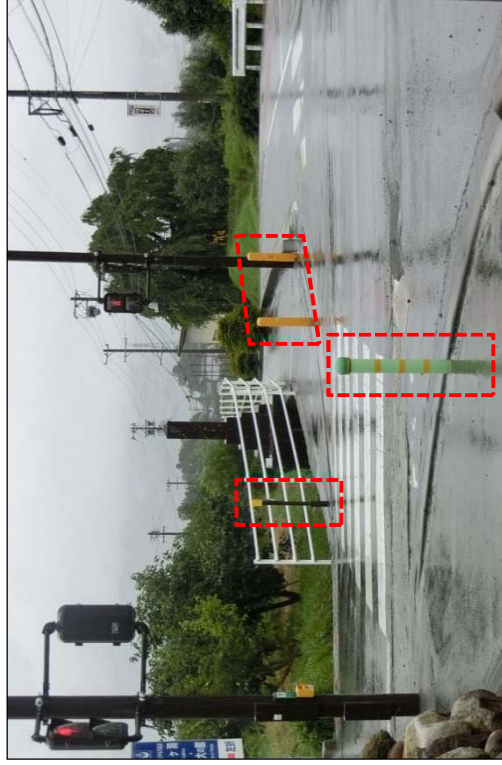


(2)路面舗装

- ・異なる舗装が混在している事例



- ・形式の異なるボラードが混在している事例



(3)擁壁

- ・色彩について検討すべき事例(イメージ)



5. 中部地整管内における景観上の課題(事例)

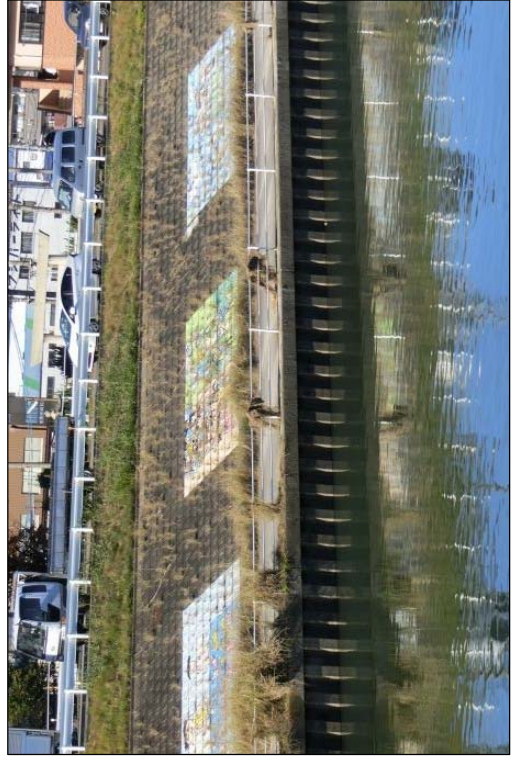
(4)歩道橋

- ・歩道橋の色が周辺景観となじんでいない事例



(6)護岸

- ・護岸の装飾の必要性について検討すべき事例



(5)トンネル

- ・トンネルの坑口に装飾を施した事例



- ・堤防の装飾の必要性について検討すべき事例



5. 中部地整管内における景観上の課題(事例)

(7)樋門・樋管、水門、堰

- ・上屋に過度な装飾を施した事例



- ・塗装の色が周囲の景観と調和していない事例



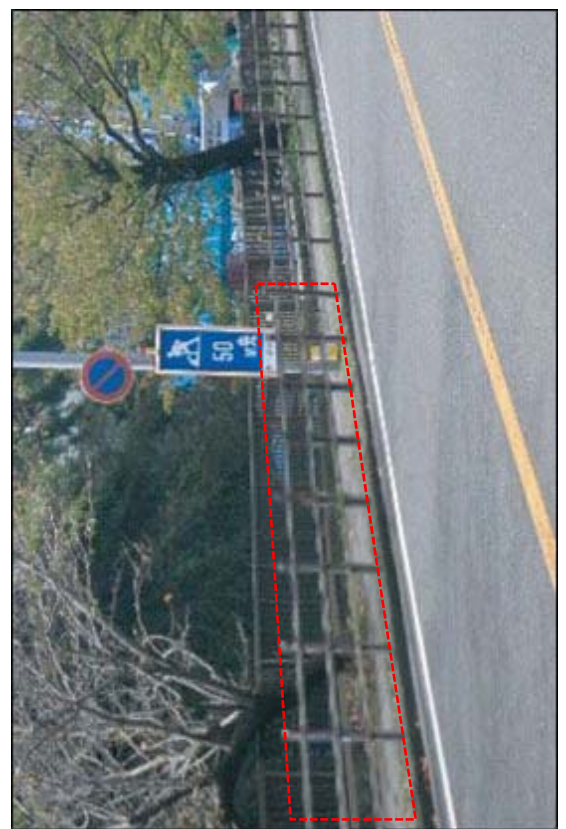
6. 景観改善のイメージ(事例)

■事例1

【現況】



【Step2】 ガードレールをガードパイプに変更(イメージ)



【Step1】 ガードレールの色をダークブラウンに変更(イメージ)



【Step3】 標識の仮設柱の色をダークブラウンに変更／規制看板を撤去(イメージ)



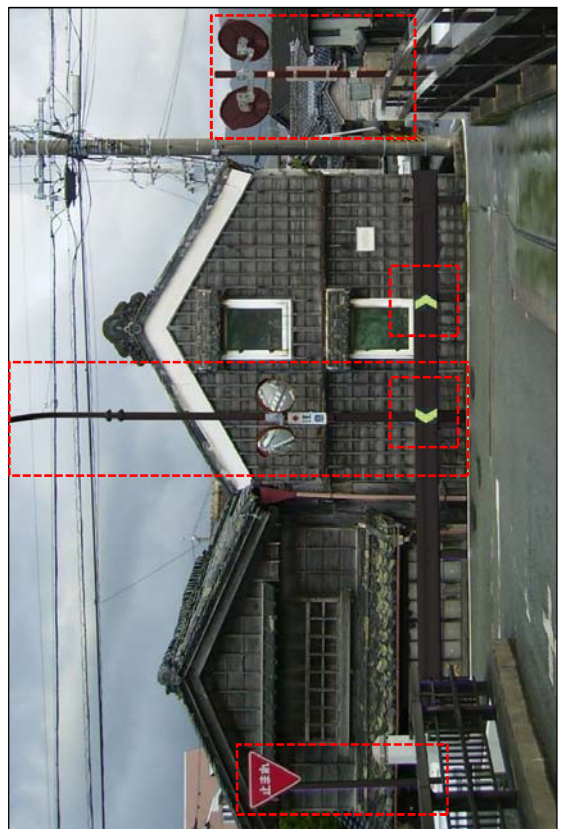
6. 景観改善のイメージ(事例)

■事例2

【現況】



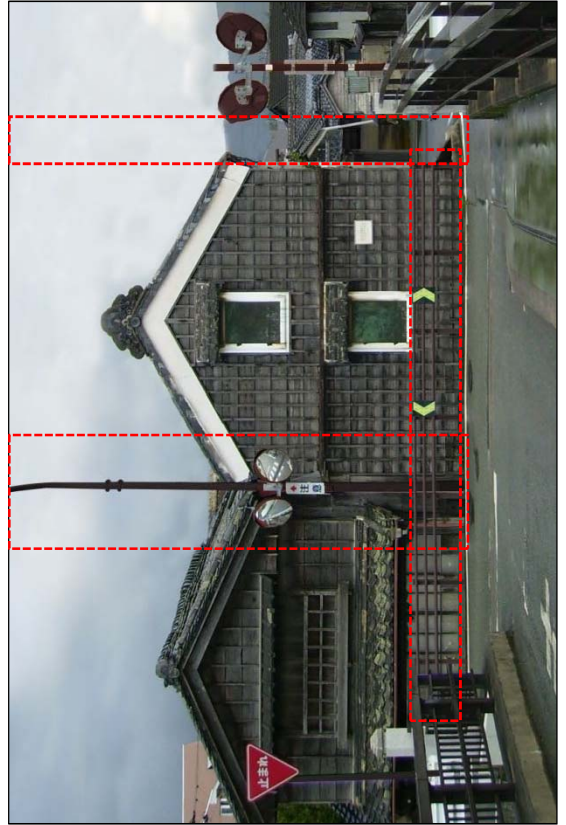
【Step2】 標識柱・照明柱・カーブミラーの支柱の色をダークブラウンに統一／視線誘導標をガードレール上に移設(イメージ)



【Step1】 ガードレールの色をダークブラウンに変更(イメージ)



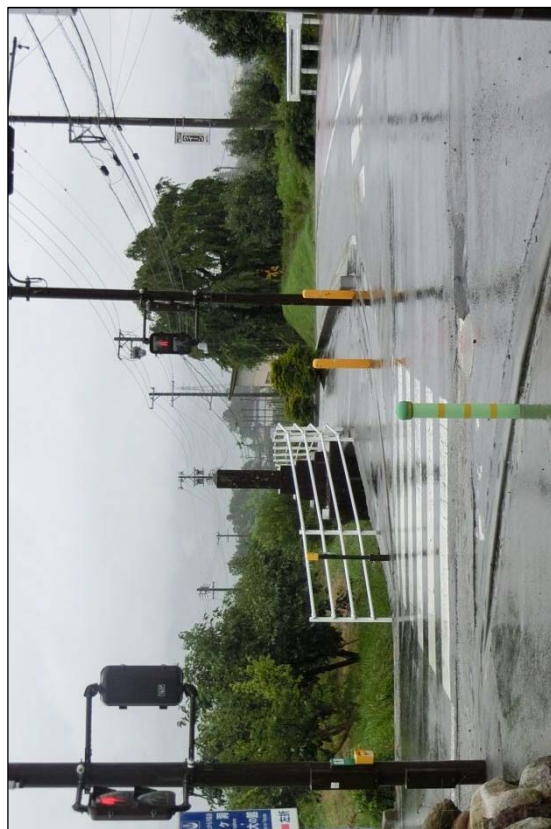
【Step3】 電柱を撤去／ガードレールをガードパイプに変更／照明柱を建物の境界部へ移設(イメージ)



6. 景観改善のイメージ(事例)

■ 事例3

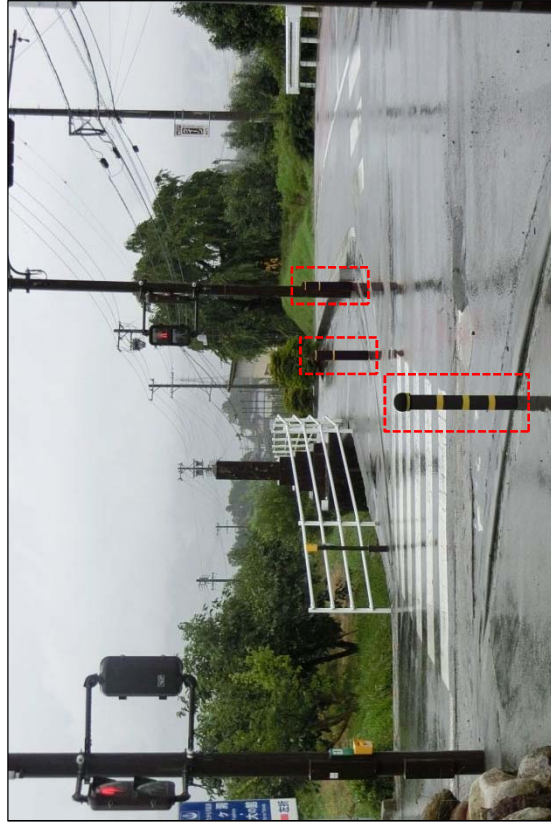
【現況】



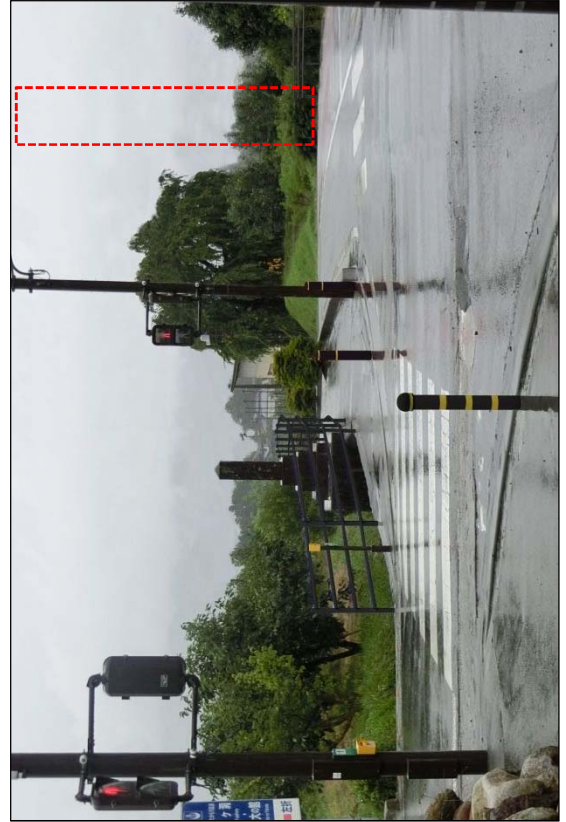
【Step2】 転落防止柵の色をダークブラウンに統一／ガードレール(白)をガードパイプ(ダークブラウン)に変更(イメージ)



【Step1】 ボードの色をダークブラウンに統一(イメージ)



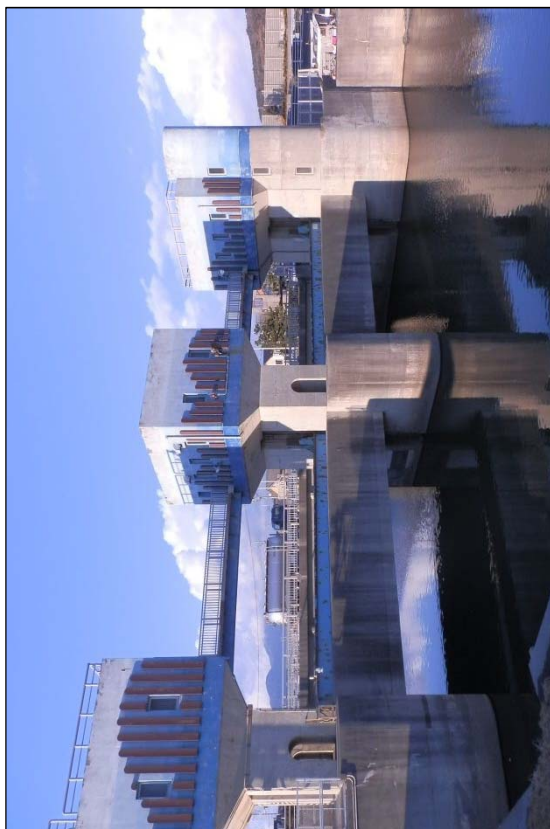
【Step3】 電柱を撤去(イメージ)



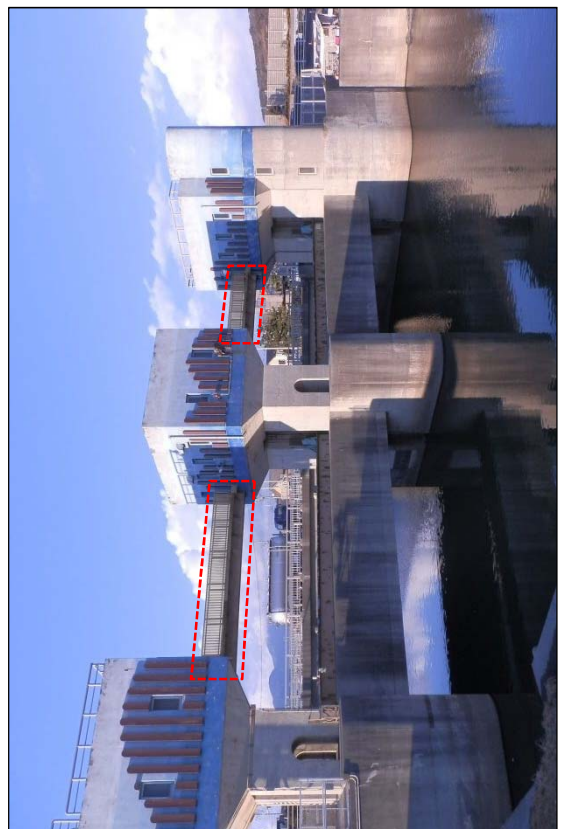
6. 景観改善のイメージ(事例)

■事例4

【現況】



【Step2】 管理橋の色をダークグレーに変更(イメージ)



【Step1】 ゲートの色をダークグレーに変更(イメージ)



【Step3】 上屋の色をダークグレーに変更(イメージ)



中部地方整備局

公共事業における色彩・デザイン指針 第1版

発行年月：平成27年12月

編集：中部地方整備局景観アドバイザー会議

発行者：国土交通省中部地方整備局企画部

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号

名古屋合同庁舎2号館

電話 052-953-8127
